



富士川水運資料⑥

諏訪高嶋藩廻米問屋

雨宮利之家文書

富士川町教育委員会

富士川町郷土資料叢書

10

2026

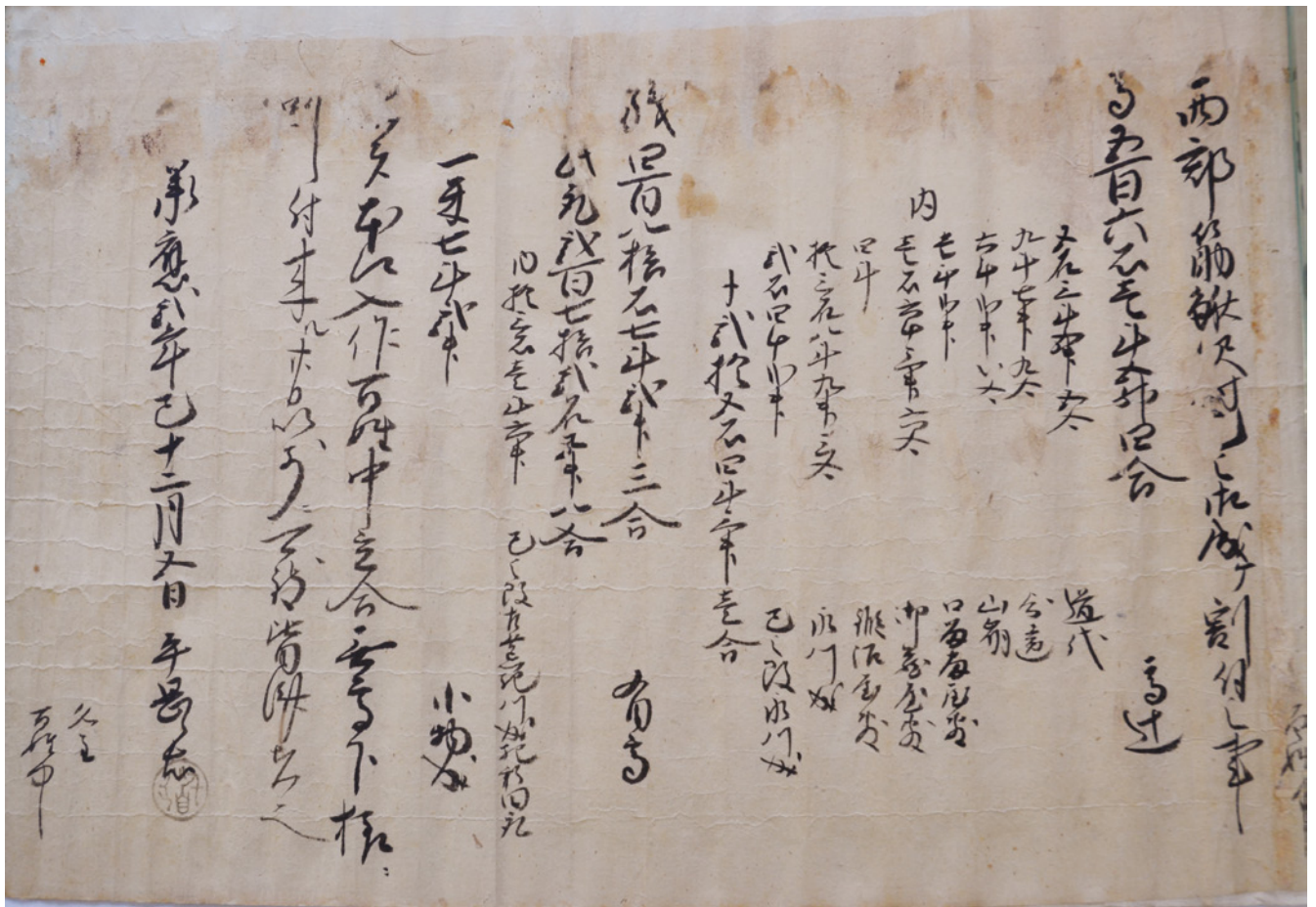
富士川水運資料⑥
諏訪高嶋藩廻米問屋

雨宮利之家文書

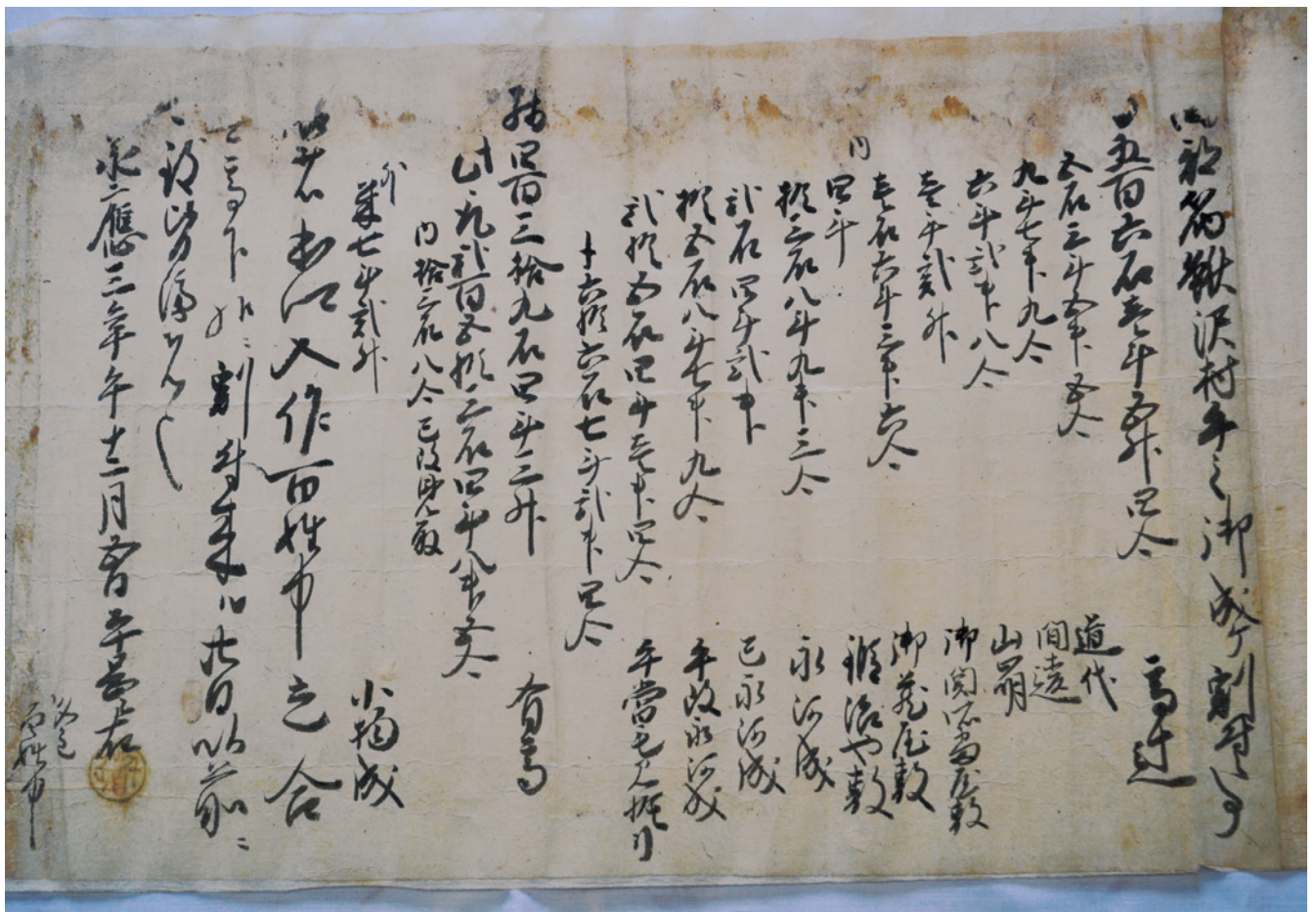
富士川町教育委員会

富士川町郷土資料叢書

10



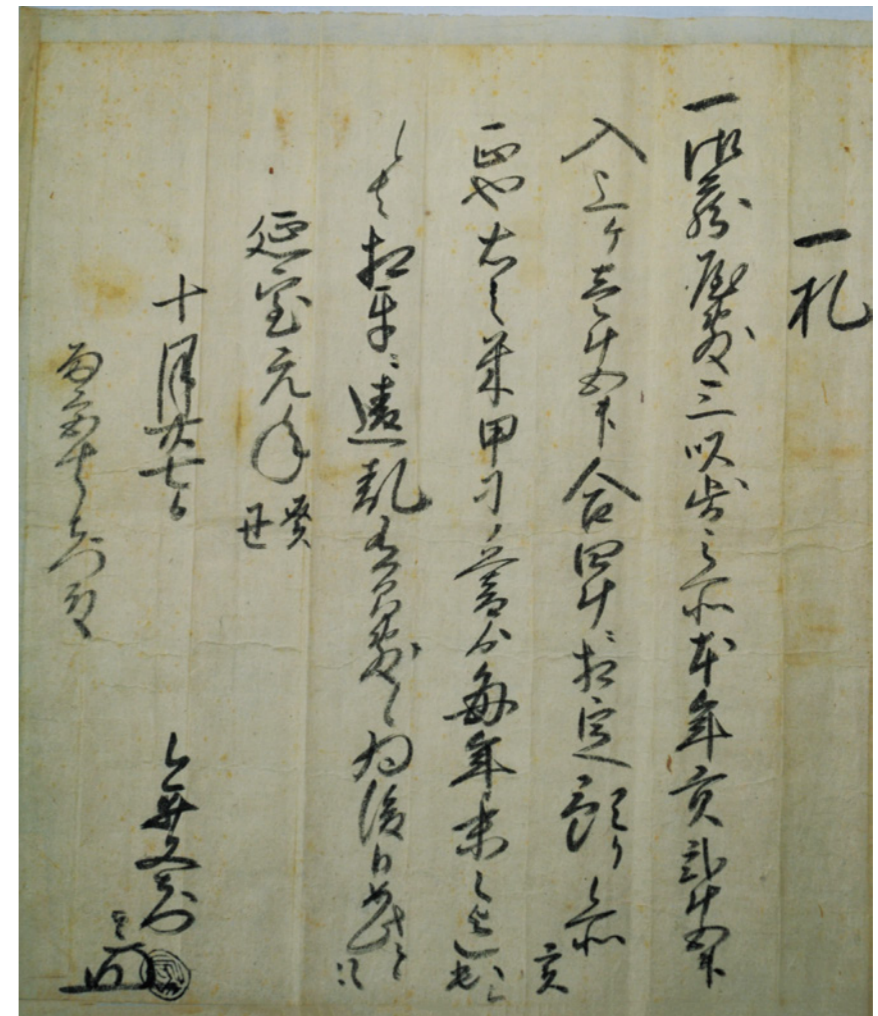
口絵 1 承應二年（1653）十二月 西郡筋鯉沢村巳之御成ヶ割付之事
鯉沢村で最も古い年貢割付状 代官は平岡岡右衛門である



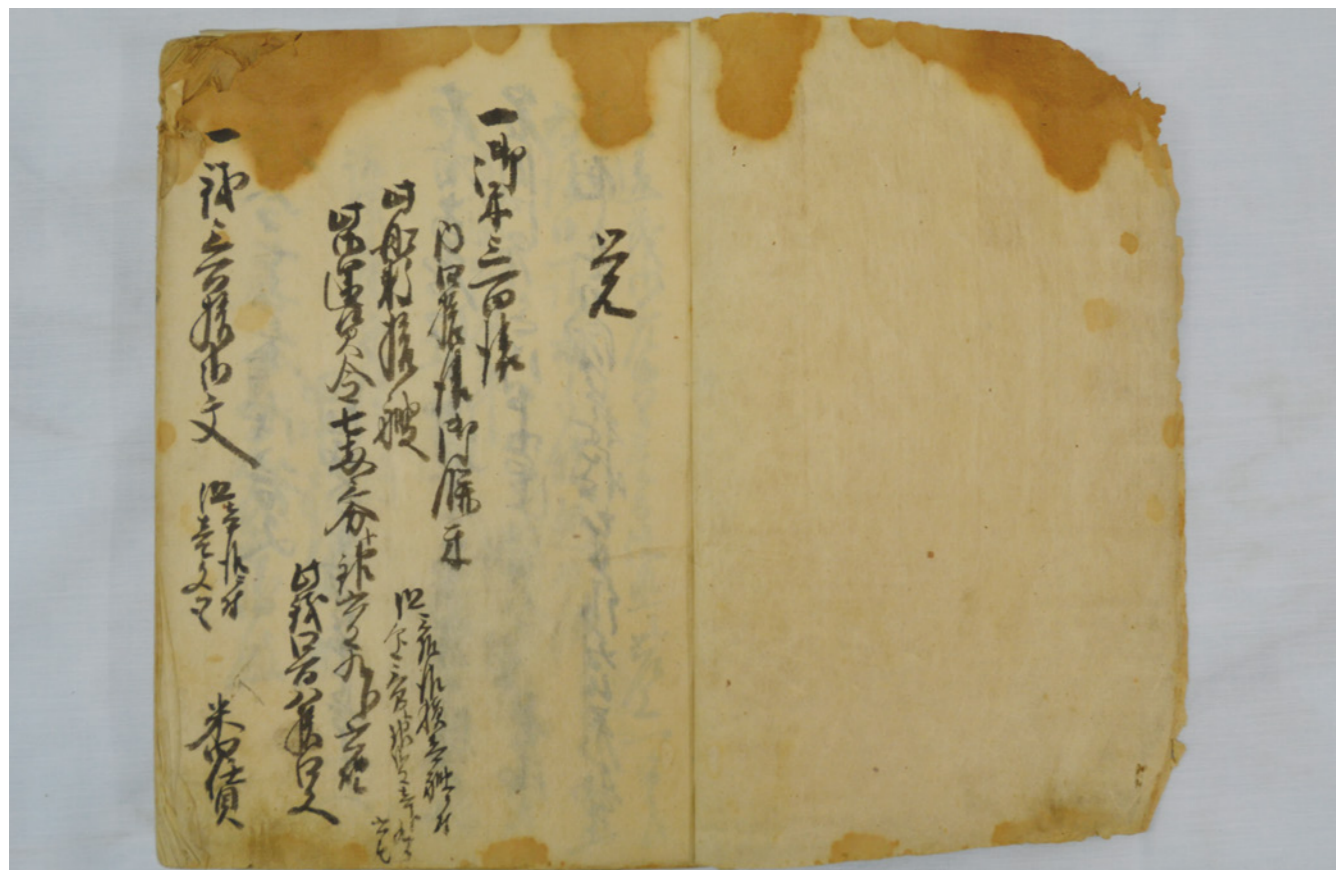
口絵 2 承應三年（1654）十二月 西郡筋鯉沢村午之御成ヶ割付之事
前年よりも不作地が増えている



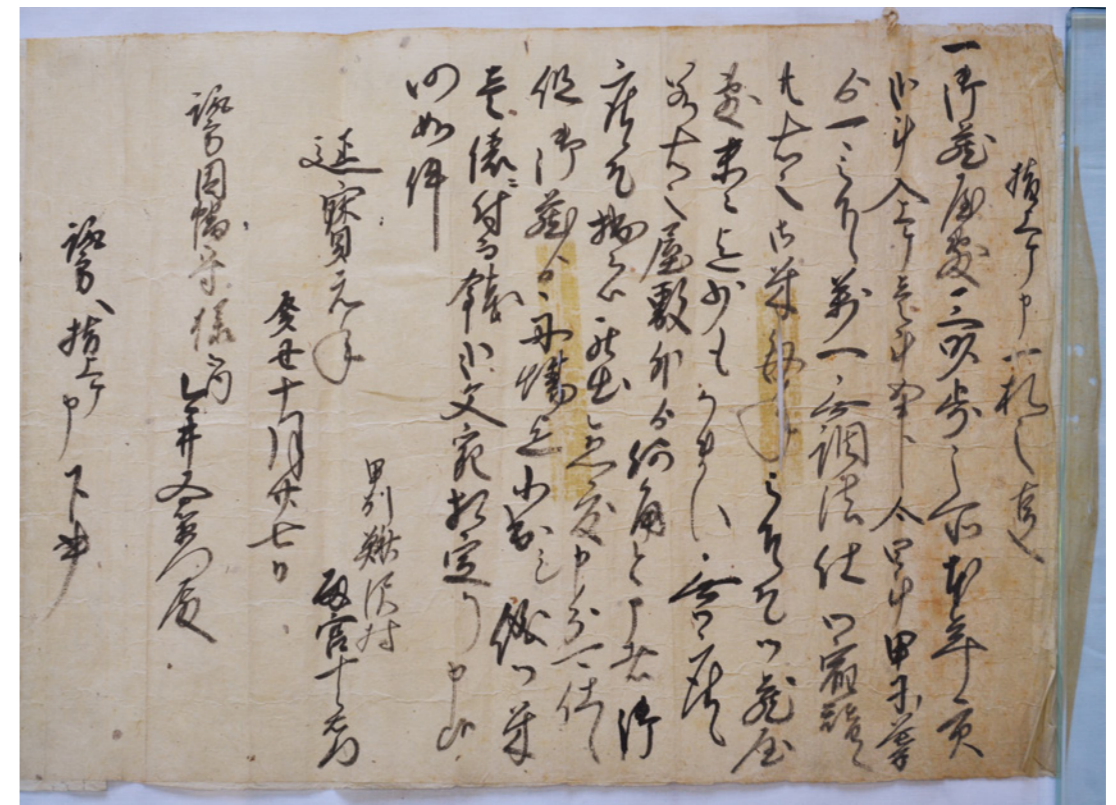
口絵 5 右から諏訪因幡守様御用留①（寛延元〔1748〕～宝暦11年〔1761〕）表紙
 たて27cm×よこ19cm 表紙共144丁
 諏訪因幡守様御用留②（宝暦11〔1761〕～天明4年〔1784〕）表紙
 たて27.5cm×よこ19.5cm 表紙共143丁
 諏訪因幡守様御用留③（弘化4〔1847〕～明治3年〔1870〕）表紙
 たて25cm×よこ16.5cm 表紙共58丁



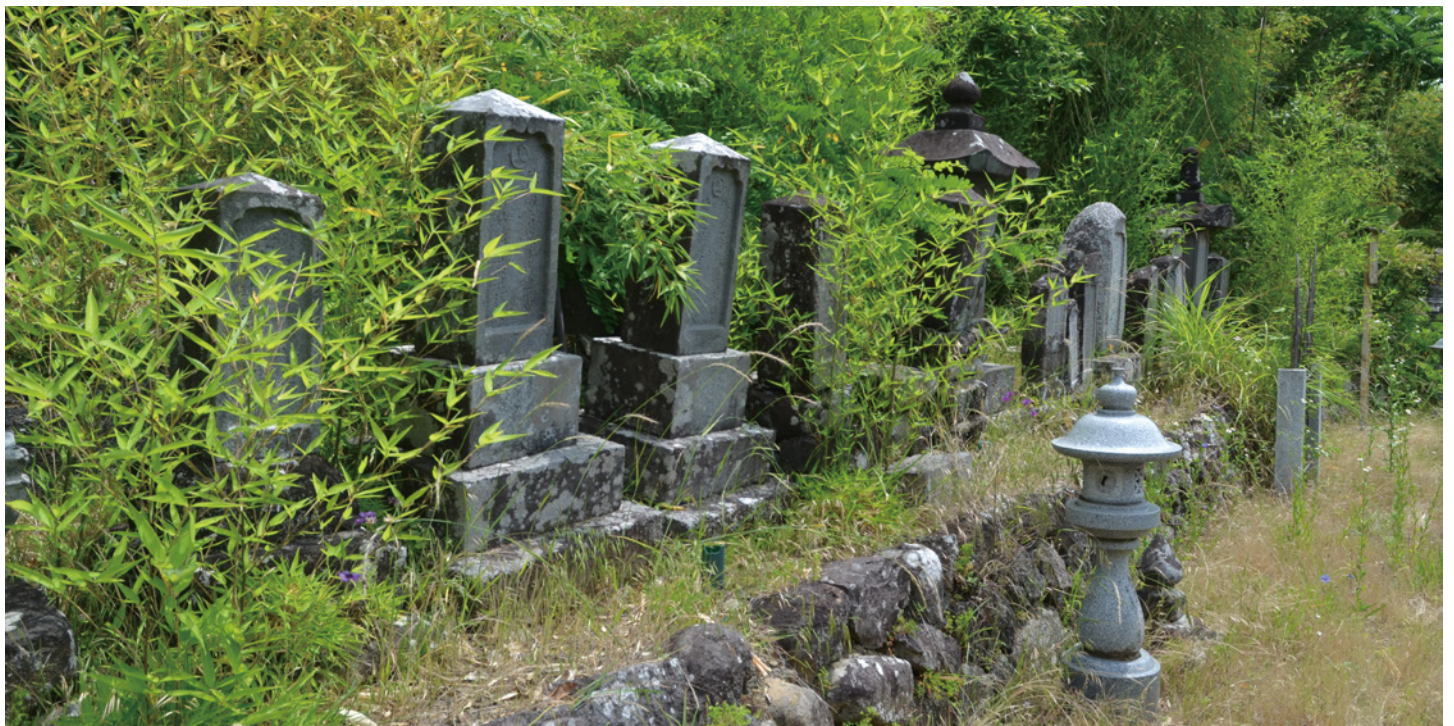
口絵 3 延宝元年（1673）十月 一札（来甲子年の御蔵屋敷年貢二斗五升に一斗五升を加える旨）
 諏訪高嶋藩今井又右衛門が廻米問屋を雨宮十郎右衛門家とする契約状



口絵 6 諏訪因幡守様御用留①の一丁目表（オモテ）
 新『鯉沢町誌 資料編』ではこの半丁部分が落丁となっている
 毎年の廻米の俵数とその運賃や手数料などを記す重要書類



口絵 4 延宝元年（1673）十月 指上ヶ申一札之事（御蔵屋敷代米四斗請取る、万一宿替でも米下賜ならばかまい無し）
 雨宮十郎右衛門家が諏訪高嶋藩の廻米問屋となる契約請状



口絵 7 雨宮家墓所 (オテンジンサンという場所) 全景 右手奥に最も古い墓碑がある

口絵 8 - 1 - 1

口絵 8 - 1 - 2

口絵 8 - 2 - 1

口絵 8 - 2 - 2



寶林妙臺日光
元和八年八月十六日

春窓妙薫
正保三丙戌十月廿九日

(上の写真)

(右の写真・下段 基礎)

元和元乙卯十月廿五日
法隆院宗覚日義

寛永九申八月朔日
覚圓宗芳

〈上段・塔身〉



(向かって左)

(正面)

(向かって右)

(裏面)

蓮 妙法華經

口絵 8 - 1 - 1・2 雨宮家墓碑 [左] 切妻形祠墓碑 雨宮家九代 元和元年 (1615) 十月廿五日 雨宮十郎左衛門法隆院宗覚日義 妻 元和八年 (1622) 八月十六日 寶林院妙台日光 甲府盆地で最も古い近世夫婦墓 新『鰍沢町誌資料編』口絵では「雨宮与一左衛門」としているが、雨宮家の歴史史料により「雨宮十郎左衛門」とした。この翌年、徳川家康とイギリスのシェークスピアがなくなっている 高さ101cm
口絵 8 - 2 - 1・2 [右] 宝篋印塔形墓碑 雨宮家十代 寛永九年 (1632) 八月一日 雨宮甚兵衛 心性院覚圓宗芳日嚴 妻 正保三年 (1646) 十月廿九日 詠光院春窓妙薫日香十郎左衛門夫婦墓に次ぐ古い夫婦墓 高さ217cm

富士川町郷土資料叢書第十集の刊行によせて

富士川町教育長 樋口 和仁

甲州三河岸の一つ鰍沢河岸には、江戸時代の信濃国（現在の長野県）にあった諏訪高嶋藩（すわたかしまはん）から輸送された年貢米を貯蔵する御米蔵が置かれていたことがわかっています。しかし、その実態はこれまで十分な研究が行われてきませんでした。

富士川町鰍沢の雨宮利之家（諏訪問屋）は、少なくとも江戸時代前期の延宝元年（一六七三）から明治初めまで、諏訪高嶋藩（諏訪藩ともいう）三万石の廻米問屋を請け負う関係が続いたようです。

高嶋藩の城下上諏訪からは、甲州道中を韮崎までたどり、ここで右に折れて駿信往還（すんしんおうかん）に入ります。次の宿場は荊沢（ばらざわ・南アルプス市）で、そこから青柳村追分（おいわけ）を右手に曲がり、鰍沢に至るのです。このルートで運ばれた諏訪藩の年貢米は富士川を下り、岩瀬河岸や清水湊をへて江戸まで運ばれたのです。

記録を見てみますと、年貢米は多い年で三千俵以上、少ない年でも五百俵以上が鰍沢に輸送されました。これを運んだのが、信州の中馬（ちゅうま）と呼ばれる人々です。中馬は一頭に標準で二俵の米俵をつけ、一人の馬子（まご）が二頭から三頭の馬を曳いてやってきたようです。その米が、鰍沢の雨宮家のお蔵に次々に納められたのです。

天和二年（一六八二）の鰍沢村は二二五軒・一、三九九人の大きな村ですが、当時七十人家族の雨宮与市左衛門家は、五十人の下男・下女を抱える村一番の大家族でした。一軒で村全体の二十分の一の人口を養っていたのです。

その後、鰍沢村は延享三年（一七四六）五二八軒・二、四二六人、文化十二年（一八一五）六八三軒・三、一四五人、明治十一年（一八七八）には八〇四軒・三、九七〇人にまで成長するのです。

二〇二六年（令和八年）三月吉日

番号	史料名	年代	差出人	請取人	形態	数量	ページ
15	差上申一札之事（青柳河岸の商い荷物取扱いと旅人宿泊に、鯉沢河岸差止め出入）	明和 6.9.7 丑（1769）	訴訟人青柳村惣代問屋太郎左衛門他4名、相手鯉沢村名主問屋玉之丞	御奉行所	状	1	20
16	諏訪伊勢守様御入部扣（8/2葦崎宿本陣岩下兵助泊へ挨拶）	文化 14.仲秋. 丑（1817）	雨宮与一左衛門		冊	1	23
17	為取替書付之事（小物成山割合は両家廟所境、畑地作徳は両家妙臺寺回向料にする）	文政 5.9. 午（1822）	鯉沢村恒蔵 [㊤] 与市左衛門 [㊤] 、高田村扱人喜内 [㊤] 東南胡村同七兵衛 [㊤]	[恒蔵は分家]	状	1	24
18	議定書之事（本家与一左衛門と分家恒蔵との争論取極め、廟所・諏訪問屋・家作手当等）	文政 7.2. 申（1824）	鯉沢村訴訟方恒蔵 [㊤] 差添長蔵 [㊤] 相手方与一左衛門 [㊤] 他10名（妙臺寺も）		状	1	24
19	記（妙臺寺境内除地書上）	天保 3.正. （1832）	野村彦右衛門当分御預所小室妙法寺末同州（同）郡鯉沢村 妙臺寺		状	1	25
20	差出申一札之事（貴殿の清左衛門殿江相懸る一件落着）	天保 4.4. 巳（1833）	潮き院（花押） 妙誠院（花押）	与一左衛門殿	状	1	25
21	乍恐以書付奉願上候（御米蔵瓦葺き建替願、天正以来の由緒を記す）	天保 9.6. 戊戌（1838）	鯉沢河岸 問屋 雨宮与一左衛門 [㊤]	御作事方 御役所	状	1	25
22	借用申米代金之事（諏訪蔵米百俵請取、代金42兩1分3朱、残金32兩1分3朱極月25日迄）	天保 12.8. 丑（1841）	天神中条村 借用人 七郎左衛門 [㊤]	鯉沢村 与市左衛門殿	状	1	25
23	覚（染屋渡世元手金30兩受取）	天保 14.3.晦 （1843）	金子請取人新重郎（爪印） 立合人飯野村次右衛門/同寂勝寺村重左衛門他2名	与市左衛門殿	状	1	26
24	乍恐以書付奉願上候（去7月殿様傳奏となり、用立金50兩下げ渡し願）	天保 15.4. 甲辰（1844）	雨宮与一左衛門 [㊤]	御勝手方 御役所様	状	1	26
25	家督引訳讓状之事（相続人寅五郎/別家新十郎）	天保 15.6.12 甲辰（1844）	本人与一左衛門 [㊤] 親類六兵衛 [㊤] 親類弥平太 [㊤] 親類飯野村治右衛門 [㊤] 他4名		状	1	26
26	借地証文之事（屋敷1ヶ所借用し土蔵建立、地代甲銀30匁）	弘化 3.5. 午（1846）	借地主虎之丞 [㊤] 証人長次右衛門 [㊤]	与一左衛門殿	状	1	27
27	差出申一札之事（後見親類飯野村治右衛門不実意者、其方共も親類一切頼まず）	弘化 4.正. 丁（1847）	親 与一左衛門 [㊤]	新十郎 寅五郎	状	1	27
28	乍恐以書付奉願上候（殿様江戸御廻米問屋扶持下付、家督相続届）	弘化 4.10. 未（1847）	甲州巨摩郡鯉澤河岸問屋雨宮虎五郎 [㊤] 飯野村後見治右衛門 [㊤]	諏訪因幡守様御内波多野佐膳様千野平太様他4名	状	1	28
29	諏訪因幡守様御廻米問屋名前引替御用留日記（家督相続）	弘化 4.10. 未（1847）	甲州巨摩郡鯉澤宿雨宮虎五郎後見 治右衛門	諏訪因幡守様御内波多野左膳様千野平太様他4名	冊	1	28

鯉澤 雨宮利之家文書目録 (年代順)

番号	史料名	年代	差出人	請取人	形態	数量	ページ
1	西郡筋鯉沢村巳之御成ヶ割付之事（1～3が貼合わされている）	承応 2.12.5 巳（1653）	平岡々右 [㊤]	名主 百姓中	状	1	11
2	西郡筋鯉沢村午之御成ヶ割付之事	承応 3.12.5 午（1654）	平岡々右 [㊤]	名主 百姓中	状	1	11
3	西郡筋鯉沢村未之御成ヶ割付之事	明暦 元.11.28 未（1655）	平岡々右 [㊤]	名主 百姓中	状	1	11
4	西郡筋鯉沢村卯之御成ヶ割付之事（4・5が貼合わされている）	寛文 3.霜.3 卯（1663）	太 甚兵 [㊤]	かちか沢村 名主惣百姓中	状	1	12
5	西郡筋鯉沢村辰之御成ヶ割付之事	寛文 4.12.9 辰（1664）	太 甚兵 [㊤]	鯉沢村 名主惣百姓中	状	1	12
6	一札（御蔵屋敷3畝歩・年貢2斗5升に、入上ヶ1斗5升、合4斗預り、甲刁々毎年出す）	延宝 元.10.27 癸丑（1673）	今井又右衛門 [㊤] （花押）	雨宮十郎右衛門殿	状	1	13
7	指上ヶ申一札之事（御蔵屋敷代米4斗請取る、万一宿替でも米下賜ならばかまい無し）	延宝 元.10.27 癸丑（1673）	甲州鯉沢村 雨宮十郎右衛門	諏方因幡守様御内 今井又右衛門殿	状	1	13
8	信州米酒御法度書（内題 指出シ申一札之事、信州米酒は一切売買しない、内証にて売買しない）	寶永 3.10. 丙戌（1706）	久之丞/郷右衛門/六郎左衛門/与次左衛門 [㊤] /七兵衛 [㊤] /次左衛門 [㊤] /藤十郎 [㊤]	藤兵衛 [㊤] 次右衛門 [㊤] 権兵衛 [㊤] 喜兵衛 [㊤] 与右衛門 [㊤] 六兵衛 [㊤] 助兵衛 [㊤] 喜右衛門 [㊤] 弥五左衛門 [㊤] （全65名）	状	1	13
9	諏訪因幡守様御用留 ^① （寛延元～宝暦11年 [1761]）	寛延 元.10.吉 辰（1748）	鯉沢河岸 雨宮与一左衛門		冊	1	14 44
10	三河岸御運上御吟味上納書付扣（甲府塩問屋再興願への対応として三河岸運上納付）	宝暦 4.11.10 甲戌（1754）	鯉沢 雨宮十郎右衛門	上飯田御代官 上倉彦左衛門様 御役所 他城代	状	1	14
11	添書一札之事（屋敷売渡証文、表4間・裏26間、代金15兩）	宝暦 9.3. 卯（1759）	十郎右衛門	妙臺寺様	状	1	18
12	寛文十 ^三 年御検地書抜覚（宝暦十一年書之、寛文3年～）	宝暦 11. . （1761）	雨宮氏		横	1	18
13	諏訪因幡守様御用留 ^② （宝暦11～天明4年 [1784]）	宝暦 11.11. 巳（1761）	雨宮十郎右衛門		冊	1	19 65
14	乍恐以書付奉願上候（鯉沢御番所にて船荷差押え一件、青柳河岸役人言上へ返答）	（宝暦12） .9. 午（1762）	鯉沢村名主政右衛門 [㊤] 長百姓十郎右衛門 [㊤] 同玉之丞 [㊤] 同重右衛門	町野惣右衛門様 御役所	状	1	19

番号	史料名	年代	差出人	請取人	形態	数量	ページ
45	乍恐以書付奉願上候 (金百両、十年賦拝借で御米蔵修覆願)	慶應 元. 9. 乙丑 (1865)	鯉沢河岸御米問屋雨宮与 市左衛門/ 後見 治右衛門	御勝手方 御役所	状	1	36
46	乍恐以口上書奉願上候 (川下げ運賃 208文増で御公儀御三分江戸廻米同様 903文願)	慶應 元. 9. 乙丑 (1865)	鯉沢河岸御米問屋 雨宮與市左衛門/ 後見 治右衛門	御勝手方 御役所	状	1	36
47	奉願拝借仕候金子證文 (大地震での御蔵修復金70両、10年賦 拝借願、同文2通)	慶應 元. 12. 乙丑 (1865)	鯉沢河岸御米問屋雨宮與 一左衛門/後見治右衛門/ 上諏訪町請人増屋崑七	久保嶋豪蔵様/今井順 八様/志賀初右衛門様 /菊地六郎右衛門様	状	2	37
48	対談議定書之事 (さくめ岩淵村齊藤 縫蔵後妻二成るにより、百姓株跡式 相続人取極)	慶應 2. 6. 丙寅 (1866)	本家與市左衛門/親類治右 衛門/同長重郎/隣家六兵 衛/組合藤重郎	おさくめ	状	1	37
49	差上申御請書之事 (岩淵迄川下げ賃 丑1ヶ年限486文増永で永1貫181文と する旨)	慶應 2. 6. 寅 (1866)	青柳河岸船頭惣代源七/問 屋太郎左衛門/黒沢河岸船 頭惣代惣右衛門他3名	市川御役所	状	1	37
50	乍恐奉願上候口上書 (満水のため米蔵台木下付願)	慶應 2. 10. 丙寅 (1866)	甲州鯉沢宿 御廻米問屋 雨宮與市左衛門◎	御勝手方御役所	状	1	38
51	御米積根太松丸太木積書 (末口4寸長2間物100挺代金420匁)	(慶應2) . 10. 寅 (1866)	鯉沢宿 雨宮與一左衛門◎	(宛名欠)	状	1	38
52	乍恐以口上書奉願上候 (川下げ運賃1艘30積積、永1貫381文 頂戴願)	慶應 2. 10. 丙寅 (1866)	甲州鯉沢宿 御廻米問屋 雨宮與一左衛門	御勝手方御役所	状	1	38
53	乍恐以書付奉願上候 (○俵印玄米550 俵・糯・蕎麦、十嶋御番所通過手形 交付願)	慶應 2. 11. 18 寅 (1866)	諏訪因幡守様廻米問屋鯉 沢河岸与市左衛門◎問屋 其右衛門◎名主市左衛門 ◎	市川御役所	状	1	39
54	差出し申一札之事 (当河岸は今9日よ り17日迄9日間、江戸廻米に限らず川 下げせず)	慶應 3. 6. 丁卯 (1867)	鯉澤河岸船頭惣代 縫右衛門◎ 奥右衛門	御廻米御掛り 笠原儀左衛門殿	状	1	39
55	乍恐以書付奉願上候 (船頭共、丑年 川下げ運賃7割増願、同文2通内1通 破損甚し)	慶應 3. 7. 丁卯 (1867)	鯉澤河岸 御廻米問屋 雨宮與一左衛門◎	高嶋御勝手方 御役所	状	2	39
56	乍恐以書付奉願上候 (川下げ運賃、本領並1貫529文願)	慶應 3. 8. 丁卯 (1867)	甲州鯉沢宿 御廻米問屋 雨宮與一左衛門	御勝手方 御役所	状	1	40
57	乍恐以書付奉願上候 (○俵印玄米 2566俵・蕎麦20俵、十嶋御番所通過 手形交付願)	慶應 3. 11. 5 卯 (1867)	諏訪因幡守様廻米問屋 鯉沢村百姓与市左衛門 名主喜兵衛	市川御役所 (増田安兵衛手附→十 島御番所)	状	1	40
58	御廻米目録 (慶応2年9月~同3年6月迄の分)	慶應 3. 12. 卯 (1867)	鯉澤河岸問屋 雨宮與市左衛門	高嶋様 御廻米御掛り 宮澤忠兵衛殿	状	1	40

番号	史料名	年代	差出人	請取人	形態	数量	ページ
30	諏訪因幡守様御用留◎ (弘化4~明治3年 [1870])	弘化 4. . 未 (1847)	問屋 雨宮与市左衛門 義尚		冊	1	30 90
31	乍恐以書付奉愁訴候 (与一左衛門跡 式を弟虎五郎に相続させ兄新十郎を 別家に不満)	嘉永 元. 4. 申 (1848)	右鯉沢村百姓 与一左衛門忝 新十郎 (爪印)	市川 御役所	状	1	30
32	為取替申内済書之事 (多祢と分地之居屋敷新十郎の争論)	嘉永 改元. 8. 申 (1848)	多祢 (爪印) 新十郎 (爪印) 虎五郎◎虎五郎後見飯野 村次右衛門◎他6名		状	1	31
33	借用申質地之事 (中畑2畝3歩、代金 甲金30両、3年季)	嘉永 3. 2. 戌 (1850)	質主 作平◎ 証人 与一左衛門◎ 伊之助◎	虎之丞殿	状	1	32
34	差出申一札之事 (丑年私居屋敷50両 で売渡し、明け渡し手切金15両受取)	嘉永 7. 8. 寅 (1854)	売主 伊之助 証人 治右衛門	与一左衛門殿	状	1	32
35	乍恐以書付奉願上候 (廻米川下げ、1艘80文増、695文に願 う、下書と写2通)	安政 元. 12. 甲寅 (1854)	甲州鯉沢宿 御廻米問屋 雨宮与一左衛門◎	御勝手方 御役所様	状	2	32
36	乍恐以書付奉願上候 (廻米運賃丑寅2 年1艘永80文増願)	(安政2カ) . . . [1855]			状	1	33
37	乍恐以書付奉願上候 (寅11月大地震での御米蔵修復金50両 拝借願、写共2通)	安政 2. 2. 乙卯 (1855)	甲州鯉沢宿御廻米問屋 雨宮与一左衛門◎ 飯野村後見治右衛門◎	御勝手方 御役所様	状	2	33
38	乍恐以書付奉願上候 (寅11月大地震での御米蔵修復金60両 拝借願)	安政 2. 8. 乙卯 (1855)	甲州鯉沢宿御廻米問屋 雨宮与一左衛門◎ 飯野村後見治右衛門◎	御勝手方 御役所様	状	1	33
39	奉願拝借仕候金子證文 (大地震での御蔵修復金30両10年賦拝 借願)	安政 2. 8. 乙卯 (1855)	鯉沢河岸御廻米問屋雨宮 与一左衛門◎飯野村請人 兄後見治右衛門◎他1名	両角謙次郎様/吉田式 部左衛門様/赤沼三郎 兵衛様他5名	状	3	33
40	一札之事 (文政7申年別家議定以来、 此度北方境取纏れ、隣家立合い取極め)	文久 3. 3. 亥 (1863)	—— —— ——	——	状	1	34
41	覺 (金式百疋諏訪大明神護摩堂永代 常夜燈寄附神納請取)	文久 4. 2 甲子 (1864)	諏方上社別当所如法院◎七 話人柳平亀右衛門◎同五 味長助◎他2名	甲州鯉沢村諏訪問屋 雨宮与市左衛門殿	状	1	34
42	覺 (御払米千三百俵入札、1俵4斗入、 金10両二付17俵7分替)	(元治元) . 11. 子 (1864)	甲州鯉沢村入札人 長次右衛門◎又左衛門◎ 三郎右衛門◎	上	状	1	34
43	乍恐以書付奉願上候 (米500俵岩淵河岸輸送二付十嶋番所 通荷願)	元治 2. 2. 丑 (1865)	天神中条村 願人百姓源七印 名主幸左衛門印	田中御役所 (成瀬官 一郎印十嶋御番所御 番人中)	状	1	35
44	乍恐書付を以奉願上候 (川下げ運賃五割増、永1貫42文5分 願、同文2通)	慶應 元. 8. 丑 (1865)	鯉沢河岸船頭惣代 弥次右衛門◎同政七◎ 同音兵衛◎他1名	高嶋御勝手方 御役所	状	2	35

兩宮利之家文書 (年代順)

1 承應二年 (一六五三) 十二月 西郡筋鯨沢村巳之御成ケ割付之事

西郡筋鯨沢村巳之御成ケ割付之事

□高五百六石壹斗五升四合 高辻

五石三斗五升五合 道代

九斗七升九合 歩違

六斗貳升八合 山崩

内壹斗貳升 口留番屋敷

壹石六斗三升六合 御蔵屋敷

四斗 鍛冶屋敷

拾三石八斗九升三合 永川成

貳石四斗貳升 巳之改永川成

拾五石八斗七升九合 午改永河成

ノ貳拾五石四斗三升壹合

残四百八拾石七斗貳升三合 有高

此取貳百七拾貳石五升八合

内拾三石壹斗六升 巳之改古荒地川成起新田取

一米七斗貳升 小物成

右者、本郷・入作百姓中立合、無高下様ニ割付、来ル廿日以前ニ可致皆済者也、

承應貳年巳十二月五日 平岡々右[㊦]

名主

百姓中

2 承應三年 (一六五四) 十二月 西郡筋鯨沢村午之御成ケ割付之事

西郡筋鯨沢村午之御成ケ割付之事

一高五百六石壹斗五升四合 高辻

五石三斗五升五合 道代

九斗七升九合 間違

六斗貳升八合 山崩

壹斗貳升 御関所番屋敷

壹石六斗三升六合 御蔵屋敷

内四斗

拾三石八斗九升三合

貳石四斗貳升 鍛冶や敷 永河成

拾五石八斗七升九合 午改永河成

貳拾五石四斗壹升四合 午当毛見捨引

ノ六拾六石七斗貳升四合

残四百三拾九石四斗三升 有高

此取貳百五拾三石四斗八升五合

内拾三石八合 巳改見取

外

米七斗貳升 小物成

右者、本郷・入作百姓中立合、無高下様ニ割付、来ル廿日以前ニ可致皆済者也、

承應三年午十二月五日 平岡々右[㊦]

名主

百姓中

3 明暦元年 (一六五五) 十一月 西郡筋鯨沢村未之御成ケ割付之事

西郡筋鯨沢村未之御成ケ割付之事

一高五百六石壹斗五升四合 御縄辻

五石三斗五升五合 道代

九斗七升九合 間違

六斗貳升八合 山崩

壹斗貳升 御関所番屋敷

壹石六斗三升六合 御蔵やしき

四斗 鍛冶屋敷

内拾三石八斗九升三合 永河成

貳石四斗貳升 巳永河成

拾五石八斗七升九合 午永河成

拾三石九斗貳升六合 未永河成

八拾貳石壹斗貳升壹合 未砂押

拾八石壹斗七升四合 未枯見捨

ノ百五拾五石五斗三升壹合

残三百五拾石六斗式升三合 有高
此取百八拾式石八斗七升四合
内拾式石六斗六升 已見取
一米七斗式升 小物成
右者、本郷・入作百姓中立合、無高下様ニ割付、来ル極月廿日以前ニ可致皆済者也、

明暦元年未十一月廿八日

平岡々右[㊟]

名主
百姓中

4寛文三年（一六六三）十一月 西郡筋鰈沢村卯之御成ケ割付之事

西郡筋鰈沢村卯之御成ケ割付之事

一高六百五拾石四斗八升三合

高辻

壹斗式升八合

御閑所番屋敷

式石六斗三升三合

御蔵屋敷

四斗

鍛冶屋敷

式斗式升四合

田畑ニ成位違

拾四石七斗九合

寅ノ永河成

内壹斗六升三合

寅ノ道成

五石七斗六升七合

寅ノ退転荒

三石壹斗五升九合

卯永山くミ

四斗八升四合

卯永川成

壹石壹斗八升七合

卯砂押

九石七升九合

卯枯

小以三拾七石九斗三升三合

在高

残六百拾式石五斗五升

此取式百拾九石六斗七升

同所子改新田

一高百三拾式石四斗壹升七合

卯永川成

内式石七斗三升九合

卯砂押

式石六斗八合

小以五石三斗四升七合

残百式拾七石七升

在高

此取式拾七石壹升
一高百拾壹石七斗九升五合 同所丑改新田
内式石式斗八升七合 当卯永山くミ
残百九石五斗八合 在高
此取拾五石三斗三升

「取米合三百四石壹斗五升八合」〔内は本来あるべきだが記載なし〕

外

一米七斗式升 小物成

一米三石八斗三升六合 子ノ改新小物成

右之通、本郷・出作大小之百姓立合、無高下致割、極月十五日以前ニ可皆済者也、

寛文三年卯霜月三日

太 甚兵[㊟]

かちか沢村

名主惣百姓中

5寛文四年（一六六四）十二月 西郡筋鰈沢村辰之御成ケ割付之事

西郡筋鰈沢村辰之御成ケ割付之事

一高六百五拾石四斗八升三合

御繩辻

壹斗式升八合

御閑所番屋敷

式石六斗三升三合

御蔵屋敷

四斗

鍛冶屋敷

式斗式升四合

田畑ニ成位違

拾四石七斗九合

寅之永川成

壹斗六升三合

寅之道成

内四石九斗式升七合

卯之永山くミ

三石壹斗五升九合

卯之永河成

四斗八升四合

当辰之永川成

式斗七升壹合

当辰之砂をし

式斗式升四合

当辰之坪検見日損

八斗四升

小以式拾八石壹斗六升式合

残六百式拾式石三斗式升壹合

在高

此取式百四拾六石三斗壹升

一高百三拾式石四斗壹升七合 同所新田
内式石七斗三升九合 卯之永河成
三石三斗四升六合 当辰之砂おし
小以六石八升五合 有高

残百式拾六石三斗三升式合

有高

此取三拾八石壹斗四升五合

一高百拾壹石七斗九升五合

同所丑改新田

内式石式斗八升七合

卯之永山くミ

残百九石五斗八合

有高

此取拾九石七斗壹升壹合

外

一米七斗式升 小物成

一米三石八斗三升六合 子改新小物成

右者、本郷・入作百姓中立合、無高下様ニ割付、来ル極月廿日以前ニ可致皆済者也、

寛文四辰年十二月九日

太 甚兵[㊟]

鰈沢村

名主惣百姓中

6延宝元年（一六七三）十月二十七日 一札（諏訪高嶋藩廻米問屋引請で、御蔵屋敷三畝歩・年貢二斗五升に入上ケ一斗五升合四斗を、延宝二年々毎年出す旨）

一札

一御蔵屋敷三畝歩之所、本年貢式斗五升入上ケ壹斗五升、合四斗ニ相定預り候所実正也、右之米甲ノ暮夕毎年末々迄出シ候者、相互ニ違乱有間敷候、為後日如此ニ候、以上、

延宝元年癸丑

十月廿七日

雨宮十郎右衛門殿

今井又右衛門[㊟]□（花押）

7延宝元年（一六七三）十月二十七日 指上ケ申一札之事（諏訪高嶋藩廻米問屋引請で、御蔵屋敷代米四斗請取る、万一宿替でも米下賜ならばかまい無き旨）

指上ケ申一札之事

一御蔵屋敷三畝歩之所、本年貢式斗入上ケ壹斗五升合四斗、甲ノ暮夕可被下候、萬一無調法仕御宿替候共、右之御米毎年被下候ハ、御蔵屋敷末々迄少もかまい無御座候、若右之屋敷外ハ何角と申者御座候ハ、拙者罷出急度申分可仕候、但御蔵今舟場迄小出し儀、御米壹俵ニ付而銭式文宛相定り申候、仍如件、

延宝元年

甲州鰈沢村

癸丑十月廿七日

雨宮十郎右衛門

諏方因幡守様御内

今井又右衛門殿

諏方へ指上ケ申下書

8寶永三年（一七〇六）十月 信州米酒御法度書（内題 指上申手形之支 信州米酒は一切売買しない、到着次第内証にて売買しない旨）

〔表紙〕

信州米・酒御法度書

指出シ申手形之支
一信苧米・酒、当所ニ而ハ不及申ニ、何方ニ而茂一切売買仕間敷候由、堅被仰渡、
樋ニ承届申候御支、

一米・酒請払之儀ハ、当着次第早速御断申、其上御差図を請積送り、尤常々より樋成請取手形取置、御用次第指出シ可申候御支、

一米売買之儀者不及申ニ、御注進不仕、内証ニ而壹表^表請払一切仕間敷候、若壹俵成共、自由ニ請払仕候ハ、急度御検儀可被仰付旨、委細被仰渡、樋ニ承届相守り可申候御事、

一米・酒当着次第、久之丞殿・郷右衛門殿御兩人連判ニ而山口御閑所江請取切手御出シ被成答ニ被仰付候ニ付、壹表^表成共參候ハ、其時々急度御断可申候御事、

右之通り今度銘々御改、信州米・酒別而堅ク、売買ハ不及申、たとへ何様之わ

け有之候共、内証^三而^表表成共自由ニ無御断請^三仕間敷候旨、村中^表人^表茂不殘被仰触具ニ承届、尤順々ニ申渡、借地・借家・門前・門屋至迄、組切ニ相触、急度為相守可申候、若右御法度相背申者御座候ハ、此連判之者迄何分之御檢義ニも可被仰付候、為後日組頭連判指出シ申所、仍而如件、

寶永三丙戌年

十月

藤兵衛 [㊦]	次右衛門 [㊦]	権兵衛 [㊦]
毘兵衛 [㊦]	与右衛門 [㊦]	六兵衛 [㊦]
助兵衛	毘右衛門 [㊦]	弥五左衛門 [㊦]
与次兵衛 [㊦]	弥次右衛門 [㊦]	勘右衛門 [㊦]
彦兵衛 [㊦]	六郎右衛門 [㊦]	六右衛門 [㊦]
平左衛門 [㊦]	又兵衛 [㊦]	佐兵衛 [㊦]
吉右衛門 [㊦]	与五兵衛 [㊦]	加右衛門 [㊦]
茂兵衛 [㊦]	半左衛門 [㊦]	加兵衛 [㊦]
甚右衛門 [㊦]	甚八 [㊦]	九郎兵衛 [㊦]
勘之丞 [㊦]	与兵衛 [㊦]	作右衛門 [㊦]
重郎左衛門 [㊦]	八郎右衛門 [㊦]	半兵衛 [㊦]
助右衛門 [㊦]	毘左衛門 [㊦]	新兵衛 [㊦]
□左衛門	源兵衛 [㊦]	弥右衛門 [㊦]
傳右衛門 [㊦]	跡右衛門 [㊦]	八郎右衛門 [㊦]
久右衛門 [㊦]	六右衛門	市左衛門 [㊦]
小左衛門 [㊦]	孫右衛門	太兵衛
七兵衛	仁右衛門 [㊦]	三郎右衛門
八郎右衛門	七右衛門	善右衛門
吉左衛門	甚左衛門	権兵衛
四郎左衛門	宇兵衛	久右衛門
六郎右衛門 [㊦]	権左衛門	九郎右衛門
庄左衛門 [㊦]	新平 [㊦]	

右御法度趣、村中江被觸渡候通り具ニ承届ケ申候、以上、

戊十月

久之丞

郷右衛門

六郎左衛門

中江駿州^〆揚申候塩高凡七万俵ほと茂揚可申与奉存候、左様候得者、売賣口錢塩^表俵^表式分五厘ツ、^三而^者、甲金三百六拾兩余、然^處為御冥加塩五百俵差上候由、此金高当時塩相場^表俵^表三斗六升入^〆四斗入之俵^三而、甲銀六匁より五・六分くらい仕候、此金甲金六拾兩余与相見江申候、然所三百兩余徳用有之候、殊ニ^三年計^三あらず、年々之事御座候得者、彼者とも計若干之懇望仕、御国中之諸民損毛相立、乍恐自然与困窮可被成奉存候、其上塩・茶・穀類之義者、一日暮之少分之百姓至まで相用不叶品ニ御座候得者、大小之百姓難儀至極仕候、尚又准之外之品々茶・油等至まで、右之通御冥加^ヲ差上商売仕度、右之もの共之類願出可申茂、乍恐難計奉存候、其度々御訴詔ニ罷出候義^表參府^表賄入用等茂相懸、困窮之百姓不存寄臨時入用相立、難義至極奉存候、此度取初之儀御座候間、乍恐右之意趣前廣申上候御事、

一 塩商売之儀ニ付、定式相定申儀ニ御座候、此段塩計ニ不限茶・穀・油・たはこ之類ニ至迄、相場物之義ニ御座候得者、時々直段甲乙有之、^別而^塩者^口々^多ク、^或者^竹原・^波止^濱・^瀬戸^田・^吉和・^赤穂・^才田、^か様^所々^浜〆^駿州^表江塩入津御座候、依之夫々ニ直段茂甲乙御座候、其上海上風順・不順入津多少ニ而甲乙御座候品を塩直段之定式相究候儀者難相成事ニ奉存候、且又^鰈澤^河岸之義者御廻米并往来之旅人諸荷物積下戻り之節手船ニ而積上ケ候得者、運送茂下直、其外懸物等少塩下直揚申候得者、他之衆買取候而者、萬端人を頼申候ハ者、所々藏敷番等多相懸、拙者共買取候よりハ高直揚可申与奉存候御事、

一 拾四年以前酉年、甲府魚町松坂屋与兵衛与申もの、御冥加を差上御府内ニ塩問屋相立、売口錢^三鑑^拾六文取之申度旨願上候^處、御城代久留嶋出雲守様・能勢因幡守様之節、相障無之候哉与御尋御座候ニ付、拙者共申上候趣者、先年御府内塩問屋有之節ハ、商人相對を以附入相頼候分者、時々之相場を以直段仕切代金請取、^表俵^ニ付^口錢^三鑑^拾六文差出申候、尤御府内御屋敷様方并町人共江直売之分者口錢何方へ茂出し不申候、依之先年之通御座候得者差障無御座候得共、御權威を以被為仰付被下置候得者、難儀奉存候段申上候得者、御間濟被為遊、其儀茂相止申候御事、

一 黒沢村^〆笛吹川通天津村江引取、夫^〆陸^附ニ而^甲府^へ附^込候由ニ御座候、此段^鰈澤^宿之義、往古^〆御府内江毎日塩・茶、其外荷物附運^〆駄^賃取^之、其助成を以、其日暮之もの至迄、馬^ヲ持、御伝馬役相勤罷有申候、当宿之義者村高不相応ニ人馬多有之、渡世仕候儀者往古慶長年中富士川船入始、駿州并河内領^〆諸^荷物^積上ケ、猶又塩之義重ニ積上、御府内ハ不申上、所々附運^〆、駄

与次左衛門[㊦]
七兵衛[㊦]
次左衛門[㊦]
藤十郎[㊦]

9寛延元（一七四八）〜宝曆十一年（一七六一） 諏訪因幡守様御用留^①

↓44ページ

10宝曆四年（一七五四）十一月・宝曆五年三月 三河岸御運上御吟味上納書付扣（甲府塩問屋再興願への対策として三河岸運上納付の旨）

^{〔表紙〕}

寶曆四年甲戌十一月 鰈沢

三河岸御運上御吟味上納書付扣

雨宮十郎右衛門

甲府和田平町

孫 七
武 七

伊右衛門

右三人之もの共、此度塩問屋相願、塩五百俵宛為冥加相納、塩元者駿州清水湊・興津・江浦濱^〆甲州黒澤村まで川船^三而^引上、猶又笛吹川通天津村江引取、夫^〆陸^附ニ而^甲府^江附^込候積、売口錢之義者甲銀式分五厘宛相定、諸事定式相定、塩直段ハ^鰈劬^清水^湊相場^准下直^売出^し、尤村々ニ有之塩商売人江者一向差構不申候、此以後新規塩売人出来候とも指構無之由ニ而、此度問屋相願候、村々ニ有来候塩商売之もの共者勿論、都而差障ハ無之候哉、障無之候ハ者、右三人江問屋被仰付候而茂、曾而障無之候趣、村内ニ有之候塩商売之者并名主・長百姓連印書付可差出候、猶又障儀有之候ハ者遂吟味候間、障候之趣意書付、是又名主・長百姓連印を以、右両様共来十日可差出旨、御廻状を以被仰渡候ニ付、左ニ御答申上候、

一 塩^表俵^表ニ付、売口錢甲銀式分五厘宛相定、諸事定式相定与申儀者、御国中江駿州より揚申候俵数ニ而塩商人^〆取之候義御座候哉、左様之訳御座候而者、御国

賃を取、塩商売仕、依之大勢之百姓、此助力を以御年貢上納仕、渡世致来申候、是又当宿之義在^駅ニ而御座候得共、御国中落込之場所、其上駿州・信^必・御府内之往還筋御座候得者、御伝馬^茂は^けしく相勤申候^處、天津村江引上申候而者、駄賃^茂無^之、馬持候儀不罷成、必至与及飢命申候、右三人之もの共儀、是迄茂右之通不致候而茂相立罷有申候御事、

右之入割、乍恐被為聞召分、大勢之百姓只今まで之通御伝馬役之儀茂相統仕度奉存候、^別而^当時^之義者、右申上候通馬^稼・船家職并塩商売之助力を以御年貢御上納仕罷有申候間、御慈悲御披被下置候ハ者、難有奉存候、以上、

鰈沢村

名主

傳之丞

寶曆四年甲戌十一月十日

問屋

与一左衛門

長百姓 不殘

上飯田御代官

上倉彦左衛門様

御役所

芝田日向守様

奥田備後守様

鰈沢村申口

青柳村申口

一 此度、甲府町人塩問屋願有之、先達而障有無御尋被成候^處、塩荷物ニ不限、船席諸荷物、黒澤河岸^〆致運送候而者、渡世無之難儀仕、且又甲府江日々塩附送候^處、問屋相立候而者、其義相止難義之段申立候ニ付、被仰聞候者、願人者冥加塩差上、乍少分御益茂有之儀、尤町人ハ商売第一、百姓者耕作第一之儀ニ候^處、難儀与申一通ニ而者難相立、右之外急度相障候筋有之哉旨、御吟味御座候、

此段百姓耕作第一之義御座候得共、^鰈沢[・]青柳御城米川下積所、^鰈沢^村之義駿州江之^駅場^ニ付、人馬^繼送り、尤大助之村々有之、先年紀州様御通、其外格別之御通有之節ハ、大助村々より人馬差出候得共、通例之儀^三而^者村方ニて相勤、助郷与申茂無御座候得共、諸荷物附送駄賃を取候故、高式斗・

三斗所持仕候もの、又者無高之者茂馬所持仕候故、馱場御入用無滞相勤来申候、諸荷物与申内塩荷物重ニ河岸揚仕候、日々甲府江附送、大勢之人数渡世仕候処、此度甲府ニ塩問屋相立、黒澤河岸運送仕候様相成候而者、有来候馬数共渡世無之、売払候外無御座候、小高并馬持之もの共及飢命難儀仕候義御座候、耕作一通三者拾石余茂所持不仕候而者馬持之儀者難儀之処、村之内拾石程所持仕候もの纔拾三・四人ならてハ無御座候、其内ニ茂馬所持不仕者茂有之候処、塩荷物附送相止、馬数相減候而者、馱場之儀者自今助郷被仰付候ハ者、差支茂御座有間敷御儀奉存候得共、右申上候通大勢之もの共渡世離、自然与離散仕候様可相成難儀仕義御座候、

一青柳・鰍澤ハ船稼之助成茂有之候得者、塩荷物附送相止候而ハ可差障様無之、塩之外諸荷物黒澤河岸ハ大津村江運送一切御停止、塩荷物計送り候ウ者、差障ハ有之間敷旨、御吟味御座候、

此段両河岸とも御城米川下之間、米穀・たはこ等之類、駿州積下候得共、駿刃ハ積登之内塩荷物第一ニ御座候ニ付、塩之外諸荷物ハ黒澤河岸ハ大津村迄附送一切御停止被仰付候而茂、塩之外者少分荷物御座候御事、

一 鰍沢・青柳村共、黒沢村引請前々之通口銭差出、塩附込之義相成候筋ニ而者相障候儀無之哉旨、御吟味御座候、

此段三河岸同様口銭差出候而茂、前々之通甲府塩附込候様相成候而者、塩問屋相立候而茂相障儀無御座候、

一在々ニて塩売買一切不差構、甲府ニ限塩問屋とも取賄、在方ニハ一切不相構候ハ者差障無之哉旨、御吟味御座候、

此段在々ニ而塩売買一切不相構候而茂、青柳・鰍澤ハ甲府江日々塩附込候儀不相成候而者、前條ニ申上候通難儀仕候義、

右申上候通、外差障之儀急度可申立筋ハ無御座候、此度塩問屋被仰付候而者違背可仕様無御座候得共、前條申上候通諸荷物運送仕候内、塩荷物第一ニ而渡世仕来申候所、附送相止候而者渡世相離、当時人数之内おのつから離散仕候様ニ茂相成可申与、難儀之趣御願申上候、以上、

鰍沢 問屋 与一左衛門
長百姓 六之丞
同 永次郎
同 政右衛門
同 源 八
青柳 名主 半助
問屋 弥太郎

亥三月 名主 傳之丞
長百姓

寶曆五年亥四月廿日

黒沢 問屋 弥太郎
名主 半助
問屋 市郎右衛門

石和御代官
泉本儀左衛門様
上飯田御代官
上倉彦左衛門様
御役所

甲府御城代
奥田備後守様
同断
柴田日向守様

差上申一札之事

一甲府町人塩問屋相願、御益筋申上候ニ付、障有無村々御吟味被成候処、塩問屋相立候而ハ未相成、自然与賣同然罷成、塩直段高直可相成ニ付、迷惑ニ奉存候旨、一國村々申上候、私共三ヶ村之義ハ往古ハ塩荷物運送仕、船頭・馬士渡世致来候処、塩問屋相立、黒沢河岸ハ大津村塩積登、甲府江附送候様罷成候而者、三河岸甚難儀仕候段申上候処、塩問屋願ニ而御益茂申上候得者、三河岸より船運上、として金子差出、御免相願候様被仰渡、段々御吟味之上壱ヶ年ニ金八拾五兩宛年々上納可仕候間、塩問屋相止候様仕度旨、先達而申上候ニ付、右之趣を以御窺被成下候処、此度被 仰渡候者、私共相願候通塩問屋相止、三河岸より向後年々金八十五兩ツ、上納可仕候旨被仰渡、承知仕奉畏候、則別紙三河岸分ケ金高差上候通、向後年々上納可仕候、依之印形書付差

問屋 名主
長百姓

上倉彦左衛門様
御役所

御吟味ニ付申上候口上書

一此度甲府町人塩問屋願有之、先達而障有無御尋ニ付、障之趣段々書付を以奉願候処、願人共冥加塩差上、御益茂有之儀ニ而、障一通之申立ニ而者難相立候間、右冥加塩之代り御益之筋之儀申上候様被仰渡候ニ付、塩問屋相止候ハ者、為船運上船壹艘永式百五拾文ツ、鰍沢・青柳・黒沢三河岸、当時舟数式百九拾七艘、壹ヶ年金七拾四兩壹分宛年々上納可仕候間、塩問屋相止、是迄之通三河岸ハ甲府并在々迄塩附送渡世仕候様、書付差上申候所、願人共冥加塩壹ヶ年ニ五百俵、代金積八拾兩余相当、私共相願舟運上ハ御益茂多候間、舟運上可相増旨、御吟味御座候、

此段、舟運上之義、去ル巳年当御支配相成、以来三河岸舟荷物請拂帳面并駿州岩測迄往返之内、船頭共諸雜用等御吟味御座候得共、舟運上差上候而者、仕当合兼難儀仕候間、運上御免被成下候様奉願上候、然所諸荷物之内塩荷物第一御座候所、此度塩問屋相立、三河岸ハ甲府并在々江日々塩附送儀相止候而者、馬持・舟持共渡世離一同難儀仕申ニ茂及飢命候躰之もの出来可仕段申上候ニ付、左候ハ者、願人之もの共申上候御益程ハ可差出儀候段、御吟味之趣御尤至極奉存候、壹艘永式百五拾文宛積申上候得者、金五兩三分相増、金八拾兩ツ、可差上之旨申上候所、尚又被 仰聞候ハ、願方同様之御益ニ而ハ御伺難被成旨御吟味ニ付、右申上候通多分之舟運上差上候義ハ、至而難義至極ニ者奉存候得共、塩問屋相止候得ハ、大勢之者とも相続仕候儀ニ付、格別ニ村相談五兩相増、都合八拾五兩ツ、年々上納可仕候、尤舟数之義年ニハ増減御座候得共、差而之増減無御座、此上舟数相減候而茂割合を以金高八十五兩宛定納相納可申候間、甲府塩問屋相立候義者相止候様奉願上候、

右御吟味ニ付申上候通、少茂相違無御座候、以上、

鰍沢 名主 傳之丞
長百姓

上申候、以上、

鰍沢村 名主 傳之丞
問屋 与一左衛門
長百姓 六之丞
同 政右衛門
同 永次郎
同 源 八
青柳村 名主 半助
問屋 弥太郎
長百姓 十兵衛
同 利左衛門
同 太郎八
黒沢村 名主 伊右衛門
問屋 市郎右衛門
長百姓 勘右衛門
同 小兵衛

亥四月

宮村孫左衛門様
齋藤新八郎様
泉本儀左衛門様
上倉彦左衛門様
御役所

差上申一札之事

一金三拾三兩三分 船運上 鰍沢村
一金式拾壹兩三分 同 断 青柳村
一金式拾九兩式分 同 断 黒沢村
合金八拾五兩

右者、先達而塩問屋願人有之、村々一同難儀奉存候、三河岸之義ハ別紙難儀仕

候ニ付、船運上差上、塩問屋相止候様奉願上候処、御吟味之上御伺、私共願之通此度被仰渡難有奉存候、然上者向後忝々年金八拾五両宛運上差上候様、三河岸金高訳、書面之通御座候、縦此上船数増減御座候共、右河岸限金高無増減年々急度上納可仕候、依之連印差上申所、仍如件、

亥四月 三河岸 名前右同断

御名前右同断

11宝曆九年（一七五九）三月 添書一札之事（屋敷完渡証文、表四間・裏二六間、代金十五両）

添書一札之事
一屋敷 表四間・裏式拾六間 但小判也
代金拾五両
右之通代金儘ニ請取、本証文相添、貴寺江賣渡申所実正也、本文之通永々御支配可被成候、為後日、仍如一札件、

宝曆九年 十郎右衛門
卯三月 妙臺寺様

12宝曆十一年（一七六一）寛文十三年御検地書抜覚（寛文三年）

^{〔表紙〕}

寛文十三年御検地書抜覚
雨宮氏
御状并御書物御座候
御名前年号覚 御代官
一諏訪江御状 今井忠兵衛
延寶三年今明和四年迄九十三年
一御書付手形 御代官
桜井孫兵衛

元禄七戌年今明和四年迄七拾四年
一諏訪御米証文通手形 御本丸御代官

太田甚兵衛

寛文三年卯年右四年迄百五年
一御関所往来女手形

雨宮十兵衛
小長谷伊左衛門
戸田周防守

寛文十年甲府君御領之節
一御本丸御代官

遠藤次郎右衛門

河東御支配 御陣屋石和
一御本丸御代官

御陣屋石和
一御本丸御代官

御検地御繩請屋敷

本村

一百八拾七軒

当时有家四百四拾六軒

枝郷七ヶ村

一五軒 天戸

同 拾軒

一拾三軒 鬼嶋

同 式拾八軒

一三軒 新井林

同 七軒

一五軒 角窪

同 八軒 梅久保

一拾三軒 拾六軒

同 拾軒 白沢

一三軒 拾軒

一拾壹軒 国見平

当时有家 拾軒

一屋敷式ヶ所御城米御蔵屋敷

御蔵屋敷合忝反六畝拾歩
御代官桜井孫兵衛様分被下置

屋敷合式百四拾式ヶ所

此反別八町忝反五畝拾六歩

寶曆十一年 書之

一屋敷忝反式歩 御繩請

上宿忝兵衛 半左衛門
忝兵衛

一 同 忝反式畝式拾歩

□宿武左衛門 政右衛門
健伯 忠兵衛

一 同 忝反拾式歩 本町権兵衛

九畝拾六歩 幸左衛門

一 同 九畝式拾四歩 同与治左衛門

一 同 七畝式拾式歩 同与治左衛門

一 同 忝反八歩 同治左衛門

一 同 忝反八歩 同治左衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

一 同 忝反八畝六歩 同宗右衛門

13宝曆十一年（一七六一）〜天明四年（一七八四）諏訪因幡守様御用留②
↓65ページ

14（宝曆十二年（一七六二）八月・九月 乍恐以書付奉願上候（鰯沢御番所にて船荷差押え一件、青柳河岸役人言上へ返答）
乍恐以書付奉願上候

一此度、鵜飼左十郎様御支配所逸見筋白須山より板類伐出、入戸野村平左衛門・大師村久左衛門御証文戴頂仕、右荷物当河岸江附送申候ニ付、当河岸久右衛門・波木井村忝左衛門・政之丞船ニ右板類去ル廿日積出、鰯沢御番所江乗附、改請度と申候得者、此荷物通又間鋪旨申之、荷物利不尽ニ被引上差懸迷惑仕候、通間鋪荷物御座候ハ、隣村之事故、私留置私方江届、右板類当河岸江引登せ候と成共、又者船中差置、私為立会相改候上、如何様共可取計之所、私方江通達茂無之引上候段、不埒之致方と奉存候、途中ニ而猥ニ荷物被引上候而者、若紛失仕候歟、或者損等御座候得者、私并船頭迷惑仕候弁茂無之、船頭押掠、荷物引上候段、難心得奉存候、鰯沢村之者共、御証文有之候荷物手込ニ引上候筋、有御座間敷儀与奉存候、右躰之利不尽ニ而者、愚昧之船頭故、申募、此末如何様之喧嘩忝仕候義難計奉存候、依之不得止事御訴訟申上候、

右之段々被為聞召分、鰈沢村役人被御召出、向後右躰之利不尽不仕候様、急度被仰付、当河岸相立候様、何分御吟味奉願上候、何卒御慈悲を以、右願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候、以上、

	青柳河岸	
午八月	問屋	太郎左衛門
	名主	半助
	長百姓	十兵衛
	同	利左衛門
	同	太郎八
	同	長右衛門
	船頭惣代	吉兵衛
	同	弥左衛門
町野惣右衛門様	御役所	

一此段、青柳ノ御願申上候儀、難心得奉存候、御証文ニ大師村久左衛門と申儀無御座候、御役所江申上候儀を茂偽申上候、
一御番所江乘附改請度と申候得共、此義偽御座候、甲州入戸野村平左衛門江者、鵜飼左十郎様御証文被下置候、然所ニ信州田沢村八郎左衛門・三郎左衛門板荷物御証文無御座候荷物ニ御座候、右荷物改請候而者、通間鋪段歴然之御事ニ奉存候、
一船中江入荷物引上不埒之段、御願申上候、前々船中入念相改候御書付所持仕候、船中疑敷儀御座候節、船頭江申付取計仕候儀、青柳ノ利不尽と申上候儀、不奉重 御公儀、御番所苗伐仕候儀と奉存候御事、

一右板荷物差留置、御役所江御注進不致義不埒之由被仰渡、奉承知候得共、此義尋常ニ替へ候狼藉者ニ而茂無御座、女往来御手形ニ相違之節茂、御番所為相通不申候得者、本人難儀仕候故、御手形取直シ相通申候、此度之義茂板荷主及難儀候者、如何様ニ茂差略仕可相通儀と奉存候、然所ニ青柳問屋方早速御役所江私共利不尽之致方忤与御願申上候義、御番所御作法茂御座候義を難心得奉存候御事、

一先年御番所御改敷敷被仰付候節者、船中江入荷物急度相改、陸通荷物之義茂鰈沢方川内領江何ニ而茂通シ不申候儀御座候、其節身延方御願ニ而男女之路物御ニ而御取用ニ不相成、併鰈沢河岸・黒沢河岸者同様之旨、取初より申立候所、黒沢河岸除船之儀茂、青柳河岸同様不慥ニ而、御取用ニ不相成候、然上者除船いたし置候否を以可被及御沙汰筋ニ無之、青柳村之儀、鰈沢村・黒沢村同様、御廻米者勿論、其外諸夏引受来り、三河岸同様取計ひ、甲乙無之、延宝二寅年黒沢村五郎左衛門・権兵衛運賃糶下ヶ候ニ付、青柳村・鰈沢村、問屋・年寄・惣船頭相談之上相決メ、附船之村々迄連印書付ニ、鰈沢・青柳両村共同様商ひ荷物引受、旅人之宿いたし候趣等認有之、別段之儀不相見へ、享保八卯年其節御領主松平甲斐守様方御渡被置候由にて、鰈沢村より差上候書付と同紙同文言同筆之書付、是又右御領主方青柳村江も御渡被置候由ニ而、差上候書付ニ船賃割合・旅人乗合人数等之儀迄認有之、同十八年丑年鰈沢村名主・問屋・長百姓・青柳村問屋連印之書付ニ、信州御用米御買上、江戸御廻米被仰付、鰈沢村・青柳村両河岸附出し、駿州岩淵江積下ヶ候節、御普請願書有之、元文三年鰈沢村・青柳村・黒沢村、名主・問屋・長百姓連印之書付ニ商ひ荷物積請取、船賃割合申合有之、寛延二巳年御代官小川新右衛門様飯田御陣屋より大坂江引越之節、青柳河岸方御乗船被成候御先触、并大久保孫兵衛様御手代岩淵迄、富士郡西山本門寺仮留迄青柳河岸方乗船被致候書付有之、宝曆四戌年駿州岩淵村・蒲原宿と同国岩本村及出入、曲測豊後守様御裁許証文御文談ニ、青柳・鰈沢両村之者共者、岩淵一河岸ニ限り候而者、塩荷物メ売ニ茂可致哉ニ付、富士川東江も岩本村ニ不限塩場場在之様仕度旨申上候段有之、實ニ青柳村之者共船稼不仕候ハ、右舩船稼仕来候品々証拠所持可仕様無御座、殊ニ十嶋村口留御番所留帳ニも、青柳河岸船ニ人乗候儀相見江、青柳河岸江附船いたし相稼候村々之者共茂、御吟味之上、青柳村申口与符合仕、勿論鰈沢・黒沢両河岸ハ慶長年中より相始、青柳河岸者其後相始候由、鰈沢村申上候得共、青柳河岸之儀正保・慶安之古キ書物有之、寛文十二年青柳村御検地帳ニ河岸御藏と有之上者、縦鰈沢・黒沢両河岸より遅ク青柳河岸相立候共、百年余以来之儀にて、新河岸と申ニ者無御座、孰之河岸場・宿場・町方ニ而も、往古一時ニ可相立様無之、会式之節鰈沢村口留御番所江身延山方関御免許之御高札相立候儀をも、青柳村者三河岸同様ニ無之旨証拠ニ鰈沢申立候へ共、右高札相立候儀者、口留御番所有之故之儀にて、青柳河岸与船稼別段之証拠ニ者御取用難成、三河岸御運上之儀も全河岸場之御運上ハ無之、船稼いたし候莫加之旨、鰈沢村申上候得共、右御運上之儀、船稼之助成有之故致上納候段無紛、青柳河岸に限り商荷物并旅人通船不為仕候ハ、御運上割合方甲乙可有之所、船壹艘分三河岸同様御運上相納候上者、是

朱印被下置、当御番所江身延方札相立申候、則御朱印之写別紙差上申候、右之趣、青柳問屋任我意不埒之御願申上候、御吟味被成下、鰈沢御番所前々御書付御判物相立候様被仰付被下置候ハ、難有奉存候、以上、

	鰈沢村	
午九月	名主	政右衛門 [㊟]
	長百姓	十郎右衛門 [㊟]
	同	玉之丞 [㊟]
	同	重右衛門 [㊟]
町野惣右衛門様	御役所	

15明和六年（一七六九）九月 差上申一札之事（鰈沢河岸方青柳河岸での旅人宿泊・商ひ荷物取扱等差し止め願一件済口）
差上申一札之事

私共出入被爲遂御吟味候処、訴訟方青柳村之者共者、三河岸同様船稼仕来候旨申上之、相手鰈沢之者ともハ、三河岸同様ニ者無之、鰈沢村之儀者口留御番所有之、甲州より信州江之往還ニ而、昼夜人馬囲置、人馬役相勤、商荷物引請、河岸之義者慶長年中富士川通船之始、鰈沢河岸・黒沢河岸同様被仰付、青柳河岸者其後出来仕候河岸ニ而、既鰈沢河岸ニ而ハ除船いたし置、右除船ハ囲ひ人馬ニ相当駅河岸ニ而、青柳河岸とハ別段之義ニ有之、青柳河岸ニ而商ひ荷物引請、旅人通船為仕候而者、宿間之村方にて商ひ荷物引受、旅人休泊為致候道理ニ相成、鰈沢村助成相減し、難儀至極仕候間、青柳村之者とも、信州辺より出候都而往還継場村々江相懸候商ひ荷物不引受、并旅人通船不為仕、鰈沢村駅河岸之趣意相立候様いたし度、陸与河岸同様ニ而、是迄青柳村之者共船稼不仕旨鰈沢之者共申上之、尤鰈沢村之儀者昼夜人馬囲置、往還人馬役相勤、継場村方ニ相違無御座候間、陸荷物・旅人共鰈沢村江引受可申儀ニ而、青柳村之儀者右躰人馬役不相勤、継場村方ニ無之上者、継場村々江可相懸陸荷物引受、旅人休泊可為仕儀ニ無御座候得共、陸と河岸ハ別段之儀にて、既に継場村々江相懸候陸荷物登り之分、上十五日者切石村、下十五日者八日市場村、下り之分ハ甲府・荊沢村江継送り、沓ヶ村ニ而茂継場村継越不申処、船荷物之分者継場村々打越し、駿州岩淵迄積送り候段、陸と河岸別段之儀歴然ニ候、実ニ陸と河岸同様ニ候ハ、右躰継場村々を打越通船可仕謂無之、尤鰈沢村者除船いたし置、青柳村除船之儀者不慥

以三河岸同様船稼仕来候証拠ニ思召候、甲府御目付様御通行之節、船割之儀鰈沢河岸ニ而取計、青柳河岸江助船申遣候旨、又者公儀御役人様方諸家之衆中鰈沢河岸方御乗船被成候由、御先触等証拠ニ申立候得共、仕来も可有之儀ニ而、是又船稼別段之証拠ニ者不相成、享保年中信州御買上米も鰈沢村計江船積被仰付旨申立候所、前書之通鰈沢村・青柳村連印御普請願書有之候上者、青柳村も御廻米引請候段無相違、右舩連印書付有之候儀を彼是申立候段、不束之至、青柳村之儀者古来より河岸場之助成を以渡世不仕、鰈沢村者河岸場之助成を以相続仕来り候旨申立候得共、鰈沢村者他村江出作地も有之、河岸郷藏敷之儀も鰈沢村・青柳村御高内ニ而、尤御年貢引方者相立候得共、御除地ニ者無之処、取初御除地之趣ニ鰈沢村申立候段、不束之至、且青柳村之者共儀、鰈沢村地内清水与唱、青柳河岸乗七場ニ而、身延山会式之節參詣之者共、鰈沢村口留御番所際ニ而上陸仕改を請、右清水与唱へ候場所より參詣之者共乗船為致来候由之儀ハ曾而証拠無之、右場所者字大崩下畑三畝六歩鰈沢村清左衛門名請、当時同村兵助致所持罷在候旨、鰈沢村申上之地改御吟味之上、乗七場とハ不相見、他村之地内自由可仕様無之、青柳村申分御取用難成、併口留御番所前ニ而參詣之者共上陸仕改を請候上者、其取寄乗七場無之候而者難叶事ニ付、以来共差支無之様可致儀、扱又慶長八年大久保石見守様御判物之御書付、宛所ニ鰈沢御城米問屋青柳金之丞・黒沢御城米問屋村松勘治郎と有之、鰈沢・黒沢両河岸開闢之書物故、第一証拠ニ御取用ニ可相成所、右御書付宛所ニ青柳村者認無之、再応黒沢村勘左衛門方方鰈沢村江為見可申旨、書状を以申越し候処、勘左衛門所持之書物ニ無之、大坪村惣左衛門所持書物ニ候抔勘左衛門申立、剩惣左衛門出奔仕行衛不相知旨申成し候得共、勘左衛門書面ニ青柳村十治郎方江可讓渡旨有之候上ハ、馴合両河岸開闢之書付故、青柳村江讓請取隠し候儀与疑敷、然ル上者享保年中甲斐守様方相渡り候書付ニ三河岸とも宛所無之、勿論黒沢村ニ而茂所持仕可罷在処、右村方ニ所持不仕段、旁以疑敷、其外惣左衛門江戸着候節、江戸宿之儀迄彼是鰈沢村申立、勿論勘左衛門方方鰈沢村郷右衛門方江差越し候書状之趣ハ、鰈沢村申立候通無相違、右書状ニ石見守様御判物之書付、金八拾兩与引替ニ可致、質物ニ取候得者百兩、一口メ百八拾兩并右金高ニ而十次郎借用いたし度旨申候趣有之故、相疑候段者無故儀ニ茂無之思召候へ共、勘左衛門御吟味之上惣左衛門申ニ任、相違之儀相認候段恐入候旨申上之、尤十次郎再応御吟味之処、右躰之儀惣左衛門勘左衛門等江申請候義皆而無之、無跡形儀之旨申上之、惣左衛門者出奔仕候故、尋被仰付置候儀ニ而、江戸宿之儀ニ付申立候趣者疑迄ニ而取留候儀

無之、前書大久保石見守様御判物写之由ニ而差出候ニ付、御札被遊候、
当国藤川通船川筋見分、慶長七寅年四月、船八艘為打立、鰍澤湊江差引掛候所
無相違ニ付、日向半兵衛・島田清左衛門兩奉行より京都嵯峨角倉與市方江書通
を以申遣候、右抱遠州天龍船頭・水主共之内、鰍沢江者茂兵衛・権八・五郎兵
衛・藤助、黒沢江者治右衛門・孫三郎・清蔵・又七、右八人者共兩湊問屋方
江四艘宛引渡、尤銘々屋敷所江被下置之、通船為致候条、以来無違失通船可相
勤者也、慶長八年月日大久保石見守様判、宛所鰍沢御城米問屋青柳金之丞・黒
沢御城米問屋村松勘次郎与有之候ニ付、角倉与市様方御札被遊候所、先年古キ
書物共致焼失、否之儀不相知、勿論本書有之候由、三河岸同様ニ無之与之証拠
ニ者御取用難相成、前書享保年中甲斐守様より相渡り候書付之儀、右御領主之
方御札被遊候所、三河岸江御渡被置候旨ニ而、写被差越候ニ付、双方ろ差上候本
書御突合被遊候処、少茂相違無之上者、可疑筋ニ無之、旁以三河岸同様無紛、
青柳河岸ハ別段と申儀、鰍沢村申分難相立、依之左之通被仰渡候、

一 青柳村之者共儀、商ひ荷物引受、旅人通船仕候儀を、鰍沢村より差障申間敷
候、勿論青柳村之儀者、人馬継合之村方ニ無之、鰍沢村者人馬継合之村方ニ候
得者、右村江可相懸商人・旅人共与馴合、青柳村江引請候儀者致問敷候、且鰍
沢村地内清水与青柳村唱來り候場所より、以来乗船不致、尤身延会式參詣之
者共、鰍沢村口留御番所前ニ而上陸仕、着船之順々ニ改を請、其取寄令是又
順々ニ青柳河岸船江茂乗船為致、双方差支無之様申合、其外之儀者仕來り之通
取計ひ、以来和融可仕候、

一 青柳村之者共儀、出入中荷主無之船者通船仕間敷旨御支配御代官より被仰渡
在之候処、荷主無之船通船仕候段、不埒ニ付問屋太郎左衛門江過料錢三貫文、
名主共急度御叱、組頭・船頭共者御叱り被置候、
一 鰍沢村之者共儀、御支配御代官之被仰渡を不相用、御奉行所之御吟味ニ相成
候而茂品々我意申之、不埒ニ付名主・問屋兼帶玉之丞ハ過料錢拾貫文、組頭善
左衛門・園右衛門・崑右衛門・郷右衛門者壱人江過料錢五貫文宛、船頭惣代
江同三貫文被仰付候、

一 十郎右衛門儀、御支配御代官より利右衛門・与兵衛江御差昏被差越候処、外
出入有之、内濟為致度存候由、当人共江茂不申談、一存を以、右御差紙御役
所江相戻候段、不埒ニ付過料錢三貫文被仰付候、

一 勘左衛門儀、青柳村与鰍沢村船稼之儀及出入、御吟味中鰍沢・黒沢両河岸開
關之書付ニ先祖之名前在之候間所持仕來り候旨文通いたし呉候様惣左衛門申

弥右衛門
源左衛門煩ニ付代悴
源四郎
御吟味ニ付被召出候
鰍沢村
長百姓 十郎右衛門
政右衛門
元小田切新五郎御代官所
當時久保平三郎御代官所
同国同郡黒沢村
百姓 勘左衛門
茂右衛門
同村
惣代名主小兵衛
代 市右衛門
長百姓六郎右衛門
代 市郎兵衛
岩松直右衛門御代官所
同国八代郡大坪村
不罷出 名主 市郎左衛門
組頭 元右衛門
惣左衛門親類惣代 沖右衛門
御奉行所

16文化十四年（一八一七）仲秋 諏訪伊勢守様御入部扣

〔表紙〕

文化十四年
諏訪伊勢守様御入部扣
仲秋

兩宮与一左衛門

ニ任、身分のためニ可相成与存、右書付致一覽候ハ、八拾兩、質物ニ取候得者
百兩、二口ノ百八拾兩ニ候杯、又者青柳村十次郎望ニ付讓渡候旨、虚実も不
相弁、相違之儀相認、鰍沢村郷右衛門方江文通いたし候段、不届ニ付所払被
仰付候、

一 市郎左衛門・元右衛門・沖右衛門儀、御尋之儀有之、惣左衛門御呼出ニ付、
市郎左衛門・元右衛門差添罷出候処、致出奔、一同尋被仰付候所、度々御日
延之上不尋出段、不埒ニ付、永尋之上、名主市郎左衛門過料錢三貫文、組頭
元右衛門并親類惣代沖右衛門者急度御叱り被置候、

右被 仰渡候趣、一同承知奉畏候、過料錢之儀者三日之内伊奈備前守様御支配
所御役所江可相納候、若相背候ハ、重科可被 仰付候、仍御請證文差上申所、
如件、

元渡辺半十郎御代官所
當時久保平三郎御代官所
甲州巨摩郡青柳村
惣代
訴訟人 問屋 太郎左衛門
名主惣代
岡右衛門代
庄次郎
与頭 政右衛門
百姓代 惣 八
船頭 助右衛門
右同断
同国同郡鰍沢村
惣代
名主
問屋 玉之丞
善左衛門
園右衛門
崑右衛門
郷右衛門
船頭 清左衛門

明和六丑年九月七日
覺
八月二日御泊
諏訪伊勢守様
御本陣
岩下兵助
葑崎宿
御本陣
右者、御入部ニ付罷越申候、御殿様御着以前ニ御本陣江見舞申候、進物任先格葉
袋莫壹斤、親兵助・悴源助対面而各々嘶合申候、
御供御家老
脇御本陣
千野修輔様
伊勢屋彦左衛門
追而白箱入莫二斤
御用人
中嶋甚五兵衛様
さと屋五左衛門
同断
御目附
三輪佐平太様
横川官右衛門様
八嶋屋
三輪逸之丞様
柳田龍藏様

御殿様御着被遊候ニ付、御目附衆宿江罷越、前格之儀申出、進物先格葉袋莫拾
把宛差出申候、兩三度迄御断候処、達而申候ニ付、受納被致候、御献上物桐箱
ニ而干鯛志折、御目附衆江差上候処、御本陣江案内申ニ付罷越候様被仰聞候ニ付
參申候、御目附三輪佐平太様罷出被仰聞候、御献上物相納候ニ付、暫之内御本
陣ニ而成共、又者旅宿成共、扣候様被仰聞候、無間も宿江申參候ニ付罷越候処、
任先格是を被下夕被仰聞候、
御紋付御上下一
御目録二百疋 のし付ニ而

御拝領被仰付、難有仕合奉存与申上候、扱又御目見之儀者、今夜者遅候ニ付、明
朝御立以前ニ被仰付候、三日朝御本陣江罷越、御目附衆ニ得御意候処、追付御
差図有之ニ付扣居候様ニ被仰候、御近習衆御立ニ之間ニ而御目見被仰付与被仰聞
候ニ付、御書院江罷通候而御目見被仰付候、

17文政五年（一八二二）九月 **為取替書付之事**（小物成山割合は両家廟所境、畑地作徳は両家妙臺寺回向料にする）

為取替書付之事

恒蔵分与市左衛門江相懸候出入落着ニ付、小物成山割合之儀、廟所西南之角分北江見通し、東之方与市左衛門、西之方恒蔵持与相分候処、右西之方ニ與市左衛門開発為致候畑地有之、今度右地所双方申争ひ、一鉢之出入も内済相整兼候ニ付、地所作徳之儀者定取ニいたし、右作徳者与市左衛門・恒蔵両家分先祖為回向料菩提所妙臺寺江年々寄進いたし、尤右地面者恒蔵進退人と相定候処、相違無御座候、依之為取替書、如件、

文政五年九月	鰺澤村	恒蔵 [㊟]	鰺澤村
		与市左衛門 [㊟]	
	高田村		
	扱人 喜内 [㊟]		
	東南胡村		
	同 七兵衛 [㊟]		

18文政七年（一八二四）二月 **議定書之事**（本家与一左衛門と分家恒蔵との争論取極め、廟所・諏訪問屋・家作手当等）

議定書之事

一 鰺澤村恒蔵分与一左衛門江掛候出入、往還通南之方表間口六間・奥行式拾間、裏間口六間四尺恒蔵居屋敷之事、并家作屋根葺替等垣根普請与一左衛門居屋敷、町通り相用、往々睦敷両家ニ而無差支通用之事、
一 表門通南柱分北迄奥通りと一左衛門居屋敷之事、
一 諏方様御廻米御賄共本家与一左衛門進退之事、恒蔵儀者別家之事、
一 井戸式ヶ所之儀者、往々睦敷いたし、両家常用之事、
一 同村屋敷添畑、恒蔵手作之分者同人持高之事、与一左衛門手作之分者同人持高之事、
一 屋鋪続小物成山、是迄恒蔵持高之処、已来御繩受惣右衛門八反歩之内三反歩、廟所西南之角より子之四分江見通し境立、東ノ方与一左衛門持高之事、同西之方恒蔵持高之事、廟所之義者、往々両家進退之事、
一 廟所通路之儀者、与一左衛門屋敷内裏之方江通行可致筈、且与一左衛門酒造

19天保三年（一八三二）正月 **記**（妙臺寺境内除地書上）

記

一 境内 宿並間口六間 奥行八拾間

右除地

屋敷三畝拾五歩

畑壹反五畝六歩

右御尋ニ付書上申候、以上、

野村彦右衛門当分御預所

小室妙法寺末

同州郡鰺沢村

妙臺寺

天保三年辰正月

20天保四年（一八三三）四月 **差出申一札之事**（貴殿分清左衛門殿江相懸る一件落着）

差出申一札之事

一 貴殿分清左衛門殿江相懸り候一件、御役所江被成御願候、是迄段々御記之上御差出シ可相成処、三年番ニ致ニ付、貴殿憤之処、只管無心申入処、預り勘弁ニ聞濟御得心下され忝奉存候、右為趣意一札差添、仍如件、

天保四年巳四月日	潮き院（花押）	潮き院（花押）
	妙誠院（花押）	
	与市左衛門殿	

21天保九年六月（一八三八） **乍恐以書付奉願上候**（諏訪藩御米蔵瓦葺き替願、天正以来の由緒を記す）

乍恐以書付奉願上候

御上様 天正年中上州宗舎江御国替被為遊候以前分、私先祖江御用被 仰付、御帰城以来前々之通奉蒙御高恩、御問屋被仰付、難有仕合奉存候、然處延宝元丑年、（貼紙）「私屋敷之内地所」（御蔵屋敷）差上ヶ、四間ニ八間御蔵御建被遊、享保十四年御修覆有之、寶曆四戌年御建直シ、萱葺御座候、年曆之儀ニ付、柱根土臺朽壁鼠穴多分有之、窓戸前悉及大破候間、是迄自力ニ而「修復仕」（漸々取繕）、御用弁仕候得共、「御建替之時節分ハ八、九十年ニも相成及大破」、火災

蔵江通路之儀者、是迄之通恒蔵小物成等之儀も同様、双方屋敷内成共申合通行可致事、

一 恒蔵持分小物成之内、与一左衛門開発畑之儀者、先祖回向料与して両家申合、菩提所妙臺寺江寄進いたし候事、

一 与一左衛門より甲金三拾式両式分、恒蔵江家作為手当与相渡候事、

尤、是迄恒蔵所持之諸道具者、不残恒蔵相用可申事、

一同村分兩人持高引方之儀、前々引分置候通可相心得事、

右之通双方并親類一同自得之上、熟談いたし、取遣相济候上者、已後違背申間敷候、依之双方親類一同連印議定書差出申処、如件、

文政七年二月	鰺澤村	恒蔵 [㊟]	鰺澤村
	訴訟方	差添 長蔵 [㊟]	相手方 与一左衛門 [㊟]
	飯野村		親類 治右衛門 [㊟]
	落合村		同断 清左衛門
	鰺沢村		同断 弥平太 [㊟]
	同断 徳左衛門 [㊟]		同断 徳左衛門 [㊟]
	三沢村		同断 幸右衛門
	落合村		鏡中条村
	扱人 重郎右衛門 [㊟]		同 兵助 [㊟]
	高田村崑内代兼		東南胡村 七兵衛 [㊟]
	菩提寺 妙臺寺 [㊟]		菩提寺 妙臺寺 [㊟]
	隣 寺 蓮久寺 [㊟]		

之節者不安心ニ奉存候、既ニ去ル卯年十一月、「近所」出火有之、其節者御廻米大凡式千俵余も積込罷在候故驚人、失十方心配仕候、併御土蔵大切ニ相防無難ニ候、翌辰二月「近所」出火有之、其節者渡邊弥惣兵衛様荆沢宿御逗留有之、御足輕衆御欠付被下、多分人力以御土蔵相囲難有「奉存」候、瓦葺土蔵瓦屋根店藏等所々御座候分者多分燃付不申ニ付、同年三月中御土蔵瓦葺ニ而御建替奉願上候所、御聞濟者有之候得共、其後御沙汰も無之、猶又申二月出火有之、何分安心不仕ニ付奉願上候所、御柱年ニ付御延年被仰付候、去年中川瀬左衛門様「御止宿被下節御覧」（御見分被成下）、猶又同年千野茂左衛門様「前同様」（御見分）被成下、当春山田又吉様「前同様」（御見分）被成下、私儀五拾余年奉蒙御重恩御問屋相勤候ニ付、何卒御土蔵自力ニ而建直仕度、年来心願ニ御座候得共、不如意之私故、何分自力ニ相叶不申、誠ニ家込之中候得者、万一御廻米之節不慮之儀ニ而も有之候而者相济不申、数代御用相勤候甲斐も無之、「恐人」（歎敷）奉存候、御上様江戸御屋敷御類焼、其上近年者不作打続、御時節柄も相弁不申御願仕候儀、何共奉恐人候得共、火災之儀者不限何日安心不仕候間、無據奉願上候、私儀も最早七拾才相成候ニ付、明年者悴江御引替被仰付被下置度奉願候心底ニ御座候得者、私相勤候内ニ御普請（仕度）「被仰付被下置候様仕度奉存候」、〔前文奉申上候萱葺ニ而者不安心ニ奉存候間、御建替も被成下候御儀ニ候ハ、此度者瓦屋根被成下様仕度」（奉存候）、格別之以御憐愍、是非共御聞濟被成下置候ハ、莫大之御慈悲難有仕合奉存候、以上、

天保九戌年六月	鰺沢河岸	鰺沢河岸
	問屋	問屋
	雨宮与一左衛門 [㊟]	
	御作事方	
	御賄方 [㊟]	
	御役所様	

* 「」は貼紙の範囲、（ ）は貼紙に隠れる部分を示す

22天保十二年（一八四一）八月 **借用申米代金之事**（諏訪蔵米百俵請取、代金四二両一分三朱、残金三二両一分三朱極月二五日迄）

借用申米代金之事

一 諏訪御蔵米百俵也

代金四拾式両壹歩三朱

内金拾両手金相渡

残金三拾貳両壹歩三朱也

右之通、御米髓ニ請取、残金之分借用申処実正也、尤右残金来ル極月廿五日限、無相違返済可申候、為後証借用手形、仍而如件、

天保十二年八月 天神中条村 借用人 七郎左衛門㊦

鰺沢村 与市左衛門殿

23天保十四年(一八四三)三月 覚 (染屋渡世元手金三十両受取)

覚

一金三拾両也

右者、染屋渡世為元手金与、立合人差添髓ニ請取申候、以上、

金子請取人

天保十四年三月晦日

新重郎(爪印)

飯野村 立合人 次右衛門
寂勝寺村 同 重左衛門
同 弥平太
同 六兵衛
与市左衛門殿

24天保十五年(一八四四)四月 乍恐以書付奉願上候(去七月殿様傳奏となり、用立金五十両下げ渡し願)

乍恐以書付奉願上候

一去ル卯七月、殿様傳奏被 仰付候節、多分御入用有之候ニ付、所々金子為御才覚、高山甚之丞様御越御旅宿被成、其節私儀者豆州熱海江罷越、悴江被仰聞候ハ、此度之御用大支之事ニ候間、御金口入可致旨被仰聞段、私罷帰候節悴分承知仕候ニ付、悴女房縁家ニ八代村嘉兵衛と申者有之候ニ付、申談候所、小屋場清左衛門參申聞候者、御家老様ニ而八代村嘉兵衛方江御懸合も有之所江、私儀者決而御頼者不申与申聞候ニ付、其方江無心不申打捨置候、然處天

同 麦田五畝廿壹歩 同 才兵衛 同人分
同 上畑貳畝廿五歩 同 人 同人分
壹反四歩内 中畑貳畝十三歩 惣右衛門 同人分
下々畑貳畝六歩(カ) 十大夫 同人分
小河原 下畑三畝三歩 源右衛門 隠居分
同 下々畑壹畝貳歩 与左衛門 同人分
同 下々畑壹畝六歩 縫右衛門 同人分
同 下々畑貳畝六歩 金右衛門 同人分
同 伊之助 同人分
同 屋敷貳拾八歩 熊藏 同人分
同 屋敷三畝歩 清左衛門 同人分
是者我等兩人死後ニ者相続人支配可為也、
新十郎持分

御繩請

東田 才兵衛 新十郎分

一 麦田壹反貳畝拾歩 同人 同人分
山神 同人 同人分
一下々畑六歩 七左衛門 同人分
同 一下々畑貳畝拾貳歩 同人 同人分
同 一下々畑三畝廿五歩 同人 同人分
同 一下々畑壹畝貳歩 同人 同人分
(同欠)

前林 八郎左衛門 同人分
一 山畑廿七歩 同 人分
一 山畑貳畝廿五歩 祖右衛門 同人分
右之通諸親類打寄詮儀仕候處、前書取極ル通少も相違無御座候、我等相果申候共、親類立合相定候通可致候、為後日、如件、

明年中 放光院様御代、傳奏被 仰付候節、私親儀五百両御用立申候儀有之候、然ニ此度者私儀茂不如意ニ付、所々借用等も出来不申、歎ケ敷奉存候得共、責而少分たり共御用立申度奉存候間、村内弥五左衛門与申者分金五拾両借用いたし、去八月清左衛門江相渡、御証文請取罷在候、右金子御下ケ金被下、弥五左衛門江返渡申度奉存候間、此度御下ケ金奉願候所、御聞済ニ相成候段、承知仕候、然處清左衛門私江申聞候ハ、去ル子年御拂米三百俵切出之節、御懸り御役人中様江金五両取賄置差上候間、此度御下ケ金之内ニ而引落可申、此段私承知不致候得者、御上様分一向御下ケ金無之候段申聞候、御代金之義者不残上納仕、御受取書所持仕居候儀、別段清左衛門江内々等相頼候儀一切無之程過候而、今更右様之義難題申懸候者、難得其意奉存候、此段清左衛門江御渡被下候儀者、御免可被下候、以上、
天保十五年甲辰年四月 雨宮与一左衛門㊦

御役所様

25天保十五年(一八四四)六月 家督引訊讓状之事(相続人寅五郎・別家新十郎)

家督引訊讓状之事 御繩請
壹反八畝六歩之内 宗右衛門
一屋敷七畝拾四歩 但し間口八間 相続人
但し間口八間 寅五郎
奥行廿八間 別家
同断 新十郎
一屋敷三畝貳拾貳歩
但し間口四間 奥行貳拾八間

一屋敷貳畝廿貳歩 是者諫方蔵地并御蔵地共ニ 本人 与一左衛門㊦
相続人寅五郎心底可致候、 親類 六兵衛㊦
東田 上畑六畝九歩 御繩請 市左衛門 寅五郎
同 上田四畝廿三歩 同 市左衛門 同人分
同 中田四畝廿貳歩 同 与次左衛門 同人分

寂勝寺村分畑不残相続人 親類 治右衛門㊦
寅五郎心底可致也、 親類 十左衛門㊦
親類 常兵衛㊦
親類 小七郎 新十郎(爪印)

26弘化三年(一八四六)五月 借地証文之事(屋敷一ヶ所借用し土蔵建立、地代甲銀三十匁)

借地証文之事

一屋敷壹ヶ所

但東西矢場分土蔵迄南
北山之裾分道之渡迄

地代甲銀三拾匁

右者、貴殿御所持之屋敷、借地仕、今般土蔵相建申候處相違無御座候、年紀之儀者當年より来ル辰年迄中拾ヶ年季ニ相定申候、尤借地銀之義者、書面之通毎年十二月廿日迄ニ無滞さし上ケ可申候、萬一滞候節者、右土蔵貴殿思召ニ御取計可被成候、其時ニ至り一言之子細申聞候、為後日手形、仍而如件、
借地人 虎之丞㊦

弘化三年五月

証人

長次右衛門㊦

与一左衛門殿

27弘化四年(一八四七)正月 差出申一札之事(後見親類飯野村治右衛門不実意者、其方共も親類一切頼ます)

差出申一札之事

一我等相果候後、親類飯野村治右衛門不実意之者ニ付、後見坏与申儀決而相成不申候、其方共ニ而茂親類共相頼候儀一切相成不申、先祖分代々引讓候家縁ニ付大切守護いたし、年紀賄養可致候、依之我等死後存置申残候、仍如件、

弘化四丁未正月

親

与一左衛門[㊦]

新十郎

寅五郎

跡式相続之儀、前々寅五郎与相定候所、同人親類共不幸届・年始等ニも参り不申、度々うそ申ニ付、此上如何ニ仕候哉、

28 弘化四年（一八四七）十月 乍恐以書付奉願上候（殿様江戸御廻米問屋扶持下付、家督相続届）

〔端裏書〕「弘化四未年前引替願之下書」

乍恐以書付奉願上候

殿様江戸御廻米并御拂米御用数代被 仰付被下置、其上御金談御用等相勤候ニ付、御扶持被下置、難有仕合奉存候、然處父与一左衛門義、長々病氣罷在死去仕候ニ付、私家督相続仕候、右ニ付御用向之儀、是迄之通私江御引替被 仰付被下置候様仕度奉存候、尤未夕若年ニ御座候間、事馴候迄一類之内飯野村治右衛門後見仕、御用向御差支無之様仕度奉存候、依之私共一同連印を以奉願上候、右願之通被 仰付被下置候ハ、重々難有仕合奉存候、以上、

甲州巨摩郡鯉澤河岸

弘化四未年

問屋

雨宮虎五郎[㊦]

十月

同州同郡飯野村

後見

治右衛門[㊦]

同州八代郡三澤村

一類惣代

幸右衛門[㊦]

諏訪因幡守様御内

波多野佐膳様

千野平太様

塩原彦七様

三輪新助様

岩本信左衛門様

金井清八郎様

惣兵衛様・牛山彦左衛門様・千野源五郎様、此四軒江者私共不参ニ付、清左衛門殿計参り着御届申上候、此度引替願一条之義者、表向小頭役人取繼可申由ニ而、（以下記載無）

六日 晴天 中金子村小頭岩浪六郎兵衛様方へ宿崑七相頼、私共一同参り御願申候処、明日御城内江出張被成下候趣被仰聞、名前引替願書下書之義者、岩本様々被下候法志（志）より紙ニ認メ可申旨被仰聞承知仕、右紙ニ而認メ置申候、

七日 晴天 願書清左衛門殿を以御目見申入候処、御承知被遊候、岩浪六郎右衛門様御出被下、願書御同人御役所江差上申候処、御取場ニ而、追而御沙汰可有之旨被仰聞候趣、私共へも岩浪氏々申聞候、

八日 晴天 藤屋忠兵衛方へ参り、三の丸様一条申頼候、

九日 晴天 在宿

十日 晴天 在宿

十一日 晴天 同

十二日 晴天 下諏訪明神参詣仕候、

十三日 雨天

十四日 天気

十五日 晴天 引替一条ニ付岩浪様御呼出し之由、御出張被下候、右引替願御聞ニ相成候趣、被仰聞候、是迄之義者問屋与一左衛門ニ而苗名御免無之所、此度者御賄御用人様方格別之御勤弁を以苗名御免ニ相成、此度願書之義雨宮虎五郎ニ而御聞濟有之候、殿様御見上干鯛箱入白木臺江乘、箱表へ上ニ印、其下江干鯛壹枚与附書ニ仕る、此義ハ岩浪氏も不及□入、清左衛門殿御賄方御役所へ持参仕、相仕立申請差上申候、明日柳口御役所ニ而御料利頂戴之由被仰聞、難有存候、

十六日 晴天 柳口清左衛門殿案内ニ而参り候処、入口ニ門番出迎門へ入候所、上り口下役三村三五兵衛様上下ニ而出迎、私共義も上下着仕罷出、御座敷へ通り候所、茶・煙草盛火鉢御儀式也、其内ニ御賄元メ方千野平太様・三輪新助様・塩原彦七様御出被遊、御合對被成候内ニ、奥間々御用人安間様御出被遊、御裏書御読聞被遊候、私共そはへ御出、借財方御礼被下置候、御賄御役人中共御礼被下候、夫々御茶被下、引かし被下、引茶被下、御本膳志汁（汁）五さい与申候、吸物ニ而御中酒被下候、皿生盛・坪手塩肴・汁・飯・平坪手塩、うなき焼物頭附也、無しかし被下候、殿様より真綿式袍被下置

29 弘化四年（一八四七）十月 諏訪因幡守様御廻米問屋名前引替御用留日記（家督相続）

〔表紙〕

諏訪因幡守様

御廻米問屋名前引替

御用留日記

甲州巨摩郡鯉澤宿

雨宮虎五郎

当五月中、父与一左衛門義、長々病氣ニ而死去いたし候所、六月中諏訪因幡守様御内御勝手方元メ岩本信左衛門様当地江御越被遊、私宅江御泊リニ付、其節御廻米問屋悴虎五郎へ名前引替之義、私共一同御内意御願申上候処、御聞届被成下、難有奉存候、是又御帰国之上御同役衆中様江御内談可有之旨被仰聞、忝奉存候、然處其節御家来小屋場村清左衛門殿附添居被成、此人之義、当地江長々参り御知り人ニ付、猶又一回ニ而相願申置、差扣罷在候、

一九月廿六日頃今小屋場村清左衛門殿被参、六月中相頼名前引替御願之義、其向々江御内意申上候処、御聞濟も可有之旨、被仰聞候由、此度申来り、難有奉存候、御聞濟之上者、殿様御目見得も可有之、左候得者、見上之品も用ひ可致旨被申、干鯛壹箱見上之由ニ而所々相尋候得共干鯛無之ニ付、甲府分生鯛相求、無據塩鯛ニ致、信州差送り申置候、大二枚・中なら三枚・下ならハ五枚也、諏訪ニ而開鯛ニいたし、三・四日計も日ニ而干立、干鯛ニ仕申候、殿様御見上品臺・箱共仕立大工松木与申、御扶持頂戴ニ而御抱人也、是へ相願申候、箱之義白木ニ而長壹尺六寸・七寸、横七寸計、臺之義長式尺余・横九寸計也、牛附ニ而高足附なり、

一十月二日 小屋場村清左衛門殿、虎五郎共諸右衛門方へ御泊り、三日 一同出立、上圓井昼めし、臺ヶ原丸屋弥五兵衛ニ泊り、四日 晴天、臺ヶ原明六ッ時出立、神戸原茶屋ニ而昼めし、金沢休、上諏訪へ日暮着仕、升屋崑七方ニ旅宿仕る、清左衛門殿義者和泉屋助三郎方ニ泊り居申候、夕方々雨、

五日 四ッ時々晴天 御賄勝手方元メ波多野左膳様・千野平太様・塩原彦七様・三輪新助様・岩本信左衛門様・金井清八郎様、右御賄方へ清左衛門殿案内ニ而昨夜着仕候趣御届申上候、御用人月番御掛安間五左衛門様・両角

候、右之通御料利被仰附候、此度殿様御目見へ可有之所、此節御不快之由ニ而御目見江無之趣被 仰渡、追而御目見江可有之旨、御役人中分被仰聞候、前々式人扶持被仰付罷在候所、此度壹人扶持御増被仰附、難有奉存候、

十七日 晴天 右御礼、岩浪六郎右衛門様御案内ニ而御礼被成下候所、御出無之ニ付、昼後今金子村岩浪様へ罷出候所、御他行被遊候、無據帰宿仕候、十八日 晴天 岩浪様御出被下候ニ付、御案内相頼、私共一同御用人様・御賄元メ様方御礼奉申上候、御城内ニ而御用人様・御賄様方三・四人有之事候、夕方より問屋小平清右衛門宅ニ而、御賄元メ様衆中御一同ニ而私共御呼被下、格別なる御馳走被仰附、御役人波多野様・三輪様・岩本様外御三人之義ハ、御差支有之由ニ而御出張無之、下役三村様・小池様・清左衛門様皆様御出席ニ而、多分御馳走被下候、

十九日 晴天 岩浪六郎右衛門様へ数度御出来被下御世話被下候ニ付、御礼ニ参り候所、御馳走被仰付候、上諏訪明神江参詣いたし、帰宿仕候、

廿日 天気 御賄勝手方下役衆中へ并御用人様、清左衛門殿案内ニ而御引替御扶持頂戴両用御礼ながら所々参り申候、菱屋傳左衛門殿へ私共呼われ申候、

廿一日 雨天 御家老様方御礼相廻り申候、

廿二日 晴天 御賄様六人・御掛り御用人様四人、清左衛門殿案内ニ而御いとま仕候、

廿三日 天気 升屋崑七方出立、御賄御勝手方元メ塩原彦七様、甲州御金談御用ニ付御出張被遊候、清左衛門殿外老一人、私共義も御道々仕、蔦木宿扇屋御泊り、私共義本陣方ニ泊り、

御用人月番四人ッ、

御掛り 安間五左衛門様

御掛り 澤 市左衛門様

御掛り 両角惣兵衛様

同 牛山彦左衛門様

中嶋刑部左衛門様

久保嶋平左衛門様

御掛り 千野源五郎様

高山作右衛門様

牛山助之進様

御賄御勝手方元々

波多野左膳様
千野平太様
塩原彦七様
三輪新助様
岩本信左衛門様
金井清八郎様

御勝手方下役衆中

大和 渡邊弥惣兵衛様
新居 三井傳兵衛様
北大塩 林 恵十郎様
神田 小池新右衛門様
岡村 土橋甫右衛門様
西堀 渡邊斧藏様
神戸 三村三五平様
高木 久保田宇兵衛様

御家老様式軒 此節御三軒御勤被遊候、

新屋敷役人

渡邊大左衛門様

三丸役人

千野毘惣左衛門様

新屋敷箸旦那 是二而三軒也

千野両之助様

乍恐以書付奉願上候

殿様江戸御廻米并御拂米御用数代被 仰付被下置、其上御金談御用等相勤候ニ付、御扶持被下置、難有仕合奉存候、然処父与一左衛門儀長々病氣罷在死去仕候ニ付、私家督相続仕候、右ニ付御用向之儀、是迄之通私江御引替被 仰付被

左衛門發言之由に付、難黙止、任其意親類共并隣家之者立会、双方連印讓状相認め、私江相渡候ニ付、寂勝寺村十左衛門方江預ケ置、獨身之儀ニ付同居致し居候処、与一左衛門儀急々病怔相變、夢中ニ而言語蔑不相識、既ニ去未五月十四日死去仕候ニ付、家督等ノ儀者、先年讓状有之候ニ付、早速葬式相片付候所、当

御支配所飯野村親類長百姓治右衛門儀、親与一左衛門分被相頼候様申偽り、後見いたし候杯申触、大切之御用・村用等打捨、私方江罷越、勝手自假之所行相仕成、加之私分地等之儀迄無謂故障申居、当惑仕、去未年中今村役元江申出、種々取調請候所、不行届、無據 御役所様江差出ニ相成候旨、村役人被申聞候処、虎五郎儀治右衛門之申聞候者、謀計ニ在之由ニ会得仕、先非後悔之旨、私方江正路之挨拶有之候ニ付、口書一札請取之、組合惣代親類常蔵并二私・虎五郎一同、名主許江石口書一札差出、是迄之差綺行届候段相届、訴状願下ケ安心仕居候、然所治右衛門取巧候悪計之輪ニ陥不申候故か、種々不当申募、殊ニ不辨之虎五郎何ニ取進候哉、先般 御役所様江駈訴いたし、一先帰宅之上申聞候者、御代官様重御利害在之候ニ付帰村候旨にて、当月廿一日私江申聞候者、今般治右衛門勘弁を以申談候通之分地ニ而承知致し候哉、左も無之候而者、猶亦出訴仕候趣掛合在之候ニ付、飽迄悪計取巧候儀ニ奉存候、一應会得仕行届候儀迄、右様不当被申掛候而者、心外至極、往々如何様之義取巧可申哉も難計、心痛止時無之、歎ケ敷奉存候間、不奉願恐奉愁訴候、何卒格別之御慈悲を以、治右衛門被召出、父在命中取究置候連印讓状之通、私儀者分家ニ取計、本家永統方之妨ニ不相成候様、御嚴重御利害被仰付被成下置度奉願上候、右願之通御聞濟被成下置候者、廣太之御慈悲与難有仕合奉存候、以上、

嘉永元年甲申四月

右鯨澤村 百姓

与一左衛門忰

新十郎(爪印)

市川 御役所

32嘉永改元年(一八四八)八月 為取替申内濟書之事(多祢と分地之居屋敷新十郎の争論) 為取替申内濟書之事

下置候様仕度奉存候、尤未夕若年ニ御座候間、事馴候まで一類之内飯野村治右衛門後見仕、御用向御差支無之様仕度奉存候、依之私共一同連印を以奉願上候、右願之通被 仰付被下置候ハ、重々難有仕合奉存候、以上、

弘化四未年十月
波多野左膳様
千野平太様
塩原彦七様
三輪新助様
岩本信左衛門様
金井清八郎様

甲州巨摩郡鯨澤河岸 問屋 雨宮虎五郎
同州同郡飯野村 後見 治右衛門
同州八代郡三沢村 一類惣代 幸右衛門

諏訪因幡守様御内

御自分儀、是迄金子用弁給候処、此度勝手向借財相嵩差支候ニ付、返済方仕法取調、借用之分其向役人分及掛合候処、早速承引、年賦延給、實意之至満足被致候、依之忝人扶持被 相贈候、此未尚又用途相弁可給候、

十月

30弘化四年(一八四七) 明治三年(一八七〇) 諏訪因幡守様御用留③
↓90ページ

31嘉永元年(一八四八)四月 乍恐以書付奉愁訴候(与一左衛門跡式を弟虎五郎に相続させ兄新十郎を別家に不満)

乍恐以書付奉愁訴候

鯨澤村百姓与一左衛門忰新十郎奉申上候儀者、父与一左衛門儀及老衰、殊ニ七八ヶ年以前今病身ニ相成候ニ付、天保十五年親類共相談之上、弟虎五郎江跡式相続為致、私儀者別家ニさし出候旨、申聞候間、難得其意段申張候処、父与一
当村百姓伊之助母より同人弟新十郎江相掛申立候者、同人儀たね分地之居屋敷江、無謂差障り、不法申募、示談不行届、其外品々申立、村役人連印無之願書ヲ以 御役所江駈訴いたし候処、厚御利害被仰聞、村役人江御引渡ニ相成候ニ付、村役席ニ於而新十郎被呼出、双方御引合御札明被成下候処、新十郎申立候者、去ル天保十五年、父與市左衛門在命中、讓状有之候ニ付、無謂義ニ者無之体ニ申候得共、讓状共渡至、対談書・詫書其外為取替書類数通いたし置、右詫書之文意ニ而者新十郎申立決而難相立振合有之、就中彼是相混候次第、然共分地さし纏之儀ニ付、本家相談方ニ可相拘、御賢慮ヲ以可致示談由、厚御申聞、其上長次右衛門立入方被仰付候段、一同承知仕候、仍之同人より双方江掛合之上、新十郎不心得申張、親類中憤之儀、立入人囉請、熟談内濟、左之通、
忝反八畝六歩内 御繩請
一屋敷廿壹歩 惣右衛門
外ニ字東田三筆
尤、未年対談取窮書之通、たねへ分地
屋敷添忝反四歩内 御繩請
一中畑式畝三步 惣右衛門
尤、未年対談取窮書之通、新十郎へ分地
但、宿表江出入通路之儀者、虎五郎所持屋敷之内、聊無差支通行之事、
一金拾五両者 新十郎江
是者、親類相談勘弁ヲ以、此度商内為素手金与相渡候、然上者、作間渡世
出情相励可申由、一同今申聞候處、承伏仕候、
一金拾両者 新十郎江
是者、家作為取統、此度相渡申候、
前書之通、双方憤相散、熟談内濟仕候上者、相互三分地高相守、向後聊不実意不仕、本性之実意基、違失致間敷候、然上者、右一件ニ付重而御願筋無御座候、仍之内濟書為取替置候處、如件、

嘉永改元年甲申八月

多 祢(爪印)
新十郎(爪印)
虎五郎①
飯野村 次右衛門①
三沢村 幸右衛門①
虎五郎後見

右者、去丑年私居屋敷甲金五十兩ニ而賣渡し置候処、今般明渡候ニ付、手切金として書面之金子、只今儘ニ受取、然上者以後ニ至リ、無心ケ間鋪義、決而不申候、為後日、仍而如件、

嘉永七寅年

八月

質主 伊之助
証人 治右衛門

与一左衛門殿

35安政元年（一八五四）十二月 乍恐以書付奉願上候（廻米川下げ、八十文増、六九五文に願う、下書と写三通）

〔端裏書〕「安政元寅年永八十文増願之書面下書」

乍恐以書付奉願上候

一御廻米之儀者、御公儀様并御上様御同様ニ而運送仕来罷在候処、先年御本領分御米三拾俵積船賃壹艘ニ付永七百八拾文之処、追々引下ケ、永六百九拾五文仕来罷在候処、去ル拾式ケ年已前卯年、新岸レ河一件水野越前守様御触ニ付、御運賃引下ケ方願上候処、御聞濟之上、一昨子年迄永六百九拾五文之内、八拾文引下ケ、永六百拾五文ニ仕来罷在候所、右ニ而者三岸レ河船頭共者勿論、一統及難渋候ニ付、一昨子年中三岸河一統御本領御役所江罷出、増運賃奉願上候処、御聞濟ニ相成、去ル八月前年之通永八拾文宛御増、都合永六百九拾五文宛之割合ニ而、式ケ年分御下ケニ相成候、右ニ付去ル十月御廻米ニ付牛山五郎兵衛様御出役先江宿内役人共并船頭共分書面を以奉願上候処、私義当御役所江罷出御願可仕旨被仰聞候得共、其節風邪ニ而引籠罷在候内大地震有之、旁々御延引ニ相成居候処、宿内役人并船頭共分度々催促有之、無余義今般罷出奉願上候、何卒御重情を以、別紙役人共并船頭共分奉願上候通、御本領同様式ケ年分、壹艘ニ付永八拾文宛御増、都合永六百九拾五文宛之御割合ニ而御下ケ被下置度奉願上候、右願之通御聞濟被成下置候ハ、重々難有仕合ニ奉存候、以上、

安政元甲寅年十二月

甲州歟澤宿
御米問屋

雨宮与一左衛門

御勝手方

御役所様

〔下書の肩書には「御廻米問屋」とあり〕

33嘉永三年（一八五〇）二月 借用申質地之事（中畑二畝三步、代金甲金三十兩、三年季）

借用申質地之事

屋敷添壹反四歩内

御縄受

一中畑式畝三步

宗右衛門

此代金三拾兩者 但シ甲金也

右者、前々御年貢并要用金ニ差詰り申ニ付、書面之金子証人立會儘ニ請取候儀、借用御返納仕候所、相違無御座候、尤年季之義者、当戌之春より来ル子之春迄三ヶ年季ニ相定、借用申候所実正也、右年季来代金調達いたし候ハ、右之田地并証文共御返可被下候、萬一請戻義相兼候ハ、貴殿方ニ而勝手次第永々御支配可被成候、且此田地ニ付先状坪附等ニも書人不申、親類・縁者・村中誰人成共、少も構無御座候、若六ヶ敷申者出来いたし候ハ、加判之者共何方迄もまかり出、急度埒明、貴殿江御苦勞少も相懸ケ申間敷候、利足之儀者、壹割五分之積りヲ以、毎年極月廿日ニ急度返進可申候、為後日質入証文、仍而如件、

嘉永三年戌二月

質主 作 平

証人 与一左衛門

伊之助

虎之丈殿

表書之通相違無之候、已上、

戌二月

名主 弥五左衛門

34嘉永七年（一八五四）八月 差出申一札之事（五年私居屋敷五十兩で売渡し、

明け渡し手切金十五兩受取）

差出申一札之事

一甲金拾五兩也

36安政二年（力）（一八五五）乍恐以書付奉願上候（廻米運賃丑寅二年一艘永八十文増願）

乍恐以書付奉願上候

一御廻米御運賃増之義、去寅十二月中奉願上候処、月廻ニ相成、御役所御繁用之趣、押而奉願上候義茂恐入、差扣罷在候処、船頭共分不得止事催促被致、無據今般罷出奉願上候、何卒旧冬奉願上候通り、御米三拾俵積壹艘ニ付永八拾文宛、丑・寅二ヶ年分運賃御増被仰付被下置度、奉願上候、右願之通御聞濟被成下置候ハ、重々難有仕合奉存候、以上、

37安政二年（一八五五）二月 乍恐以書付奉願上候（寅十一月大地震での御米蔵修復金五十兩拝借願、写共三通）

乍恐以書付奉願上候

一私儀、従来蒙 御重恩、御米問屋被仰付罷在、難有仕合奉存候、然処去寅年十一月大地震ニ而御米蔵ゆれ崩、当惑仕罷在、既ニ御届ケ可申上候処、幸其御廻米御出役牛山五郎兵衛様蒲原宿御止宿ニ付、書付を以御届ケ奉申上候処、御帰リ之節御見分被成下、右始末 御役所江茂御届ケ可申上旨、被仰聞候ニ付、去寅年十二月罷出御届ケ奉申上候通、御米蔵大破ニ付御米積入候儀難相成、誠以当惑仕候、何卒格別之御慈悲を以御修復金五拾兩御下ケ被下置度奉願上候、〔貼紙〕「金四拾兩御下ケ被下置候共、又者御金百兩拝借被仰付被下置候共、兩用之内奉願上候」、左候得者、私共御引受御修復仕、此上御米積入之儀安心仕度奉存候、右願之通被仰付被下置候ハ、重々難有仕合奉存候、以上、

甲州歟沢宿

御廻米問屋

安政二乙卯年二月

雨宮与一左衛門

同国飯野村

後見 治右衛門

御勝手方

御役所様

38安政二年（一八五五）八月 乍恐以書付奉願上候（大地震での御蔵修復金拝借願）

右者、去丑年私居屋敷甲金五十兩ニ而賣渡し置候処、今般明渡候ニ付、手切金として書面之金子、只今儘ニ受取、然上者以後ニ至リ、無心ケ間鋪義、決而不申候、為後日、仍而如件、

嘉永七寅年

八月

質主 伊之助
証人 治右衛門

与一左衛門殿

35安政元年（一八五四）十二月 乍恐以書付奉願上候（廻米川下げ、八十文増、六九五文に願う、下書と写三通）

〔端裏書〕「安政元寅年永八十文増願之書面下書」

乍恐以書付奉願上候

一御廻米之儀者、御公儀様并御上様御同様ニ而運送仕来罷在候処、先年御本領分御米三拾俵積船賃壹艘ニ付永七百八拾文之処、追々引下ケ、永六百九拾五文仕来罷在候処、去ル拾式ケ年已前卯年、新岸レ河一件水野越前守様御触ニ付、御運賃引下ケ方願上候処、御聞濟之上、一昨子年迄永六百九拾五文之内、八拾文引下ケ、永六百拾五文ニ仕来罷在候所、右ニ而者三岸レ河船頭共者勿論、一統及難渋候ニ付、一昨子年中三岸河一統御本領御役所江罷出、増運賃奉願上候処、御聞濟ニ相成、去ル八月前年之通永八拾文宛御増、都合永六百九拾五文宛之割合ニ而、式ケ年分御下ケニ相成候、右ニ付去ル十月御廻米ニ付牛山五郎兵衛様御出役先江宿内役人共并船頭共分書面を以奉願上候処、私義当御役所江罷出御願可仕旨被仰聞候得共、其節風邪ニ而引籠罷在候内大地震有之、旁々御延引ニ相成居候処、宿内役人并船頭共分度々催促有之、無余義今般罷出奉願上候、何卒御重情を以、別紙役人共并船頭共分奉願上候通、御本領同様式ケ年分、壹艘ニ付永八拾文宛御増、都合永六百九拾五文宛之御割合ニ而御下ケ被下置度奉願上候、右願之通御聞濟被成下置候ハ、重々難有仕合ニ奉存候、以上、

安政元甲寅年十二月

甲州歟澤宿
御米問屋

雨宮与一左衛門

御勝手方

御役所様

〔下書の肩書には「御廻米問屋」とあり〕

〔端裏書〕「安政元寅年十一月大地震ニ付御拝借願之下書」

乍恐以書付奉願上候

一私儀、従来蒙 御重恩、御米問屋被仰付罷在、難有仕合奉存候、然処去寅年十一月大地震ニ而御米蔵ゆれ崩当惑仕罷在、既ニ御届ケ可申上候処、幸其御廻米御出役牛山五郎兵衛様蒲原宿御止宿ニ付、書付を以御届ケ奉申上候所、御帰リ之節御見分被成下、右始末 御役所江茂御届ケ可申上旨、被仰聞候ニ付、去寅年十二月罷出御届ケ奉申上候通、御米蔵大破ニ付、御米積入候儀難相成、誠ニ以当惑仕候間、猶又当三月中罷出、御修復之儀奉願上候処、御上様分御沙汰可被下旨被仰聞、一先帰国仕差控罷在候処、敢早御修復難捨置時節ニ相成、無余儀又々今般罷出奉願上候、何卒格別之御慈悲を以御金六拾兩拝借被仰付被下置候様、幾重ニ茂奉願上候、左候得者早速御修復仕、此上御米積入之儀安心仕度奉存候、右願之通被 仰付被下置候ハ、重々難有仕合奉存候、以上、

甲州歟沢宿

御廻米問屋

安政二乙卯年八月

雨宮与一左衛門

同国飯野村

後見 治右衛門

御勝手方

御役所様

39安政二年（一八五五）八月 奉願拝借仕候金子證文（大地震での御蔵修復金三十兩十年賦拝借願、同文三通）

〔端裏書〕「安政元寅年大地震ニ付御拝借証文之下書」

奉願拝借仕候金子證文

一金三拾兩者

但文字金也

右者、私儀兼々不勝手之所、去寅十一月大地震ニ而御米蔵破損、御修復難及自力、無據拝借奉願上一点下之通御貸被 仰付被下置、儘ニ奉請取候所、相違無御座候、右返納之儀、無利足拾ヶ年賦被 仰付被下置、重々難有仕合ニ奉存候、當時御勝手向御差支專御儉約之御時節ニ候得共、年来御用向被 仰付被下置候儀、格段之以思召拝借被 仰付被下置候段、御厚恩至極難有仕合奉存候、然上者以来御用向諸事御差支等無之様、猶又出精可仕候、返納之義者来丙辰年分

来乙丑年迄、壹ヶ年金三兩宛、毎冬十一月十五日、急度返納可仕候、尤年々江戸御廻米之砌、御出役御役人中江御勘定可仕候、若又定日返納及遲滞候ハ、御廻米駄賃之内成共、返納分御引取可被下置候、萬一何等故障之筋茂御座候ハ、加印之者急度御引請、本人同様返納方御厄介筋無之様、急度取計可申候、為後日、仍如件、

甲州歟沢河岸
御廻米問屋
兩宮与一左衛門印
同国飯野村
請人同人後見 治右衛門印
上諏訪町
請人舛屋 菫 七印(消印)

両角鎌次郎様
吉田式部左衛門様
赤沼三郎兵衛様
鶴飼鱗藏様
久保嶋豪藏様
吉田治兵衛様
小沢主膳様

40 文久三年(一八六三)三月 一札之事(文政七申年別家議定以来、此度北方境取纏れ、隣家立合い取極め)

一札之事
一文政七申年中分地ヲ請別家ニ相成、其節議定書仕置、両家ニ而所持罷在候処、此度虎之丞境相定候ニ付、先議定書ヲ以境引仕候所、私居家北之方差障候ニ付、表分裏境江壹繩ニ見通し不相成、彼是差纏、隣家弥市兵衛殿・六兵衛殿立入、差障候分、本家與一左衛門方へ及無心、勘弁ヲ請、建家面柱分式間目分虎之丞境江熟談之上面繩ニいたし、境引行届、然上者往々睦敷可致事、為後日一札差入申候処、仍而如件、

文久三年
三月

43 元治二年(一八六五)二月 乍恐以書付奉願上候(米五百俵岩測河岸輸送ニ付十嶋番所通荷願)

乍恐以書付奉願上候
一米五百俵 但信州諏訪邊分買入米之内元河岸歟沢
 国榭壹斗三升入 兩宮與市左衛門印
右者、巨摩郡天神中条村百姓源七、作間ニ穀物商ひ渡世仕罷在候処、駿州岩測河岸花田幸八義ハ年来取引仕候ものニ付、此度書面之米同人方江追々差送り度奉存候間、何卒以 御慈悲、十嶋御番所無滞通荷相成候様、御裏書被下置度奉願上候、右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上、

巨摩郡天神中条村
願人百姓 源 七印
 名主 幸左衛門印
元治二年二月
 田中御役所

表書之通願出候間、其御番所無相違御通可被成候、以上、
元治二年二月廿七日 成瀬官一郎印

十嶋御番所
御番人中

44 慶応元年(一八六五)八月 乍恐書付を以奉願上候(川下げ運賃五割増、永一貫四二文五分願、同文二通)

(端裏書)「子年分 慶應元丑年九月願石和御役所へ奉願上候下書」
乍恐書付を以奉願上候
御廻米壹俵三斗六升入
三拾式儀積壹艘ニ付 歟沢 黒澤三河岸分駿州岩測河岸迄
 青柳 御川下賃
一永壹貫四拾式文五分 米穀并船木其外諸色高直ニ付、是迄
 内永三百四拾七文五分 御請負永辻之外、此度五割増方奉願上候、
御廻米壹俵五斗入

41 文久四年(一八六四)二月 覺(金貳百足諏訪大明神護摩堂永代常夜燈寄附神納請取)

覺
一金貳百疋也
信州一之宮諏方大明神護摩堂永代常夜燈寄附金一点下之通髓ニ神納仕候、為後日請取章、如件、
文久四甲子年二月 諏方上社
 別當所
 如法院印(朱)

世話人 柳平龜右衛門印
 同 五味長助印
 同 鮎澤勇助印
 同 守屋源七印
甲州歟沢村諏訪問屋
 兩宮与市左衛門殿

42 元治元年(一八六四)十一月 覺(御払米千三百俵入札、一俵四斗入、金十兩二付十七俵七分替)

覺
一御拂米千三百俵 但壹俵ニ付四斗入
 直段 金拾兩ニ付拾七俵七分替
右直段を以御拂ニ相成候ハ、御買請可仕候、尤代金御上納之義者、荷着候節ハ相違なく御上納可仕候、為念入札如斯ニ御座候、以上、
甲州歟沢村
 入札人
 長次右衛門印
 又左衛門印
 三郎右衛門印
子十二月
上

式拾八俵八分積壹艘ニ付 右同断
一永壹貫四拾式文五分 右同断
 内永三百四拾七文五分 右同断

右者、當國郡中村々御物成米江戸御廻米粳、當三河岸分駿州岩測河岸迄御川下賃之儀、従来年季ヲ以御請負仕、安政六未分去亥迄五ヶ年季、船壹艘ニ付永六百九拾五文を以御請負被仰付置、當子年季明ニ御座候、然處富士川之義者急流・立瀬・岩石所々ニ有之、悉難場ニ而、御廻米御川下中、船路定式瀬湊入用年々金百兩余相掛候處、近来諸色・人足賃等格外高直相成候ニ付追々相高、金貳百兩余相懸り、其上出水之度々川瀬相変候ニ付、其都度別段多分之入用相掛、加之近年米穀並船木其外船附諸道具ニ至迄、諸價以前与事変、都而倍余ニ引上り、難洪夥敷、是迄被下置永辻ニ而者、往返雜費引足不申、左候迎年来之渡世ニ離、俄余業も難出来、此上割増不相成候而者、年中船稼而已を以生活罷有候船頭・水主、親妻子箠三千人余ニ及候者共養方ニ抱、誠以歎敷次第ニ御座候、御時節柄奉恐入候得共、不願恐御歎願奉申上候、何卒格別之以 御慈悲、前段御賢慮被成下、當子分辰迄五ヶ年季、是迄御請負永辻之外五割増、都合永壹貫四拾式文五分を以、跡年季御請負被仰付被成下置度、御憐愍之御沙汰奉願上候、右願之通御聞濟被成下置候ハ、河岸場稼多人数之もの共、無難ニ相続仕、莫太之御仁惠難有仕合奉存候、以上、

(貼紙)「本文之通増方奉願上候處、減方之義再應御利害之趣難黙止、右之内永百三拾九文五分御吟味減御請仕、永九百三文ヲ以跡請被仰付度段、奉願上候處、然上者追而御沙汰可有御座旨、被仰渡承知奉畏候、依之連印下ヶ札ヲ以申上候、以上、 長次右衛門・太郎左衛門・茂右衛門」
安藤傳藏御代官所
 甲州巨摩郡歟澤河岸
 船頭惣代 乙兵衛印
元治元年七月 問屋 長次右衛門印
 同郡青柳河岸
 船頭惣代 長右衛門印
 問屋 太郎左衛門印
 八代郡黒澤河岸
 船頭惣代 伊右衛門印
 問屋 茂右衛門印

御年番

石和御役所

前書之通、去子年中奉願上候處、五ヶ年御請負可被仰付与之御下知被仰渡者無御座候得共、去冬中御川下被仰付候、當國御三分江戸御廻米御川下賃者、本文江下ヶ札を以奉申上候通、壹艘ニ付永九百三文を以、御運賃頂戴被仰付候間、此段御届申上候、何卒當 御大守様江戸御屋敷御廻米御川下賃之儀も、御先格之通、右ニ御準合頂戴被仰付度、奉願上候、以上、

慶應元五年八月

甲州歟澤河岸

船頭惣代	弥次右衛門 [㊦]
同	政 七 [㊦]
同	音 兵 衛 [㊦]
御米問屋	
兩宮與市左衛門代	
後見	治右衛門

高嶋

御勝手方

御役所

45慶應元年（一八六五）九月 乍恐以書付奉願上候（金百両、十年賦拝借で米蔵修覆願）

〔端裏書〕「慶應元丑年御拝借願之下書」

乍恐以書付奉願上候

一兩宮與市左衛門義、從來蒙 御重恩、御廻米問屋被 仰付罷在、難有仕合ニ奉存候、然ル所、御米蔵之儀、先年御建被遊候砌合折々御修覆、又者御建替被遊候得とも、萱葺ニ有之候故、出火之時々安心難相成ニ付、天保九戌年瓦屋根ニ御葺替被成下置候様、奉願上候處、御時節柄之趣御聞濟者無之候得共、其節御金百兩拝借被 仰付、右ヲ以不殘瓦屋根ニ葺替安心仕、難有仕合奉存候、其後安政元寅年大地震ニ而皆潰同様、御米蔵者勿論、居宅迄及大破、當惑罷在候所、是迄難洪之折柄者奉願上御拝借被仰付、右ニ付数代無御差支御用弁ニ而永統罷在候儀ニ付、右御拝借金奉願上候得とも、御時節柄之趣ニ而御金三拾兩拝借被 仰付候得共、右ニ而者引足不申、無據他借等仕、漸取繕候得

重々難有仕合ニ奉存候、以上、

甲州歟澤河岸

慶應元乙丑年九月

御米問屋 兩宮與市左衛門

後見 治右衛門

御勝手方

御役所

47慶應元年（一八六五）九月 奉願拝借仕候金子證文（大地震での御蔵修復金七十両、十年賦拝借願、同文二通）

〔端裏書〕「慶應元丑年御拝借願之證文下書」

奉願拝借仕候金子證文

一金七拾兩者 但文字金也

右者、私儀兼々不勝手之處、去ル寅年大地震ニ而御米蔵破損仕候ニ付、御拝借仕取繕置候得共、年月を歴候故大破ニ相成候ニ付、御修覆仕度候得共、難及自力、無據拝借之儀奉願上、一点下之通御貸被 仰付被下置、慥ニ奉請取候處、相違無御座候、右返納之儀、無利足拾ヶ年賦被 仰付被下置、重々難有仕合奉存候、當時御勝手向御差支、專御檢駒之御時節柄ニ候得共、年来御用向被 仰付被下置候儀、格段之以思召拝借被 仰付被下置候段、御厚恩至極難有仕合奉存候、然上者以来御用向諸事御差支等無之様、猶又出情可仕候、返納之義者来ル丙寅年今来ル乙亥年迄、壹ヶ年ニ金七兩宛、毎冬十一月十五日、急度返納可仕候、尤年々江戸御廻米之砌、御出役御役人中江御勘定可仕候、若又定日返納及遲滞候ハ、御廻米駄賃之内成共、返納之分御引取可被下置候、萬一何等故障之筋茂御座候ハ、加印之者急度御引請、本人同様返納方御厄介筋無之様、急度取計可申候、為後日、仍而如件、

甲州歟澤河岸

慶應元年

御米問屋 兩宮與一左衛門

乙丑年十二月

同国飯野村

請人 同人後見 治右衛門

上諏訪町

請人 増屋 菫 七

久保寫豪蔵様

金井 順八様

共、年月を歴候故追々大破ニ相成候間、如何分茂御修覆仕度奉存候得共、近來不如意ニ罷成、殊ニ前々他借仕置候金子返済方ニ差支、其上當節諸色格外高直ニ而難及自力、左候連何分難捨置儀ニ奉存候、旁以御時節柄奉恐入候得共、何卒御金百兩拝借被 仰付被下置候様奉願上候、左候得者、此所ニ而如何様ニ茂御修覆仕、此上安心ニ御用弁仕度奉存候、御返納之儀者、前々御振合を以無利足拾ヶ年賦、壹ヶ年ニ金拾兩宛御上納可仕候間、何卒格別之御憐愍ヲ以、右願之通御聞濟被 仰付被下置候ハ、廣大之御慈悲与重々難有仕合奉存候、以上、

甲州歟澤河岸

慶應元乙丑年九月	御米問屋 兩宮與市左衛門
後見	治右衛門
御勝手方	
御役所	

46慶應元年（一八六五）九月 乍恐以口上書奉願上候（川下げ運賃二〇八文増で御公儀御三分江戸廻米同様九〇三文願）

〔端裏書〕「子年分 慶應元丑年願ニ割増御運賃奉願上候下書」

乍恐以口上書奉願上候

一御廻米之儀、御公儀様并御上様御同様ニ而運賃仕来罷在候處、先年御米三拾俵積船壹艘ニ付永七百八拾六文之処、引下ヶ永七百七拾五文之内六分下ヶニ而罷在候處、去ル式拾四年已前卯年新河岸一件水野越前守様御触ニ付、御運賃引下ヶ方願上候處、御聞濟永六百拾五文宛引下ヶ候ニ付、御上様分茂同様ニ頂戴仕来罷在候處、右ニ而者三河岸船頭共者勿論、一統及難洪候ニ付、去ル子年中三河岸一統御本領御役所江増運賃願上候處、御聞濟之上去ル丑年中永八拾文増方被 仰付、都合永六百九拾五文宛是迄御下ヶニ相成候處、猶又當節格外諸色高直ニ付、去子年中御運賃増方御本領御役所江奉願上候ニ付、此段昨子年中御米掛御役人中様江書付ヲ以御願奉申上置候處、今般御下知之趣五割増御願之処御吟味御減被 仰付、去子年之分下ヶ札を以奉申上候通、五ヶ年御請負可被 仰付与之御下知者無御座候得共、去冬中御川下ヶ被 仰付、甲州御三分江戸御廻米運賃船壹艘ニ付永六百九拾五文之処、式百八文御増、都合永九百三文を以御運賃頂戴仕候間、何卒御上様御廻米御川下ヶ御運賃茂先格之通右御割合ニ而頂戴仕度奉願上候、右願之通被 仰付被下置候ハ、

志賀初右衛門様

菊地六郎右衛門様

48慶應二年（一八六六）六月 対談議定書之事（さくめ岩淵村齊藤縫蔵後妻ニ成るにより、百姓株跡式相続人取極）

対談議定書之事

一此度さくめ岩淵齋藤縫蔵殿方へ後妻ニ貫請度、姉方より種々無心ニ付、當人方へ掛合候處、當人申候、是迄百姓株壹軒相達居候ニ付、さくめ家出之上者、右株跡式取定置、万々一先方ニ若納兼候節者、是迄之居宅へ立戻り可申事、右ニ付跡式子供たり共心掛候得共、差掛り見当り不申候ニ付、今般議定仕置、たと元借地たり共、両三ヶ年之内跡式相続人貫請度旨、右之通取戻し置候上者、其節ニ任置可申候、若両三ヶ年たり共跡式見当り候迄者、居宅之義者其俣達置可申候、本家者勿論、隣家・組合・親類一同相談之上、為後日連印仕置候處、如件、

慶應二丙寅年	六月日	本家	與市左衛門
親類	治右衛門		
同	長重郎		
隣家	六兵衛		
組合	藤重郎		
おさくめ			

49慶應二年（一八六六）六月 差上申御請書之事（岩淵迄川下げ賃丑一ヶ年限四八六文増永で一貫一八二文とする旨）

〔端裏書〕「丑年分 慶應二寅年六月御下知済ニ相成候市川御役所へ差出し候船頭之請書扣」

差上申御請書之事	
去々子壹ヶ年季明	
去丑壹ヶ年季	
御廻米三斗六升入三拾式俵積	壹艘ニ付
御廻米五斗入式拾八俵八分積	
元永七百八拾文	
内永五文	文化十五年今引統割引之分

永八拾文弘化元年分永百六文減方相成候内引統減方相成候分

甲州青柳河岸分駿州岩測河岸迄川下賃

一永尙貫百八拾老文

内永四百八拾六文 丑老ケ年限増方被仰付候分

右者、甲州村々江戸御廻米糶、書面河岸々々より駿州岩測河岸迄川下賃之儀、去丑年季明之處、近年諸色沸騰、別而船具等ニ相用候竹木高直相成、其餘品々難洩事ニ付増永之上、去丑分卯迄三ヶ年季跡請奉願候ニ付、御吟味御伺成下候處、書面賃永を以去丑老ケ年限之積、御下知相濟候段被仰渡、難有承知奉畏候、依之御請書差上申處、如件、

慶應二寅年六月日

青柳河岸
船頭惣代 源 七印
問屋 太郎左衛門印
黒澤河岸
船頭惣代 惣右衛門印
問屋 茂右衛門印

市川御役所
船頭惣代 其右衛門印
問屋 喜兵衛印
代印 十左衛門

50慶應二年（一八六六）十月 乍恐奉願上候口上書（満水のため米蔵台木下付願）

（端裏書）「慶應二丙寅年十月積根基木奉願上候下書」

乍恐奉願上候口上書
一私義、従蒙 御重恩御廻米問屋永統仕、難有仕合奉存候、然処富士川之儀水はき悪敷、満水之節者宿内湛水ニ相成候儀間々有之、猶又去ル八月出水之節、宿内一圓水中ニ相成、私居宅者勿論、御米蔵迄湛込候処、土間之儀破敷日乾兼居候内、当九月御廻米附込ニ相成候得共、基木無之候而者、御米難積入義ニ而、俄ニ処々材木借用、漸御用弁仕候仕合ニ御座候、左候得者、此上満水之節者基木無御座候而者、御大切之御廻米、何分安心難出来、既ニ宝曆年中積根

候、右願之趣被 仰付被下置候ハ、重々難有仕合奉存候、以上、

甲州鰻澤宿

慶應二丙寅年十月

雨宮与一左衛門

御勝手方

御役所

53慶應二年（一八六六）十一月 乍恐以書付奉願上候（○俵印玄米五百五十俵

・糯・蕎麦、十嶋御番所通過手形交付願）

乍恐以書付奉願上候

○俵印
☆ 差札
一玄米五百五拾五俵 但四斗入
一糯米拾俵 但右同断
一蕎麦式拾俵 但右同断



右者、鰻澤村百姓与市左衛門奉申上候、私義、諏訪因幡守様廻米問屋仕罷在、今般書面之俵数江戸御廻し相成候間、何卒十島御番所通 御手形被仰付度、奉願上候、以上、

諏訪因幡守様

廻米問屋

鰻澤河岸

慶應二寅年十一月十八日

与市左衛門印

其右衛門印

名主

市左衛門印

市川

御役所

54慶應三年（一八六七）六月 差出し申一札之事（当河岸は今九日より十七日

基松丸太木百本宛兩度御代料ニ而御下ケニ相成、私方ニ而買入仕御用弁仕罷在候義ニ御座候間、材木算り書別紙相添奉願上候、何卒先規之通り御代料成共、又者御材木成共、御下ケ被下置候様仕度、左候得者、此上出水之度々安心御用弁可仕候、右願之通り被 仰付被下置候ハ、重々難有仕合ニ奉存候、以上、

甲州鰻澤宿
御廻米問屋

慶應二丙寅年十月

雨宮與市左衛門印

御勝手方

御役所

51慶應二年（一八六六）十月 御米積根太松丸太木積書（末口四寸二間物百挺代金）

（端裏書）「慶應二丙寅年十月積根基木算書下書」

御米積根太松丸太木積書

一松丸太木末口四寸ニ而式間物、老挺ニ付甲金式匆八分六厘、文金ニ直し百挺代四百式十匆、右之通ニ御座候、以上、

寅十月 鰻澤宿 雨宮与一左衛門印（消印）

52慶應二年（一八六六）十月 乍恐以口上書奉願上候（川下げ運賃一艘三十俵積永一貫三八一文頂戴願）

（端裏書）「丑年分 慶應二丙寅年十月願七割増御運賃奉願上候下書」

乍恐以口上書奉願上候

一御廻米之儀者、御公儀様并御上様御同様ニ而御運賃仕来罷在、先年船老艘ニ付三十俵積永七百八十六文御座候処、其後増減等有之、其時々奉伺候而頂戴仕罷在候、然ニ去ル嘉永六丑年迄永六百十五文之處、同年奉願上永八十文増、都合永六百九十五文頂戴仕罷在候得共、追々諸色高直ニ相成候ニ付、元治元子年五割増奉願上候処、式割御減三割増永式百八文、都合九百三文頂戴仕罷在候得共、諸色追々格外之高直ニ相成候ニ付、又々昨丑年九割増奉願上候得者、式割御減七割増永四百八十六文、合而永尙貫百八十老文当六月御下知濟ニ相成候、尤前書願之趣、昨丑十月御廻米御出役之砌、笠原才左衛門様江茂奉願上置候、此段御聞濟被下置、御本領並永尙貫百八十老文頂戴仕度奉願上

迄九日間、江戸廻米に限らず川下げせず）

差出し申一札之事

一當河岸之義者、先年被 仰出有之、今九日より来ル十七日迄 九日之間、諸家様江戸御廻米ニ不限、其外如何様之御用荷物ニ而も川下ケ不仕、依之一札差出申候、仍如件、

鰻澤河岸

慶應三丁卯年六月

船頭惣代
縫右衛門印

貞右衛門

御廻米御掛り

笠原儀左衛門殿

55慶應三年（一八六七）七月 乍恐以書付奉願上候（船頭共、丑年川下げ運賃七割増願、ほぼ同文二通、内一通破損甚し）

乍恐以書付奉願上候

一□永尙貫八百七文

川下ケ御運賃

内永尙貫百拾式文 此度減方被仰付□□拾六割増被仰付候分

右者、當河岸分川下ケ運賃御増願、書面を以御三府御役所江去ル十月奉願上候ニ付、同十一月 御殿様江戸御廻米御川下ケ之節、御掛り江書面相認奉願上候處、当四月中 御本料御役所ニ而前書御願申上置候拾八割増永尙貫式百五拾老文之所、再應御減方被仰付、式割相減、拾六割増永尙貫百拾式文御増 被仰付、都合尙貫八百七文を以跡老ケ年御請負被 仰付頂戴仕罷有候、且右下知濟ニ相成候段、船方惣代之者共我等方江申出有之候ハ、早速罷出御願申上候處、是迄無沙汰ニ有之、然ル處當御廻米被仰付川下ケ相初メ候時々船頭共罷出、右之段御掛り関新之進様江申上候處、此義全船方之者共不行届有之候間、此處ニ而御取計ニ相成兼候旨被 仰聞、御尤之次第ニ御座候得共、身薄之者共妻子扶助可仕様無御座、当惑難洩之余り御歎願奉申上候、何卒前段拾六割増御下知濟之處、当御廻米御運賃之内江丑年御下ケニ相成候七割増江元付御運賃頂戴仕度奉存候、跡々御願奉申上候義者、御廻米御引拂ニ相成候ハ、早速罷出奉願上候、何卒前文御聞濟被下置候ハ、格別之御慈悲船方一同難有仕合奉存候、以上、

鰻澤河岸

御廻米問屋

慶應三丁卯七月

雨宮与一左衛門[㊟]

高嶋

御勝手方

御役所

56 慶應三年（一八六七）八月 乍恐以書付奉願上候（川下げ運賃、本領並一貫五二九文願）

（端裏書）「去寅年兩度御廻米御運賃増 慶應三丁卯年八月拾貳割増願上候下書」
乍恐以書付奉願上候

一私義、從來蒙 御重恩御廻米問屋被 仰付罷在、難有仕合奉存候、然ニ御廻米御運賃之儀者、御公儀様并御上様御同様ニ而仕來罷在、猶又去ル嘉永六丑年迄永六百拾五文之処、同年奉願上永八拾文増、都合永六百九拾五文頂戴仕候得共、諸色高直ニ相成候ニ付、元治元年五割増奉願上候処、貳割御減三割増永貳百八文、都合永九百三文頂戴仕罷在候得共、諸色追々格外之高直ニ相成候ニ付、又々一昨丑年九割増奉願上候得者、貳割御減七割増永四百八十六文、合而尅貫百八十尅文昨六月御下知済ニ相成候ニ付、御役所江奉願上、御本領並永尅貫百八十尅文頂戴仕罷在候処、昨寅年之儀者稀成大風水災ニ而、富士川之儀難場出来、多分之入用相掛、自普請仕候得共、御定法之儀數難積受相成、船尅艘ニ付貳拾四・五俵より貳拾七・八俵を限り舟積仕候儀ニ付、船頭内損不少、其上昨寅年八月已來、米穀其外諸色高直ニ相成候得者、前書被下置候御増永辻ニ而者諸雜費引足り不申、難渋仕候ニ付、去ル亥年迄之御運賃江拾八割増を以御肯被 仰付度段、奉願上候処、六割御減拾貳割増、都合永尅貫五百貳拾九文、当四月御下知済ニ相成候間、昨寅年兩度御廻米之分御本領並永尅貫五百貳拾九文頂戴仕度奉願上候、右願之通り被 仰付被下置候ハ、重々難有仕合奉存上候、以上、

慶應三丁卯年八月

甲州鰺澤宿
御廻米問屋

雨宮与市左衛門

御勝手方

御役所

下書

57 慶應三年（一八六七）十一月 乍恐以書付奉願上候（○俵印玄米二五六俵・

蕎麦二十俵、十嶋御番所通過手形交付願）

（端裏書）「十嶋番所通手形役所分書面下書」

乍恐以書付奉願上候

☆ 差札

○俵印

一玄米貳千五百六拾六俵

但四斗入

一蕎麦貳拾俵

但右同断

右者、鰺澤村百姓与一左衛門奉申上候、私儀諏訪因幡守廻米問屋相勤罷在候、然處今船書面之儀數江戸御廻し相成候間、何卒格別之以 御慈悲十嶋御番所通 御手形被仰付被下置度、奉願上候、以上、

諏訪因幡守様

廻米問屋

鰺沢村

慶應三卯年十一月五日

百姓 与市左衛門

名主 喜兵衛

市川

御役所

前書之玄米尅俵四斗入貳千五百六拾六俵・蕎麦同断貳拾俵、御通可有之候、断者本文有之候、以上、

増田安兵衛

手附

印）卯十一月五日

岡田 栄八印

岩淵黙太夫印

桑山 圭助印

十嶋

御番所

御当番中

58 御廻米目録（慶應二年「一八六六」九月〜同三年六月迄の分）

御廻米目録

合永尅貫五百貳拾九文を以齋度被仰付、難有戴頂仕候、依而一札差出シ申候處、如件、

慶應三卯年十二月

鰺澤河岸
問屋 雨宮與市左衛門

高嶋様

御廻米御掛り

宮澤忠兵衛殿

59（年末詳）辰十月（廻米仕法書、前七行ほど欠）
（前欠）

詰所并取締役問屋江も相届、清俵仕立揚候上、猶又請取江相届差図ヲ請可致 婦村事、

一清俵拵之儀、式番皮ニ而改を請候上、三番皮江入可申事、

但清俵五俵以下之分者、隣村同貫目又者前納之節之同貫目外廻江附廻可致事、一清俵仕抜方之儀者、其時々撰立方問屋見届候上、改ニ差出可申支、

一納之節者、名主可罷出之処、無謂小前之もの差出候儀も可有之間、以來者急度名主罷出可申、万一差合等有之候ハ、長百姓罷出候而、其訳詰所江可申聞事、一升廻改之節、定法之升目分切有之候節、差米之儀五合已下者場所ニ而村役人取計差米いたし、五合以上者米主升取村役人差添罷出、俵之小口をきり、俵拵可致、尅斗以上者納俵之内を以切俵いたし足米之積、尅斗以下者差出米之内ヲ貸遣候事、

一元河岸改尅俵三斗七升三合目当、

但廻シ之節、三斗七升三合内ニ廻候分者、同貫目之分江為致差米、右差米者差出米貸遣、追而其村方分可取立事、

一御廻米仕抜不宜仕直俵之儀、米主召連村役人罷出、於当河岸仕直可申、勿論当所ニ而雇人足ニ而仕立候儀并米主名代等決而不成候間、当人召連可相届事、一貫目升廻之上、切俵同目方之分、不殘可致差米、尤再廻之儀相願候村方有之候共、決而不成候事、

一村々御廻米元河岸江附出次第、多少ニよらす其時々相改候間、問屋場江相届、不溜置改を請、年内皆済相成候様可相心得支、

一岩測河岸江積下シ候一日分船數三河岸ニ而三・四拾艘宛ニ限可申、尤日々三河

慶應二寅年九月

一御米五百俵

此船數拾六艘六分六厘六毛

御運賃 永貳拾五貫四百八拾貳文三分七厘四毛 但尅艘ニ付三拾俵積

内

拾貳割増

永拾尅貫五百八拾貳文八分七厘 但尅艘ニ付永尅貫五百貳拾九文

引残而

小池太郎左衛門殿
柳澤 源之丞殿

永拾三貫八百九拾九文四分四厘四毛

為金拾三兩三分貳朱ト 尅匁四分六厘七毛

慶應二寅年十一月

一御米五百八拾貳俵

此船數拾九艘四分

御運賃 永貳拾九貫六百六拾貳文六分 但尅艘ニ付三拾俵積

内

拾貳割増

永拾三貫四百八拾三文 但尅艘ニ付永尅貫五百貳拾九文

引残而

伊藤 杉太殿
百瀬保七郎殿

永拾六貫百七拾九文六分

為金拾六兩貳朱ト 三匁貳分七厘六毛

慶應三卯年六月

一御米千五百俵

此船數五拾艘

御運賃 永七拾六貫四百五拾文 但尅艘ニ付三拾俵積

内

拾貳割増

永五拾九貫七拾五文 但尅艘ニ付永尅貫五百貳拾九文

引残而

関新之進殿

永拾七貫三百七拾五文

為金拾七兩尅分貳朱

都合金四拾七兩尅分貳朱ト 四匁七分四厘三毛

右者、去ル寅年より当卯六月迄、江戸御廻米御運賃金元永六百九拾五文之處、御増願申上候ハ、御減方被 仰付、拾貳割増ニ而御下知済ニ相成、御本料並都

岸申合猥ニ川下ケ致間敷事、

一富士川通川瀬相変、御廻米川下ケ不相成砌者、三河岸船頭共申合、難場所為瀬取罷越候処、船頭共任ニ可致筋ニ無之、問屋共一同罷出、其持場々差図いたし、篤与見届候上、詰所江相届川下ケいたし可申、勿論破船之節も罷越見届、難場之様子は又同様相届、御取締宜様申合可相勤事、

一元河岸合岩湖江御廻米積下ケ候砌、船頭共下山・大嶋・南部・波木井辺ニ而滞船いたし、船番を相雇上陸いたし、不取締之筋も折々有之条、是又問屋共心付時々見廻り、右之始末見届可申聞事、

一御廻米川下之節、濡沢手等出来候節、途中ニ而干立手入等いたし、岩湖江積下いたし候故、類船之内日数茂延引いたし候事も有之由風聞ニ候、右躰之義者、決而有之間鋪処、近頃仕癖不宜趣ニ付、是又問屋心付可申事、

一高持百姓之内、俵差札・中札等ニ小作人之名前抔相記差出候も有之趣ニ候、右ノ躰ニ而者、御米拵茂抱甚不宜候条、向後急度相改、銘々名前相記可申、尤問屋場ニ而茂心付改可申支、

一悪米刎俵引取米入置候矢来小屋并仕抜小屋共、御廻米村出以前囲外江定例之通補理置、右刎米引取米出次第、右矢来江入、尤紛敷無之様撰分ケ立札銘々いたし置可申事、

右之通可相心得もの也、

辰十月

60 (年末詳) 九月 (五ヶ年儉約令)

(後筆端書) 一銭金 今般書写之事 於公儀五ヶ年之間敷敷御儉約被遊、今般書(面之通)し候間、武家ニ而茂質(以下記載無し)

今般於 公儀五ヶ年之間敷敷御儉約被遊候間、武家ニ而も質素儉約いたし、万石以下之面々登 城之節綿服相用候而茂不苦候間、銘々武備之心掛可致旨、被仰出候、右者武家而已之事ニ而、諸国民問江之御触ニ者無之候得共、武家ニ而右之通候上者、民間ニ而茂右ニ准し、心得方可有之事ニ候、百姓風俗等之儀者、先年今度々御触も有之、銘々心得罷有候筋ニ付、質素を守候志之ものも可有之候得共、近來之風習、衣服者勿論懐中物杯々下駄・傘之属ひ、女者櫛・簪等ニ至迄、身分不相応之品相用、人より美服・美食いたし候を善キ事与心得候様成行候故、質素之志を遂兼候儀も可有之哉、当時一般之風俗農家之本意を失ひ、銘々穀物之貯更ニ不致、只管金銀之融通を而已心掛、中ニ者翌年取入迄之夫食をも不貯置、

右者、昨廿六日鯉澤河岸合積請来り、字天神ヶ瀧迄乗下ケ仕候所、のミはけ仕候、船頭願出、村役人早速罷越相改候處、書面之荷物半濡に相成候所相違無御座候、依之村手形差出申候所、仍而如件、

未正月廿七日

鯉澤河岸

兩宮重左衛門様

箱原村
名主 依田清三郎[㊦]

62 明治四年 (一八七二) 十月 御請書之事 (今年廻米元河岸鯉沢河岸に定、他二河岸は鯉沢河岸に出張、平等に取扱)

(端裏書) 「明治四年辛未十月 御廻米ニ付甲府縣御役所江差上候御請書下書扣」
御請書之事

當國貢納廻米之儀、旧政中縣令三分支配ニ相分レ居候ニ付、一ト支配一ト河岸ニ而取扱候處、今年廻米元河岸之儀ハ鯉沢河岸ニ相定、尤貳河岸共鯉沢河岸江出張、萬端申合、差支無之様 平等ニ可取扱、如件、

辛未十月

巨摩郡鯉沢河岸

問屋 中込清左衛門

代 新造印

同郡青柳村

問屋 小川内太郎左衛門印

八代郡黒沢村

問屋 村松茂右衛門印

甲府縣

御役所

63 明治六年 (一八七三) 六月 (田畑屋敷山林其他一筆限代価附取調帳提出督促)

各區村々 正副戸長
田畑屋敷山林、其地一筆限代價附取調帳早々可差出旨、追々及布達置候處、今以不差出、中ニ者疾ニ調濟之村ニも、代價定方ニ付彼是顧念躊躇罷有候儀ニ相聞、甚以不謂事ニ候、右者、当縣九十四号告示之通り、代價取調早々可差出、尤代價検査之為小作入附帳入用候ニ付、取揃一同差出し可申事、
但し、代價定方ニ付目途決着候向も有之候ハ、早々可伺出申事、

作徳米者不殘当座ニ売払、或者小商又者質取等いたし、金銀而已儲候手段いたし

候得共、金銀者切手同様之もの故、平生之重宝、勿論飢饉等之節ニ及ひ候而者、物而賣穀無之故、一向不用立、金銀乍持及飢候外無之、一体農民者国之本与貴候も、此上もなき貴き穀物を作出し、如何ニも業体篤実ニして商人抔之如く未利ニ走らざるもの故ニ候、斯立上り候身分にありながら、却而商売所業を學ひ候者恥しき事ニ者無之哉、奢侈ニ長し暮方差詰り候故、此風習生し候哉ニ相聞候得共、左様ニ而者詰り、人精輕薄情弱ニ相成、村柄衰微之基ニ候、質素儉約相守候得者、手段を尽ニも不及、農業相励候迄ニ而事足候事ニ候、依之此度民間江之御触者無之候得共、前々被仰出候御趣意ニ基き、銘々朝夕身之程を省ミ、未利走らす、衣食住共農家ニ不似合儀候者相止メ、以来籠服籠食等いたし候を却而外聞宜敷事与心得、銘々穀物之貯專ニ一心掛、今年作柄宜敷村々者分限相応ニ穀物貯置候様可致、格別際立外村々迄之手本ニも相成候村方共御称誉之儀申上候ニ而可有之候、若米価高下之得失等ニ泥ミ、猥ニ作徳米売払、無益之金銀遣捨候もの相聞候ハ、急度可及沙汰候、

一貯穀之儀も弥厚心掛、当年作方宜敷村方者、成丈囲増候様可致候、一檢見其外廻村之節止宿之村方賄方之儀、中ニ者無益之手数相掛候も相見、不宜敷候間、以来決而手数不相掛、所有合之品を用、仕立方も常々銘々之食料通いたし差出候様可致候、近來題目講与唱、村々多人数寄合、題目を唱候儀流行いたし候様相聞、如何之事ニ候、一人人寄ケ間敷事者御制禁之旨、前々御触も有之候儀、向後堅可相止、右之通申論候而も猶不相止もの有之ニおゐてハ、急度可及沙汰候、

右之趣申渡候間、惣代共得与合点いたし、小前末々迄不洩様可申合旨、村々役人共江通達可致候、

九月

九月 差出申村手形之事

61 (年末詳) 未正月 差出申村手形之事 (破船手形、白米三俵・斧十二箇)

一白米三俵 皆濡 一白米三俵
☆印 一斧拾式箇 一斧拾式箇
内 大式箇 半濡
小式箇 同

山梨縣権令 藤村紫朗
右之通御達相成候間、各所持之田畑屋敷山林小作人附詳細取調、来ル三十日迄會所江御差出し可被成候、此回達披見御承知之上、名前順達従回尾当方江御返有之度候也、
記元二千五百三十三年
正副戸長印
六月廿一日
村方伍長中

(左端裏書) 「明治六年酉年六月廿一日御触書扣置者也」

64 (年末詳) 六月 以口上書奉願上候 (今般証券繩入、妙臺寺屋敷御調願)

以口上書奉願上候
妙臺寺当住樋口日慈、差添兩宮与一左衛門・神田与右衛門奉願上候、今般御證券御繩入ニ付而者、拙寺持屋敷之義、古來宝曆九年当村重郎右衛門より右屋敷御繩傳右衛門九畝廿七步之内壹畝廿八步半、但し表間口四間・奥行式拾六間、文金拾五兩ニ而買、永證文并添書等式通是有、是迄御年貢諸役等相勤罷有候処、此度 御繩入御改之趣ニ而者、右間数与者別段相違致ニ付、再御見分被下置度旨奉願上候處、心得違無之様被仰聞候ニ付、此度以書面奉願上候、何卒御手数恥入候得共、右願之趣御調被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上、
六月日
妙臺寺 樋口 日慈[㊦]
差添 兩宮与一左衛門[㊦]
同 神田与右衛門[㊦]
村方御役元

65 明治七年 (一八七四) 十一月 (区内小学校献納金三円褒状、破損甚し)

巨摩郡第三十一區
鯉澤村
金三圓
其方儀、子弟を教育する旨趣之渥きに酬ひ、今般区内小学校江頭書之金員献納候段、神妙ニ付褒置、
明治七年十一月一日
山梨縣令 藤村紫朗

(66~72 略す)

9 諏訪因幡守様御用留 (諏訪高嶋藩廻米御用留) ①
寛延元年 (一七四八) 宝曆十一年 (一七六一)

〔表紙〕
寛延元年
諏訪因幡守様御用留
辰十月吉日

一 御米三百俵
内 四拾俵御餅米
此船数拾艘
此御運賃金七兩三分下銀六匁九分六厘

一 錢三百拾貳文
但 壹俵ニ付 番賃
合金七兩三分下銀八百文
但、錢金壹兩ニ付、四貫貳百文かへ
右者当辰江戸御廻米当河岸今駿州岩渕河岸迄川下御運賃金并番錢共ニ、書面之通御渡被遊、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、為後日請取手形、仍如件、
寛延元辰年 鰍沢河岸
十一月 問屋雨宮与一左衛門
諏訪因幡守様御内
田中嘉左衛門殿
雨宮喜兵衛殿

一 御蕎麦三俵
此船数壹分
但 三拾俵積壹艘ニ付 金三分銀貳匁壹分九厘六毛

一 御餅米壹俵
一 御大豆拾七俵
一 御蕎麦拾七俵
ノ 三拾五俵
但 三拾俵積壹艘ニ付 金三分銀貳匁壹分九厘六毛
此船数壹艘壹分六厘六毛
此運賃金三分下銀拾匁三厘
此錢七百貳文
一 錢三拾五文
但 壹俵ニ付 番賃
合金三分下銀七百三拾五文
文言右同断
寛延元辰年 十一月 雨宮与一左衛門
田中嘉左衛門殿
雨宮喜兵衛殿

一 錢三文
但 壹俵ニ付 番賃
合錢三百三拾貳文
但 錢金壹兩ニ付 四貫貳百文かへ

一 錢三拾五文
但 壹俵ニ付 番賃
合金三分下銀七百三拾五文
文言右同断
寛延元辰年 十一月 雨宮与一左衛門
田中嘉左衛門殿
雨宮喜兵衛殿

一 御蕎麦三俵
此船数壹分
但 三拾俵積壹艘ニ付 金三分銀貳匁壹分九厘六毛

一 諏訪御藏米五百俵
代金百八拾七兩貳分、銀貳匁八分壹厘
右之通代金差上相濟申候、若勘定相違も御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、
寛延二年 已三月 雨宮与一左衛門
藤森源八郎殿

一 諏訪御藏米五百俵 金拾兩ニ付式拾六俵六分六厘かへ
代金百九拾兩三分、銀五匁三分八厘
右之通代金差上相濟申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、
寛延二年 已四月 雨宮与市左衛門
諏訪因幡守様御内
藤森源八郎殿

一 御米百貳拾俵 金拾兩ニ付式拾五俵九分四厘
代金四拾六兩壹分、銀六分三厘
右者拝借米百貳拾俵之代金当夏御払平均直段ニ而上納仕候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、以上、
寛延元辰年 十二月 鰍沢問屋
雨宮与市左衛門
諏訪因幡守様御内

一 御米百貳拾俵 金拾兩ニ付式拾五俵九分四厘
代金四拾六兩壹分、銀六分三厘
右者拝借米百貳拾俵之代金当夏御払平均直段ニ而上納仕候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、以上、
寛延元辰年 十二月 鰍沢問屋
雨宮与市左衛門
諏訪因幡守様御内

此運賃銀四匁七分貳厘

一 錢三文
但 壹俵ニ付 番賃
合錢三百三拾貳文
但 錢金壹兩ニ付 四貫貳百文かへ

一 錢三文
但 壹俵ニ付 番賃
合錢三百三拾貳文
但 錢金壹兩ニ付 四貫貳百文かへ
文言右同断
寛延元辰年 十一月 問屋雨宮与一左衛門
田中嘉左衛門殿
雨宮喜兵衛殿

一 御餅米壹俵
一 御大豆拾七俵
一 御蕎麦拾七俵
ノ 三拾五俵
但 三拾俵積壹艘ニ付 金三分銀貳匁壹分九厘六毛
此船数壹艘壹分六厘六毛
此運賃金三分下銀拾匁三厘
此錢七百貳文
一 錢三拾五文
但 壹俵ニ付 番賃
合金三分下銀七百三拾五文
文言右同断
寛延元辰年 十一月 雨宮与一左衛門
田中嘉左衛門殿
雨宮喜兵衛殿

一 御蕎麦三俵
此船数壹分
但 三拾俵積壹艘ニ付 金三分銀貳匁壹分九厘六毛

一 諏訪御藏米五百俵 金拾兩ニ付式拾六俵六分六厘かへ
代金百九拾兩三分、銀五匁三分八厘
右之通代金差上相濟申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、
寛延二年 已三月 雨宮与一左衛門
藤森源八郎殿

一 諏訪御藏米五百俵 金拾兩ニ付式拾六俵六分六厘かへ
代金百九拾兩三分、銀五匁三分八厘
右之通代金差上相濟申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、
寛延二年 已三月 雨宮与一左衛門
藤森源八郎殿

一 諏訪御藏米五百俵 金拾兩ニ付式拾六俵六分六厘かへ
代金百九拾兩三分、銀五匁三分八厘
右之通代金差上相濟申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、
寛延二年 已三月 雨宮与一左衛門
藤森源八郎殿

一 諏訪御藏米五百俵 金拾兩ニ付式拾六俵六分六厘かへ
代金百九拾兩三分、銀五匁三分八厘
右之通代金差上相濟申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、
寛延二年 已三月 雨宮与一左衛門
藤森源八郎殿

一 諏訪御藏米百俵 式拾六俵六分七厘
代金三拾七兩壹分下銀拾四匁七分貳厘
右者去辰拝借米代金書面之通差上相濟申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、
寛延二年 已十一月 問屋雨宮与一左衛門
藤森源八郎殿

一 諏訪御藏米百俵 式拾六俵六分七厘
代金三拾七兩壹分下銀拾四匁七分貳厘
右者去辰拝借米代金書面之通差上相濟申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、
寛延二年 已十一月 問屋雨宮与一左衛門
藤森源八郎殿

一 御米五百俵
内 四拾俵御餅米
一 御大豆貳百俵
諏訪請取
岩測払
一 御米五百俵
内 四拾俵御餅米
一 御大豆貳百俵
諏訪請取
岩測払

一金式分 被下金

右之通被下置、慥奉請取候、以上、
寛延元辰年 十一月 雨宮与一左衛門
右御兩人

一 諏訪御藏米五百俵 金拾兩ニ付式拾六俵五分かへ
代金百八拾八兩貳分下銀拾匁七分五厘
右之通代金差上相濟申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、
寛延元辰年 十一月二日 問屋雨宮与一左衛門
鰍沢河岸

一 諏訪御藏米五百俵 金拾兩ニ付式拾六俵五分かへ
代金百八拾八兩貳分下銀拾匁七分五厘
右之通代金差上相濟申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、
寛延元辰年 十一月二日 問屋雨宮与一左衛門
鰍沢河岸

一 諏訪御藏米三百俵 金拾兩ニ付式拾六俵かへ
代金百拾五兩壹分、銀八匁八厘
右之通代金差上相濟申候、若勘定相違も御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、
寛延元辰年 十二月 問屋雨宮与一左衛門
藤森源八郎殿

一 諏訪御藏米三百俵 金拾兩ニ付式拾六俵かへ
代金百拾五兩壹分、銀八匁八厘
右之通代金差上相濟申候、若勘定相違も御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、
寛延元辰年 十二月 問屋雨宮与一左衛門
藤森源八郎殿

一 御蕎麦三俵
此船数貳拾三艘三分三厘三毛
此御運賃金拾八兩壹分下永百四文
此銀六匁貳分四厘
錢四百廿五文
一 錢七百貳拾八文 但 壹表ニ付一文ツ、番賃
ノ 金拾八兩貳分下銀百四拾三文 但 兩替壹兩ニ付 四貫文かへ
右者当已江戸御廻米当河岸今駿州岩渕河岸迄川下御運賃并番錢共ニ書面之通御渡被遊奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日、仍如件、
寛延二年 已十二月五日 雨宮与市左衛門
諏訪因幡守様御内
田中嘉左衛門殿
伊東外右衛門殿

一 御蕎麦三俵
此船数貳拾三艘三分三厘三毛
此御運賃金拾八兩壹分下永百四文
此銀六匁貳分四厘
錢四百廿五文
一 錢七百貳拾八文 但 壹表ニ付一文ツ、番賃
ノ 金拾八兩貳分下銀百四拾三文 但 兩替壹兩ニ付 四貫文かへ
右者当已江戸御廻米当河岸今駿州岩渕河岸迄川下御運賃并番錢共ニ書面之通御渡被遊奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日、仍如件、
寛延二年 已十二月五日 雨宮与市左衛門
諏訪因幡守様御内
田中嘉左衛門殿
伊東外右衛門殿

一 御蕎麦三俵
此船数貳拾三艘三分三厘三毛
此御運賃金拾八兩壹分下永百四文
此銀六匁貳分四厘
錢四百廿五文
一 錢七百貳拾八文 但 壹表ニ付一文ツ、番賃
ノ 金拾八兩貳分下銀百四拾三文 但 兩替壹兩ニ付 四貫文かへ
右者当已江戸御廻米当河岸今駿州岩渕河岸迄川下御運賃并番錢共ニ書面之通御渡被遊奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日、仍如件、
寛延二年 已十二月五日 雨宮与市左衛門
諏訪因幡守様御内
田中嘉左衛門殿
伊東外右衛門殿

一 御蕎麦三俵
此船数貳拾三艘三分三厘三毛
此御運賃金拾八兩壹分下永百四文
此銀六匁貳分四厘
錢四百廿五文
一 錢七百貳拾八文 但 壹表ニ付一文ツ、番賃
ノ 金拾八兩貳分下銀百四拾三文 但 兩替壹兩ニ付 四貫文かへ
右者当已江戸御廻米当河岸今駿州岩渕河岸迄川下御運賃并番錢共ニ書面之通御渡被遊奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日、仍如件、
寛延二年 已十二月五日 雨宮与市左衛門
諏訪因幡守様御内
田中嘉左衛門殿
伊東外右衛門殿

一 御蕎麦三俵
此船数貳拾三艘三分三厘三毛
此御運賃金拾八兩壹分下永百四文
此銀六匁貳分四厘
錢四百廿五文
一 錢六百三拾四文 但 壹俵ニ付 番賃
ノ 錢六文
文言右同断
寛延二巳年 鰍沢河岸問屋

一 御蕎麦三俵
此船数貳拾三艘三分三厘三毛
此御運賃金拾八兩壹分下永百四文
此銀六匁貳分四厘
錢四百廿五文
一 錢六百三拾四文 但 壹俵ニ付 番賃
ノ 錢六文
文言右同断
寛延二巳年 鰍沢河岸問屋

十二月五日

雨宮与一左衛門

覚

諏訪因幡守様御内

伊東舛右衛門殿

田中嘉左衛門殿

覚

一御蕎麦拾四俵

一御大豆拾八俵

ノ三拾貳俵

此船数壹艘六分六厘

此御運賃金三分ノ永八拾九文

此銀五匁三分四厘

此錢三百五拾四文

一錢三拾貳文

ノ金三分ノ錢三百八拾六文

文言右同断

年号

月日

伊東舛右衛門殿

田中嘉左衛門殿

覚

被下金

右之通被下置、慥奉請取候、以上、

寛延二年巳十二月五日

鰺沢河岸問屋

雨宮与市左衛門

諏訪因幡守様御内

田中嘉左衛門殿

伊東舛右衛門殿

金子重右衛門殿

田中府右衛門殿

寛延三年

午五月

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森源八郎殿

寛延三年

覚

一御米千七百俵

内四拾五俵御餅米

此舟数五拾六艘六分六厘六毛

此運賃金四拾四兩貳分ノ永七拾三文四分

一御大豆四拾五俵

此舟数壹艘五分

此運賃金壹兩、永百八拾文

ノ金四拾五兩三分永三文四分

此錢拾三文

一錢壹貫八百拾七文

此金壹分ノ八百四拾壹文

合金四拾六兩ノ錢八百五拾四文

一御蕎麦拾四俵

一御大豆拾八俵

ノ三拾貳俵

此船数壹艘六分六厘

此御運賃金三分ノ永八拾九文

此銀五匁三分四厘

此錢三百五拾四文

一錢三拾貳文

ノ金三分ノ錢三百八拾六文

文言右同断

年号

月日

伊東舛右衛門殿

田中嘉左衛門殿

覚

一諏訪御蔵米五百俵 金拾兩ニ付貳拾五俵五分

売手共

代金百九拾六兩ノ銀四匁七分

右之通代金差上相済申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直し差上可申候、以上、

寛延三年

午三月

諏訪因幡守様御内

藤森源八郎殿

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

一御米千三百俵

一御大豆貳百俵

ノ千五百俵

此船数五拾艘

此運賃金三拾九兩壹分、銀四匁八分

一錢壹貫五百文

ノ金三拾九兩貳分、錢八百六拾三文

四貫百文カヘ

右者当午江戸御廻米当河岸ノ駿州岩渕河岸迄川下御

運賃金并番錢共ニ書面之通御渡被遊奉請取候、若勘

定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日、

仍如件、

寛延三年

午五月

諏訪因幡守様御内

田中府右衛門殿

金子重右衛門殿

寛延三年

午十一月

諏訪因幡守様御内

問屋雨宮与一左衛門

寛延三年

覚

一御米千七百俵

内四拾五俵御餅米

此舟数五拾六艘六分六厘六毛

此運賃金四拾四兩貳分ノ永七拾三文四分

一御大豆四拾五俵

此舟数壹艘五分

此運賃金壹兩、永百八拾文

ノ金四拾五兩三分永三文四分

此錢拾三文

一錢壹貫八百拾七文

此金壹分ノ八百四拾壹文

合金四拾六兩ノ錢八百五拾四文

一御蕎麦拾四俵

一御大豆拾八俵

ノ三拾貳俵

此船数壹艘六分六厘

此御運賃金三分ノ永八拾九文

此銀五匁三分四厘

此錢三百五拾四文

一錢三拾貳文

ノ金三分ノ錢三百八拾六文

文言右同断

年号

月日

伊東舛右衛門殿

田中嘉左衛門殿

伊東舛右衛門殿

田中嘉左衛門殿

覚

一諏訪御蔵大豆貳拾貳俵黒

代金五兩貳分、銀拾壹匁九厘 三十八俵七分カヘ

一同白大豆拾八俵

代文五兩、銀壹匁六分七厘 三拾五俵八分カヘ

代ノ拾兩貳分、銀拾貳匁七分六厘

右之通代金差上相済申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直し差上可申候、以上、

寛延三年

午六月

藤森源八郎殿

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

一御米三百俵

此船数拾艘

此御運賃金七兩三分ノ銀六匁九分六厘

一錢三百拾貳文

ノ金七兩三分ノ錢七百八拾五文

兩替壹兩ニ付四貫百文

右者当午江戸御廻米当河岸ノ駿州岩渕河岸迄川下御

運賃并番錢共ニ書面之通御渡被遊奉請取候、若勘定

相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日、仍

如件、

寛延三年

午十一月

諏訪因幡守様御内

山岡林左衛門殿

寛延三年

午十一月

諏訪因幡守様御内

山岡林左衛門殿

寛延四年未正月九日

鰺沢河岸問屋

雨宮与一左衛門

寛延四年未正月九日

鰺沢河岸問屋

雨宮与一左衛門

寛延四年未正月九日

鰺沢河岸問屋

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

山岡林左衛門殿

土橋善助殿

目録之支

一御蕎麦六俵

此船式歩

此運賃金永百五拾七文三分

此錢六百拾三文

一錢六文

ノ錢六百拾九文

右者諏方七左衛門様御分、書面之通御運賃并ニ番賃

御渡被遊奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕

直し差上可申候、以上、

寛延四年未正月九日

鰺沢河岸問屋

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

土橋善助殿

山岡林左衛門殿

目録之事

一御蕎麦拾八俵

諏訪因幡守様御内

一御大豆式拾壹俵

岩測弘

此船數三拾三艘三分三厘三毛

ノ三拾九俵

此運賃金式拾六兩ノ銀拾壹匁分八厘

此船壹艘三分

但三拾俵積一付
水七百八拾六文六分

此運賃壹兩、永式拾式文六分

但舟壹艘三拾表積一付
水七百八拾六文六分

一錢壹貫四拾文

一錢三拾九文

但壹俵ニ付
銀壹文ツ、番賃

一錢壹貫四拾文

但米壹表ニ付
銀壹文ツ、番賃

此錢八百七拾文

ノ金壹兩ノ銀百三拾壹文

但兩替壹兩ニ付
三貫九百文かへ

ノ金式拾六兩壹分ノ銀九百貳拾文

但兩替壹兩ニ付
三貫九百七拾貳文

右者去午諏方七左衛門様御分、書面之通御運賃并ニ番賃御渡被遊奉請取候、若勘定相違之義も御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、

右者当未江戸御廻米当河岸ノ駿州岩測河岸迄川下御運賃并番賃共ニ書面之通御渡被遊奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直し差上可申候、為後日、仍如件、

寛延四年

未正月九日

寛延四年未三月廿四日

雨宮与一左衛門

諏方因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

山岡林左衛門殿

濱伊兵衛殿

土橋善助殿

雨宮喜兵衛殿

一 覚

一 覚

一諏方御藏米五百俵 金拾兩ニ付式拾八俵売手共ニ

一諏方御藏米百俵 金拾兩ニ付式拾四俵九分壹厘

代金百七拾八兩貳分ノ四匁貳分八厘

代金四拾兩ノ銀八匁六分七厘

右之通代金差上相済申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、以上、

右者去午拝借米代金書面之通差上申候、若相違勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、以上、

寛延四年

未二月

寛延四年辛未十月

雨宮与一左衛門

諏方因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

三輪長左衛門殿

一札

諏方御米目録之事

文壹兩ニ付五拾貳本かへ

一御米千俵

諏訪ノ請取

拾匁三分八厘五毛

一 覚

一 覚

一御米千俵

諏訪ノ請取

拾匁三分八厘五毛

一諏方御廻米積台木松丸太長式間、末口四寸物百

九月廿七日ノ十月朔日朝迄

一錢八百文

御人数八人分

内四拾八俵餅

一御蕎麦八俵

十月十一日夕今十一月廿九日朝迄

一御大豆三百四拾六俵

此舟數式分六厘七毛

一錢九貫六百元

御人数九拾六人

内四拾六俵白

御運賃銀拾貳匁六分

ノ錢拾貫四百文

ノ三千三百四拾六俵

錢ノ八百貳拾八文

此金貳兩貳分ノ錢五百貳拾四文

此舟數百拾壹艘五分三厘三毛

一錢八文

右者御廻米当就御用御越被遊御雜用被下置奉請取候、以上、

右御運賃金八拾七兩貳分ノ銀拾三匁九分壹厘

錢式口ノ八百三拾六文

未十一月廿九日

雨宮与一左衛門

但三拾俵積壹艘ニ付金三分式匁壹分九厘六毛

右者諏訪七左衛門様御分御運賃并番賃共ニ書面之通

藤森友右衛門殿

番賃

御渡被遊、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直指上可申候、為後日請取手形、仍如件、

原甚平殿

番賃

寶曆元年辛未十二月十二日 雨宮与一左衛門

乍恐以書付奉願上候

錢式口ノ四貫四百壹文

諏訪因幡守様御内

一殿様御板藏拾四年以前午萱屋根ニ被仰付被下候

所、屋根朽候ニ付拙者刺藁仕繕相用罷有候得共、

此節及大破繕ニ而者難保奉存候、依之御見分之上

御修復奉願上候、是又御弘米等茂被仰付候節ハ入

置申候へ者、火之用心茂無心元奉存候間、此度御

修復御次手を以土藏ニ仕度奉存候、何卒御見分之上、願之通被仰付被下置候様奉願上候、以上、

未十一月廿九日

雨宮与一左衛門

寶曆元年辛未十二月十二日

雨宮与一左衛門

原甚平殿

番賃

寶曆元年辛未十二月十二日 雨宮与一左衛門

乍恐以書付奉願上候

錢式口ノ四貫四百壹文

諏訪因幡守様御内

一殿様御板藏拾四年以前午萱屋根ニ被仰付被下候

所、屋根朽候ニ付拙者刺藁仕繕相用罷有候得共、

此節及大破繕ニ而者難保奉存候、依之御見分之上

御修復奉願上候、是又御弘米等茂被仰付候節ハ入

置申候へ者、火之用心茂無心元奉存候間、此度御

修復御次手を以土藏ニ仕度奉存候、何卒御見分之上、願之通被仰付被下置候様奉願上候、以上、

未十一月廿九日

雨宮与一左衛門

寶曆元年辛未十二月十二日

雨宮与一左衛門

原甚平殿

番賃

寶曆元年辛未十二月十二日 雨宮与一左衛門

乍恐以書付奉願上候

錢式口ノ四貫四百壹文

諏訪因幡守様御内

一殿様御板藏拾四年以前午萱屋根ニ被仰付被下候

所、屋根朽候ニ付拙者刺藁仕繕相用罷有候得共、

此節及大破繕ニ而者難保奉存候、依之御見分之上

御修復奉願上候、是又御弘米等茂被仰付候節ハ入

置申候へ者、火之用心茂無心元奉存候間、此度御

修復御次手を以土藏ニ仕度奉存候、何卒御見分之上、願之通被仰付被下置候様奉願上候、以上、

未十一月廿九日

雨宮与一左衛門

寶曆元年辛未十二月十二日

雨宮与一左衛門

原甚平殿

番賃

寶曆元年辛未十二月十二日 雨宮与一左衛門

乍恐以書付奉願上候

錢式口ノ四貫四百壹文

諏訪因幡守様御内

一殿様御板藏拾四年以前午萱屋根ニ被仰付被下候

所、屋根朽候ニ付拙者刺藁仕繕相用罷有候得共、

此節及大破繕ニ而者難保奉存候、依之御見分之上

御修復奉願上候、是又御弘米等茂被仰付候節ハ入

置申候へ者、火之用心茂無心元奉存候間、此度御

修復御次手を以土藏ニ仕度奉存候、何卒御見分之上、願之通被仰付被下置候様奉願上候、以上、

未十一月廿九日

雨宮与一左衛門

寶曆元年辛未十二月十二日

雨宮与一左衛門

原甚平殿

番賃

寶曆元年辛未十二月十二日 雨宮与一左衛門

乍恐以書付奉願上候

錢式口ノ四貫四百壹文

諏訪因幡守様御内

一殿様御板藏拾四年以前午萱屋根ニ被仰付被下候

所、屋根朽候ニ付拙者刺藁仕繕相用罷有候得共、

此節及大破繕ニ而者難保奉存候、依之御見分之上

御修復奉願上候、是又御弘米等茂被仰付候節ハ入

置申候へ者、火之用心茂無心元奉存候間、此度御

修復御次手を以土藏ニ仕度奉存候、何卒御見分之上、願之通被仰付被下置候様奉願上候、以上、

未十一月廿九日

雨宮与一左衛門

寶曆元年辛未十二月十二日

雨宮与一左衛門

原甚平殿

番賃

寶曆元年辛未十二月十二日 雨宮与一左衛門

乍恐以書付奉願上候

錢式口ノ四貫四百壹文

諏訪因幡守様御内

一殿様御板藏拾四年以前午萱屋根ニ被仰付被下候

所、屋根朽候ニ付拙者刺藁仕繕相用罷有候得共、

此節及大破繕ニ而者難保奉存候、依之御見分之上

本、今度御買上ニ而御渡置、慥請取御預申候、右松丸太木、年々御用立可申候、腐木御座候ハ、其節又々可申上候、以上、

寛延四年辛未十月十三日

甲州鰈沢問屋

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

諏訪ノ請取

岩測弘

此船數拾艘

此御運賃金七兩三分ノ銀六匁九分六厘

但三拾俵積壹艘ニ付

但三貫九百七拾貳文

一錢三百拾貳文

但米壹表ニ付

但米壹表ニ付

此錢四百五拾六文

一金七兩三分ノ銀七百六拾八文

但兩替壹兩ニ付

右者当未江戸御廻米当河岸より駿州岩測河岸迄川下

御運賃金并番賃共ニ書面之通御渡被遊、慥奉請取、

若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後

日請取手形、仍如件、

寶曆元年

未十一月廿九日

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

原甚平殿

寶曆元年

未十一月廿九日

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

原甚平殿

寶曆元年

未十一月廿九日

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

原甚平殿

寶曆元年

未十一月廿九日

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

原甚平殿

寶曆元年

未十一月廿九日

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

原甚平殿

寶曆元年

未十一月廿九日

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

原甚平殿

寶曆元年

未十一月廿九日

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

原甚平殿

寶曆元年

未十一月廿九日

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

原甚平殿

寶曆元年

未十一月廿九日

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

原甚平殿

寶曆元年

未十一月廿九日

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

原甚平殿

寶曆元年

未十一月廿九日

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

原甚平殿

寶曆元年

未十一月廿九日

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

原甚平殿

寶曆元年

未十一月廿九日

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

原甚平殿

寶曆元年

未十一月廿九日

諏訪因幡守様御内

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

覚

八百文

一壺眞文

御人数拾八分

十月十日夕今十二月十三日朝迄之内

右者御廻米御用ニ付被遊御越候節、御雑用被下置、
慥奉請取候、以上、

寶曆元年^{辛未}年十二月十二日

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

笠原八左衛門殿

覚

一諏訪御蔵米五百俵 金拾兩ニ付弍式拾七表七分かへ
代金百八拾兩弍分下銀三分弍厘

右之通代金差上相済申候、若勘定相違^茂御座候ハ、
重而仕直差上可申候、以上、

寶曆二年

鯨沢問屋

壬申二月廿五日

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

三輪七左衛門殿

覚

金拾兩ニ付

一諏訪御蔵米七百俵

三拾四俵五分かへ

代金弍百弍弍三分、銀八匁九分壹厘 売手共ニ
右之通代金不残差上相済申候、若勘定相違^茂御座候
ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、

宝曆二年甲申六月十六日

鯨沢問屋

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

三輪七左衛門殿

乍恐以書付奉願上候

一先年今御払米附出被仰付被下候得共、甲府・鯨沢
直段御切被遊候節、当所直段甲府今下直ニ御座候
得者、甲府江計御払米附出被下候而ハ、当所潤^ニ茂不
罷成、依之甲府御払米直段自今共金拾兩ニ付四歩

高申請度旨、当所仲買共連印を以願出申候、尤右
願書拙者方ニ取置申候、依之拙者今御願上具候様
願申候、何卒御評儀被遊、甲府へ御払之度々当所
へ附出被仰付被下候様奉願上候、甲府御払米俵数

准シ、当所米高代金上納仕候様被仰付被下候ハ、
自今四歩高之積を以御勘定可仕候、願之通被仰付
可被下候、以上、

寶曆二申

鯨沢問屋

七月

雨宮与一左衛門印

諏訪因幡守様御内

兩角八兵衛様

兩角惣兵衛様

上原源右衛門様

栗田紋太夫様

藤沢十右衛門様

右願書当所仲買相談之上願ニ而、諏方へ願ニ差上候
間、如此、

覚

十月朔日、十一月四日迄

一錢六貫六百元

御兩人分

此金壹兩弍分四百三文 但兩替四貫百文かへ

右者御廻米就御用被遊御雑用被下、慥請取申候、以
上、

申

十一月四日

雨宮与市左衛門

土橋善助殿

松岡平右衛門殿

覚

金拾兩ニ付

一諏方御蔵米百俵 三拾四俵九分九厘六毛
代金弍拾八兩弍分下銀四匁四分八厘

此錢三百弍文 兩替四貫四拾八文

右者去未拜借米代金書面之通差上申候、若勘定相違^茂
御座候ハ、重而仕直差上可申候、以上、

寶曆二壬申年十二月

鯨沢河岸問屋

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

岩波市郎右衛門殿

覚

十月十四日今十二月十五日朝迄

一錢八百文

御兩人

右者御廻米就御用御越御雑用被下、奉請取候、以上、

十二月

雨宮与一左衛門

岩波市郎右衛門殿

覚

一金弍分也

右之通被下置、奉請取候、以上、

申

十二月

同人

同人

諏方御米目録之事

一御米三千弍百俵

諏訪今請取

岩湖^江弘

一御五拾俵餅米

内五拾俵餅米

一御大豆三百七拾壹俵

右同断

ノ三千五百七拾壹俵

此舟数百拾九艘三厘三毛

右御運賃金九拾三兩弍分下銀弍匁八分八厘

此錢五百三拾壹文

但三拾俵積壹艘^ニ付
金三分弍式弍匁分九厘六毛

一錢三貫七百拾九文 但壹俵ニ付鑿壹文宛 番賃

錢ノ四貫弍百五拾文 兩替四貫四拾八文

金ノ壹兩下弍百弍弍文

右者当申江戸御廻米当河岸今駿州岩渕河岸迄川下御
運賃金并番賃共ニ書面之通御渡被遊、慥奉請取候、

若勘定相違も御座候ハ、重而仕直差上可申候、請取
手形、仍如件、

寶曆二壬申年十二月十四日

鯨沢河岸問屋

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

岩波市郎右衛門殿

目録之事

一御蕎麦拾壹俵

此舟数三分六厘六毛

右御運賃金壹分下銀弍匁三分

一錢拾壹文 此錢百五拾三文

ノ壹分下錢百六拾四文 番賃

右者諏訪方七左衛門様御分御運賃并番賃共ニ書面之
通御渡被遊、慥奉請取候、若勘定相違も御座候ハ、
重而仕直差上可申候、為後日手形、仍如件、

右同断

同断

目録之事

一御蕎麦弍拾壹俵

ノ四拾俵

此舟数壹艘三分三厘三毛

右御運賃金壹兩下銀弍匁九分壹厘

一錢四拾文 此錢百九拾三文

金ノ壹兩下錢弍百三拾七文 番賃

右者御家中様方御銘々之分、書面之通御運賃金并番
賃共ニ御渡被遊、慥奉請取候、若勘定相違^茂御座候
ハ、重而仕直差上可申候、為後日請取手形、仍如件、

寶曆二壬申年十二月十四日

鯨沢河岸問屋

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

岩波市郎右衛門殿

目録之事

一諏訪御蔵米五百俵 但金拾兩ニ付三拾九表三分
代金百七拾八兩下銀七匁弍厘

右之通代金不残差上相済申候、若勘定相違^茂御座候
ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、

寶曆三年^{癸酉}四月四日

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守御内

三輪長左衛門殿

覚

一諏訪御蔵米五百俵 但金拾兩ニ付 三拾九俵七分
代金百弍拾五兩三分下銀拾壹匁六分七厘
右之通代金不残差上相済申候、若勘定相違^茂御座候
ハ、重而仕直シ差上可申候、以上、

寶曆三癸酉年五月

鯨沢問屋

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

三輪長左衛門殿

覚

但金拾兩ニ付

一諏方御蔵米五百俵

四拾貳表五分かへ

売手共

代金百拾七兩貳分下銀八匁八分三厘

右之通代金不残差上相済申候、若勘定相違御座候ハ、重而仕直し差上可申候、以上、

寶曆三癸酉年七月

歟沢問屋

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

三輪長左衛門殿

諏方御米目録之事

一御米三百俵

諏方今請取

此船数拾艘

但三拾俵積巻艘ニ付
金三分銀貳匁分九厘六毛

此御運賃金七兩三分銀六匁九分六厘

此錢四百八拾文

但兩替四貫文かへ

一錢三百拾貳文

但御米壹俵ニ付
銀壹匁宛

番賃

合金七兩三分下錢七百九拾貳文

右者当西江戸御廻米当河岸今駿州岩渕河岸迄川下御運賃金并番賃共ニ書面之通御渡被遊、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日請取手形、仍如件、

寶曆癸酉十一月

歟沢問屋

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

山岡林左衛門殿

小平音右衛門殿

覚

十月廿一日夕今同卅日朝迄

一錢壹貫八百文

十一月十一日夕今同十五日朝迄

一錢八百文

ノ式貫六百元

此金貳分六百元 但兩替四貫文かへ

右者御廻米就御用御越被遊御雜用被下置、慥ニ奉請取候、以上、

西

十一月

諏訪因幡守様御内

山岡林左衛門殿

小平音右衛門殿

乍恐以書付奉願上候

一殿様御板藏拾六年以前萱屋根ニ被仰付被下置候処、屋根朽候ニ付、拙者刺藁相用罷在申候所、近年及大破申候故、御修復之願書去ル未年茂差上置申候、此節猶以及大破申候ニ付、手前繕ニ者成兼申候間、何卒御見分之上、御修復被仰付被下置候様奉願上候、此度御修復之御次手を以土蔵ニ仕度奉願上候、御払米等被仰付被下候砌、分レ而茂火之用心茂無、心元奉存候間、何分ニ茂願之通被仰付被下置候様奉願上候、以上、

此金貳分八百三拾三文 但四貫文かへ

合金七拾壹兩貳分下八百三拾三文

右者去西江戸御廻米当河岸今駿州岩渕迄川下御運賃金并番賃共書面之通御渡被遊、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日請取手形、仍如件、

寶曆四年

歟沢河岸問屋

甲戌閏二月四日

雨宮与一左衛門

諏方因幡守様御内

伊藤七兵衛殿

目錄之事

一御大豆拾八俵

一御蕎麦貳拾六俵

一御餅米壹俵

ノ四拾五俵

壹艘五分

此船数拾五艘

但三拾俵積巻艘ニ付
金三分式匁分九厘

此御運賃金壹兩下七百拾九文

一錢四拾五文

ノ金壹兩下七百六拾四文

右者御家中様方御分書面之通、御運賃金并番賃共御渡被遊、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日請取手形、仍如件、

寶曆四年

歟沢河岸問屋

甲戌閏二月四日

雨宮与一左衛門

諏方因幡守様御内

伊藤七兵衛殿

覚

西 歟沢問屋

十一月

雨宮与一左衛門

藤沢十右衛門様

上原源右衛門様

上田宇右衛門様

千野与一右衛門様

御廻米御宰料被參候林左衛門殿・音右衛門様誂遣之、

覚

西十一月廿七日夕今戊正月十五日迄

一錢九貫四百分

此金貳兩壹分下錢五百拾貳文

右者御廻米就御用御越御雜用、慥ニ請取申候、以上、

戊

正月十五日

諏訪因幡守様御内

武川仁左衛門殿

小平音右衛門殿

諏方御米目録之事

一御米貳千三百四拾俵

内五拾俵餅米

一御大豆三百六拾九俵

ノ式千七百九俵

此船数九拾艘三步

此御運賃金七拾壹兩下錢拾貳文

一錢貳貫八百式拾壹文

錢ノ式貫八百三拾三文

諏訪今請取
岩渕江弘

△但三拾俵積巻艘ニ付
金三分式匁分九厘六毛

△(空白ママ)

但御米壹俵ニ付
錢壹匁ツ、

但錢壹文ツ、

寶曆四年戊三月 歟沢問屋

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

三輪長左衛門殿

覚

金拾兩ニ付

一諏訪御蔵米貳百五拾俵 三拾壹俵九分かへ

売手共ニ

此代金七拾八兩壹分

銀七匁分九厘

右之通代金不残差上相済申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ指上可申候、以上、

寶曆四年戊八月 歟沢問屋

雨宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

三輪長左衛門殿

諏訪御米目録之事

一御米三百俵

諏訪今請取

此船数拾艘

此御運賃金七兩三分

銀六匁九分六厘

一錢三百拾貳文

合金七兩三分下錢七百九拾文

右者当戊江戸御廻米当河岸今駿州岩渕河岸迄川下御運賃金書面之通御渡被成、慥受取申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日受取手形、

仍如件、

宝曆四年

兩宮与一左衛門

戊十一月

諏訪因幡守御内

太田善五左衛門殿

原甚平殿

覚

九月廿四日夕今十月二日朝迄

一錢壹貫四百文

御人拾四人分

十月廿日夕今十一月九日朝迄

三拾八人分

一錢三貫八百文

御人拾九人分

ノ錢五貫貳百文 錢四貫百五十文かへ

此金壹兩壹分下錢拾貳文

右之通御雜用御渡被下、慥受取申候、以上、

宝曆四甲戌十一月

兩宮与一左衛門

原甚平殿

太田善五左衛門殿

諏訪御米目錄之事

一御米貳千三百四拾俵

諏訪今請取

岩測弘

内五拾俵餅米

一御大豆貳百七拾五俵

右同断

ノ貳千六百拾五俵

此船數八拾七艘壹步六厘七毛

但三拾俵積壹艘ニ付
金三分貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金六拾八兩貳分三匁九分三厘

此錢貳百七拾壹文

一鏝貳貫七百貳拾三文

但御米壹俵ニ付
金一分壹匁

番賃

合金六拾九兩錢九百四文

但金壹兩ニ付
錢四貫百八拾四文替

右者当戌江戸御廻米当河岸今駿州岩測迄川下御運賃

金書面之通御渡被成、慥請取申候、若勘定相違茂御

座候ハ、重而仕直差上可申、為後日請取手形、仍

如件、

宝曆四年

甲州歙沢問屋

戊十二月

兩宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

土田庄右衛門殿

目錄之事

一御餅米壹俵

諏訪今請取

岩測弘

一御大豆拾九俵

一御蕎麥貳拾貳俵

ノ四拾貳俵

此船壹艘四步

但三拾俵積壹艘ニ付
金三分貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金壹兩銀六匁七厘

此錢四百貳拾三文

一鏝四拾貳文

但御米壹俵ニ付
鏝壹文宛

番賃

ノ(空百ママ)

右者当戌江戸御廻御家中様方御分、書面之通御運賃

金并番賃共御渡被成、慥奉請取申候、若勘定相違茂

御座候ハ、重而仕直差上可申、為後日請取手形、

仍如件、

宝曆四年

甲州歙沢問屋

戊十二月

兩宮与一左衛門

土田庄右衛門殿

覚

一御蕎麥三俵

此船壹步

此御運賃錢三百貳拾八文

但三拾俵積壹艘ニ付
金三分貳匁壹分九厘六毛

一鏝錢三文

ノ錢三百三拾壹文

但金壹兩ニ付
四貫百八拾四文かへ

右者当戌江戸御廻諏訪七左衛門様御分書面之通御渡

被成、慥請取申候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕

直差上可申、為後日、仍如件、

宝曆四年

甲州歙沢問屋

戊十二月

兩宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

土田庄右衛門殿

覚

十月十九日今十二月九日迄内

一錢八百文

御兩人分

右者御雜用被下請取申候、以上、

戊十二月

兩宮与一左衛門

土田庄右衛門殿

覚

一金貳分ハ

被下金

右之通御渡被成慥奉請取候、以上、

戊十二月

兩宮与一左衛門

土田庄右衛門殿

覚

一御藏米百俵

直段金拾兩ニ付
三拾九俵ニ步五厘九毛

代金貳拾五兩壹分下銀拾三匁三分壹厘
右者酉拜借米代金差上申候、

右同断

覚

金拾兩ニ付

貳拾五俵八步

一諏訪御藏米貳百俵

売手共

代金七拾七兩貳分、銀壹匁一分六厘

右之通代金不残差上相濟申候、若勘定相違茂御座候

ハ、重而仕直差上可申候、以上、

宝曆五年

歙沢問屋

亥四月

兩宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

高木祖左衛門殿

覚

一御払米何程津出有之、御目附衆御越直段相立候様

被仰付候、依之明何時各御出被成、直段御切可被

成候、以上、

月日

問屋

与一左衛門

惣仲買衆中

是ハ御払米附出被仰付候而、直段相立候節、仲買之

方へ廻状相廻候得者、何れ罷越相談之上、直段相立

ハ者、文言任旧例、如此、

覚

合金六拾九兩錢九百四文

但金壹兩ニ付
錢四貫百八拾四文替

右者当戌江戸御廻米当河岸今駿州岩測迄川下御運賃

金書面之通御渡被成、慥請取申候、若勘定相違茂御

座候ハ、重而仕直差上可申、為後日請取手形、仍

如件、

宝曆四年

甲州歙沢問屋

戊十二月

兩宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

土田庄右衛門殿

目錄之事

一御餅米壹俵

諏訪今請取

岩測弘

一御大豆拾九俵

一御蕎麥貳拾貳俵

ノ四拾貳俵

此船壹艘四步

但三拾俵積壹艘ニ付
金三分貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金壹兩銀六匁七厘

此錢四百貳拾三文

一鏝四拾貳文

但御米壹俵ニ付
鏝壹文宛

番賃

ノ(空百ママ)

右者当戌江戸御廻御家中様方御分、書面之通御運賃

金并番賃共御渡被成、慥奉請取申候、若勘定相違茂

御座候ハ、重而仕直差上可申、為後日請取手形、

仍如件、

宝曆四年

甲州歙沢問屋

戊十二月

兩宮与一左衛門

土田庄右衛門殿

「一百拾七兩貳分 百四拾七文五分八厘
百拾五兩三分 百九拾貳文三厘
差引残壹兩貳分 貳百五文三分八厘 売手」

覚

八月朔日夕今同八日朝迄

一錢貳貫百文

御上下三人

右者御雜用御渡被下、慥受取申候、以上、

亥八月八日

与一左衛門

高木祖左衛門様

諏方御米目錄之事

一御米三百俵

諏方今請取

此舟數拾艘

但御米三拾俵積壹艘ニ付
岩測弘

此御運賃金七兩三分銀六匁九分六厘

一錢三百拾貳文

但御米壹俵ニ付
鏝壹文宛

合金七兩三分下錢七百八拾七文

但金壹兩ニ付
四貫百貳拾四文替

右者当亥江戸御廻米当河岸より駿州岩測河岸迄川下

御運賃金書面之通御渡被成、慥請取申候、若勘定相

違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日受取手

形、仍如件、

宝曆五年

歙沢河岸

亥十二月五日

問屋 兩宮与一左衛門

諏訪因幡守様御内

土橋善助殿

濱茂右衛門殿

覚

十月朔日夕今同十六日朝迄

覚

覚

(挾込文書)

一錢三貫文 御式人分

十一月廿三日夕今十二月六日朝迄

一錢貳貫六百元 同断

錢ノ五貫六百元

此金壹兩壹分錢四百拾貳文

但 壹兩ニ付 四貫百貳拾四文カヘ

右者御廻米就御用御雜用、慥請取申候、以上、

亥十二月五日

鰺沢河岸

問屋 兩宮与一左衛門

土橋善助殿

濱茂右衛門殿

一御米貳千三百四拾俵

諏方ノ請取

内五拾俵餅米

岩測払

一御大豆三百壹俵

右同断

ノ貳千六百四拾壹俵

此舟數八拾八艘三厘三毛

此御運賃金六拾九兩拾四匁八分貳厘

此錢壹貫拾貳文

但 三拾俵積壹艘ニ付 金三分貳匁壹分九厘六毛

但 御米壹俵ニ付 金壹兩ニ付

但 金壹兩ニ付 四貫百貳拾文

右者去亥江戸御廻米当河岸より駿州岩測迄川下御運

賃金并番賃共書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘

定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請

取手形、仍如件、

寶曆六年

兩宮与一左衛門

覚

子二月

諏訪因幡守様御内

牛山善五右衛門殿

覚

一御大豆貳拾貳俵

諏訪ノ請取

岩測払

一御蕎麥貳拾五俵

ノ四拾七俵

此舟數壹艘五步六厘七毛

此御運賃金壹兩拾三匁九分五厘

此錢九百五拾壹文

一錢四拾七文

番賃

合金壹兩ノ錢壹貫貳文

但 金壹兩ニ付 四貫百貳拾文

右者去亥江戸御廻し御家中様御分書面之通御渡被

成、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直

差上可申候、為後日、仍如件、

寶曆六年

子二月

牛山善五右衛門殿

覚

一金子貳分也

右之通被下置、慥奉請取候、以上、

子二月

牛山善五右衛門殿

覚

一諏方御藏米百五拾俵

直段金拾兩ニ付 貳拾六俵八厘五毛

代金五拾七兩貳分、貳分五厘九毛

右者去戌拜借米代金書面之通差上申候、以上、

寶曆六年

子二月

諏訪因幡守様御内

牛山善五右衛門殿

覚

一錢七貫六百五拾四文

但 貳拾四俵積壹艘ニ付 四百五拾七文定也

右者諏方御米四百俵江戸廻り大津村ノ鰺沢迄舟賃慥

請取申候、以上、

寶曆六年

子八月四日

諏訪因幡守様御内

高木祖左衛門殿

覚

一金貳兩銀貳匁三分壹厘

貳百俵分

右者当所御払ニ可被成所ニ、此度江戸御廻米ニ被仰付

候ニ付、甲府御払直段貳拾貳俵四步之割ニ而、金拾

兩ニ付、売手五分代金被下置、慥ニ請取申候、以上、

寶曆六年

子八月四日

諏訪因幡守様御内

高木祖左衛門殿

諏方御米目之事覺

一御米六百俵

諏訪ノ請取

岩測払

此舟數貳拾艘

此御運賃金拾五兩貳分銀拾三匁九分貳厘

此錢九百三拾八文

但 三拾俵積壹艘ニ付 金三分貳匁壹分九厘五

但 御米壹俵ニ付 金壹兩ニ付

但 金壹兩ニ付 四貫百貳拾文

右者当夏江戸御廻米当河岸ノ駿州岩測迄川下御運賃

金并番賃共書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘定

相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取

手形、仍如件、

寶曆六年

鰺沢問屋

兩宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

小松与四右衛門殿

濱茂右衛門殿

覚

七月十九日夕今八月廿九日朝迄九夜分

一錢壹貫八百文 御兩人分

右之通御雜用、慥請取申候、以上、

子八月廿九日

鰺沢問屋

兩宮十郎右衛門

濱茂右衛門殿

小松由右衛門殿

諏方御米目錄之事

一御米四百俵

諏訪ノ請取

岩測払

此舟數拾三艘三步三厘余

此御運賃金拾兩壹分ノ銀拾四匁貳分六厘

一錢四百拾六文

但 御米壹俵ニ付 金壹兩ニ付

但 三貫八百文替

右者当子江戸御廻米当河岸ノ駿州岩測迄川下御運賃

金并番賃共書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘定

相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取

手形、仍如件、

寶曆六年

子閏十一月

諏訪因幡守様御内

瀧澤茂右衛門殿

永田仙左衛門殿

覚

十月十二日夕今同十八日朝迄

一錢壹貫貳百文 御兩人分

十一月十二日今閏十一月廿七日朝迄

一錢九貫文

右同断

ノ拾貫貳百文

此金貳兩三分ノ錢七百文

但 壹兩ニ付 三貫八百文カヘ

右之通御雜用、慥請取申候、以上、

寶曆六年

子閏十一月廿七日

鰺沢問屋

此錢貳百貳拾八文

一錢五拾文

番賃

三月朔日夕三日迄
同四日夕十一日朝迄

御足輕老人

一諏方御藏米三百俵 貳拾六俵五分替
代金百拾三兩下銀拾貳匁四分五厘 売手共

ノ金壹兩壹分貳百七拾八文 但金壹兩ニ付 錢三百七拾八文替
右者当子江戸御廻シ御家中様御分書面之通御渡被成、慥奉請取、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日、仍如件、

寶曆六年

鯨澤河岸問屋

子十二月

兩宮十郎右衛門

右者御払米ニ付御雜用請取申候、以上、

三月十一日

兩宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

牛山与一右衛門殿

覚

一諏方御藏米三百俵 貳拾六俵五分替
代金百拾三兩下銀拾貳匁四分五厘 売手共
右之通代金不残差上申候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、以上、
寶曆七年 鯨澤問屋
丑六月廿三日 兩宮十郎右衛門
諏訪因幡守様御内 高木祖左衛門殿

覚

一金子貳分也

右之通被下金、慥奉請取候、以上、

子十二月

同人

牛山与一右衛門殿

一諏方御藏米貳百俵 貳拾八俵五步替 売手共
代金七拾兩下銀拾匁五分三厘
右之通代金不残差上申候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、以上、
寶曆七年 鯨澤問屋 兩宮十郎右衛門

一御米三百俵 諏方今請取 岩測弘
此舟数拾艘 但御米三拾俵積老艘ニ付 金三分、銀貳匁壹分九厘六毛
此御運賃金七兩三分下銀六匁九分六厘 此錢四百貳拾貳文
一錢三百拾貳文 但老俵ニ付 錢壹文ツ、 番賃
合金七兩三分下錢七百三拾四文
右者当子江戸御廻米当河岸ハ駿州岩測迄川下御運賃金并番賃共ニ書面之通御渡被成、慥請取申候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直し差上可申候、為後日請取手形、仍如件、
寶曆七年十一月 鯨澤河岸 問屋 兩宮十郎右衛門

十月廿八日夕十一月四日朝迄

十二月廿日夕廿三日朝迄

一錢壹貫文

ノ壹貫六百元

此金壹分六百六拾文

右之通御雜用、慥請取申候、以上、

子十二月

牛山与一右衛門殿

兩宮十郎右衛門

右之通御雜用請取申候、以上、

丑六月廿三日

覚

金拾兩ニ付

覚

一諏方御藏米貳拾俵 平均直段金拾兩 貳拾七俵七步五厘
右者例年之通被下金請取、慥奉請取申候、以上、
右同断 右同断
原甚平殿 遠山嘉藤次殿

九月廿八日夕十月二日朝迄

一錢八百文

十月十九日夕十一月廿九日朝迄

一錢七貫八百文

ノ八貫六百元

此金貳兩壹分下錢三百八拾四文 但金壹兩ニ付 錢三百六拾四文カヘ

右者御廻米就御用御泊御雜用、慥受取申候、以上、

丑十一月廿九日

兩宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

原甚平殿

諏訪因幡守様御内

宮澤忠兵衛殿

此錢貳百七拾四文

一錢三貫九百六文 但老俵ニ付 錢壹文ツ、 番賃
合金九拾九兩壹分下錢四百八拾文 但金壹兩ニ付 錢三百七拾七文

右者当子江戸御廻米当河岸ハ駿州岩測迄川下御運賃金并番賃共書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取手形、仍如件、

寶曆七丑年十二月

鯨澤河岸問屋

一諏方御藏米貳拾俵 平均直段金拾兩 貳拾七俵七步五厘
代金七兩下銀拾貳匁四分三厘三毛

右者拝借米代金丑年分年賦上納仕候、以上、

寶曆七丑年十一月

兩宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

宮澤忠兵衛殿

覚

一諏訪御藏米百俵 金拾兩ニ付 貳拾五俵売手共

代金四拾兩

右之通代金不残差上申候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、以上、

寶曆七年

鯨澤河岸問屋

丑十二月十四日

兩宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

高木祖左衛門殿

一御蕎麦三拾貳俵 諏訪今請取 岩測弘
一御大豆貳拾六俵 但三拾俵積老艘ニ付 金三分、銀貳匁壹分九厘六毛
ノ五拾八俵 此舟数壹艘九步三厘三毛
一錢五拾八文 但老俵ニ付 錢壹文ツ、 番賃

右者当子江戸御廻シ御家中様御分、書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日、仍如件、

諏訪御米目錄之事

一御米三千四百五拾俵

内五拾俵餅米

一御大豆三百俵

ノ三千七百五拾俵

此舟数百貳拾五艘 但三拾俵積老艘ニ付 金三分、銀貳匁壹分九厘六毛

此御舟賃金九拾八兩壹分下銀四匁五分

覚

一諏訪御藏米百俵 金拾兩ニ付 貳拾四俵売手共
代金四拾兩壹分永貳百四拾三文七分八厘

右之通代金不残差上申候、若勘定相違御座候ハ者、重而仕直差上可申候、以上、

寶曆八年 鯨澤河岸問屋 兩宮十郎右衛門

寶曆八年 鯨澤河岸問屋 兩宮十郎右衛門

寶曆八年 鯨澤河岸問屋 兩宮十郎右衛門

寶曆八年 鯨澤河岸問屋 兩宮十郎右衛門

寶曆八年 鯨澤河岸問屋 兩宮十郎右衛門

高木祖左衛門殿

白鳥嘉左衛門殿

一錢百文

御老入

覚

九月廿七日夕々十月三日朝迄

右之通御雜用請取申候、以上、
寅十一月 高木祖左衛門殿

兩宮十郎右衛門

一諏方御藏米八拾俵 金拾兩_三付
式拾四俵老売手共
代金三拾三兩永百九拾五文八厘四毛

一錢壹貫貳百文
十月十七日夕々十一月十七日朝迄
一錢六貫文

一錢百文
右之通御雜用請取申候、以上、
寅十一月 高木祖左衛門殿

兩宮十郎右衛門

右之通代金不残差上申候、若勘定相違茂御座候ハ者、
重而仕直差上可申候、以上、
宝曆八年

一錢七貫貳百文
此金壹兩貳分ト九百文 但 金老兩_三付
四貫貳百文替

一御米三千五拾四俵 内 七拾俵餅
三拾四俵長米
諏方_六請取
岩測_八

諏訪因幡守様御内
高木祖左衛門殿
寅六月 兩宮十郎右衛門

一御米三百俵
一諏方御藏米貳百俵 直段金拾兩_三付
式拾五俵四步替
売手共

一御大豆貳百七拾俵
此舟數百拾艘八步 但 三拾俵積老艘_三付
金三分ト式匁老分九厘六毛
此舟賃金八拾七兩永百五拾五文貳分八厘

諏方御米目錄之事

覚

一錢三貫四百六拾文 但 老俵_三付
老俵_三ツ、 番賃

此舟數拾艘 但 老艘_三付
金三分ト式匁老分九厘六毛
此御運賃金七兩三分ト銀六匁九分六厘

代金七拾八兩貳分永貳百四拾文老分五厘
此總九百六拾四文
兩替四貫百文替

一御米三千三百式拾四俵
此舟數百拾艘八步 但 三拾俵積老艘_三付
金三分ト式匁老分九厘六毛
此舟賃金八拾七兩永百五拾五文貳分八厘

一錢三百拾貳文 但 御米老俵_三付
老俵_三ツ、 (番賃)記載なし
合金七兩三分ト錢八百文 但 金老兩_三付
四貫貳百文替

右之通代金不残差上申候、若勘定相違茂御座候ハ者、
重而仕直差上可申候、以上、
宝曆八年

一御米三千三百式拾四俵
合金八拾七兩三分ト錢壹貫貳拾三文 但 金老兩_三付
四貫百文替
右者当寅江戸御廻米当河岸_六駿州岩測_六村迄川下御舟
賃金并番賃共書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘
定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請
取手形、仍如件、
宝曆八年 鰯澤河岸

右者当寅御廻米当河岸_六駿州岩測_六迄川下御運賃金并
番賃共書面之通御渡被成、慥請取申候、若勘定相違
茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、後日請取手形、
仍如件、
宝曆八年 鰯澤河岸

十一月十八日_{夕々}廿三日迄
一錢壹貫五百文
同廿六日

一御蕎麥三拾貳俵
一御大豆貳拾五俵
諏訪因幡守様御内
高木祖左衛門殿
寅十一月 兩宮十郎右衛門

此舟數壹艘九步 但 三拾俵積老艘_三付
金三分ト式匁老分九厘六毛
此御舟賃金壹兩老分永貳百四拾四文五分四厘

十月廿三日_{夕々}十二月十八日朝迄
一錢壹貫四百文
右之通御雜用慥請取申候、以上、
寅十二月 同人

此御運賃金拾兩老分銀拾四匁貳分六厘
此錢九百七拾三文
一錢四百拾六文 但 御米老俵_三付
老俵_三ツ、 番賃

諏訪因幡守様御内
藤森友右衛門殿
寅十一月 問屋 兩宮十郎右衛門

十一月十八日_{夕々}廿三日迄
一錢壹貫五百文
同廿六日

一御蕎麥三拾貳俵
一御大豆貳拾五俵
諏方_六請取
岩測_八

一錢五拾七俵
合金壹兩貳分ト三拾三文 但 金老兩_三付
四貫百文替 番賃

右者当寅御廻米江戸御廻御家中様御分、書面之通御
渡被成、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而
仕直差上可申候、為後日、仍如件、
宝曆八年 鰯澤河岸

右者当卯江戸御廻米当河岸_六駿州岩測_六迄川下御運賃
金并番賃共書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘定
相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取
手形、仍如件、
宝曆九年 鰯澤河岸

諏訪因幡守様御内
笠原八左衛門殿
寅十二月 問屋 兩宮十郎右衛門

三月六日夕々九日朝迄
一錢九百文
同廿八日夕々四月五日朝迄
一錢壹貫八百文

九月九日夕々同十三日朝迄
十月二日夕々十一月十三日朝迄
一錢八貫八百文
此金貳兩ト六百文 但 金老兩_三付
四貫百文替
右之通御雜用慥請取申候、以上、
卯十一月 鰯澤河岸問屋

一御米貳拾俵 平均直段
式拾四俵六步六厘
代金八兩ト永百拾文三分
此錢四百五拾文

三月六日夕々九日朝迄
一錢九百文
同廿八日夕々四月五日朝迄
一錢壹貫八百文

九月九日夕々同十三日朝迄
十月二日夕々十一月十三日朝迄
一錢八貫八百文
此金貳兩ト六百文 但 金老兩_三付
四貫百文替
右之通御雜用慥請取申候、以上、
卯十一月 鰯澤河岸問屋

右者拝借米代金寅年分年賦上納仕候、以上、
宝曆八年 鰯澤河岸

三月六日夕々九日朝迄
一錢九百文
同廿八日夕々四月五日朝迄
一錢壹貫八百文

九月九日夕々同十三日朝迄
十月二日夕々十一月十三日朝迄
一錢八貫八百文
此金貳兩ト六百文 但 金老兩_三付
四貫百文替
右之通御雜用慥請取申候、以上、
卯十一月 鰯澤河岸問屋

一御米貳拾俵
代金八兩ト永百拾文三分
此錢四百五拾文

三月六日夕々九日朝迄
一錢九百文
同廿八日夕々四月五日朝迄
一錢壹貫八百文

九月九日夕々同十三日朝迄
十月二日夕々十一月十三日朝迄
一錢八貫八百文
此金貳兩ト六百文 但 金老兩_三付
四貫百文替
右之通御雜用慥請取申候、以上、
卯十一月 鰯澤河岸問屋

諏訪因幡守様御内
笠原八左衛門殿
寅十二月 問屋 兩宮十郎右衛門

三月六日夕々九日朝迄
一錢九百文
同廿八日夕々四月五日朝迄
一錢壹貫八百文

九月九日夕々同十三日朝迄
十月二日夕々十一月十三日朝迄
一錢八貫八百文
此金貳兩ト六百文 但 金老兩_三付
四貫百文替
右之通御雜用慥請取申候、以上、
卯十一月 鰯澤河岸問屋

一御米貳拾俵
代金八兩ト永百拾文三分
此錢四百五拾文

三月六日夕々九日朝迄
一錢九百文
同廿八日夕々四月五日朝迄
一錢壹貫八百文

九月九日夕々同十三日朝迄
十月二日夕々十一月十三日朝迄
一錢八貫八百文
此金貳兩ト六百文 但 金老兩_三付
四貫百文替
右之通御雜用慥請取申候、以上、
卯十一月 鰯澤河岸問屋

一御米貳拾俵
代金八兩ト永百拾文三分
此錢四百五拾文

三月六日夕々九日朝迄
一錢九百文
同廿八日夕々四月五日朝迄
一錢壹貫八百文

九月九日夕々同十三日朝迄
十月二日夕々十一月十三日朝迄
一錢八貫八百文
此金貳兩ト六百文 但 金老兩_三付
四貫百文替
右之通御雜用慥請取申候、以上、
卯十一月 鰯澤河岸問屋

諏訪因幡守様御内
笠原八左衛門殿
寅十二月 問屋 兩宮十郎右衛門

三月六日夕々九日朝迄
一錢九百文
同廿八日夕々四月五日朝迄
一錢壹貫八百文

九月九日夕々同十三日朝迄
十月二日夕々十一月十三日朝迄
一錢八貫八百文
此金貳兩ト六百文 但 金老兩_三付
四貫百文替
右之通御雜用慥請取申候、以上、
卯十一月 鰯澤河岸問屋

一御米貳拾俵
代金八兩ト永百拾文三分
此錢四百五拾文

三月六日夕々九日朝迄
一錢九百文
同廿八日夕々四月五日朝迄
一錢壹貫八百文

九月九日夕々同十三日朝迄
十月二日夕々十一月十三日朝迄
一錢八貫八百文
此金貳兩ト六百文 但 金老兩_三付
四貫百文替
右之通御雜用慥請取申候、以上、
卯十一月 鰯澤河岸問屋

一御米貳拾俵
代金八兩ト永百拾文三分
此錢四百五拾文

三月六日夕々九日朝迄
一錢九百文
同廿八日夕々四月五日朝迄
一錢壹貫八百文

九月九日夕々同十三日朝迄
十月二日夕々十一月十三日朝迄
一錢八貫八百文
此金貳兩ト六百文 但 金老兩_三付
四貫百文替
右之通御雜用慥請取申候、以上、
卯十一月 鰯澤河岸問屋

一御米貳拾俵
代金八兩ト永百拾文三分
此錢四百五拾文

三月六日夕々九日朝迄
一錢九百文
同廿八日夕々四月五日朝迄
一錢壹貫八百文

九月九日夕々同十三日朝迄
十月二日夕々十一月十三日朝迄
一錢八貫八百文
此金貳兩ト六百文 但 金老兩_三付
四貫百文替
右之通御雜用慥請取申候、以上、
卯十一月 鰯澤河岸問屋

一諏方御藏米貳百俵 三拾壹表六歩かへ
売手共

代金六拾三兩壹分銀貳匁四分七厘

右之通代金不残差上申候、若勘定相違茂御座候ハ者、
重而仕直差上可申候、以上、

寶曆九年 鯉澤河岸

卯十一月廿日 問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

土橋佐左衛門殿

御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取手形、
仍如件、

寶曆九卯十二月 鯉澤河岸問屋

雨宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

土田六左衛門殿

覚

一御蕎麦三拾壹俵

一御大豆貳拾四俵

ノ五拾五俵

此舟数壹艘八歩三厘三毛

但三拾壹表積壹艘ニ付
金三分貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金壹兩壹分永百九拾貳文壹分

此鑲七百七拾九文

一錢五拾五文 但御米壹表ニ付
鑲壹文ツ、 番賃

右者当卯御廻米江戸御廻御家中様御分書面之通被成

御渡、慥奉請取候、若勘定相違茂候ハ者、重而仕直差
上可申候、仍如件、

寶曆九年 雨宮十郎右衛門

卯十二月

諏訪因幡守様御内

土田六左衛門殿

覚 被下金

一金貳分也 右例年之通奉請取候、以上、
右同断

覚 一御米貳拾俵

平均直段
貳拾貳表九歩六厘

代金八兩貳分ト鑲九百貳拾六文 但金壹兩ニ付
四貫四百文替

右者拝借米代金卯年分年賦上納仕候、以上、

寶曆九年 鯉澤問屋 雨宮十郎右衛門

卯十二月 諏訪因幡守様御内

土田六左衛門殿

覚

十月四日（忌）十二月十五日迄

一錢壹貫文八百文 御兩人分

右之通御雜用請取申候、以上、

卯十二月 雨宮十郎右衛門

土田六左衛門殿

覚 一諏方御藏米貳百俵

直段金拾兩ニ付
三拾三表八歩替

代金五拾九兩ト銀拾匁三分

此鑲七百七拾文 但兩替金壹兩ニ付
四貫五百文替

右之通代金不残差上申候、若勘定相違茂御座候ハ者、
重而仕直差上可申候、以上、

寶曆十年 鯉澤河岸問屋 雨宮十郎右衛門

辰二月 諏訪因幡守様御内

土橋佐左衛門殿

二月廿一日（忌）同廿八日朝迄

一錢貳貫百文 御上下三人

右之通雜用請取申候、以上、

辰二月 土橋佐左衛門殿

覚

代金五拾貳兩銀五匁

此錢三百四拾文 兩替四貫百文かへ

右之通代金不残差上申候、若勘定相違茂御座候ハ者、
重而仕直差上可申候、以上、

寶曆十年 鯉澤河岸 雨宮十郎右衛門

辰十一月 諏訪因幡守様御内

土橋佐左衛門殿

十一月十六日夕同廿三日朝迄

一錢貳貫百文 御上下三人

右之通御雜用請取申候、以上、

右同断 同人

諏訪因幡守様御内

一御米四百俵 諏訪分請取

岩測江 此舟数拾三艘三分三厘三毛

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金拾兩壹分銀拾四匁貳分八厘

此錢九百五拾文

一錢四百拾六文 番賃

右者当辰江戸御廻米当河岸分駿州岩測迄川下御運賃

金并番賃書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘定相
違も御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取手
形、仍如件、

寶曆十年 鯉澤河岸 雨宮十郎右衛門

辰十一月 諏訪因幡守様御内

岩測江 一御米貳貫貳百文

右之通御雜用請取申候、以上、

右同断 同人

諏訪因幡守様御内

一御米四百俵 諏訪分請取

岩測江 此舟数拾三艘三分三厘三毛

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金拾兩壹分銀拾四匁貳分八厘

此錢九百五拾文

一錢四百拾六文 番賃

右者当辰江戸御廻米当河岸分駿州岩測迄川下御運賃

金并番賃書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘定相
違も御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取手
形、仍如件、

寶曆十年 鯉澤河岸 雨宮十郎右衛門

辰十一月 諏訪因幡守様御内

岩測江 一御米貳貫貳百文

右之通御雜用請取申候、以上、

右同断 同人

諏訪因幡守様御内

一御米四百俵 諏訪分請取

岩測江 此舟数拾三艘三分三厘三毛

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金拾兩壹分銀拾四匁貳分八厘

此錢九百五拾文

一錢四百拾六文 番賃

右者当辰江戸御廻米当河岸分駿州岩測迄川下御運賃

金并番賃書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘定相
違も御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取手
形、仍如件、

寶曆十年 鯉澤河岸 雨宮十郎右衛門

辰十一月 諏訪因幡守様御内

岩測江 一御米貳貫貳百文

右之通御雜用請取申候、以上、

右同断 同人

諏訪因幡守様御内

一御米四百俵 諏訪分請取

岩測江 此舟数拾三艘三分三厘三毛

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金拾兩壹分銀拾四匁貳分八厘

此錢九百五拾文

一御米貳拾俵 平均直段
貳拾貳表九歩六厘

代金八兩貳分ト鑲九百貳拾六文 但金壹兩ニ付
四貫四百文替

右者拝借米代金卯年分年賦上納仕候、以上、

寶曆九年 鯉澤問屋 雨宮十郎右衛門

卯十二月 諏訪因幡守様御内

土田六左衛門殿

覚

十月四日（忌）十二月十五日迄

一錢壹貫文八百文 御兩人分

右之通御雜用請取申候、以上、

卯十二月 雨宮十郎右衛門

土田六左衛門殿

覚 一諏方御藏米貳百俵

直段金拾兩ニ付
三拾三表八歩替

代金五拾九兩ト銀拾匁三分

此鑲七百七拾文 但兩替金壹兩ニ付
四貫五百文替

右之通代金不残差上申候、若勘定相違茂御座候ハ者、
重而仕直差上可申候、以上、

寶曆十年 鯉澤河岸問屋 雨宮十郎右衛門

辰二月 諏訪因幡守様御内

土橋佐左衛門殿

二月廿一日（忌）同廿八日朝迄

一諏方御藏米貳百俵 三拾壹表六歩かへ
売手共

代金六拾三兩壹分銀貳匁四分七厘

右之通代金不残差上申候、若勘定相違茂御座候ハ者、
重而仕直差上可申候、以上、

寶曆九年 鯉澤河岸

卯十一月廿日 問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

土橋佐左衛門殿

御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取手形、
仍如件、

寶曆九卯十二月 鯉澤河岸問屋

雨宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

土田六左衛門殿

覚

一御蕎麦三拾壹俵

一御大豆貳拾四俵

ノ五拾五俵

此舟数壹艘八歩三厘三毛

但三拾壹表積壹艘ニ付
金三分貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金壹兩壹分永百九拾貳文壹分

此鑲七百七拾九文

一錢五拾五文 但御米壹表ニ付
鑲壹文ツ、 番賃

右者当卯御廻米江戸御廻御家中様御分書面之通被成

御渡、慥奉請取候、若勘定相違茂候ハ者、重而仕直差
上可申候、仍如件、

寶曆九年 雨宮十郎右衛門

卯十二月

諏訪因幡守様御内

土田六左衛門殿

覚 被下金

一金貳分也 右例年之通奉請取候、以上、
右同断

二月廿一日（忌）同廿八日朝迄

一御米貳拾俵 平均直段
貳拾貳表九歩六厘

代金八兩貳分ト鑲九百貳拾六文 但金壹兩ニ付
四貫四百文替

右者拝借米代金卯年分年賦上納仕候、以上、

寶曆九年 鯉澤問屋 雨宮十郎右衛門

卯十二月 諏訪因幡守様御内

土田六左衛門殿

覚

十月四日（忌）十二月十五日迄

一錢壹貫文八百文 御兩人分

右之通御雜用請取申候、以上、

卯十二月 雨宮十郎右衛門

土田六左衛門殿

覚 一諏方御藏米貳百俵

直段金拾兩ニ付
三拾三表八歩替

代金五拾九兩ト銀拾匁三分

此鑲七百七拾文 但兩替金壹兩ニ付
四貫五百文替

右之通代金不残差上申候、若勘定相違茂御座候ハ者、
重而仕直差上可申候、以上、

寶曆十年 鯉澤河岸問屋 雨宮十郎右衛門

辰二月 諏訪因幡守様御内

土橋佐左衛門殿

二月廿一日（忌）同廿八日朝迄

一諏方御藏米貳百俵 三拾壹表六歩かへ
売手共

代金六拾三兩壹分銀貳匁四分七厘

右之通代金不残差上申候、若勘定相違茂御座候ハ者、
重而仕直差上可申候、以上、

寶曆九年 鯉澤河岸

卯十一月廿日 問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

土橋佐左衛門殿

御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取手形、
仍如件、

寶曆九卯十二月 鯉澤河岸問屋

雨宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

土田六左衛門殿

覚

一御蕎麦三拾壹俵

一御大豆貳拾四俵

ノ五拾五俵

此舟数壹艘八歩三厘三毛

但三拾壹表積壹艘ニ付
金三分貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金壹兩壹分永百九拾貳文壹分

此鑲七百七拾九文

一錢五拾五文 但御米壹表ニ付
鑲壹文ツ、 番賃

右者当卯御廻米江戸御廻御家中様御分書面之通被成

御渡、慥奉請取候、若勘定相違茂候ハ者、重而仕直差
上可申候、仍如件、

寶曆九年 雨宮十郎右衛門

卯十二月

諏訪因幡守様御内

土田六左衛門殿

覚 被下金

一金貳分也 右例年之通奉請取候、以上、
右同断

二月廿一日（忌）同廿八日朝迄

辰十二月

兩宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

岩波一郎右衛門殿

覚

一御大豆式拾三表

一御蕎麦式拾九表

ノ五拾式俵

此舟数壹艘七步三厘三毛

但 御米三拾俵積
金三分式匁二分六厘六毛

此御運賃金壹両壹分永百拾三文壹分八厘

此鏝四百五拾七文

一錢五拾式文

番賃

ノ金壹両壹分下錢五百拾三文

右者御家中様御分

但 金壹兩ニ付
三貫九百ツ、

右同断

覚

一御米式拾表

平均直段
三拾式表八歩八厘

代金五兩三分下錢六百五拾六文

但 金壹兩ニ付
四貫四百文ツ、

右者拝借米代金辰年分年賦上納仕候、以上、

宝曆十年

辰十二月

岩波一郎右衛門殿

一金式分者

被下金

右者例年之通慥受取候、以上、

右同断

覚

十月十七日夕々十二月十七日朝迄

一錢式貫式百文

御兩人分

右者御廻米就御用御雜用受取申候、以上、

右同断

覚

一諏訪御藏米四百俵

直段
三拾八表八歩かへ

代金百三兩永九十式文七分八厘

右之通代金不残差上相済申候、若勘定相違も御座候

ハ、重而仕直差上可申候、以上、

宝曆十一年

巳五月

兩宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

岩波庄右衛門殿

四月廿一日晚分同廿三日朝迄、五月七晚分同九日朝

一壹貫式百文

御上下三人

右之通御雜用請取申候、以上、

同人

此同人

往古御運賃之覚

寛永九壬申壹年米三表ツ、同拾年癸酉分正保二乙酉迄拾式年丹式分宛、正保三年分万治三庚子迄拾五年丹壹分式朱ツ、寛文二元辛丑年壹ケ年丹式分ツ、同二年壬寅年分同六年丙午年迄五拾七年辰歳ヨリ御領所成ル、

覚

一御米三俵附 壹駄

三斗六升入

此駄賃鏝六拾八文

外、千俵ニ付、壹俵番賃被下候、懸孤四百五拾枚

右者右測分蒲原迄駄賃如此ニ御座候、

斎藤縫右衛門

覚

一御米百俵ニ付

但 御米壹俵ニ付
三斗六升入

運賃永四百拾六文

外、御米壹俵ニ付、損賃番賃共鏝式文宛

右ハ蒲原分清水迄運賃如此、

多芸縫右衛門

一御米百俵ニ付

此運賃金壹兩三分永百文

外ニ御米壹俵ニ付、鏝八文

但御番賃共

右ハ清水分江戸浅草迄

外木平左衛門

〔裏表紙〕

兩宮与一左衛門

〔兩宮利之家文書〕

13 諏訪因幡守様御用留 (諏訪高嶋藩廻米御用留) ②

宝曆十一年 (一七六一) ~ 天明四年 (一七八四)

〔表紙〕 宝曆「（曆掛）」年

諏訪因幡守様御用留

「（曆掛）」

諏方御米目録之事

一御米四百俵

諏方分請取

此船数拾三艘三步三厘三毛

岩測江弘

但 御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀式匁壹分九厘六毛

一錢四百拾六文

番賃

合金拾兩式分下錢三百六拾文

但 金壹兩ニ付
四貫文替

右者当巴江戸御廻米当河岸分駿州岩測迄川下御運賃

金并番賃書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相

違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日請取手

形、仍如件、

寶曆十一年

鰺沢河岸

巳十一月 問屋 兩宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

藤森友右衛門殿

花岡善左衛門殿

覚

十月六日夕々十三日朝迄

一錢壹貫式百文

御兩人分

同廿九日夕十一月廿八日まで

一錢五貫六百文

同断

ノ錢六貫八百文

此金壹兩式分下八百文

但 金壹兩ニ付
四貫文替

右之通御雜用慥請取申候、以上、

年号月日

兩宮十郎右衛門

藤森友右衛門殿

花岡善左衛門殿

諏方御米目録之事

一御米三千五拾俵

諏方分請取

内式拾七俵 御膳米

御餅米

一御大豆式百三拾俵

右同断

一御蕎麦拾俵

右同断

ノ三千式百九拾表

但 御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀式匁壹分九厘六毛

此船数百九艘六歩六厘六毛余

此御運賃金八拾六兩壹分銀八分

此錢五拾壹文

一錢三貫四百式拾六文

但 御米壹俵ニ付
鏝壹文ツ、

合金八拾七兩下鏝四百七拾七文

但 金壹兩ニ付
四貫文替

右者当巴江戸御廻米当河岸分駿州岩測迄川下御運賃

金并番賃書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘定相

違御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日請取手

形、仍如件、

寶曆十一年

問屋

巳十一月

諏訪因幡守様御内

土田庄右衛門殿

右者拝借米代金巳年分年賦上納仕候、以上、
年号月日 名前

右同断

覚

十月廿七日夕
十二月廿日迄之内

一錢壹貫四百文

御兩人分

右之通御雜用請取申候、以上、

巳十二月廿日

雨宮十郎右衛門

土田庄右衛門殿

覚

一諏方御藏米百俵

直段金拾兩二付
三拾七俵八步替

代金貳拾六兩壹分下銀拾貳匁三分

此錢八百五拾九文 但兩替
錢四貫貳百文

右之通代金差上相濟申候、若勘定相違茂御座候ハ、
重而仕直差上可申候、以上、

寶曆十一年

鰺沢河岸

巳十二月

問屋

雨宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

土橋佐左衛門殿

十一月廿九日十二月十日朝迄

一錢三貫三百文

御上下三人

右之通御雜用請取申候、以上、

巳十二月

同人

右同断

諏方御米目錄之事

一御米四百俵

諏方今請取
岩測江弘

此船數拾三艘三步三厘 但御米三拾俵積壹艘二付
金三分下銀貳匁壹分九厘六毛
此御運賃金拾兩壹分銀拾四匁貳分六厘

一錢四百四拾六文 但御米壹俵二付
鐘壹文ツ、番賃
合金拾兩貳分下錢三百六拾五文 但金壹兩二付
三貫九百七拾貳文

右者当午江戸御廻米当河岸今駿州岩測迄川下御運賃
金并番賃書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相
違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日請取手
形、仍如件、

寶曆十二年

鰺沢河岸

午十一月

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

原甚平殿

上原森次郎殿

覚

九月八日今同十七日朝まで

一錢壹貫八百文

御兩人分

十月十五日今十一月七日朝迄

一錢四貫貳百文

右同断

ノ六貫文

此金壹兩貳分下錢三拾六文 但金壹兩二付
三貫九百七拾貳文かへ

右之通御雜用御渡被成、慥請取申候、以上、

宝曆十二年

鰺沢河岸

午十一月

原甚平殿

上原森二郎殿

覚

一諏方御藏米三百俵 直段金拾兩二付
三拾壹俵五步替

代金九拾五兩下銀拾四匁貳分八厘五毛 此錢九百貳拾七文
但金壹兩二付
三貫九百文かへ

右之通代金差上相濟申候、若勘定相違茂御座候ハ、
重而仕直し差上可申候、以上、

寶曆十二年

鰺沢河岸

午十二月

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪因幡守様御内

土橋佐左衛門殿

諏方御米目錄之事

一御米三千百貳拾七俵

内貳拾七俵 御膳米

五拾俵 御餅米

一御大豆百七拾九俵

ノ三千三百六表

此船數百拾艘貳步 但御米三拾俵積壹艘二付
金三分下銀貳匁壹分九厘六毛
此御運賃金八拾六兩貳分下銀拾壹匁

此錢七百拾四文

一錢三貫四百四拾貳文 但御米壹俵二付
鐘壹文宛、番賃

合金八拾七兩貳分下錢貳百五拾六文 但金壹兩二付
三貫九百文替
右者当午江戸御廻米当河岸今駿州岩測迄川下御運賃

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

太田善五左衛門殿

花岡善左衛門殿

覚

九月廿六日夕々十月六日まで

十月十九日夕々十一月廿六日まで

一銭九貫文

御兩人分

此金貳兩壹分下銭貳百貳拾四文

右之通御雜用被成御渡、慥請取申候、以上、

年号月日

右同断

右同断

諏方御米目録之事

一御米三千六百俵

諏方分請取
岩測江弘

内式拾七俵 御膳米

五拾俵 御餅米

一御大豆貳百八拾五俵

ノ三千八百八拾五俵

此船數百貳拾九艘五歩

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金百壹兩三分銀六匁八分八厘

此銭四百三拾三文

一銭四貫四拾五文

但御米壹俵ニ付
銀壹文ツ、 番賃

合金百貳兩三分銭六匁五拾四文

但金壹兩ニ付
三貫八百貳拾四文替

右者当末江戸御廻米当河岸今駿州岩測村迄川下御運

賃金并番賃ともニ書面之通御渡被成、慥奉請取候、

若勘定相違も御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後

日請取手形、仍如件、

寶曆十三年

未十二月

諏訪安芸守様御内

牛山与市左衛門殿

覚

一御蕎麦三拾壹俵

諏方分請取
岩測江弘

一御大豆拾貳俵

ノ四拾三俵

此船數壹艘四歩三厘三毛

但御米三拾俵積壹艘
金三分銀貳匁一分九厘六毛

此御運賃金壹兩銀七匁六分五厘

此銭四百九拾三文

一銭四拾三文

番賃

ノ金壹兩銀五百四拾文

但金壹兩ニ付
三貫八百貳拾四文かへ

右者当末江戸御廻御家中様御分書面之通被成御渡、

慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上

可申候、仍如件、

寶曆十三年

未十二月

諏訪安芸守様御内

岩測江弘

此船數百貳拾九艘五歩

但御米三拾俵積壹艘
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金百壹兩三分銀六匁八分八厘

此銭四百三拾三文

一銭四貫四拾五文

覚

一御米貳拾俵

平均直段金拾兩ニ付
貳拾七俵五歩三厘

代金七兩壹分銀八分八厘八毛

右者拝借米代金未年分年賦上納仕候、以上、

寶曆十三年

未十二月

諏訪安芸守様御内

岩測江弘

未十二月

牛山与一左衛門殿

覚

一金貳分也

被下金

右之通慥奉請取候、以上、

右同断

同断

諏方御米目録之事

一御米四百俵

諏方分請取
岩測江弘

此船數拾三艘三歩三厘

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀壹匁壹分九厘六毛

此御運賃金拾兩壹分銀拾四匁貳分六厘

此銭九百貳文

一銭四百拾六文

御米番賃

合金拾兩貳分下銭三百六文

但金壹兩ニ付
三貫八百貳拾四文替

右者当申江戸御廻米從当河岸駿州岩測村まで川下御

運賃金書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘定相違

茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日請取手形、

仍如件、

明和元年

未十二月

諏訪安芸守様御内

岩測江弘

此船數百貳拾九艘五歩

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金百壹兩三分銀六匁八分八厘

此銭四百三拾三文

一銭四貫四拾五文

御兩人分

一銭七貫六匁文

右同断

ノ九貫貳匁文

此金貳兩壹分下銭貳百貳拾四文

右之通御雜用御渡被成慥請取申候、以上、

年号月日

右同断

一銭壹貫六匁文

御兩人分

十一月四日夕々十二月十二日朝まで

一銭七貫六匁文

右同断

ノ九貫貳匁文

此金貳兩壹分下銭六匁五拾五文

但金壹兩ニ付
三貫八百貳拾四文替

右之通御雜用御渡被成慥請取申候、以上、

明和元年

未十二月

諏訪安芸守様御内

岩測江弘

伊東富右衛門殿

太田作兵衛殿

覚

一諏訪御藏米百俵

直段金拾兩ニ付
貳拾九表三分かへ

代金三拾四兩銀七匁七分八厘

右之通代金不残差上相濟申候、若勘定相違茂御座候

ハ、重而仕直し差上可申候、以上、

明和元年

未十二月

諏訪安芸守様御内

岩測江弘

河西波右衛門殿

諏方御米目録之事

一御米貳千八百俵

諏方分請取
岩測江弘

内式拾貳俵 御膳米

五拾俵 御餅米

一御大豆貳百六拾五俵

ノ三千六拾五俵

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

十二月

諏訪安芸守様御内

岩測江弘

此船數百貳拾九艘五歩

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金八拾兩壹分下銀六匁八分六厘

此銭四百三拾四文

一銭三貫八拾九文

御米番賃

合金八拾壹兩下銭七百七拾五文

但金壹兩ニ付
三貫八百貳拾四文替

右者当申江戸御廻米当河岸駿州岩測村まで川下御運

賃金書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘定相違茂

御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日請取手形、

仍如件、

明和元年

未十二月

諏訪安芸守様御内

岩測江弘

宮沢忠兵衛殿

未十二月

一御蕎麦三拾八俵

諏方分請取
岩測江弘

一御大豆拾壹俵

ノ四拾九俵

此船數壹艘六歩三厘三毛

但御米三拾俵積壹艘
金三分銀貳匁一分九厘六毛

此御運賃金壹兩壹分銀貳匁九厘

此銭百三拾壹文

一銭四拾九文

番賃

合壹兩壹分下銭百八拾文

但金壹兩ニ付
三貫八百貳拾四文かへ

右者当申江戸御廻御家中様御分書面通被成御渡、慥

奉請取候、若勘定相違御座候ハ、重而仕直差上可

申候、仍如件、

明和元年

未十二月

諏訪安芸守様御内

岩測江弘

宮沢忠兵衛殿

未十二月

一御米貳拾九文

被下金

右之通慥奉請取候、以上、

明和元年

未十二月

覚

一 諏訪御藏米貳百俵 金拾兩二付
貳拾八表貳升かへ売手共

代金七拾兩三分下銀拾匁三分

此錢六百九拾壹文 但四貫四十八文かへ

右之通代金差上相済申候、若勘定相違茂御座候ハ、
重而仕直差上可申候、以上、

明和二酉年

鯨沢河岸問屋

六月廿七日

雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

河西波右衛門殿

西六月廿日夕々廿八日朝迄

御上下

一 貳貫四百文

御三人

一百文

茶代

右御雑用慥請取申候、以上、

西六月

雨宮十郎右衛門

河西波右衛門殿

諏方御米目録之申文

一 御米四百俵

諏訪今請取
岩測江弘

此船数拾三艘三分三厘

此運賃金拾兩壹分下銀拾七匁貳分六厘

此錢九百拾四文

一 錢四百拾六文

但御米壹俵二付
銀壹文ツ、番賃

合金拾兩貳分錢三百六拾六文

但金壹兩二付
銀三貫八百四拾九文かへ

右者当西江戸御廻米従当河岸駿州岩測村迄川下御運

賃金書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘定相違も
御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日受取手形、
仍而如件、

明和二酉年酉十月

鯨沢河岸

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

藤森友右衛門殿

江上清兵衛殿

覚

九月十日夕々同廿日朝まで日数十日分

一 錢貳貫文

御兩人分

十月六日夕々同十二日まで

日数六日分

一 錢壹貫貳百文

右同断

ノ貳貫貳百文

但老兩一付
銀三貫八百四拾八文

此金三分錢三百拾貳文

右之通御雑用請取申候、以上、

明和二酉年

鯨沢河岸問屋

諏訪安芸守様御内

藤森友右衛門殿

江上清兵衛殿

諏方御米目録

一 御長米四拾貳俵

一 御餅米五拾俵

一 御大豆百四俵

内三拾俵白

ノ百九拾六俵

但御米三拾俵積壹艘二付
金三分下銀貳匁壹分九厘六毛

此船数六艘五歩三厘三毛余

此御運賃金五兩下銀八匁三分三厘

一 錢貳百四文

此錢五百三拾三文

合金五兩下錢七百三拾七文

但金壹兩二付
銀三貫八百四拾八文替

右者当西江戸御廻米当河岸ハ駿州岩測村まで川下御運
賃金并番賃共書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘
定相違も御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請
取手形、仍如件、

明和二酉年

鯨沢河岸問屋

西十二月八日

雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

藤森友右衛門殿

江上清兵衛殿

覚

一 御大豆拾俵

諏方今請取
岩測江弘

一 御蕎麥三拾俵

ノ四拾俵

此船数壹艘三歩三厘三毛

但御米三拾俵積壹艘二付
金三分下銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金壹兩下銀貳匁九分壹厘

此錢百八拾三文

一 錢四拾文

番賃

ノ金壹兩下錢貳百貳拾七文

但金壹兩二付
銀三貫八百四拾八文替

右者当西江戸御廻米御家中様御分書面之通被成御
渡、慥奉請取、若勘定相違御座候ハ者、重而仕直差
上可申候、為後日、仍如件、

明和二酉年

鯨沢河岸

西十二月

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

藤森友右衛門殿

江上清兵衛殿

覚

一 御米貳拾俵

直段金拾兩二付
貳拾九俵七歩替

代金六兩貳分銀拾四匁四厘

但金壹兩二付
銀三貫八百四拾八文替

右者拝借米代金酉年分年賦上納仕候、以上、

年号月日

右同断

千野与一右衛門殿

覚

一金貳分

被下金

右之通慥奉請取候、以上、

明和二酉年酉十二月

鯨沢河岸

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

藤森友右衛門殿

江上清兵衛殿

覚

十一月八日夕々十五日朝まで

一 錢壹貫四百文

御兩人

同十五日十九日朝まで

一 錢四百文

御一人

同十九日

一 錢四百文

御兩人

此船数六艘五歩三厘三毛余

此御運賃金五兩下銀八匁三分三厘

一 錢貳百四文

此錢五百三拾三文

合金五兩下錢七百三拾七文

但金壹兩二付
銀三貫八百四拾八文替

右者当西江戸御廻米当河岸ハ駿州岩測村まで川下御運
賃金并番賃共書面之通御渡被成、慥奉請取候、若勘
定相違も御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請
取手形、仍如件、

明和二酉年

鯨沢河岸問屋

西十二月八日

雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

藤森友右衛門殿

江上清兵衛殿

覚

一 御大豆拾俵

諏方今請取
岩測江弘

一 御蕎麥三拾俵

ノ四拾俵

此船数壹艘三歩三厘三毛

但御米三拾俵積壹艘二付
金三分下銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金壹兩下銀貳匁九分壹厘

此錢百八拾三文

一 錢四拾文

番賃

ノ金壹兩下錢貳百貳拾七文

但金壹兩二付
銀三貫八百四拾八文替

右者当西江戸御廻米御家中様御分書面之通被成御
渡、慥奉請取、若勘定相違御座候ハ者、重而仕直差
上可申候、為後日、仍如件、

明和二酉年

鯨沢河岸

尾澤十兵衛殿

藤森金右衛門殿

覚

一 御大豆拾四俵

一 御蕎麥三拾貳俵

ノ四拾六俵

此船数壹艘三歩三厘三毛

但御米三拾俵積壹艘二付
金三分下銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金壹兩下銀拾貳匁三分七厘

此錢七百八拾文

一 錢四拾六文

但御米壹表一付
銀貳文宛、番賃

ノ金壹兩八百三拾文

但金壹兩二付
銀三貫八百文替

右者当西江戸御廻御家中様御分書面之通被成御渡、
慥奉請取、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可
申候、為後日請取手形、仍如件、

明和三年

甲鯨沢河岸

戊十二月

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

尾沢十兵衛殿

藤森金右衛門殿

覚

一 御米貳拾俵

直段金拾兩二付
貳拾八俵三分三厘

代金七兩三匁五分七厘

右者拝借米代金戌年分年賦上納仕候、以上、

年月日同断

同断

右同断

覚

一金貳分

被下金

右之通懺奉請取候、以上、

明和三年

雨宮十郎右衛門

渡、懺ニ奉請取候、若シ勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、為後日請取手形、仍而如件、
明和四年
亥十二月二日
雨宮十郎右衛門
諏訪安芸守様御内
濱茂右衛門殿
田中小右衛門殿

藤森金右衛門殿

覚

十一月七日夕夕同十五日朝まで、十二月十六日夕夕同十八日朝迄

一銭貳貫文

御兩人分

右者御廻米就御用御雑用懺請取申候、以上、

明和三年

右同断

覚

戊十二月

右同断

覚

一御長米六拾六俵

諏訪請取
岩測江扨

一御大豆六拾五俵

一御餅米五拾俵

ノ百八拾壹俵

但シ三拾俵積壹艘ニ付
金三分貳匁分九厘六毛

此船数六艘三厘三厘^毛

此御運賃金四兩貳分ト拾四匁七分壹厘

銀九匁七分四厘九毛

一錢百八拾五文

但御米壹俵ニ付

番賃

ノ金四兩貳分ト八匁五拾七文

但金壹兩ニ付
四貫文替

右者亥江戸御廻米御家中様御分書面之通り被成御

御米目録之支

一御膳米六俵

諏方今
駿州岩測江扨

一御長米五拾六俵

一御餅米四拾俵

一御蕎麦壹俵

合百七拾三俵

但シ三拾俵積壹艘ニ付
金三分一匁分九厘六毛

此船数五艘七分ト六厘六毛

此御運賃金四兩貳分ト貳匁分六厘

此錢百三拾九文 但シ老兩ニ付
三貫九百文

右者当子江戸御廻米当河岸今駿州岩測まで川下御運賃金并番賃共書面之通御渡被成、懺ニ奉請取候、若シ勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、為後日、仍而如件、

明和五
子十二月
雨宮十郎右衛門

合金四兩貳分三百貳拾文

右者当子江戸御廻米当河岸今駿州岩測まで川下御運賃金并番賃共書面之通御渡被成、懺ニ奉請取候、若シ勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、為後日、仍而如件、

明和五

子十二月

諏訪安芸守様御内

濱幸助殿

小松清吉殿

一蕎麦貳拾七俵

一大豆拾俵

合三拾七俵

但シ三拾俵積壹艘ニ付
金三分一匁分九厘六毛

此船数壹艘貳分三厘三毛

此御運賃金三分拾三匁分八毛

此錢八百五拾六文 兩替
三貫九百文

右者例年通り懺奉請取候、以上、

右同断

十一月八日夕夕十三日朝まで

一銭貫文

御兩人分

十二月八日夕夕十一日朝まで

一六百元

ノ壹貫六百元

右者御廻米就御用御雑用奉請取候、以上、

明和六 丑十二月

歟沢河岸

雨宮十郎右衛門

右同断

御方今請取

岩測江扨

一御米四百五拾俵

此船数拾五艘 但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分一匁分九厘六毛

此御運賃金拾壹兩三分ト銀貳匁九分四厘

此錢貳百三拾四文 但御米壹俵ニ付
銀壹文宛

一錢四百六拾六文

合金拾壹兩三分ト錢七百四文 但金壹兩ニ付
錢四貫八百文替

右者当寅江戸御廻米從当河岸今駿州岩測村まで川下御運賃金并番賃書面之通被成御渡、懺奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直シ差上可申候、為後日請取手形、仍如件、

明和七年

歟沢河岸

問屋 雨宮十郎右衛門

渡、懺ニ奉請取候、若シ勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、為後日請取手形、仍而如件、
明和四年
亥十二月二日
雨宮十郎右衛門
諏訪安芸守様御内
濱茂右衛門殿
田中小右衛門殿

明和四年

雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

濱茂右衛門殿

田中小右衛門殿

一金貳分

被下金

右之通懺奉請取候、以上、

右同断

覚

一御蕎麦貳拾七俵

一御白大豆拾貳俵

ノ三拾九俵

此船数壹艘三分

此御運賃金壹兩ト銀壹匁三分五厘五毛

一錢三拾九文 但御米壹俵ニ付
錢壹文ツ、

番賃

十一月三日夕夕十一月八日朝迄、十一月卅日夕夕十二月三日朝迄

一錢壹貫六百元 御兩人分

右者御廻米就御用御雑用懺ニ請取申候、以上、

明和四年

右同断

亥十二月

右同断

御米目録之支

一貳百文 但シ壹俵ニ付壹文ツ、 番賃
合金五兩ト錢三百四拾文

右者当丑江戸御廻米当河岸今駿州岩測迄川下御運賃金并番賃共ニ書面之通御渡被成、懺ニ奉請取候、若シ勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、為後日、仍而如件、

明和六 丑十二月

雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

濱茂右衛門殿

原猪右衛門殿

合三拾八俵

一御蕎麦貳拾八俵

一御大豆拾俵

此船数壹艘貳分六厘六毛 但シ三拾俵積壹艘ニ付
金三分一匁分九厘六毛

此御運賃金三分ト銀拾四匁七分八厘貳毛

此錢壹貫貳拾壹文五分 但四貫百五拾文かへ

一三拾八文 但シ壹俵ニ付壹文ツ、 番賃
合金三分ト銀壹貫五拾九文五分

右ハ当丑江戸廻米御家中様御分当河岸今駿州岩測迄川下御運賃金并番賃共ニ書面之通懺ニ奉請取候、若シ勘定相違茂御座候ハ、重而仕直シ差上可申候、為後日、仍而如件、

明和六 丑十二月

雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

濱茂右衛門殿

原猪右衛門殿

此運賃金五兩ト銀貳匁五厘四毛

此錢百四拾文 但シ四貫五拾文かへ

此船数六艘四分

合百九拾貳俵 但シ三拾俵積壹艘ニ付
金三分一匁分九厘六毛

一御膳米六俵 諏方請取
岩測江扨

一御長米五拾六俵

一御餅米四拾俵

一御大豆九拾俵

此運賃金五兩ト銀貳匁五厘四毛

此錢百四拾文 但シ四貫五拾文かへ

諏訪安芸守様御内
土橋弥右衛門殿
金子又七殿

九月十九日夕々廿六日まで

一銭壹貫四百文 御兩人分

十月廿三日夕々十一月廿六日朝まで

一銭六貫六百元

ノ錢八貫文

此金壹両貳分ト錢九百四拾八文 但壹両ニ付
四貫七百文替

右者御廻米就御用御雜用請取申候、以上、

明和七年寅十一月 歟沢河岸

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

土橋弥右衛門殿

金子又七殿

合金八拾壹両貳分錢四百貳十文 但金壹両ニ付
四貫六百四十八文かへ

右者当寅江戸御廻米当河岸今駿州岩淵村迄川下御運

賃金并番賃書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定

相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取

手形、仍如件、

明和七年

寅十二月

諏訪安芸守様御内

土田六左衛門殿

覚

一御大豆九俵

一御蕎麦貳拾九俵

ノ三拾八俵 但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此船數壹艘貳分六厘六毛余

此金三分永貳百四十六文三分六厘

此銀拾四匁六分八厘

一錢三拾八文 番賃

合金壹両ト錢貳拾貳文 但金壹両ニ付
四貫六百四十八文かへ

右者当寅江戸御廻御家中様御分書面之通被成御渡、

慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上

可申候、為後日、仍如件、

右同断

右同断

一金貳分也

右之通慥奉請取候、以上、

被下金

覚

明和八年

卯十二月

諏訪安芸守様御内

金井友右衛門殿

覚

十一月廿日夕々同廿六日朝まで

一錢壹貫八百文 御上三人分

十二月十日夕同十一日朝迄

一錢貳百文 御兩人

ノ貳貫文

此金壹分ト錢七百文 五貫貳百文かへ

右者御払米就御用御越被成御雜用請取申候、以上、

卯十二月

金井友右衛門殿

諏訪安芸守様御内

十一月廿日夕々同廿六日朝まで

一錢壹貫八百文 御上三人分

十二月十日夕同十一日朝迄

一錢貳百文 御兩人

ノ貳貫文

此金壹分ト錢七百文 五貫貳百文かへ

右者御払米就御用御越被成御雜用請取申候、以上、

卯十二月

金井友右衛門殿

諏訪安芸守様御内

十一月廿日夕々同廿六日朝まで

一錢壹貫八百文 御上三人分

十二月十日夕同十一日朝迄

一錢貳百文 御兩人

ノ貳貫文

此金壹分ト錢七百文 五貫貳百文かへ

右者御払米就御用御越被成御雜用請取申候、以上、

卯十二月

金井友右衛門殿

諏訪安芸守様御内

十一月廿日夕々同廿六日朝まで

一錢壹貫八百文 御上三人分

明和七年

寅十二月

諏訪安芸守様御内

土田六左衛門殿

覚

一西冬御廻米より丑冬まで五ヶ年諏方町布屋伊右衛

門請負被仰付候故、江戸表買納仕候ニ付、御先米

計年々御出、跡御米五年御廻米相止申候、右御請

負之内、御米伊右衛門春より夏中迄当所江附出商

人方相払申候、為覚記之、

一寅冬今先規之通江戸廻相成申候、

右之通御雜用請取申候、以上、

寅十二月

土田六左衛門殿

諏訪安芸守様御内

一御米四百五拾俵 諏方今請取

此船數拾五艘 但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金拾壹両三分ト銀貳匁九分四厘

一錢四百五拾六文 但御米壹俵ニ付
錢壹文ツ、番賃

合金拾壹両三分ト錢七百四文 但金壹両ニ付
錢四貫八百文替

内壹分ト六匁貳分四厘 三步引

残金拾壹両貳分貳百四文

右者当卯江戸御廻米当河岸今駿州岩淵村まで川下御

一錢三貫五百九拾五文 但御米壹俵ツ、番賃

合金八拾八両貳分ト錢五百八拾六文 但金壹両ニ付
錢四貫八百文替

右者当卯江戸御廻米当河岸今駿州岩淵村迄川下御運

賃金并番賃共書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘

定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請

取手形、仍如件、

明和八年

甲州歟沢河岸

諏訪安芸守様御内

岩波市郎右衛門殿

覚

一御大豆九俵 諏方今請取

一御蕎麦貳拾八俵 岩淵江払

ノ三拾七俵 但御米三拾俵積
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此船壹艘貳歩三厘三毛

此御運賃金三分永貳百貳拾文壹分四厘

一錢三拾七文 但御米壹俵ニ付
錢壹文ツ、番賃

合金三分ト錢壹貫九拾貳文 但金壹両ニ付
錢四貫八百文替

右者当卯江戸御廻米御家中様御分書面之通被成御

渡、慥請取申候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直

差上可申候、為後日、仍如件、

明和八年

甲州歟沢河岸問屋

雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

岩波市郎右衛門殿

覚

一御米三千三百五拾九俵 諏訪今請取

内御膳米八俵 岩淵江払

内七俵長米

御餅米四拾俵

一御大豆九拾六俵 但御米三拾俵積ニ付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

ノ三千四百五拾五俵

此船數百拾五艘壹分六厘六毛

此御運賃金九拾兩貳分永九十九文五分五厘

内貳両貳分永貳百拾六文七分 三分引

残金八拾七兩三分永百貳拾三文四分五厘

此錢五百九拾壹文

明和七年
寅十二月
諏訪安芸守様御内
土田六左衛門殿

覚

一西冬御廻米より丑冬まで五ヶ年諏方町布屋伊右衛

門請負被仰付候故、江戸表買納仕候ニ付、御先米

計年々御出、跡御米五年御廻米相止申候、右御請

負之内、御米伊右衛門春より夏中迄当所江附出商

人方相払申候、為覚記之、

一寅冬今先規之通江戸廻相成申候、

右之通御雜用請取申候、以上、

寅十二月

土田六左衛門殿

諏訪安芸守様御内

一御米四百五拾俵 諏方今請取

此船數拾五艘 但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金拾壹両三分ト銀貳匁九分四厘

一錢四百五拾六文 但御米壹俵ニ付
錢壹文ツ、番賃

合金拾壹両三分ト錢七百四文 但金壹両ニ付
錢四貫八百文替

内壹分ト六匁貳分四厘 三步引

残金拾壹両貳分貳百四文

右者当卯江戸御廻米当河岸今駿州岩淵村まで川下御

一錢三貫五百九拾五文 但御米壹俵ツ、番賃

合金八拾八両貳分ト錢五百八拾六文 但金壹両ニ付
錢四貫八百文替

右者当卯江戸御廻米当河岸今駿州岩淵村迄川下御運

賃金并番賃共書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘

定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請

取手形、仍如件、

明和八年

甲州歟沢河岸

諏訪安芸守様御内

岩波市郎右衛門殿

覚

一御大豆九俵 諏方今請取

一御蕎麦貳拾八俵 岩淵江払

ノ三拾七俵 但御米三拾俵積
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此船壹艘貳歩三厘三毛

此御運賃金三分永貳百貳拾文壹分四厘

一錢三拾七文 但御米壹俵ニ付
錢壹文ツ、番賃

合金三分ト錢壹貫九拾貳文 但金壹両ニ付
錢四貫八百文替

右者当卯江戸御廻米御家中様御分書面之通被成御

渡、慥請取申候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直

差上可申候、為後日、仍如件、

明和八年

甲州歟沢河岸問屋

雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

岩波市郎右衛門殿

覚

一御米三千三百五拾九俵 諏訪今請取

内御膳米八俵 岩淵江払

内七俵長米

御餅米四拾俵

一御大豆九拾六俵 但御米三拾俵積ニ付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

ノ三千四百五拾五俵

此船數百拾五艘壹分六厘六毛

此御運賃金九拾兩貳分永九十九文五分五厘

内貳両貳分永貳百拾六文七分 三分引

残金八拾七兩三分永百貳拾三文四分五厘

此錢五百九拾壹文

覚

一金貳分者

被下金

右之通奉請取候、以上、

卯十二月

雨宮十郎右衛門

相場五貫三百文くらゐ

岩波市郎右衛門殿

覚

十月廿一日夕廿七日朝

一錢壹貫貳百文

御兩人分

十二月廿三日夕廿六日朝まで

一錢六百文

同断

一錢六百文

一錢六百文

此金壹分下六百文 四貫八百文かへ

右者御廻米就御用御雑用請取申候、以上、

卯十二月

雨宮十郎右衛門

岩波市郎右衛門殿

諏方御米目録之事

一御米四百五拾貳俵

諏方今請取
岩測江弘

此船数拾五艘六厘七毛

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分式匁壹分九厘六毛

此御運賃金拾壹兩三分銀六匁九厘

一錢四百六拾八文 但御米壹俵ニ付
金壹文ツ、番賃

合金拾壹兩三分錢九百六拾六文

内卷分六匁三分三厘 三步引

殘金拾壹兩貳分下錢四百四拾九文 但金壹兩ニ付
四貫九百文替

右者当辰江戸御廻米当河岸今駿州岩測村まで川下御

運賃金并番賃共書面之通被成御渡、慥奉請取候、若

仍如件、

安永二年

甲州鰈沢河岸

巳正月

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

笠原仁右衛門殿

一御蕎麦貳拾九俵

諏方今請取
岩測江弘

一御大豆拾三俵

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分式匁壹分九厘六毛

此船数壹艘四分

此御運賃金壹兩永百壹文貳分四厘

一錢四拾貳文

但御米壹俵ニ付
金壹文ツ、番賃

合金壹兩下錢五百三拾八文 但金壹兩ニ付
錢四貫九百文

右者去辰江戸御廻御家中様御分書面之通被成御渡、

慥請取申候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上

可申候、為後日、仍如件、

安永二年

甲州鰈沢河岸

巳正月

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

笠原仁右衛門殿

一御米四俵

諏方今請取
岩測江弘

此船壹分三厘三毛

此船壹分三厘三毛

此運賃銀六匁貳分九厘

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分式匁壹分九厘六毛

此錢五百拾三文 但金壹兩ニ付
錢四貫九百文替

一錢四文

一錢四文

一錢五百拾七文

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分式匁壹分九厘六毛

右者当辰江戸御廻御家中様御分書面之通被成御渡、

慥請取申候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上

可申候、為後日、仍如件、

安永元年

甲州鰈沢河岸

辰十二月

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

太田善五左衛門殿

赤沼惣兵衛殿

一御米四俵

諏方今請取
岩測江弘

内御蕎麦壹俵

内御蕎麦壹俵

此船壹分三厘三毛

此船壹分三厘三毛

此運賃銀六匁貳分九厘

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分式匁壹分九厘六毛

十一月十五日夕十二月十八日朝まで

一錢六貫四百文

御兩人分

一錢六貫四百文

御兩人分

此金壹兩三分貳拾四文 但金壹兩ニ付
錢四貫九百文かへ

右者御廻米就御用御越御雑用請取申候、以上、

安永元年

甲州鰈沢河岸

辰十二月

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

太田善五左衛門殿

赤沼惣兵衛殿

諏方御米目録之事

一御米三千九拾五俵

諏方今請取
岩測江弘

内御膳米壹俵

御餅米五拾俵

一御大豆百七拾五俵

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分式匁壹分九厘六毛

一錢三百七拾俵

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分式匁壹分九厘六毛

此船数百九艘

此御運賃金八拾五兩貳分永貳百三十九文四分

内金貳兩貳分永七拾貳文壹分八厘貳毛

三分引

殘金八拾三兩永百六拾七文貳分壹厘八毛

此錢八百拾九文

一錢三貫四百六文

但御米壹俵ニ付
金壹文ツ、番賃

合金八拾四兩下錢五百四拾九文 但金壹兩ニ付
錢四貫九百文替

三兩三分

右者去辰江戸御廻米当河岸今駿州岩測村迄川下御運

賃金并番賃共書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘

定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日、

仍如件、

安永二年

甲州鰈沢河岸

九月十三日夕廿五日朝まで十二泊

一錢貳貫四百文

御兩人分

十月廿七日夕十一月十六日朝まで十九泊

一錢三貫八百文

一錢六貫貳百文

但金壹兩ニ付
四貫八百四拾八文替

此金壹兩壹分下錢百三拾貳文

右者御廻米就御用御越御雑用請取申候、以上、

安永二年巳

甲州鰈沢宿

十一月

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

尾沢治左衛門殿

藤森金右衛門殿

諏方御米目録之事

一御米三千百三俵

諏訪今請取
岩測江弘

内御膳米貳拾八俵

御餅米三拾俵

一御大豆貳百貳拾貳俵

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分式匁壹分九厘六毛

一錢三百貳拾五俵

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分式匁壹分九厘六毛

此船数百拾艘八步三厘三毛

此御運賃金八拾七兩永百八拾壹文貳分四厘

内金貳兩壹分永百九文八分

三步引

殘金八拾五兩三分永五拾壹文四分八毛

此錢三百四拾五文

一錢三貫四百六拾壹文

但御米壹俵ニ付
金壹文ツ、番賃

右之通奉請取候、以上、

巳正月

鰈沢河岸

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

尾澤治左衛門殿

一錢三貫四百六拾壹文

但御米壹俵ニ付
金壹文ツ、番賃

右之通奉請取候、以上、

巳正月

鰈沢河岸

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

尾澤治左衛門殿

合金八拾五兩貳分錢貳百六拾文 但金壹兩^二付
錢四貫八百四拾八文替
右者当巳江戸御廻米当河岸分駿州岩淵村まで川下御
運賃金書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相違
茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取手形、
仍如件、

安永二年 鰺沢河岸 問屋 雨宮十郎右衛門
諏訪安芸守様御内 土田庄右衛門殿

一御蕎麦三拾壹俵

諏方分請取
岩淵江弘

一御大豆拾四俵

但御米三拾俵積壹艘^二付
金三分下銀貳匁壹分九厘六毛

此船数壹艘五步

此御運賃金壹兩下永百七拾五文九分九厘

此鏹八百四拾五文

一錢四拾五文

番賃

但金壹兩^二付
錢四貫八百四拾文かへ

ノ金壹兩下八百九拾文

右者当巳江戸御廻米御家中様御分書面之通被成御
渡、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直
差上可申候、為後日、仍如件、

安永二年 鰺沢問屋 雨宮十郎右衛門
巳十二月 諏訪安芸守様御内 土田庄右衛門殿

覚

一金貳分者

被下金

右之通奉請取候、以上、

巳十二月

鰺沢問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

土田庄右衛門殿

覚

一御藏米五拾俵

平均直段金拾兩^二付
三拾貳俵五步壹厘九毛

代金拾五兩壹分七匁五分三厘八毛

右之通拜借米代金差上相済申候、以上、

巳十二月

鰺沢問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

土田庄右衛門殿

覚

十月十三日夕(夕)廿八日朝まで

一錢三貫文

御兩人

十二月廿八日夕分正月二日朝まで

一錢八百文

ノ錢三貫八百文 但金壹兩^二付
四貫八百四拾八文かへ

此金三分下錢百六拾文

右之通御雜用請取申候、以上、

右同断

諏方御米目錄之事

一御米四百七拾俵

諏方より請取
岩淵江弘

此船数百拾五艘六步六厘六毛

但御米三拾俵積壹艘^二付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金拾貳兩壹分銀四匁三分七厘

此鏹三百四拾壹文

一錢四百八拾六文

但御米壹俵^二付
鏹壹文宛

合金拾貳兩壹分下錢八百三拾壹文

内壹分下七匁壹分八厘 三步引

殘金拾貳兩下錢貳百六拾七文

但金壹兩^二付
錢四貫七百文替

右者当午江戸御廻米当河岸分駿州岩淵村迄川下御運
賃金并番賃共書面之通被成御渡、奉請取候、若勘定
相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取
手形、仍如件、

安永三年

甲鰺沢河岸

諏訪安芸守様御内

太田善五左衛門殿

小松惣八殿

覚

一御米四俵

諏方分請取
岩淵江弘

此船壹分三厘三毛

但御米三拾俵積壹艘^二付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃六匁貳分九厘

此鏹四百八拾九文

一錢四文

但御米壹俵^二付
鏹壹文ツ、
但金壹兩^二付
錢四貫七百文替

右者当午江戸御廻御家中様御分書面之通被成御渡請
取申候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申

候、為後日、仍如件、

安永三年 甲鰺沢河岸

午十二月

諏訪安芸守様御内

太田善五左衛門殿

小松惣八殿

覚

十月三日同十四日朝迄

一錢貳貫貳百文

御兩人分

十一月十六日十二月九日朝まで

一錢四貫八百文

ノ七貫文 但金壹兩^二付
四貫七百文替

右之通御雜用請取申候、以上、

安永三年

午十二月

諏訪安芸守様御内

太田善五左衛門殿

小松惣八殿

諏方御米目錄之事

一御米三千貳百拾八俵

諏方より請取
岩淵江弘

内御膳米拾三俵

御長米三拾四俵

御餅米貳拾俵

此船数百七艘貳步六厘七毛

但御米三拾俵積壹艘^二付
金三分貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金八拾四兩壹分永百貳拾六文貳步貳厘貳毛

未二月 問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

牛山善五右衛門殿

覚

一金貳分者

被下金

右之通奉請取候、以上、

未二月 甲州鰺沢河岸

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

牛山善五右衛門殿

覚

午十月廿七日十一月一七日朝迄

一三貫八百文 御兩人分

十二月十六日同廿三日上下二泊

一貳百文

未二月十三日同十五日朝迄

一四百文

ノ四貫四百文

此金三分下八百三拾六文 但金壹兩^二付
四貫七百四拾八文かへ

右之通御雜用請取申候、以上、

未二月 鰺沢河岸

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

牛山善五右衛門殿

諏方御米目錄之事

一 御餅米四拾俵

諏方々請取
岩渕江弘

此船数壹艘三步三厘三毛 但御米三拾俵積壹艘二付
此御運賃金壹兩永四拾八文八分 但金三分銀式匁壹分九厘六毛

此鏢式百三拾七文

一 錢四拾六文 但御米壹俵二付

番賃

内永三拾壹文四分六厘

三步引

残金壹兩下錢百貳拾六文

但金壹兩二付
四貫九百文替

右者当未江戸御廻米従当河岸駿州岩渕村まで川下御運賃金并番賃共書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日請取手形、仍如件、

安永四年

未十二月

甲州鯨沢問屋
雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

濱茂右衛門殿

金子十右衛門殿

覚

一 御米五俵

諏方々請取
岩渕江弘

内三俵餅

一 御大豆拾九俵

一 御蕎麦三拾六俵

メ六拾俵

但御米三拾俵積壹艘二付
金三分銀式匁壹分九厘六毛

此船数貳艘

此御運賃金壹兩貳分永七拾三文貳分

一 鏢六拾六文

但御米壹俵二付
鏢壹文ツ、

番賃

十一月晦日夕十二月六日朝まで

一 錢七貫貳百文

御兩人分

メ錢八貫六百元

此金壹兩三分ト鏢式百文

但金壹兩二付
四貫八百文替

右者御廻米就御用御雜用慥請取申候、以上、

申十二月

甲州鯨沢問屋

雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

金子又七殿

神沢久弥殿

諏方御米目録之事

一 御米貳千九百五拾六俵

諏方請取
岩渕江弘

内御長米拾六俵

御餅米四拾俵

此船数九拾八艘五歩三厘三毛

但御米二拾俵積壹艘二付
金三分銀式匁壹分九厘六毛

御運賃金七拾七兩貳分銀三分六厘

内金貳兩壹分四匁五分壹厘

残金七拾五兩下拾匁八分五厘

此鏢九百六拾五文

一 錢三貫七拾六文

但御米壹俵二付
鏢壹文ツ、

番賃

合金七拾五兩三分三百四拾五文

但金壹兩二付
四貫八百文替

右者当申江戸御廻米当河岸駿州岩渕村まで川下御運賃金并番賃共書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日、仍如件、

安永五年申十二月

甲州鯨沢河岸

問屋 雨宮十郎右衛門

メ金壹兩貳分ト錢四百貳拾六文

但金壹兩二付
四貫九百文替

右者当未江戸御廻御家中様御分書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日、仍如件、

安永四年

未十二月

甲州鯨沢問屋

雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

濱茂右衛門殿

金子十右衛門殿

金子十右衛門殿

覚

一金貳分者

被下金

右之通奉請取候、以上、

年号月日

同断

右同断

覚

十一月十九日夕同廿五日朝まで

一 錢壹貫貳百文

御兩人分

十二月廿日夕同廿六日朝まで

一 錢四百文

メ壹貫六百元

此金壹分ト三百七拾貳文

但金壹兩二付
四貫九百文替

右者御廻米就御用御雜用慥請取申候、以上、

未十二月

鯨沢問屋

雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

濱茂右衛門殿

金子十右衛門殿

諏訪安芸守様御内

牛山五郎兵衛殿

覚

一金貳分也

被下金

右之通奉請取候、以上、

年号月日

名当

御名当

覚

一 御蕎麦三拾俵

諏方々請取
岩渕江弘

一 御大豆拾五俵

一 御餅米壹俵

合四拾六俵

但御米三拾俵積壹艘二付
金三分銀式匁壹分九厘六毛

此船数壹艘五歩三厘三毛

此御運賃金壹兩銀拾貳匁三分七厘

此鏢八百九拾六文

一 鏢四拾六文

但御米壹俵二付
鏢壹文ツ、

番賃

メ金壹兩下錢壹貫三拾六文

但金壹兩二付
四貫八百文替

右者当申江戸御廻御家中様御分書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日、仍如件、

安永五年申十二月

甲州鯨沢河岸

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

牛山五郎兵衛殿

諏方御米目録之事

一 御米六百貳俵

諏訪々請取
岩渕江弘

此船数貳拾艘六厘七毛

但御米三拾俵積壹艘二付
金三分銀式匁壹分九厘六毛

此御運賃金拾五兩三分永三拾四文七分

此銀式匁八厘

一 錢六百貳拾六文

但御米壹俵二付
鏢壹文ツ、

番賃

メ金拾五兩三分ト鏢七百九拾九文

内金壹分ト永貳百貳拾三文五分

三分一引

残金拾五兩壹分ト鏢九百貳拾文

但金壹兩二付
錢四貫八百文替

右者当申江戸御廻米従当河岸駿州岩渕村迄川下御運賃金并番賃共書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取手形、仍如件、

安永五年申十二月

甲州鯨沢問屋

雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

金子又七殿

神沢久弥殿

(袋綴中の紙片)

「雨宮十郎右衛門 除 光義 (歴代と異なる)」

法名清性院妙心自休日還

妻 貞基了日光

「甲州御代官 堀ノ内六良兵衛ノ妹」

覚

九月廿日夕同廿七日朝

一 錢壹貫四百文

御兩人分

十月十二日夕十九日朝まで

一 錢壹貫四百文

御兩人分

酉正月五日八日朝まで

一 錢六百元

メ貳貫文

但金壹兩二付
四貫八百文替

此金壹分ト八百文

右之通御雜用請取申候、以上、

酉正月八日

鯨沢問屋

牛山五郎兵衛殿

雨宮十郎右衛門

諏方御米目録之事

一 御米四百七拾俵

諏方々請取
岩渕江弘

此船数拾五艘六分六厘六毛

但御米三拾俵積壹艘二付
金三分銀式匁壹分九厘六毛

此御運賃金拾貳兩壹分永七拾三文四分

此銀四匁四分

一 錢四百八拾六文

但御米壹俵二付
鏢壹文ツ、

番賃

メ金拾貳兩壹分ト鏢八百六拾壹文

内金壹分銀七匁壹分八厘

三分一引

残金拾貳兩ト鏢式百六拾九文

但金壹兩二付
五貫百文替

右者当西江戸御廻米従当河岸駿州岩渕村まで川下御運賃金并番賃共書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相違御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日請取手形、仍如件、

安永六年酉十一月

甲州鯨沢河岸

問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

川清元左衛門殿

湯田織右衛門殿

覚

九月十四日夕同十七日朝まで

一六貫文

御兩人

十月十六日夕今十一月十八日朝まで

一六貫文

御兩人

わけ 三貫四百文御老人

式貫六百元御老人

ノ六貫六百元

此金壹兩壹分ノ鏢貳百貳拾四文 但金壹兩ニ付五貫百文替

右之通御雜用請取申候、以上、

安永六年 甲州鯨沢河岸

西十一月 問屋 雨宮十郎右衛門

川清元左衛門殿

湯田織右衛門殿

諏方御米目録之事

一 御米三千百五拾俵

諏方ノ請取 岩測江弘

一 御長米貳拾俵

一 御蕎麥貳拾壹俵

一 御大豆百六拾壹俵

一 御小麦八俵

ノ三千三百六拾俵

此船數百拾貳艘 但御米三拾俵積壹艘ニ付金三分式及壹分九厘六毛

御運賃金八拾八兩永九拾九文貳分

内金貳兩貳分永百四拾貳文九分七厘六毛 三步引

殘金八拾五兩壹分永貳百六文貳分式厘四毛

此鏢壹貫五拾文

一 錢三貫五百文 但御米壹俵ニ付鏢壹文ツ、 番賃

合金八拾六兩ノ鏢七百貳拾六文 但金壹兩ニ付五貫百文替

右者去西江戸御廻米從当河岸駿州岩測村迄川下御運賃金并番賃共書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘

定相違も御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日、仍如件、

安永七戌年 甲州鯨沢河岸

正月 問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

宮沢忠兵衛殿

一 錢三貫五百文

合金八拾六兩ノ鏢七百貳拾六文

右者去西江戸御廻米從当河岸駿州岩測村迄川下御運賃金并番賃共書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘

定相違も御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日、仍如件、

安永七戌年 甲州鯨沢河岸

正月 問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

宮沢忠兵衛殿

一 御蕎麥貳拾八俵

一 御大豆拾四俵

一 御餅米壹俵

一 御小麦壹俵

ノ四拾四俵

此船數壹艘四歩六厘七毛 但御米三拾俵積壹艘ニ付金三分式及壹分九厘六毛

此御運賃金壹兩永百五拾三文六分八厘

一 錢四拾四文 但御米壹俵ニ付鏢壹文ツ、 番賃

合金壹兩ノ鏢八百貳拾九文 但金壹兩ニ付五貫百文替

右者去西江戸御廻米御家中様御分書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ、重而仕直

差上可申候、為後日、仍如件、

安永七年 甲州鯨沢河岸

戊正月 問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

宮沢忠兵衛殿

一 錢壹貫文

十一月貳日同廿九日迄

一 錢五百文

戊正月廿七日廿九日朝まで

一 錢四百文

ノ壹貫九百文

此金壹分ノ六百貳拾四文

右之通御雜用請取申候、以上、

安永七年 戊正月 問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

宮沢忠兵衛殿

一 錢壹貫文

十一月貳日同廿九日迄

一 錢五百文

戊正月廿七日廿九日朝まで

一 錢四百文

ノ壹貫九百文

此金壹分ノ六百貳拾四文

右之通御雜用請取申候、以上、

安永七年 戊正月 問屋 雨宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

宮沢忠兵衛殿

一 御米五拾壹俵

此船數壹艘七歩

御運賃金壹兩壹分永八拾七文貳分式厘

一 錢五拾壹文 但御米壹俵ニ付鏢壹文ツ、 番賃

ノ金壹兩壹分ノ鏢四百四拾五文 但金壹兩ニ付五貫百文替

右者当戌江戸御廻米御家中様御分書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直

差上可申候、為後日、仍如件、

安永七年戊十二月 甲州鯨沢河岸

諏訪安芸守様御内

笠原仁右衛門殿

一金貳分也

右之通奉請取候、以上、

安永七年戊十二月 甲州鯨沢河岸

諏訪安芸守様御内

笠原仁右衛門殿

一 錢貳貫三百文

戊十月六日十二月十八日夕まで

一 錢貳貫三百文

此金壹分ノ壹貫貳拾四文

右之通御雜用被成御渡請取申候、以上、

安永七年戊十二月 甲州鯨沢河岸

諏訪安芸守様御内

笠原仁右衛門殿

一金貳分也

右之通奉請取候、以上、

安永七年戊十二月 甲州鯨沢河岸

諏訪安芸守様御内

笠原仁右衛門殿

一 錢貳貫三百文

戊十月六日十二月十八日夕まで

一 錢貳貫三百文

此金壹分ノ壹貫貳拾四文

右之通御雜用被成御渡請取申候、以上、

安永七年戊十二月 甲州鯨沢河岸

諏訪安芸守様御内

笠原仁右衛門殿

一金貳分也

右之通奉請取候、以上、

戊十二月

鯨沢問屋

兩宮十郎右衛門

ノ錢七貫八百文 但金壹兩ニ付
五貫貳百文替

十一月廿六日昼夕廿九日朝まで
一六百元

笠原仁右衛門殿

右之通御雜用請取申候、以上、

安永八年亥十一月 甲州鯨沢問屋
兩宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

諏訪安芸守様御内

諏方ノ請取
岩測江弘

華岡善左衛門殿

ノ四貫百文

右者御払米ニ付御越、雜用請取申候、以上、

一御米四百九拾六俵
此船數拾六艘五歩三厘三毛 但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分銀貳匁壹分九厘六毛

此御運賃金拾三兩永五文壹分

内金壹分銀八匁四分壹厘 三分一引

殘金拾貳兩貳分銀六匁九分

金拾兩ニ付
貳拾七俵七分五厘

一錢五百拾六文 但御米壹表ニ付
銀壹文宛 番賃

代金百八兩鑢六百四拾壹文

諏訪安芸守様御内
岩本良右衛門殿

合金拾貳兩貳分ト鑢壹貫百拾四文

一同五百俵

金拾兩ニ付
貳拾八俵八分

右者当亥御廻米從当河岸駿州岩測村まで川下御運賃

金并番賃共書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定

相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日手形、

仍如件、

代金百七拾三兩貳分銀六百五拾九文
二口合金貳百八拾壹兩貳分銀壹貫三百四文

但金壹兩ニ付
五貫九百四拾八文かへ

右之通代金差上相濟申候、若勘定相違茂御座候ハ者、

重而仕直差上可申候、以上、

一御粟壹俵

諏訪安芸守様御内

安永八年

甲州鯨沢宿

一御蕎麥拾貳俵

華岡善左衛門殿

亥十二月

問屋 兩宮十郎右衛門

ノ三千三百九俵 但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分式匁壹分九厘六毛

宮下嘉源太殿

諏訪安芸守様御内

岩本良右衛門殿

船數百拾艘三分

此御運賃金八拾六兩三分銀七分壹厘八毛

内金貳兩貳分銀六匁壹分七厘 三分一引

殘金八拾四兩ト九匁五分四厘八毛

此鑢八百貳拾六文

一錢三貫四百四拾七文 但御米壹俵ニ付
銀壹文ツ、 番賃

合金八拾四兩三分三百九拾文 但金壹兩ニ付
五貫貳百文かへ

九月廿五日夕夕十月五日朝まで

一壹貫八百文 御兩人分

十月廿六日夕夕十一月廿五日朝まで

一六貫文

覚

十一月七日昼夕同十二日朝まで

一壹貫五百文 上下三人

一百文茶代

五月十七日同十九日迄

一六百元

一百文茶代

右者当亥御廻米從当河岸駿州岩測村まで川下御運賃
金并番賃共書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定
相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日、仍
如件、

安永八年亥十二月 甲州鯨沢河岸

問屋 兩宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

土田六左衛門殿

覚

一金貳分也 被下金

右之通奉請取候、以上、

安永八年亥十二月 兩宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内 土田六左衛門殿

十月十六日夕夕十二月廿七日朝まで之内

一錢貳貫三百文 御兩人分

右之通御雜用請取申候、以上、

亥十二月 兩宮十郎右衛門

土田六左衛門殿

一諏方御藏米千五百俵 金拾兩ニ付
三拾貳俵五分替

代金四百六拾壹兩貳分貳匁三分八厘 兩替六貫文

右之通代金差上相濟申候、若勘定相違茂御座候ハ者、

重而仕直差上可申候、以上、

安永九年 子五月 鯨沢問屋
兩宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

岩本良右衛門殿

安永八年亥十二月 甲州鯨沢河岸

問屋 兩宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

土田六左衛門殿

覚

四月五日夕同十日迄

一壹貫五百文

亥十二月廿三日 甲州鯨沢問屋

兩宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

岩本良右衛門殿

諏訪安芸守様御内

諏方ノ請取
岩測江弘

一御米三千百俵

一御大豆百六拾俵

一御餅米六俵

一御粟壹俵

一御蕎麥拾貳俵

ノ三千三百九俵 但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分式匁壹分九厘六毛

船數百拾艘三分

此御運賃金八拾六兩三分銀七分壹厘八毛

内金貳兩貳分銀六匁壹分七厘 三分一引

殘金八拾四兩ト九匁五分四厘八毛

此鑢八百貳拾六文

一錢三貫四百四拾七文 但御米壹俵ニ付
銀壹文ツ、 番賃

合金八拾四兩三分三百九拾文 但金壹兩ニ付
五貫貳百文かへ

諏訪安芸守様御内

岩本良右衛門殿

ノ式貫貳百文

子五月

五月十七日同十九日迄

一六百元

一百文茶代

一錢三貫四百四拾七文 但御米壹俵ニ付
銀壹文ツ、 番賃

合金八拾四兩三分三百九拾文 但金壹兩ニ付
五貫貳百文

此錢壹貫貳百拾三文

一錢五百貳拾文 但御米壹俵ニ付
銀壹文ツ、 番賃

合金拾貳兩三分鑢三百三拾三文

右者当子御廻米從当河岸駿州岩測村まで川下御運賃

金并番賃書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相

違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日、仍如

件、 安永九年子十一月 甲州鯨沢宿

問屋 兩宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

川清元右衛門殿

浦野八十右衛門殿

（丁端下横書）「当時相場六貫三百四拾八文」

九月廿六日夕今十月朔日朝まで
一壺貫文
十月廿八日夕（今夕）十一月廿三日朝まで
一四貫八百文

ノ五貫八百文 但金壺兩_二付
五貫六百文替

代金壺兩_二鏝式百文

右之通御雜用請取申候、以上、

子十一月 鰍沢問屋

兩宮十郎右衛門

川清元右衛門殿

浦野八十右衛門殿

覚

一諏方御藏米五百俵 直段金拾兩_二付
三拾式俵五分替売手共

代金百五拾三兩三分下銀五匁七分七厘

右之通代金差上相済申候、若勘定相違茂御座候ハ者、
重而仕直差上可申候、以上、

安永九年子十二月 鰍沢宿問屋

兩宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

岩本良右衛門殿

諏方御米目録之事

一御米三千式百表

諏訪_二請取
岩測江_一払

一御長米三拾俵

一御大豆百六拾俵 但御米三拾俵積_二壺_一二付
但金三分式匁_二壺_一分九厘六毛

一御米四百七拾俵

諏方_二請取
岩測江_一払

内餅米式拾俵

此船数拾五艘六分六厘六毛 但御米三拾俵積_二壺_一二付
但金三分式匁_二壺_一分九厘六毛

此御運賃金拾式兩_二壺_一分永七拾三文四歩

内金壺分永百拾九文七分 三歩一引

残金拾壺兩三分永式百三文七分

一錢四百八拾六文 但御米_二壺_一二付
御米_二壺_一二付、番賃

合金拾式兩_二鏝式百廿文 但金壺_二兩_一二付
但五貫八百文替

右者当丑御廻米從鰍沢駿州岩測村まで川下御運賃金
并番賃書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相違
茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日、仍如件、

天明元年丑十一月 甲州鰍沢宿

問屋 兩宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

金子勝右衛門殿

小池吉平殿

（丁端上横書）「当時錢相場六貫四百文替」

丑九月八日夕同十五日朝

一錢壺貫四百文 御兩人

十月十四日夕今十一月廿五日朝迄

一錢八貫文 同断

ノ錢九貫四百文

代金壺兩_二式分_二九百文 但金壺_二兩_一二付
但五貫八百文替

右之通御雜用請取申候、以上、

丑十一月 鰍沢問屋

兩宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

一御蕎麦拾六俵
ノ三千四百六表

此船数百拾三艘五分三厘三毛

此御運賃金八拾九兩_二壺_一分_二三匁三分式厘

内式兩_二式分拾匁七分五厘 三分一引

残金八拾六兩_二式分_二七匁五分七厘

一錢三貫五百四拾六文 但御米_二壺_一二付
鏝_二文_一ツ、番賃

合金八拾七兩_二鏝_二壺_一貫四百拾六文 但金壺_二兩_一二付
但五貫七百文替

右者去子御廻米從当河岸駿州岩測村迄川下御運賃金
并番賃書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相
違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日、仍如
件、

安永十年丑正月 甲州鰍沢河岸

問屋 兩宮十郎右衛門

諏方安芸守様御内

土田要八殿

覚

一御餅米式俵

諏訪_二請取
岩測江_一払

一御小麦式俵

一御蕎麦式拾九表

ノ五拾俵 但御米三拾俵積_二壺_一二付
但金三分式匁_二壺_一分九厘六毛

船数壺艘六分六厘七毛

御運賃金壺兩_二壺_一分_二三匁六分六厘

一錢五拾文 但御米_二壺_一二付
鏝_二文_一ツ、番賃

合金壺兩_二壺_一分_二錢四百文 但金壺_二兩_一二付
但五貫七百文替

右者去子江戸御廻御家中様御分書面之通被成御渡、

諏方御米目録之事

金子勝右衛門殿
小池吉平殿

覚

一諏方御藏米五百俵 直段三拾式俵七歩替

代金百五拾式兩三分永百五拾五文

右之通代金上納相済申候、若勘定相違茂御座候ハ者、
重而仕直差上可申候、以上、

天明元年 甲州鰍沢宿

問屋 兩宮十郎右衛門

諏訪安芸守様御内

岩本良右衛門殿

十一月廿二日（今夕）廿四日まで

一九百文 御上下三人

十二月三日四日まで

一六百元

十二月廿一日廿二日迄

一六百元

一式百文 茶代

ノ式貫三百文

外百文 飛脚一泊

此金壺分八百拾五文 但金壺_二兩_一二付
但六貫三百七拾式文

右之通請取申候、以上、

丑十二月

岩本良右衛門殿

諏方御米目録之事

慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上
可申候、仍如件、

安永十年丑正月 甲州鰍沢河岸

問屋 兩宮十郎右衛門

諏方安芸守様御内

土田要八殿

覚

一金式分也 被下金

右之通奉請取候、以上、

安永十年丑正月 甲州鰍沢河岸

問屋 兩宮十郎右衛門

諏方安芸守様御内

土田要八殿

（丁端上横書）「当時錢相場六貫三百文替」

覚

子十月十六日夕今廿一日朝迄

一錢壺貫文 御兩人分

正月廿八日今晦日まで

一錢三百文

ノ壺貫三百文

右之通御雜用請取申候、以上、

丑正月 鰍沢問屋

兩宮十郎右衛門

諏方安芸守様御内

土田要八殿

一御米三千百俵

從諏方請取
岩測江_一払

一御餅米三拾俵

一御糰子式拾四俵

一御白大豆百六拾俵

一御蕎麦拾五俵

ノ三千三百式拾九俵 但御米三拾俵積_二壺_一二付
但金三分式匁_二壺_一分九厘六毛

此船数百拾艘九歩六厘七毛

此御運賃金八拾七兩_二壺_一分永三拾六文六分四厘

内金式兩_二式分永百拾八文六分 三歩一引

残金八拾四兩_二式分永百六拾八文七厘

此鏝九百七十式文

一錢三貫四百六拾壺文 但御米_二壺_一二付
鏝_二文_一ツ、番賃

合金八拾五兩_二壺_一分_二鏝八拾五文 但金壺_二兩_一二付
但五貫八百文替

右者去丑御廻米從鰍沢河岸駿州岩測迄川下御運賃金
并番賃書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相違
茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日、仍如件、

天明式年寅正月 甲州鰍沢河岸

問屋 兩宮十郎右衛門

諏訪伊勢守様御内

岩波市郎右衛門殿

覚

一御蕎麦式拾五俵

從諏方請取
岩測江_一払

一御大豆拾五表

一御小麦壺俵

ノ四拾壺俵 但御米三拾俵積_二一_一艘_一三付
但金三分式匁_二壺_一分九厘六毛

此船壺艘三歩六厘六毛

御運賃金壹兩永七拾五文式厘

此鏹四百三拾四文

一錢四拾壹文

但御米壹俵ニ付
鏹壹文ツ、

番賃

ノ金壹兩ト鏹四百七十五文(相場記載無し)

右者去丑御廻米御家中様御分書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、仍如件、

天明貳年寅正月

甲州鯨沢宿問屋

一金貳分者

兩宮十郎右衛門

諏訪伊勢守様御内

岩波市郎右衛門殿

覚

右之通奉請取候、以上、

天明貳年寅正月

鯨沢問屋

兩宮十郎右衛門

諏訪伊勢守様御内

岩波市郎右衛門殿

覚

丑十月十日夕寅二月四日朝まで

一錢貳貫四百文

御兩人分

但金壹兩ニ付
五貫八百文カヘ

右之通御雜用奉請取候、以上、

寅二月

鯨沢問屋

兩宮十郎右衛門

諏訪伊勢守様御内

岩波市郎右衛門殿

寅十二月

右御兩人

右同断

一御米四百七拾俵

諏方分請取
岩測江弘

内式拾俵御膳米

此船数拾五艘六分六厘六毛

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分式及壹分九厘六毛

此御運賃金拾貳兩壹分永七拾三文四分

内金壹分永百拾九文七分 三步一引

残金拾壹兩三分永貳百三文七分

一錢四百八拾六文

但御米壹俵ニ付
鏹壹文ツ、

合金拾貳兩ト鏹貳百四十八文

但金壹兩ニ付
五貫貳百文替

右者当丑御廻米從鯨沢駿州岩測村まで川下御運賃金并番賃書面之通被成御渡、慥奉請取候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、為後日、仍如件、

天明貳年寅

甲州鯨沢宿

十二月

問屋 兩宮十郎右衛門

諏訪伊勢守様御内

川清元左衛門殿

伊藤文七殿

(丁端上横書)「当時五貫七百文カヘ」

十月朔日十一日朝まで

一錢壹貫四百文

御兩人

十一月廿九日夕今十二月十五日朝まで

一錢三貫文

ノ四貫四百文

此金三分ト五百文

但金壹兩ニ付
五貫貳百文替

右之通御雜用請取申候、以上、

右同断

右御兩人

覚

一諏方御蔵米貳百貳拾俵

直段金拾兩ニ付
貳拾五俵替

代金八拾八兩

右之通代金上納相濟申候、若勘定相違茂御座候ハ者、重而仕直差上可申候、以上、

天明貳年寅十二月

甲州鯨沢問屋

諏訪伊勢守様御内

岩本良右衛門殿

諏訪伊勢守様御内

岩本良右衛門殿

諏方御米目録之事

一御米貳千八百五拾俵

諏方分請取
岩測江弘

一御餅米貳拾俵

一御大豆貳百拾俵

一御蕎麦拾俵

一御糶貳拾四俵

但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分式及壹分九厘六毛

此船数百拾三艘八分

此御運賃金八拾壹兩貳分永百四拾九文

内金貳兩壹分永百九拾九文四分七厘

残金七拾九兩永百九拾九文五分三厘

此鏹壹貫七拾五文

但御米壹俵ニ付
鏹壹文ツ、

一錢三貫貳百四拾貳文

但金壹兩ニ付
五貫四百文替

合金七拾九兩三分ト鏹貳百七拾壹文

文言右同断

天明三年

甲州鯨沢問屋

卯三月

兩宮十郎右衛門

諏訪伊勢守様御内

牛山善五右衛門殿

覚

一御米拾七俵

諏方請取
岩測江弘

一御蕎麦貳拾五俵

ノ四拾貳俵

此船数壹艘四分

此御運賃金壹兩永百壹文貳分四厘

此鏹五百拾文

但御米壹俵ニ付
金三分式及壹分九厘六毛

一錢四拾貳文

番賃

ノ金壹兩ト鏹五百五拾貳文

右者去寅御家中様御分、文言右「(傍推)」

天明三年

卯三月

諏訪伊勢守様御内

兩宮十郎右衛門

牛山善五右衛門殿

一松丸太百本

長式間
末口三寸

代金貳兩

右者御米積根太御買上代金被成御渡奉請取候、以上、

年号月日

兩宮十郎右衛門

同断

右者当卯江戸御廻米從当河岸駿州岩測迄川下御運賃

一錢三百拾七文

但御米壹俵ニ付
鏹壹文ツ、

合七兩三分ト鏹貳百貳拾壹文

但金壹兩ニ付
五貫貳百文替

右者当卯江戸御廻米從当河岸駿州岩測迄川下御運賃

一錢三百拾七文

同断

右者当卯江戸御廻米從当河岸駿州岩測迄川下御運賃

十月廿八日夕十一月七日朝まで

一錢壹貫八百文 御兩人分

十一月廿八日夕十二月六日朝まで

一錢壹貫四百文

ノ三貫式百文

此金式分下六百文 但金壹兩ニ付
五貫式百文替

右之通御雜用奉請取申候、以上、

卯十二月

右同断

覚

一金式分

右之通奉請取候、以上、

卯十二月

諏訪伊勢守様御内

花岡善左衛門殿

浦野八十右衛門殿

諏方御米目録之事

一米四百五拾俵

諏方ノ請取
岩測江払

此船数拾五艘 但御米三拾俵積壹艘ニ付
金三分式及壹分九厘六毛

此御運賃金拾壹兩三分下銀式匁九分四厘

内金壹分下六匁式分四厘 三分引

残金拾壹兩壹分下銀拾壹匁七分

一錢四百六拾六文

此銀五匁三分六厘 番賃 但シ壹俵ニ付
銀壹文ツ、

金合拾壹兩式分下式匁六厘

右者当辰御廻米従当河岸駿州岩測まで川下御運賃金

并番賃共書面之通被成御渡、慥ニ奉請取候、若勘定

相違御座候ハ、重而仕直差上可申候、為後日手形、

仍如件、

天明四年

辰十月

諏訪伊勢守様御内

原猪右衛門殿

小口儀右衛門殿

覚

九月朔日夕十四日朝まで

一錢式貫六百文

十月八日夕同十七日朝まで

一錢壹貫八百文

ノ四貫四百文

右之通御雜用奉請取候、以上、

辰十月

原猪右衛門殿

小口義右衛門殿

〔裏表紙〕
「雨宮」

〔前題〕

〔裏表紙〕

〔前題〕

〔裏表紙〕

〔前題〕

30御用留諏訪因幡守様 (諏訪高嶋藩廻米御用留) ③

弘化四年 (一八四七) 〽 明治三年 (一八七〇)

〔表紙〕

御用留

諏訪因幡守様

弘化四未年

諏方御廻米目録

弘化四未年

一御米五百拾六俵

運賃永拾七艘式分

此拾貫五百七十八文

為金拾兩式分下四百六十八文 但シ壹艘ニ付
三十表積

一五百拾八文

一壹貫七拾式文

ノ金拾兩式分下式貫五拾八文

諏方因幡守様内

金子小三郎殿

片倉勘四郎殿

御藏地代金

嘉永元年申年

一御米五百拾六俵

此船数拾七艘式分

一金式分也

嘉永元申年

一御米五百拾六俵

此船数拾七艘式分

一金式分也

嘉永元申年

一御米五百拾六俵

此船数拾七艘式分

一金式分也

嘉永元申年

一御米五百拾六俵

此船数拾七艘式分

一金式分也

嘉永元申年

一御米五百拾六俵

此船数拾七艘式分

一金式分也

嘉永元申年

一御米五百拾六俵

此船数拾七艘式分

一金式分也

嘉永元申年

一御米五百拾六俵

此船数拾七艘式分

一金式分也

嘉永元申年

一御米五百拾六俵

此船数拾七艘式分

一金式分也

嘉永元申年

一御米五百拾六俵

此船数拾七艘式分

一金式分也

嘉永元申年

一御米五百拾六俵

此船数拾七艘式分

一金式分也

嘉永元申年

一御米五百拾六俵

此船数拾七艘式分

一金式分也

此船数三拾五艘壹分

運賃永式拾三貫七百六拾九文

為金式拾三兩三分卜百十四文 但シ壹艘付 永六百十五文

一永式拾八貫〇八拾文

為金式拾八兩〇八拾文

為金合金五拾壹兩三分九百拾四文

問屋 雨宮与一左衛門印

諏方因幡守様内 御掛り

安政二卯年

一御米千六拾四俵

諏方今請取 岩測江弘

此船数三拾五艘四分六厘六毛

運賃永式拾四貫六百四拾九文

為金式拾四兩式分卜八百九拾四文

一壹貫八拾四文

番賃

一式貫式百十六文

世話料

ノ式拾四兩三分卜四貫百九十四文

問屋

諏方因幡守様御内

関新之進殿

百々瀬半太夫殿

伊藤半六殿

一金式分也

被下金

ノ式十四兩三分式朱卜三貫九百四十三文六分一厘

問屋

雨宮与一左衛門印

諏方因幡守様内

土田三平殿

五味祐七殿

宮下八郎右衛門殿

一金式分也

被下金

安政五午年 一御米千七拾四俵

諏方今請取 岩測江弘

此船数三拾五艘八分

運賃永式拾四貫九百七十三文四分三厘

為金式拾四兩三分式朱卜五百九十文六分一厘

一壹貫百十八文

世話料

一式貫式百三十六文

番賃

ノ金式十四兩壹分式朱卜三貫九百四十三文六分一厘

問屋

御掛り 細川清兵衛殿

武井圓之助殿

一金式分也

被下金

右者御藏地代金として

安政三辰年

一御米式千六拾八俵

諏方より請取 岩測江弘

此船数六拾八艘九分三厘三毛

運賃永四拾七貫九百六文三分五厘

為金四拾七兩三分卜九百三拾八文壹分 但シ壹艘付 六百九十五文ツ、

一式貫百八文

番賃

ノ金四拾七兩三分卜七貫三百五拾四文壹分

問屋

雨宮与一左衛門印

諏方因幡守様御内

矢嶋六兵衛殿

中村厨右衛門殿

伊藤半六殿

一金式分也

被下金

安政四巳年

一御米千七拾四俵

諏方より請取 岩測江弘

此船三拾五艘七分

運賃永式拾四貫九百七拾三文四分三厘毛

為金式拾四兩三分式朱卜五百九十文六分一厘 但シ壹艘付 六百九十五文ツ、

一壹貫百拾八文

番賃

一式貫式百六十六文

世話料

安政六未年

一御米式千七拾五俵

諏方より請取 岩測江弘

此船数三拾五艘八分三厘三毛

運賃永四拾八貫七拾文三分七厘

為金四拾八兩卜四百式拾式文式分式厘 但シ壹艘付 永六百九十五文

一式貫百五拾五文

番賃

一四貫三百拾四文

世話料

ノ金四拾八兩卜六貫八百九拾壹文

問屋

諏方因幡守様内 牛山善五右衛門殿

小口新兵衛殿

百々瀬安七郎殿

当未御運賃増永八拾文之儀、年季明ニ候得共、御本領御願中ニ付、是迄之通り願上申候、

萬延元年甲午

一御米式千八拾式俵

諏方今請取 岩測江弘

此船数六拾九艘四分

運賃永四拾八貫式百三拾壹文

為金四拾八兩卜壹貫三百九拾八文 但シ壹艘付 永六百九十五文

一式貫百五拾六文

番賃

一四貫三百三拾六文

世話料

ノ金四拾八兩卜七貫八百九拾文

諏方因幡守様御内

笠原才左衛門殿

武井圓之助殿

伊藤小一郎殿

増永八拾文之義、当申今来江子子まで五ヶ年季願書差上御聞濟ニ相成、尤御本領之義御聞濟有之候ニ付、

右之始末書認メ、諏方相送御同所江船頭共連印、私奥印ニ而其時々御留役米掛り笠原才左衛門殿へ願書

差上候右書面写、

一札之支

一御廻米川下ケ御運賃増之義、去ル寅年より来ル午

年迄五ヶ年之内、永八拾文宛増永奉願上御聞濟ニ

相成、然ル所年季明ケニ付、昨未年御廻米之時ニ、

同年今来亥まで五ヶ年之間、是迄御運賃増御願御

本領之義御願中ニ付、昨未年之義ハ御運賃増御聞

濟ニ相成、当申今来ル子年迄五ヶ年之間増永八

拾文之義被仰付度奉願上候、此段御重役様方へ被

仰達御聞濟ニ相成候様、幾重ニも奉願上候、以上、

萬延元年甲午

十月

船頭惣代

弥治左衛門印

政 七印

雨宮与一左衛門印

奥印

御米掛り 笠原才左衛門様

世話料

御米目請目録

一御米式千俵

一四拾俵

一三拾俵

一拾式俵

一拾六俵

ノ式千九拾八俵

此船数六拾九艘九分三厘三毛但シ壹艘付 永六百十五文

御運賃永四拾三貫八文七分九厘五毛

為金四拾三兩卜永八文七分九毛

此銀五分五厘

此五十三文

兩替六貫式百文

為金五兩式分卜永九十四文六分四厘

此五百八十三文

右者去未年より亥迄五ヶ年八拾文まし、運賃頂戴仕

候、

一式貫百八式文

一四貫三百六拾八文

錢ノ七貫百九拾四文

為金壹兩式朱卜式百式十式文

都合金四拾九兩式分式朱卜式百式拾式文

右者当酉年江戸御廻米書面之通御運賃并番賃・世話

料御渡し被下、樋ニ請取奉り候、若勘定相違等御座

候ハ、重而仕直し差上可申候、為後日、仍而如件、

文久元酉年

問屋 雨宮与一左衛門印

諏方因幡守様御内

御掛り

開新之進殿

御米目録

並米

一式千五百俵

一金式分也 被下金

一金式分也

一三拾俵

一真綿三百目

一八俵

一芋式百八拾目

一六俵

一水餅拾五本

此船數八拾四艘八分

一同 拾五本

運賃永五拾貳貫百五十式文

一同 拾本

為金五拾貳兩貳朱^ト百六十七文

一同 拾本

兩替六貫三百文

油屋弥平太被下

為金四拾貳兩貳分^ト五百十七文

御米式千俵

一永六貫七百八十四文

一拾七俵

一貳貫六百四十八文

一拾七俵

一五貫六百元

新

メ金六拾兩三朱^ト六十文

同

元治元年

同

甲子十二月

同

諏方様御内

同

五味与惣右衛門殿

同

百々瀬保七郎殿

同

丑年二月七日

同

五味与惣右衛門殿・百々瀬保七郎殿、去冬御廻米五百八拾俵伊豆長蘆^{〔長蘆川〕}ニ而右船破船仕候趣、右御見届御用被仰付罷越候、

同

御掛り

同

乍恐以書付奉願上候

同

一永壹貫四拾貳文五分

同

御廻米壹俵三斗六升入^{〔黒沢三河岸〕}岩測迄

同

三拾貳俵積船壹艘ニ付

同

御初右衛門殿

同

細川清兵衛殿

同

土田三平殿

同

御掛り

同

被下金

同

与一左衛門[㊟]

同

高島御藏方

同

御役所

同

高島御藏方

同

御役所

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

御掛り

同

伊藤半六殿
関初右衛門殿

一御米五百俵

諏方ノ請取
岩測江弘

一御米五百八十式俵

諏方ノ請取
岩測江弘

一米千俵

右者諏方因幡守江戸廻米鯨澤河岸引請、問屋与一左衛門ノ追々川下ケ致候条、其番所可相通候、右者因幡守家来断、仍如此候、

慶応元年丑八月四日

安伝蔵印

十島番 役人中

右者船留ニ相成候ニ付、市川御役所江御願出候所、御聞濟ニ相成、則通り手形被差出候、文しるし置者也、

御掛り
小池太右衛門殿
柳沢源之丞殿

一御米式千五百四拾四俵

諏方ノ請取
岩測弘

一御米五百俵

但四斗入

○俵印

此船八拾四艘八分
運賃永拾七貫六百三十八文四分

為金拾七兩貳分式朱ト八十式文 兩替六貫四百文

此賃金五拾九兩三分ト四百貳十三文

一式貫六百四拾八文

番賃

一五貫貳百九拾五文

世話料

右之通り諏方表より柳沢源之丈殿、右之通り市川御陣屋御代官安傳蔵様御手代数野正作様へ差上、右十島番所へ差出し御下ケニ相成候、

同 九月十九日

御代官

御手代

御掛り

笠原才左衛門殿

武井圓之助殿

今井忠作殿

数野正作様
森繁七郎様

服部権一様

二之宮重蔵様
服部権一様(折)

右千五百俵運賃増共 但シ壹艘三拾表積五拾艘分
此船数五拾艘 永辻壹貫四拾貳式文五分増御運賃也
永三拾四貫七百五十文
此三拾四兩三分ト六百九十五文 壹艘運賃也
御掛り
雨宮与一左衛門印

関新之進殿

慶応三年

雨宮与一左衛門印

返金相済候

市川役所今出し候書面左之通り

○俵印

☆高嶋蔵米俵差札

右者諏方殿江戸廻米鯨澤引請、問屋与一左衛門より追々川下ケ仕候条、売米ニ不紛様入念為改可相通候、仍之申達候、以上、

慶応三卯年六月日

安傳蔵手代

数野正 作印

森谷順三郎印

増田繁七郎印

服部権 一印

川筋取締役

箱原村 佐十郎殿

梅平 良左衛門

下山村 政八郎

和田 重郎左衛門

南部 東左衛門

福士 新之丞

御殿様ヨリ被仰付、横濱表ヨリ御買入ニ相成、諏方郡中助米請払相成候、尤諏方町人共買入致候分

一御米千八百五拾五俵

此荷数千四百拾六俵八厘九毛荷

運賃甲拾三貫八百四拾九匁三分五厘

為金三百三拾九兩壹分三朱ト七十式文

下掛メ金貳拾九兩壹分三朱ト七十式文

一金七兩貳分三朱ト四百十六文 小揚賃

一金貳兩貳分三朱ト四百貳拾九文 小屋河岸場番人賃

一金五兩三朱ト百四十文

メ三百八拾四兩三分式朱ト壹貫四百四十九文

内 世話料

金四百七十六兩也 馬附敷給取メ

差引而

金九拾兩三分式朱ト壹貫四十七文 返金

外ニ

五貫文 切月代金払

一金百兩也 預り金

メ百九拾壹兩壹分式朱ト壹貫四十七文

内

金百八拾貳兩壹分ト壹貫四十壹文返金

内

金九兩ト貳貫拾文 諸入用メ高

合而金百九拾壹兩壹分式朱ト壹貫四十七文

此船数拾九艘四分
運賃永拾三貫四百八十三文

為金拾三兩壹分三朱ト貳百七十五文四分

一六百六文 番賃 壹文ツ、

一壹貫貳百十式文 世話料 貳文ツ、

メ拾三兩三分ト百貳十文

御掛り
雨宮与一左衛門印

御掛り

百々瀬保七郎殿

伊藤杵太殿

一金貳分也

被下金

一御米千五百俵

此五拾艘也

此運賃永貳拾四貫三百貳十五文

為金貳拾四兩貳分式朱ト永拾貳式文五分

御掛り

関新之進殿

右千五百俵運賃増共 但シ壹艘三拾表積五拾艘分

此船数五拾艘 永辻壹貫四拾貳式文五分増御運賃也

永三拾四貫七百五十文

此三拾四兩三分ト六百九十五文 壹艘運賃也

御掛り

雨宮与一左衛門印

一拾八貫七百四十八文

御用人足
十式人半分

一金壹分式朱ト貳貫百文

三人分
泊り代

一金貳兩三分也

掛り
米左衛門殿
貳十式人泊り代

メ金五兩ト貳貫百文

右者当午四月東京・横濱表江御買上、駿州清水より川船ニ而引上、岩測花田幸八方ニ而請払ニ相成、鯨沢両国屋清左衛門方ニ而請払可致旨、上諏方町人共願候ニ付、早速其段上諏方仲町増屋七方へ書面遣し、御勝手方江可願出旨申遣し候处、七此段早速願出候、尤此義ニ付御勝手方下役原田太左衛門様方へ書面差上候处、其時ニ者原田氏者會計方之御掛ニ者是無候得共、御内々御申出被下候处、町人共不取計之由ニ而、急度被仰渡、早速与一左衛門方江請払為致候様、急々ニ而使町人参り、其段子細書あらまししるし、向後為心得、次第書置者也、

明治三年

問屋

午四月日

雨宮与一左衛門印

尤書面類数通是有候、

義尚

諏方表より御廻米ニ付、頂戴品物右之通り定

り是有候ニ付、以後之為書しるし置候、

一真綿三百目

内江頂戴之分

一麻五百目

同

一水餅拾五本

同

可被下候、以上、

一水餅拾五本

芦沢吾兵衛

月日

鰻沢河岸問屋

若相違等御座候ハ、重而仕直し差上可申候、為後日御米目録一札、仍而如件、

一水餅拾本

原弥一兵衛

雨宮与一左衛門印

鰻沢問屋

右兩人義者御廻米ニ付、世話人ニ相願願候間、其砌者

岩測河岸

雨宮与一左衛門印

頂戴仕候、

問屋斎藤左衛門殿

御米掛り

一水餅七本

是ハ船着ニ遣ス

右式百文之こも代之義ハ、前文仲馬より請取候こも代之内、半錢壹艘式拾四俵積ニ而、代式百文つ、相渡し可申事、尤前之通其時々高下ニ而其年之取計ニ可致事、

何某

御廻米請取仕方

御廻米請取候覚

御廻米引私之時ノ目録之仕立方

何村

村

問屋

雨宮与一左衛門

一御米何俵

馬主

御廻米請取目録

義尚

割印

問屋

御廻米請取目録

月日

雨宮与一左衛門印

一御米何千何百何拾俵

(雨宮利之家文書)

小頭

一御蕎麦何拾俵

何某 印

一御餅米何拾俵

何某 印

メ何千何百何拾何俵

何村

此船数何百何拾何艘何分何厘何毛

名主中

御運賃永 但壹艘ニ付 三拾俵積

一こも代式俵 壹駄

何百何拾何貫何百何拾何文何分何厘何毛何才何

代三拾式文

為金何百何拾何兩何分何朱ト總何拾何文何分何厘

是ハ仲馬共より請取可申事、尤其年々こも直段高直之節ハ、高直又者成方ニ茂相成可申候、仍而見計ニ而請取事、

但壹艘ニ付 三十俵積 永何百拾文

一何貫何百何拾文

番賃 但シ壹俵ニ付 總壹文ツ、

一何貫何百何拾何文

世話料 但シ壹俵ニ付 總壹文ツ、

メ三口何百何拾貫何百何拾文

為金何兩何分何朱ト何拾何文

都合金何百何拾何兩何分ト錢何百何拾何文

一御米何拾俵

何某

兩替何貫何百文

割印 こも代式百文相添

何某

右者諏方因幡守様当何之江戸御廻米御運賃金并番

右者諏方因幡守江戸御廻米川下ヶ仕候間、改御請取

賃・世話料共書面之通り御渡し被下、奉遣ニ請取候、

*翻刻に際し、俵と表、諏訪と諏方など表記の相違、カ・江・銀などの記載の有無については、注記を行っていない場合がある。

解説 兩宮利之家文書について

① 兩宮家の「裏門」 鯉沢本町(ほんちよう)を明神町方面に南に下り、以前税務署入口の交通標識のあった横断歩道の所を右(西)に折れて、もと村田一夫さんの「富士川写真美術館」に向かう細い道を辿ると、急に道幅が広くなるところがある(本町南地区内)。この辺りは「うらもん」と呼ばれる場所、元は大きなお蔵があつて細い道だったが、所蔵者の兩宮家がお蔵を縮小してその土地を町に寄附してくれたので広くなったのだという。そのお蔵のある屋敷の裏側なので「裏門」の名称が残つたのである。この屋敷とお蔵の場所は、富士川河口に至る駿州往還に面し、南川(みながわ)橋を渡れば鯉沢河岸のあつた白子(しらこ)地区にも近い好立地である。

江戸時代ここにあつた兩宮家は、鯉沢村において信濃国諏訪高嶋藩の廻米問屋をつとめた家である。今回、兩宮利之家文書を管理しておられる兩宮良美さんと、深澤眞二さん・浩美さんご夫妻のご配慮で閲覧することができたことを感謝したい。古文書自体は約七十二項目七十九点と、それほど多くはない。しかし、①鯉沢村に現存する最も古い年貢割付状が承応二年(一六五三)以降五点伝来していること。②延宝元年(一六七三)の諏訪高嶋藩との廻米御蔵となる契約(廻米問屋となる契約)を知ることのできる文書を二点有していること。③寛延元年(一七四八)から明治三年(一八七〇)までの一二二年間(途中天明五年(一七八五)→弘化三年(一八四六)の約六十年分は欠如)の諏訪高嶋藩の廻米記録を有していること。④諏訪高嶋藩との由緒を含む廻米関係の文書を十点以上有していること。⑤幕末における廻米輸送料金の変化を知ることのできる文書を有していること。⑥兩宮家の本家分家関係を知る史料を含んでいること、などの特徴があげられる。これらの内容は、どれも他の鯉沢村文書では知ることのできない、重要な事柄である。よくぞ保存しておいてくださった、というのが率直な気持ちである。以下に、諏訪問屋兩宮家について若干の解説を述べる。

兩宮家歴代 兩宮家は、清和源氏の系譜であるとされる。兩宮利之氏作成と思われる歴代記録を転記する。家紋は⑤(まるじよう)である。

初代 兩宮攝津守義正
二代 助国 義房

- | | |
|-----|---|
| 三代 | 重国 正次 |
| 四代 | 満家 信秀 |
| 五代 | 家安 昌秀 |
| 六代 | 伯耆守光廣 |
| 七代 | 伊賀守朝重 |
| 八代 | 権左衛門正清
法名 雨雄紺居士 |
| 九代 | 十郎左衛門 法隆院宗覚日義
元和元年十月廿五日
妻 宝林院妙台日光
元和八年八月十六日
諏訪天神墓地 先祖 |
| 十代 | 鯉沢村に移住 切妻形祠臺
甚兵衛朝義 心性院覚圓宗芳日嚴
寛永九年八月一日
妻 詠光院春窓妙薰日香
正保三年十月廿九日
宝篋印塔形臺 |
| 十一代 | 十郎兵衛尉光義 法性院妙圓日満
明暦三年十一月十六日
妻 法香院妙諦日樹
延宝元年十月十三日
後妻 妙善日修 御代官堀内六郎兵衛妹
甚兵衛尉光義 清性院妙心自休日還
天和元年十二月十一日
妻 眞寂院妙休日如
貞享三年六月十六日 |
| 十三代 | 宗右衛門尉房義 妙地院覺樹宗林日生
元禄三年六月二十三日(十郎右衛門を宗右衛門と訂正)
妻 圓解院妙順日信
宝永三年五月二十五日 |
| 十四代 | 與一左衛門道義 妙樹院宗嚴意休日莊 |

- 享保七年六月二十五日
妻 休心院妙廓日嚴
元禄十年四月三日
- 十五代 郷右衛門尉朝貞 法入院清休日住
寛保三年五月二十五日
(妻記載なし)
- 十六代 與市左衛門象義 法雨院宗遠受潤日榮
安永九年三月一日
妻 法惠院普洽妙雨日盛
寛政二年十月八日
- 十七代 十郎右衛門遵義 宗雨院義芳常覺日信
天明四年十二月二日
妻 蓮華院妙信日純
文化十四年十月廿五日
- 十八代 與市左衛門憲義 法雲院隨性等雨日喜
弘化四年五月十四日 七十八才
妻 瑞雲院録起妙雨日潤
文政七年六月八日
後妻 鷲山院妙憐日要
文政十三年七月廿六日
- 十九代 作平 憲久 法名不詳
- 二十代 與市左衛門義尚 蓮乘院法相日喜信士
明治三十五年十月十九日
妻 志の 秋月妙讚信女 雨宮よし実母
安政五年八月十二日
後妻 蓮行院妙相日実信女
明治二十三年七月四日
- 二十一代 淨徳院奉持日顕信士
明治四十二年六月二十六日 五十七才
妻 よし 淨宮院妙徳日良信女
昭和十六年六月二十二日 九十才
- 二十二代 伊之助



写真 十代甚兵衛夫妻位牌(裏)

と陰刻されている。夫が左側であること、裏の命日は夫のみが刻まれていることなどが特徴である。高さ五八センチ、主軸は幅八センチ、それを受ける半円状の台は幅十二センチである。上部には家紋の①も刻まれている。当家には過去帳も伝わっているが、先に提示した歴代とは異なる部分もあり、親戚の記事も多く、今回はデータの掲載を見合わせた。また、文書番号72の(雨宮家歴代戒名記録)は部分的で、しかも年号などに明らかな間違いもあり、活字化を見合わせた。この歴代にしても、雨宮利之氏がどのような史料を基に作成したのか、現時点では不明である。墓碑銘をもとにしても、俗名と諱などはわからないからである。

本家と分家 一方、⑥で触れたが、近世後期の雨宮家は、当主与市左衛門の二人の息子兄 新十郎(新重郎)・弟 虎五郎(寅五郎、次の与一左衛門)について、弟の虎五郎に相続させることが、親戚など立ち会いのもと決定された。何故弟に相続させるのか、その理由は書かれていない。しかし、兄の新十郎は当然不満であった。先に、天保十四年(一八四三)三月に染屋の元手金三十兩の分与(史料番号23)があったが、それだけでは済まず、翌年六月には親戚・五人組立会で、屋敷・田畑・山林の分与を取り決めている(史料番号25)。雨宮家では、これより以前の文政五年(一八二二)・文政七年に、本家与市左衛門と分家恒蔵との間で屋敷・墓所・通路などに絡んでの紛争があり(史料番号17・18)、これと新十郎・虎五郎の分与との関連の有無など、知りたいところである。新十郎の相続問題については、これ以降も嘉永元年(二八四八)四月・八月(史料番号31・32)などにも続いている。また、姉妹と思われる雨宮家の女性への分与もおこなわれたようである。

- 歎徳院泰鴻日照信士
昭和十五年三月十四日
妻 とら 歎喜院妙受日浄信女
大正二年十二月十三日
 - 二十三代 徳平
新誠院法要日徳信士
昭和二十年九月十九日
 - 二十四代 志ま
妻 信行院妙徳日志信女
昭和六十二年八月二十八日
- こうした雨宮家歴代の墓所は、富士川町の文化財に指定されている(口絵写真7・8参照)。その理由の一つは、墓石に刻まれた元和元年(一六一五)・元和八年という、甲斐国内の墓石で、近世以降最も古い年代が刻まれた夫婦墓であることである(もちろん、中世の板碑などを除く)。この墓所には歴代の墓碑があり、入口には次の様な石碑が建っている。
- ① 雨宮諏訪問屋家累代之靈廟
清和源氏系統二十四基靈
第二十五代雨宮利之建之
- 当家に伝わる古い形態の位牌は、先の十代甚兵衛朝義夫妻のもの一点のみ(木製)である(写真)。
- (表) 詠光院春窓妙薫日香 (裏) 寛永九壬申年八月一日
心性院覚圓宗芳日嚴



写真 十代甚兵衛夫妻位牌(表)

② 近世前期の年貢割付状 史料番号1〜5の鰍沢村近世前期の年貢割付状を見ていただきたい。これらは、現存する鰍沢村で最も古い年貢割付状である。時代は古いですが、他の村と特別な違いはない。しかし、これらの年貢割付状で注目したいのは、年貢の項目の中に河岸場や廻米の輸送に関する年貢の項目が見られない、という点である。たしかに、御蔵屋敷については、承応―明暦年間の「壹石六斗三升六合」から寛文三年には「貳石六斗三升三合」に増加している。これは年貢のかわらない除地という扱いである。「下げ米に上げ塩」といわれるように、年貢米の川下げに対して、塩に代表される上りものは、船頭や河岸問屋の利得になったと思われる。三河岸から岩瀬まで、半日で下ったというそのスピードもさることながら、逆に上りには三日から四日かかったという。それだけの手間をかけて三河岸にもたらされた物品は、江戸や上方の文化を含めて多岐にわたったと思われるが、それらに対して、村にかかる年貢としては徴収されていないことが判明するのである。この点は重要である。

こうした富士川水運に対する年貢の賦課は、宝暦五年(一七五五)から三河岸に対して始まる。その経過については、文書番号10を御覧いただきたい。その三年前(宝暦二年)に甲府の商人伊右衛門・孫七・武七の三名が、塩問屋の設立を願ひ出た。これを阻止するため、その見返りとして、彼らは役所へ金八十五兩の上納を申し出た(この経緯については、『甲府市史 史料編第三巻 近世Ⅱ(町方2)』一九八七年、二三三〜二三五、二六〇〜二八三ページ参照)。

その賦課の分担は、

一金三拾三兩三分	船運上	鰍沢村
一金貳拾壹兩三分	同 断	青柳村
一金貳拾九兩貳分	同 断	黒沢村
合金八拾五兩	となり、船数の変動があっても、この額は固定されることになった。このことは、各村の年貢割付状に記載されている。雨宮家文書中の年貢割付状とはかなり期間があいているが、たとえば嘉永六年(一八五三)十月の荒井清兵衛による甲斐国巨摩郡鰍沢村「丑御年貢可納割附之事」(鰍沢町役場文書)には、「二三拾三貫七百五拾文 河岸運上」(永一貫文Ⅱ一兩)と記載され、近世を通じた賦課が続いている。ただし、『甲府市史』の該当ページには、願ひ出た甲府の商人を「伊右衛門・源七・武七」としている部分(宝暦四年閏二月、二三四ページ)があり、その前後の出願が始まった宝暦二年五月(二六三ページ)から宝暦四年閏二月(二八二ページ)までの他の史料はす	

べて「伊右衛門・孫七・武七」である。宝暦四年十一月の歟沢兩宮家文書でも、同様の名前である。また出典をこの史料だけ「甲府文庫」としており、校正に錯乱がある。この点は、その後の『山梨県史 資料編』近世2（一九九六年）によって、源七は「孫七」であることがわかっている。

一方、歟沢村の年貢割付状で特徴的なのは、寛文十二年検地以前の村高の変更である。承応二年（一六五三）から明暦元年（一六五五）までの村高は「高五百六石壹斗五升四合」で、これはいわゆる慶長の古高帳の村高と同じである。したがって慶長検地の村高である。ところが、寛文三年（一六六三）・寛文四年の年貢割付状では、「高六百五拾石四斗八升三合」と一四四石三斗二升九合も増加しているのである。これは単なる新田の算入ではなく、検地が行われた形跡を示しているのではないだろうか。村高の増加とともに、「壹石六斗三升六合 御蔵やしき」が「式石六斗三升三合 御蔵屋敷」と増加しているのである。

これまでの一般的な理解では、少なくとも巨摩郡西郡筋の村々では、慶長六年・七年の検地による古高が、寛文十二年の検地で増加し、これが以後の村高となり、賦課の基準のものとなっているのである。これは桜田徳川家甲府藩（いわゆる甲府家）の検地によって改訂され、その後の貞享・元禄期などの新田検地によって新たな田畑の把握は行われるものの、村高としては寛文期のもものが基本となっている。ただし、甲府盆地のごく一部では、寛文四年に行われた村もいくつもある（『韮崎市史』など）。これは、甲府藩の特定の家臣の領知行われた可能性が考えられる。ところが、歟沢村の場合、明暦元年（一六五五）と寛文三年（一六六三）の間に検地が行われた可能性があるのである。これは同じ三河岸の一つである青柳村では見られないことである（叢書第六集『青柳村 仙洞田貢家文書』参照）。

③ 諏訪高嶋藩廻米問屋契約 長野県の諏訪郡を領有する諏訪藩は、居城高嶋城（長野県諏訪市）にちなんで諏訪高嶋藩あるいは高嶋藩とも呼ばれる。当藩は慶長六年（一六〇一）に諏訪頼水（よりみず）に二万七千石が与えられて成立。その後、大坂の陣の功績によって五千石の加増で三万二千石、さらに二代あとの忠晴の時、弟二人に千石宛二千石を分知したので、諏訪藩は以後三万石の大名として明治維新に至る。藩主も慶長六年以後、諏訪氏のままである。

兩宮家文書中の由緒によれば、古くから諏訪家に仕えており、諏訪家が諏訪から総社（上野国）に転封された際もそれに従い、慶長六年（一六〇一）に諏

ある（『長野県史 近世史料編第三卷 南信地方』七二ページ）。諏訪藩がどのような年貢の徴収をおこない、それがどのように消費されていたのか。米相場は城下をはじめ甲州道中の宿駅の各所、韮崎や甲府などの規模の大きな市場、さらに歟沢の米相場などで立ったはずだが、解明されなければならない事柄は多い。歟沢の相場で売られる米も相当量にのぼるのである。そもそも、廻米で江戸に送られる米は販売・換金目的か、江戸の藩邸の賄いなのか、それさえも現時点では把握できていない。こうした廻米の実際を、他の記録などを手がかりに、少しずつ解明してゆく他はない。

なお、諏訪藩の表の石高は三万石であるが、頼水から数えて三代目の時代には、新田開発によって実収は五万石といわれるほどになったという（新人物往來社『新編 物語藩史 第四巻』二九三ページ、一九七六年）。

④ 諏訪高嶋藩廻米記録 兩宮家文書の中で、最も有名ながこの「諏訪因幡守様御用留」①②③（番号は筆者）という廻米記録である。筆者の知る限りでも、これまで、斉藤良一「富士川水運考」（旧『歟沢町誌』一九五五年収録）で言及され、『長野県史 近世史料編第三卷 南信地方』（一九七五年）には寛延元年から三年までが抄録され、新『歟沢町誌』資料編（二〇〇〇年）では三冊とも翻刻されている。それだけ重要な文書であるともいえる。それでは、ここで改めて本史料を翻刻する意味があるのだろうか。そのきっかけとなったのは、新『歟沢町誌』資料編に収録された本史料を原文書と照合しようとする、冒頭の部分が合わない。よく調べてみると、新『歟沢町誌』資料編に翻刻された本史料は、冒頭の部分の半丁、七行分がすべて抜けているのである（口絵参照）。それ以降の細かな部分についても読んでおかしな所が少なからず存在する。同書に収録された、宝暦四年（一七五四）の甲府塩問屋の事件（史料番号10）でも、表紙の「十郎右衛門」が「十郎左衛門」、冒頭の甲府商人三人のうちの一人「伊右衛門」が「伊左衛門」と読まれているのである。数えたわけではないが、その数は百か所を超える。たしかに三冊目の幕末の部分は相当の難読である。落丁部分を補訂し、可能な限り史料を厳密に解読すること、この点だけでも、本叢書においてこの史料を改めて翻刻する意味があるといえる。勿論、筆者が無謬であるとも全く思っていないが、かつて本叢書第五集の青柳村問屋出入に関する文書で、新『歟沢町誌』資料編199番の文書は、途中十三行欠落し、後に全く異なる場所に挿入されていることを指摘した。これは、史料を読んでいてどうしても文意が通じないため、原文書を探して照合した結果、

訪の故地に戻って以降もその関係は続いたのだという（実際は総社の前に武蔵国奈良梨「埼玉県比企郡」に移っている）。一方、諏訪藩と甲斐国支配との関係は、諏訪頼水は大坂の陣の際甲府城を守衛し、しばらく間があつて、徳川義直と後見役の平岩親義が尾張に去った後、慶長十二年（一六〇七）からは藩主諏訪頼水が甲府城代となっている。その下で、諏訪藩と甲斐国との関係がより親密になったと推察される。慶長十二年の富士川水運開削もこの期間であった。

その中で、陸上交通と富士川水運の結節点である歟沢村に諏訪藩廻米問屋を定め、そこに諏訪藩からの年貢米を輸送し、問屋に年貢米（その他の諸物資も）の廻送や販売を委ねることに正式に決したが、この延宝元年（一六七三）であり、「甲刀（寅）の毎年出す」、すなわち、翌甲寅（延宝二年）から毎年約束の米を兩宮家に出す（歟沢河岸の諏訪問屋とすることにした）、というのである。兩宮家側にしても、もし不調法で廻米問屋が別の家になつても、この米を下されるなら御蔵屋敷の提供を続けるとまでいっているのである。その報酬が四斗ほどの米で、後の廻米御用留中の「一金式分 被下金」に相当する。金式分は一両の半分である。年によっては「右^者御蔵地代金として被下候」と書かれるので、これは諏訪問屋としての報酬に間違いなであろう。その規模は、元禄十一年（一六九八）には七畝二十九歩、約八百石弱でかなりの広さである（史料12）。しかし、これのみが兩宮家の報酬ではなく、数百俵から数千俵というまとまった量の米を扱う利権は他にあつたはずである。金式分というのは、幕末のスーパードライフレの時代まで続くのであるから、これは兩宮家と諏訪藩を結ぶ紐帯の象徴であつたのだろう。諏訪藩は兩宮家に苗字帯刀を許し、二人扶持ないし三人扶持の待遇でむかえ、兩宮家も殿様の入国や傳奏など幕府の役職就任にあつては時には五百両という金を用意し、或いは用立て先を紹介している。廻米御用でやってくる諏訪藩の役人には宿舎を提供している。この兩宮家が諏訪問屋として近世を通じて継続されたのは、兩宮家が堅実に諏訪問屋の任務を務めたこととともに、諏訪藩に領知替えがなく、近世初頭以来、同一の藩領と規模が継続された点も大きいのではないだろうか。御用留によれば、ごく短期間（明和二酉年（六丑年）、上諏訪城下の商人布屋伊右衛門が廻米役の一部を請負った様であるが、すぐに兩宮家に戻つたものと考えられる。

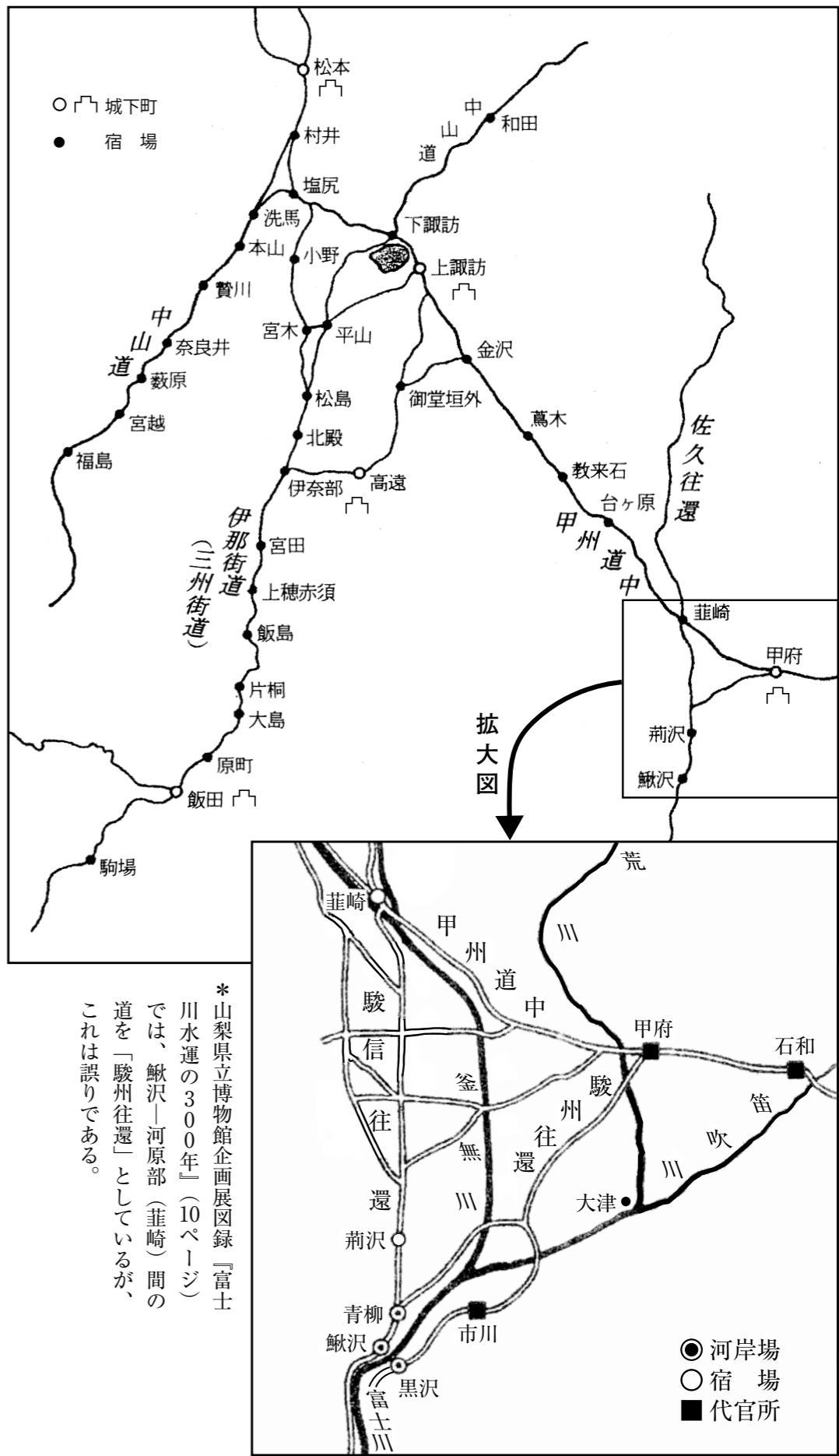
契約を担当した今井又右衛門は、当時諏訪藩の勝手方役人であつたと考えられるが、手元にある情報では、「東筋御代官」の書上の中に、元禄五年（一六九二）十月から同八年まで「御賄御目付^{二面} 加役」とあり、同一人の可能性が

このように史料の翻刻に混乱があることが判明したのである。わずか三点ではあるが、このような落丁・乱丁・誤読が見られるということは、新『歟沢町誌』資料編では、校正作業において原典照合が行われていない可能性を考えざるを得ない。勿論、七百ページに及ぶ資料編が編まれたことの価値はとても重要である。認めるに吝かではないし、筆者自身の作業についても、無謬であるわけではない。しかし、新『歟沢町誌』資料編掲載史料の利用については、残念ながら原典照合の必要性が極めて高いことを、強く主張しておきたい。

この三冊の諏訪藩廻米御用留からは、いくつか重要な事柄がわかる。この史料は金額・俵数などの重要部分に割印がなされており（今回の翻刻では割印の大部分を省略した）、単なる証文を写した控えではなく、各所に、もし間違いがあつたら再度決算を行う旨が執拗に書かれているように、兩宮家の諏訪藩廻米輸送作業において、最も重要な書類であつたことは間違いない。このため、御用留②と③の間の期間も、この史料は続いていたものと思われる。

上諏訪から歟沢までの経路 まず、諏訪藩から歟沢までの輸送経路を見てみたい。**【図】**は（信濃国）下諏訪―上諏訪―金沢―葛木―（甲斐国）教来石―台ヶ原―**【韮崎】**―荊沢―（青柳（追分））―歟沢河岸―（富士川水運）―（駿河国）岩淵河岸―蒲原―（小廻船）―清水湊―江戸へと続く経路の一部である。諏訪藩・松本藩から送られた米などの諸荷物は、甲州道中の宿場をへて甲斐国に入り、韮崎宿で、甲州道中をまっすぐに甲府方面に向かうルートと、右に折れて駿信往還を通つて歟沢に向かうルートに分かれる。韮崎には「かじかざわ」と呼ばれる場所があるというが、それだけ歟沢と韮崎はなじみが深かつたのである。韮崎からの最初の宿場は荊沢宿で、その問屋であつた志村家（現志村内科医院、当時の長屋門が大切に保存されている）からは、山梨交通バスの停留所で六つ目が青柳の追分である。ここを右に曲がって青柳の町並みを通りすぎ戸川橋を渡れば、歟沢の上宿である。本町通り西側には江戸時代後期に松本藩廻米問屋をつとめた原田家（西酒屋・にしざかや）、さらに進んで南川（みながわ）橋の手前西側に諏訪藩廻米問屋兩宮家の屋敷と御蔵が身延道に面して居を定めていた。

「カジカザワ（歟沢）が遠い」 ちなみに松本藩の御蔵は南川橋手前を左（東）に折れた北側の辺りにあつたという。諏訪藩や松本藩の米を運んできた中馬（ちゅうま）は、帰りの荷として塩など富士川をさかのぼってきた荷物を馬に乗せて、信州の山深い村々まで運んだのである。かつて塩サミットで聞いた話



増田廣實『商品流通と駄賃稼ぎ』（2005年）図4・図5を加筆合成

*山梨県立博物館企画展図録『富士川水運の300年』（10ページ）では、鰍沢―河原部（葦崎）間の道を「駿州往還」としているが、これは誤りである。

では、信州高遠（長野県伊那市高遠町）では、「カジカザワ（鰍沢）が遠い」というのは塩味が薄いことをいう表現であるという。また、信州塩尻（長野県塩尻市）周辺では塩を購入するのに、「鰍沢を下さい」というとのことである（保坂儀造『鰍沢の今昔繁盛記』一九八六年）。

廻米御用留の内容 この御用留の内容は、年代により若干異なるが、廻米は、「諏方御米目録之事」という題でまとめられている。輸送物資は何俵と俵で表

諏訪伊勢守様江戸廻米之儀、当河岸迄信州馬二而附送り候哉之旨、御尋御座候ニ付奉申上候、不残信州中馬二而附送來り候儀、相違無御座候、依之此段書付を以奉申上候、以上、

西正月 諏訪伊勢守様 問屋 与市左衛門
市川 御役所
前書之通相違無御座候、以上、

名主 弥市右衛門

これらの荷物は、「諏訪分請取、岩測江抔」と書かれているので、岩測河岸（静岡県富士市）まで川を下って輸送されることは間違いない。輸送品目は、米・蕎麦・大豆に大別され、米はさらに並米・長米・餅米や御膳米などに分類されて記される場合がある。ここでその俵数をみると、明和五年（一七六八）の場合、御膳米六俵に対し御長米五六俵、明和七年では御米三千八十俵の内御膳米九俵・御餅米四十俵となっている。一俵がどのくらいであるか明示されていないが、仮に四斗として、九俵でも三石六斗である。一石が一人一年間に米を食べる量ともいわれるので、御膳米は江戸での藩主及び家族の食用米の可能性を考えてよいだろう。餅米や蕎麦も祝祭日の食用とすれば、市場に出すほどではないのではないか。だとすれば、御米三千八十俵のすべてとはいわれないが、かなりの部分が江戸詰め、藩士の食用にもなっていたことが考えられる。これは並米とされた分も同様であろう。江戸での食生活は、市中で購入すれば、国元からわざわざ送らなくても充足できたであろう。それが百万都市江戸であった。

ところが、史料をめくってゆくと、宝暦四年（一七五四）以降、「御家中様方御分」として主に蕎麦と大豆が川下げされている。これについて、筆者は当初諏訪藩家臣も江戸廻米によって利益を上げようとしていたのかとも考えたが、多くても三十俵前後の蕎麦や大豆を江戸に送る意味は、やはり江戸藩邸の家臣の食用の意味と考えた方がよいように思う。宝暦七年（一七五七）蕎麦三一俵・大豆二六俵、宝暦八年蕎麦三三俵・大豆二五俵、宝暦九年蕎麦三一俵・大豆二四俵、宝暦十年蕎麦二九俵・大豆二三俵と並べてみると、年貢高や収穫量の変動よりは江戸藩邸の需要を考慮した量と考えた方がよいように思うのである。ただし、明和年間の変動は大きい。江戸で購入した方が手頃なのか、輸送料を考慮しても国元から送った方が割安なのか、あるいは故郷の味が求められ

たのだろうか。なお、大豆については、黒大豆と白大豆に分けている場合がある。

これらは大豆・蕎麦も含めて「御廻米」と表記される。これまでの富士川水運に関する研究史では、享保九年（一七二四）以来甲斐国は一國幕領となり、後に一部が御三卿料になったにしても、輸送先は浅草の御蔵で、廻米は市場での販売が当たり前に考えられてきた。しかし、諏訪藩のこの記録では、江戸の藩邸での食用の要素を考慮しておく必要もあるように思う。今後は、江戸・鰍沢・甲府などの米相場の記録を比較しつつ論じなければならぬだろう。

次に、これらの荷物にかかる運賃が表示される。舟一艘三十俵積として舟数が示され、これに舟一艘につき運賃「金三分と銀二匁一分九厘六毛」（年により若干の変動あり、【表1-2】は別基準で表記）を掛けて、金何両何分と銀何匁何厘何毛まで計算される。銀は脇に銭表示され、番賃などの銭表示と合計して、最終的な費用が表示される。これらの金額の所に割り印が押され、この冊子が重要な記録であることを示す。最後に番賃（一俵あたり銀一文）で、後に世話料が加わる。

これらを合計し、以上相違ないこと、若し間違ひのある場合は直ちに仕直すことを記し、「鰍沢河岸問屋 雨宮与市左衛門」（後に代替わりして雨宮十郎右衛門）から諏訪藩の勝手方の役人に宛て提出する形式である。この場合、雨宮姓を名乗ることが許されている。

これらの内容のすべてを表に示すことはできないが、【表1-1】・【表1-2】に主要部分を示した。表を別にした理由は、御用留の表記の相違いによる。この表は、諏訪藩における廻米の大雑把な傾向を示すため、細部を省略した場がある。例えば、俵数はその年度の米以外の蕎麦や大豆を含んだ総数を示し、内わけを示していない。また、本来船数の隣に運賃合計の欄を設けるべきであるが、本稿では省略した。年度は筆者の勝手な判断で、九月から翌年の八月迄を同一年度として合計している。このため、関係する役人が年をまたいでいるので、通常よりも多人数となっている。特に、【表1-1】の右端に表示した鰍沢での諏訪藩米の換金額は、金高表示のみで、銀表示の部分を省略している。史料にありながら、この表に入っていないのは、この他、拝借米、廻米以外の板や丸太の費用、雑用である。

拝借米については、寛延元年（一七四八）十二月から宝暦六年（一七五六）二月迄は必ずしも連年ではないが百俵から百五十俵分の代金を返済、宝暦八年

表 1-1 諏訪高嶋藩廻米経費

寛延元年（1748）～天明 4 年（1784）

御用留①②合表

番号	年代（西暦）	*俵数	運賃（金・銀）1艘30俵積	船数（艘）	番賃（文）	金合計	銭合計	被下金
1	寛延元（1748）	338俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	11艘 2 分 6 厘 6 毛	350文	8 両 2 分	1867文	金 2 分
2	寛延 2（1749）	2238俵	永786文 6 分	75艘 1 分 9 厘 3 毛	2266文	58両 3 分	2026文	金 2 分
3	寛延 3（1750）	3090俵	永786文 6 分	102艘 9 分 9 厘 9 毛	3214文	81両 0 分	3309文	金 2 分
4	寛延 4（1751）	3694俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	123艘 1 分 3 厘 3 毛	3842文	97両 1 分	2285文	金 2 分
5	宝暦 2（1752）	3622俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	120艘 7 分 3 厘 2 毛	3770文	95両 3 分	603文	金 2 分
6	宝暦 3（1753）	3054俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	101艘 8 分 0 厘 0 毛	3178文	80両 1 分	2389文	金 2 分
7	宝暦 4（1754）	2960俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	98艘 6 分 6 厘 7 毛	3080文	77両 3 分	2490文	金 2 分
8	宝暦 5（1755）	3588俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	119艘 6 分 0 厘 0 毛	3732文	94両 1 分	3024文	金 2 分
9	宝暦 6（1756）	4100俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	126艘 6 分 5 厘 0 毛	4268文	108両 1 分	1456文	金 2 分
10	宝暦 7（1757）	4108俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	136艘 9 分 3 厘 3 毛	4276文	108両 2 分	2040文	金 2 分
11	宝暦 8（1758）	3411俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	122艘 7 分 0 厘 0 毛	3826文	97両 0 分	1856文	金 2 分
12	宝暦 9（1759）	3244俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 6 厘 6 毛	108艘 1 分 2 厘 9 毛	3376文	85両 2 分	1570文	金 2 分
13	宝暦 10（1760）	3694俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 6 厘 6 毛	123艘 1 分 3 厘 2 毛	3842文	97両 2 分	1350文	金 2 分
14	宝暦 11（1761）	3744俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	124艘 7 分 9 厘 9 毛	3896文	98両 3 分	1556文	金 2 分
15	宝暦 12（1762）	3650俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	△125艘 0 分 6 厘 3 毛	3924文	99両 0 分	1471文	金 2 分
16	宝暦 13（1763）	4328俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	144艘 2 分 6 厘 3 毛	4504文	114両 1 分	1560文	金 2 分
17	明和元（1764）	3714俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	△117艘 1 分 3 厘 0 毛	3654文	92両 3 分	1261文	金 2 分
18	明和 2（1765）	636俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	21艘 1 分 9 厘 6 毛	660文	16両 2 分	1330文	金 2 分
19	明和 3（1766）	272俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	8 艘 8 分 6 厘 6 毛	280文	6 両 3 分	1732文	金 2 分
20	明和 4（1767）	220俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	7 艘 3 分 3 厘 3 毛	224文	5 両 3 分	590文	金 2 分
21	明和 5（1768）	210俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	6 艘 9 分 9 厘 9 毛	214文	5 両 1 分	1210文	金 2 分
22	明和 6（1769）	230俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	7 艘 6 分 6 厘 6 毛	238文	5 両 3 分	1400文	金 2 分
23	明和 7（1770）	3668俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	122艘 2 分 6 厘 6 毛	3816文	94両 1 分	1146文	金 2 分
24	明和 8（1771）	4342俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	131艘 3 分 9 厘 9 毛	4088文	100両 3 分	1882文	金 2 分
25	明和 9（1772）	3768俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	125艘 6 分 0 厘 0 毛	3920文	96両 1 分	2053文	金 2 分
26	安永 2（1773）	3840俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	127艘 9 分 9 厘 9 毛	3992文	98両 2 分	1409文	金 2 分
27	安永 3（1774）	3744俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	△224艘 7 分 9 厘 9 毛	3892文	95両 3 分	1588文	金 2 分
28	安永 4（1775）	100俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	3 艘 3 分 3 厘 3 毛	100文	2 両 2 分	546文	金 2 分
29	安永 5（1776）	3604俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	120艘 1 分 3 厘 3 毛	3748文	92両 0 分	2001文	金 2 分
30	安永 6（1777）	3874俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	129艘 1 分 3 厘 3 毛	4030文	99両 0 分	1824文	金 2 分
31	安永 7（1778）	3885俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	129艘 4 分 9 厘 9 毛	4041文	99両 1 分	1954文	金 2 分
32	安永 8（1779）	3845俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	128艘 1 分 6 厘 6 毛	4003文	98両 1 分	1794文	金 2 分
33	安永 9（1780）	3956俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	131艘 8 分 6 厘 7 毛	4116文	101両 0 分	2149文	金 2 分
34	天明元（1781）	3840俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	127艘 9 分 9 厘 9 毛	3988文	98両 1 分	780文	金 2 分
35	天明 2（1782）	3626俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	△130艘 8 分 6 厘 6 毛	3770文	92両 3 分	1071文	金 2 分
36	天明 3（1783）	348俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	11艘 6 分 0 厘 3 毛	360文	8 両 3 分	1064文	金 2 分
37	天明 4（1784）	450俵	金 3 分銀 2 匁 1 分 9 厘 6 毛	15艘 0 分 0 厘 0 毛	466文	11両 2 分	203文	金 2 分

*該当年は 9 月から翌年の 8 月迄を同一の年度として計算した。1 艘あたり運賃は宝暦 9 年と 10 年のみ金 3 分銀 2 匁 1 分 6 厘 6 毛。番賃は △は俵数に比べて数値に疑問がある場合。位取りを揃えるため 0 を多用したことがある。

*俵数などの数値は（「1 艘当り運賃」・「被下金」以外）、表作成者がそのまま合計した。

諏訪因幡守内 廻米担当者					鯨沢換金分
田中嘉左衛門	雨宮喜兵衛	—	—	—	4 回米1800俵、金682両
田中嘉左衛門	伊東舛右衛門	田中府右衛門	金子重右衛門	—	米 3 回1100俵・大豆 1 回40俵、金442両
山岡林左衛門	土橋善助	濱伊兵衛	雨宮喜兵衛	—	米 1 回500俵・大豆 1 回60俵、金189両 1 分
藤森友右衛門	原基平	笠原八左衛門	—	—	2 回米1200俵、金383両 1 分
岩波市郎右衛門	—	—	—	—	3 回米1900俵、金476両 2 分
山岡林左衛門	小平音右衛門	伊藤七兵衛	—	—	2 回米750俵、金211両 2 分
太田善五左衛門	土田庄右衛門	—	—	—	2 回米300俵、金116両 1 分
土橋善助	濱茂右衛門	牛山善五右衛門	高木祖左衛門	小松由右衛門	—
瀧澤茂右衛門	永田仙左衛門	牛山与一右衛門	—	—	2 回米500俵、金183両
原基平	遠山嘉藤次	宮澤忠兵衛	—	—	2 回米200俵、金81両
藤森友右衛門	白鳥嘉左衛門	笠原八左衛門	—	—	2 回米300俵、金121両
原弥兵衛	矢嶋孫右衛門	土田六左衛門	—	—	3 回米800俵、金238両
小平音右衛門	伊藤新兵衛	岩波一郎右衛門	—	—	2 回米800俵、金155両余
藤森友右衛門	花岡善左衛門	土田庄右衛門	—	—	2 回米800俵、金156両
原基平	上原森次郎	牛山善五右衛門	—	—	1 回米100俵、金26両 1 分
太田善五左衛門	花岡善左衛門	牛山与市左衛門	—	—	3 回米490俵、金156両 3 分
太田作兵衛	伊東富右衛門	宮澤忠兵衛	河西波右衛門	—	—
藤森友右衛門	江上清兵衛	—	—	—	2 回米300俵、金104両 3 分
尾澤十兵衛	藤森金右衛門	—	—	—	—
濱茂右衛門	田中小右衛門	—	—	—	—
濱幸助	小松清吉	—	—	—	—
濱茂右衛門	原猪右衛門	—	—	—	—
土橋弥右衛門	金子又七	土田六左衛門	—	—	—
藤森金右衛門	原猪右衛門	金井友右衛門	岩波市郎右衛門	—	1 回米400俵、金135両 2 分
太田善五左衛門	赤沼惣兵衛	—	—	—	—
笠原仁右衛門	尾澤治左衛門	藤森金右衛門	土田庄右衛門	—	—
太田善五左衛門	小松惣八	牛山善五右衛門	—	—	—
濱茂右衛門	金子十右衛門	—	—	—	—
金子又七	神沢久弥	牛山五郎兵衛	—	—	—
川清元左衛門	湯田織右衛門	宮澤忠兵衛	—	—	—
金子勝右衛門	藤森悦左衛門	笠原仁右衛門	—	—	—
華岡善左衛門	宮下嘉源太	土田六左衛門	—	—	2 回米2300俵、金323両
川清元左衛門	浦野八十右衛門	土田要八	—	—	1 回米500俵、金153両 3 分
金子勝右衛門	小池吉平	岩波市郎右衛門	—	—	1 回米500俵、金152両 3 分
川清元左衛門	伊藤文七	牛山善五右衛門	—	—	1 回米220俵、金88両 3 分
華岡善左衛門	浦野八十右衛門	—	—	—	—
原猪右衛門	小口儀右衛門	—	—	—	—

史料上は九六銭が適用されているが作者の合計は単純合計。—は記載無し。換金額は金価格迄、銀表示は捨象した。

表 1-2 諏訪高嶋藩廻米経費 弘化 4 年 (1847) ~ 明治 3 年 (1870) 御用留③

番号	年代	米俵数	運賃(永文) 1艘30俵積	船数	運賃永	金換算	文	番賃(文)
1	弘化 4 (1847)	516俵	615文	17艘 2 分 0 厘 0 毛	10貫578文	10両 2 分	468文	518文
2	嘉永元 (1848)	516俵	615文	17艘 2 分 0 厘 0 毛	10貫578文	10両 2 分	468文	518文
3	嘉永 2 (1849)	518俵	—	17艘 2 分 6 厘 6 毛	10貫578文	10両 2 分	468	518文
4	嘉永 3 (1850)	526俵	615文	17艘 5 分 3 厘 0 毛	10貫783文	10両 2 分	1698	546文
5	嘉永 4 (1851)	586俵	—	19艘 5 分 3 厘 3 毛	12貫012文85	12両 2 分	711文	606文
6	嘉永 5 (1852)	566俵	—	18艘 8 分 6 厘 6 毛	11貫60297文	11両 2 分	617文83	586文
7	嘉永 6 (1853)	1000俵	615文	33艘 3 分 3 厘 3 毛	20貫498文 6	20両 1 分 2 朱	341文 6	1 貫080文
8	嘉永 7 (1854)	1156俵	615文	35艘 1 分 0 厘 0 毛	23貫769文	23両 3 分	114文	—
9	安政 2 (1855)	1064俵	—	35艘 4 分 6 厘 6 毛	24貫649文	24両 2 分	894文	1 貫084文
10	安政 3 (1856)	2068俵	695文	68艘 9 分 3 厘 3 毛	47貫906文35	47両 3 分	938文 1	2 貫108文
11	安政 4 (1857)	1074俵	695文	35艘 7 分 0 厘 0 毛	24貫973文43	24両 3 分 2 朱	590文61	1 貫118文
12	安政 5 (1858)	1074俵	—	35艘 8 分 0 厘 0 毛	24貫973文43	24両 3 分 2 朱	590文61	2 貫236文
13	安政 6 (1859)	2075俵	695文	35艘 8 分 3 厘 3 毛	48貫070文37	48両	422文22	2 貫155文
14	万延元 (1860)	2082俵	695文	69艘 4 分 0 厘 0 毛	48貫231文	48両	1 貫398文	2 貫156文
15	文久元 (1861)	2098俵	695文	69艘 9 分 3 厘 3 毛	48貫593文435	48両 2 分	103文349	2 貫182文
16	文久 2 (1862)	2074俵	695文	69艘 1 分 3 厘 3 毛	48貫037文639	48両	292文	4 貫320文
17	文久 3 (1863)	2084俵	695文	69艘 4 分 6 厘 6 毛 6 糸	48貫278287文	48両	876文	4 貫340文
18	元治元 (1864)	2544俵	*695文	84艘 8 分 0 厘 0 毛	58貫936文	*58両 3 分	*186文	5 貫600文
19	慶応元 (1865)	1000俵	695文	33艘 3 分 3 厘 3 毛 3	*23貫166文645	*23両 1 朱	*651文	2 貫080文
20	慶応 2 (1866)	2544俵	—	84艘 8 分 0 厘 0 毛	17貫638文 4 分	59両 3 分	423文	2 貫648文
21	慶應 3 (1867)	4334俵	—	144艘 4 分 6 厘 6 毛 6	100貫404文148	100両 1 分 2 朱	770文348	—
22	明治 3 (1870)	1855俵	—	—	—	339両 1 分 3 朱 72文	—	2 両 2 分 3 朱 429文

・18元治元年分のうち翌年 2 月に伊豆長靄（長津呂か）で580俵破船。/明治 3 年は横浜買入米川上げの費用か。/位取りを揃えるため 0 を多

る。必ずしもお目附衆ではなく勝手方の役人も、こうした相場には注意を払っていたはずである。一例のみであるが、宝暦六年八月四日付で甲府近郊の大津村（甲府市大津町、笛吹川に面し荒川との合流点）から、笛吹川を利用してであろう、「諏方御米四百俵江戸廻り、大津村へ舩沢迄舟賃」が記録されている。いったん甲府での換金を目指した米が、江戸廻米に変更されたのである。舩沢への米輸送は中馬のみではなく、甲府経由の舟運の存在も視野に入れる必要がある。また、同日付で米二百俵を舩沢で換金するところ、急遽江戸廻しになったため、「甲府御払直段」で対応することが書かれている。藩の事情や甲府・舩沢・江戸相場の動向を勘案した結果であろう。宝暦十三年（一七六三）の三月から四月にかけて、二週間ほど、土橋佐左衛門ら上下三名が「甲府へ大豆御払御越被成、当所御滞留」とあって、甲府での換金の際も、舩沢の諏訪問屋に滞在したことがわかる。こうした経済的動向だけでなく、この御用留には諏訪藩の舩沢廻米御蔵（藁葺）の土蔵立替願などの記録もあり、一紙文書がほとんど残っていない兩宮家の近世中期の動向を知る手掛かりにもなっている。なお、「二金式分 被下金」については、③諏訪高嶋藩廻米問屋契約で述べたので省略する。

*は表作成者が史料の数字を合計したもの。—は記載のないもの。

世話料	金合計	合計銭	御蔵地代金 (被下金)	諏訪因幡守内 担当者		
1 貫072文	10両 2 分	2 貫058文	金 2 分	金子小三郎	片倉勘四郎	—
1 貫115文	10両 2 分	2 貫058文	金 2 分	—	—	—
1 貫112文	10両 2 分	2 貫058文	金 2 分	—	—	—
1 貫092文	10両 2 分	3 貫336文	金 2 分	—	—	—
1 貫516文	10両 2 分	2 貫531文	金 2 分	—	—	—
1 貫156文	11両 2 分	2 貫659文	金 2 分	—	—	—
2 貫080文	—	—	金 2 分	伊藤半之丈	金子文吾	—
—	51両 3 分	914文	金 2 分	—	—	—
2 貫216文	24両 3 分	4 貫194文	金 2 分	関新之進	百々瀬半太夫	伊藤半六
4 貫308文	47両 3 分	7 貫354文 1	金 2 分	矢嶋六兵衛	中村厨右衛門	伊藤半六
2 貫266文	24両 3 分 2 朱	3 貫943文61	金 2 分	土田三平	五味祐七	宮下八郎右衛門
1 貫118文	24両 1 分 2 朱	3 貫943文61	金 2 分	細川清兵衛	武井圓之助	—
4 貫314文	48両	6 貫891文	金 2 分	牛山善五左衛門	小口新兵衛	百々瀬安七郎
4 貫336文	48両	7 貫890文	金 2 分	笠原才左衛門	武井圓之助	伊藤小一郎
4 貫368文	49両 2 分 2 朱	222文	金 2 分	牛山源治郎	—	—
2 貫158文	49両 1 朱	80文	金 2 分	関新之進	—	—
2 貫168文	49両 1 分 1 朱	4 文	金 2 分	土田三平	細川清兵衛	関初右衛門
2 貫648文	60両 3 朱	60文	—	五味与惣右衛門	百々瀬保七郎	—
2 貫040文	23両 2 分 2 朱	235文	—	伊藤半六	関初右衛門	—
5 貫295文	—	—	—	笠原才左衛門 小池太右衛門	武井圓之助 柳沢源之丞	今井忠作 百々瀬保七郎
—	—	—	—	関新之丞	宮沢忠兵衛	—
5 両 3 朱 140文	—	—	—	—	—	—

用した場合がある。

（一七五八）十二月から明和三年（一七六六）十二月迄は、ほぼ連年で毎年二十俵分の代金を上納している。この時代の兩宮家の一紙文書は存在しないので、拝借金の理由は推定するしかないが、兩宮家は後に、安政地震に対する御蔵の再建費用などの借用を十年賦で願っている。で、これに類するものと考えておきたい。ただし、拝借の金額ではなく、区切りの良い俵数を基準に返却するように見える。

廻米以外の板や丸太については、二例ある。寛延三年（一七五〇）十一月の屋根板百固（個）は、「本馬式拾駄、壹駄ニ付五固附」と珍しく陸上輸送の様子が記録され、番賃も「壹固ニ付鑓壺文宛」で錢百四文と九六錢で計算されていることがわかる。木材の種類がわからないのが残念であるが、「板御荷物当河岸今駿州岩淵河岸迄川下御運賃并番賃」とあって、信州産の板材の出荷がわかる記録である。担当は廻米と同じ人物である。もう一例は翌寛延四年（一七五二）十月、廻米積台木として松丸太長二間（約三・六メートル）・末口四寸（約十二センチ）百本の購入の記録である。これは舩沢の諏訪藩廻米御蔵で使用するものを藩の費用で購入したと考えられる。代金は一両三分で、現地調達であろう。

雑用は、廻米のため舩沢に出張する藩士の費用を兩宮家が賄った分の支払いである。宝暦元年（一七五一）から記載が始まっている。その任務は廻米御用ではあるが、舩沢での藩米の換金にも目を光らせる場合があったと思われる。宝暦五年（一七五五）四月の諏訪御蔵米二百俵の換金七十七両二分余の記録の後に、舩沢の仲買と思われる「惣仲買衆中」・「仲買衆中」に宛てた与一左衛門の三パターンの書類雛型が書き留められている。その一つには、「御目附衆御越、直段相立候様被仰付候」とあって、舩沢村での換金の相場に睨みを利かす諏訪藩の御目附衆と、相場を左右する仲買衆との緊張関係がうかがえ

また、諏訪藩御用留③の末尾にも、それまでの慣行の記述がある。

松本藩廻米問屋 河住忠右衛門 一方、鯉沢村に設置された同じ信濃国の松本藩廻米問屋については、中野賢治氏の「鯉沢における米取引―松本御米仕切帳」の分析を通じて―「山梨県立博物館研究紀要第17集」、二〇二三年、所収が参考になる。中野氏は「この忠右衛門は松本藩に出入りした問屋の一人であろう。」としている。これは県立図書館から博物館に移管された頼生文庫所収の寛保三年（一七四三）―宝暦四年（一七五四）の「松本御米仕切帳」による分析である（なお、些細なことではあるが、中野氏は宝暦四（一七五五）年としている、18ページ、また、「黒沢（市川三郷町）」17ページとしている。黒沢村は現在の市川三郷町であるが、黒沢河岸の地域は、以前は鯉沢町に属し、現在は富士川町駅前通二丁目である）。

松本藩は七万石の藩で、諏訪藩の倍以上の石高がある。このため、廻米の量も諏訪藩に比べて多い。また、諏訪藩と異なり、松本藩は江戸時代に何度か領主の交代があった。これに対して松本問屋との関係は長く続いたのだろうか。松本問屋は、江戸時代の途中で河住忠右衛門家から変更があり、十九世紀には同村の原田弥市右衛門家（屋号にしざかや＝西酒屋）が松本問屋をつとめている。惜しむらくは史料の期間が十二年間と短いことである。

この先行研究からは、松本から鯉沢への廻米輸送について、鯉沢での換金が大きな割合を占めていること。中馬についても、松本をはじめ甲州道中の各宿駅や若尾（韭崎市）・甲府・荊沢などからの駄賃の記載があり、松本藩の米と関係する蔵が鯉沢以外にも存在しているらしいこと。さらに鯉沢村での米の行方について、いくつかの情報を得ることができると、などは有益である。

このように、中野氏の分析については、教えられるところも多いのであるが、いくつか違和感を感じたところもある。

1「番賃は「一俵一文」とされているが、それよりもやや多く請求されている。（中略）駄賃・番賃に関しては、全体を通してみても単価と総額が一致する場合の方が少なく、なんらかの商慣行が存在したことをうかがわせる。19ページ」、また、中野論文注10で、中野氏は「一俵一文ツ、」とあるが、三〇〇駄、すなわち六〇〇俵の米の番賃として六二四文が計上されている。手数料を含んでいるためであろうか。以降も、本来であれば「一俵一文」の番賃と俵数は符合するはずであるが、多くの場合でズレが生じている。27ページ」という疑問が提出されているが、これはいわゆる九六銭（くろくせん）が適

が必要であろう。そして、一定の相場の存在を認めた上で、個々の相違や偏差を考える必要があるように思う。

3中野氏は、鯉沢について、「松本藩にとつて鯉沢河岸は、富士川水運における通過点ではなく、米を換金するための市場であり、いわば終着点という位置を占めているのである。」とし、「鯉沢はその背後に大規模な消費地を持たないため、米の多くはやはり富士川水運を介して岩淵へ運ばれ、さらに江戸や大坂に運ばれたのではないか。」としている。これは、前掲中野論文とは別に翻刻された「松本御米仕切帳」（山梨県立博物館 調査・研究報告16、二〇二三年）には、富士川川下げの俵数に比べて、鯉沢で換金される俵数の方が圧倒的に多いことをふまえたうえでの発言であろう。

それではなぜ松本藩の年貢米がわざわざ鯉沢まで輸送され、ここで売買・換金されたのだろうか。しかも、中野氏は換金された後の米の大部分は、富士川水運によって岩淵に輸送され、江戸・大坂方面に輸送された、と結論付けている。諏訪の城下や韭崎、甲府ではいけなかったのだろうか。しかも、何百両、さらに千両を超える金額である。この点は両宮家の諏訪藩御用留中にも同様の米の売買と藩への売上げ金上納が記録されている（表1-1）の右端に表示）。

これに対する回答を筆者は持ち合わせていないが、周辺に「大規模な消費地のない鯉沢」で年貢米を換金するとするならば、そのメリットは何であろうか。両宮家文書中元治二年（一八六五）には、隣接する天神中条村の穀物商い渡世の源七が、両宮与一左衛門から諏訪の米五百俵を購入し、年米取引を行っている岩淵村の花田幸八（明治四年（一八七一）には岩淵村組頭）へ輸送することが記されている（史料43番）。また、その前年には、米千五百俵を鯉沢村の入札人三名が金十両で十七俵七分替えの入札を行っている。実に八五〇両に近い金額である。三名のうち長次右衛門は後に富士川運輸会社社長となる遠藤聰知の父、又左衛門は新海又左衛門か、三郎右衛門は明治三年（一八七〇）には塩商人として舟八艘を有する実力者で、翌年には鯉沢河岸商社取扱人となる兩宮三郎右衛門で、（後に聰知の養子となる）二代目社長遠藤隆吉の実家である（史料42番）。陸上交通と富士川水運の結節点である鯉沢で、米をはじめとする諸荷物がどのように消費されて行くのか、その解明には諏訪藩や中馬の史料などをも読みながら、今後も地元の史料を解説する地道な作業を重ねるしかないであろう。

一方、今手元にある諏訪藩の廻米御用留では、【表1-1】に示されたように、

用されたものと考えられる。九六銭というのは、銭九六枚を百文とする数え方で、これに対して銭百枚を百文とする数え方を丁銭あるいは調銭（ちょうせん）と呼んで区別する。何も断りが無い場合は大抵九六銭で、「丁百」などとあれば調銭で、百枚単位の計算を示すのである。先の中野氏の疑問の場合、六〇〇俵の米の番賃として六〇〇文としたところであるが、百文に対して四文が加算されるので、六二四文となるのである。このような江戸時代の銭貨の数え方であるから、その計算によれば何ら疑問に思われる点ではない。筆者もすでに『菊田日記⑤』（富士吉田市歴史民俗博物館ふじさんミュージアム、二〇二四年、13～14ページ）の解説において説明している。九六銭については、考古学でも出土銭などの分野で、近世以前の九六銭の存在が広く研究されている。中世あるいはそれ以前の古い慣行である。

2中野氏は、中馬について、「本史料における米の輸送は、その多くが駄で表記されていることから、中馬稼ぎによって運ばれているとみてよいだろう。中馬稼ぎは、組織化されていない農間余業であり、統一的な駄賃相場が存在しないものと考えられる。（以下略）（傍線引用者）」としている。中野氏が、「表2」（中野論文の表2、引用者）駄賃と輸送内容の一覧」から導き出された記述である。しかし、細川隼人『諏訪の交通史』（諏訪教育会、一九七一年）によれば、農間余業で中馬稼ぎをおこなう者も確かにいたのであるが、專業の中馬稼ぎもいたのである。また、中野氏は、中馬稼ぎに統一的な駄賃相場が存在しない、としているが、中馬稼ぎを行う上で、駄賃相場が存在しないとするとのも釈然としない。一定の計算可能な基準がなければ、商品流通の発展はのぞめないからである。信州の中馬については、早くから広域にわたる宿場の問屋との争論があり、その都度議定がなされている。交通史の研究史はその積み重ねを物語っている。駄賃についても近世において何度も変遷がある。たとえば先の『長野県史 近世史料編第三卷 南信地方』（一九七五年）には、寛永十九年（一六四二）以降の駄賃の規程が多く見られる。宝暦十三年（一七六三）の「松本町より甲州・諏訪行き荷物等書上」（八八ページ）には、二俵附一駄が「甲府并鯉沢江五百文六百文」と、百文の幅をもつて書き上げられている。また、先の『諏訪の交通史』によれば、明和元年（一七六四）に諏訪郡一三三か村・四、七四一疋の馬が把握されているのである（一六一～一六四ページ）。多様な場所から鯉沢に運ばれてくる駄賃馬の相場については、各地域からの鯉沢までの駄賃に関する個別研究

諏訪藩の場合は、藩米の川下げと、鯉沢での藩米の換金の割合は、件数では半々の割合で出てくる。松本藩の記録が寛保三年（一七四三）―宝暦四年（一七五四）で、諏訪藩の場合は寛延元年（一七四八）―一区切りつくのが天明四年（一七八四）であるから、重なるのは寛延元年（一七四八）―宝暦四年（一七五四）の七年間である。この期間を見ると、両藩共に毎年鯉沢での藩米の換金を行っている。諏訪藩の場合は十九回、米七、五五〇俵・大豆一〇〇俵、金二、五〇〇両三分である。これ以降の鯉沢での換金は、諏訪藩の場合、次第に低調となり、千両を超えるのは安永八年（一七七九）の二、三〇〇両の事例のみとなる。換金の場としての鯉沢村の地位が何故低下してゆくのか、今後その理由を考えてみたい。この諏訪藩の御用留には、宝暦二年（一七五二）七月の一件だけではあるが、甲府の米の換金値段に対し、鯉沢の米の換金値段が低いので、甲府へばかり諏訪藩米が付出されては、「当所（鯉沢、引用者）潤ニ茂不罷成」、このため今後甲府の相場より鯉沢は四歩（分）高くしたい、と仲買中が連印で願いだした、これを諏訪問屋である両宮家から藩に願ひ出してくれといっている、というのである。このように作為的な市場への介入は、やがて市場の原理によって淘汰される運命にあったのではないだろうか。

⑤ **天和二年（一六八二）の両宮家と鯉沢河岸の船頭** 諏訪高嶋藩の廻米問屋である両宮家の様子を知るためには、その家族構成も見ておく必要がある。鯉沢村に残された宗門人別帳は極めて少ないのであるが、天和二年（一六八二）「表紙欠」の宗門人別帳で最大の家族数七十人を有するのが（兩宮）与一左衛門家である（解説末の【史料3】参照）。当年の鯉沢村は二二五軒・一、三九九人の大きな村であるが、当時七十人家族の兩宮与一左衛門家は、一軒で村全体の二十分の一の人口を養っていたことになる。その構成を見ると、与一左衛門の家族は夫婦と四人の子供で六人（男二・女四）、弟弥五右衛門の家族も同居しており、同じく夫婦と四人の子供で六人（男二・女四）、合計十二人が血縁家族といえる。それ以外は非血縁の五十八人の下男・下女で、村一番の大家族であった。

兩宮家の非血縁家族は子供を多く抱える者は少なく、最も多いのは「抱屋」六郎兵衛で夫婦と子供六人の八人である。家族の最後に記されているのは「門屋弥五右衛門」（与一左衛門の弟と同名）二十一才。彼は単身で「船頭かけ罷有候」と富士川水運に関係する船頭であった。この宗門人別帳で船頭と記された者を一覧表にすると、【表2】のようになる。宗門人別改帳で船頭というの

番号	船頭名	年齢	家族の有無	身分	戸主	総家族数	檀那寺
1	市郎右衛門	33	女房有	抱屋	佐次右衛門	10	蓮花寺
2	弥五右衛門	21	単身	門屋	与一左衛門	70	蓮華寺
3	庄兵衛	51	単身	門屋	十右衛門	36	蓮華寺
4	長左衛門	36	単身	門屋	十右衛門	36	蓮華寺
5	長三郎	41	単身	門屋	十右衛門	36	蓮久寺
6	門右衛門	61	単身	門屋	十郎左衛門	23	蓮華寺
7	半右衛門	41	女房有	門屋	又左衛門	10	蓮花寺
8	五右衛門	33	単身	門屋	小左衛門	4	経王寺
9	徳左衛門	34	単身	門屋	次郎兵衛	12	蓮花寺
10	八郎左衛門	42	女房・子・娘	門屋	兵右衛門	7	蓮花寺
11	半右衛門	36	女房有	抱屋	与次左衛門	31	蓮久寺
12	甚右衛門	45	女房・子・娘	門屋	八郎兵衛	13	経王寺
13	甚右衛門	34	単身	借屋	与一右衛門	8	妙大寺
14	佐五右衛門	44	女房有	抱屋	太郎左衛門	12	蓮久寺
15	清兵衛	26	単身	抱屋	七左衛門	4	蓮久寺
16	吉兵衛	34	女房有	抱屋	長兵衛	5	経王寺
17	久三郎	32	単身	門屋	理兵衛	16	妙法寺
18	源太郎	39	女房有	抱屋 <small>権右衛門弟</small>	理兵衛	16	妙法寺
19	半左衛門	45	女房・子2人	抱屋	理兵衛	16	妙法寺
20	市右衛門	42	女房有	抱屋	孫左衛門	12	蓮久寺

* 同年3月の(鯉沢村宗門人別改帳、表紙欠)より作成、桜田徳川家甲府藩の時代、船頭名は掲載順、新『鯉沢町誌』上巻では、与一左衛門家を72人、十右衛門家を37人とするが誤りである。

は二十人であり、元禄時代(一六八八〜一七〇四)直前にしては意外に少ない。宝永二年(一七〇五)の鯉沢の船数は一〇八艘とされているので、この時代はその発展途上の時期といえようか。ただし、舟一艘に乗員は四名(船頭一名含む)が標準とされているので、富士川を上下したのは八十名以上となる。このころの鯉沢村の船頭の特徴としては、単独で宗門人別改帳の筆頭に載る者はなく、抱え屋あるいは門屋という位置にあり、単身者は半数の十人で、子供を有する者も少ない。子供はある程度成長すると労働力として放出されたものか。船頭の年齢は二十代が二人、五十代・六十代が各一人で、あとは三十代から四十代が中心である。このような船頭の在り方は、これよりも古い時期の青柳村の船

景には、雨宮家が諏訪藩の廻米問屋をしていたことがあるが、それ以外にも諏訪方面への帰り荷に何を載せていたか、諏訪への帰り荷物の差配も雨宮家がおこなっていたのかなど、今後の興味は尽きない。

ちなみに第二位は「五拾弍弍式斗七升四夕 七郎左衛門 忠右衛門」で、雨宮家とほぼ同じ規模で、この二家が群を抜いている。この忠右衛門が河住忠右衛門であるならば、同家は松本藩の廻米問屋であり、この二つの藩の廻米問屋の勢いがしのばれるのである。天和二年の宗門人別帳によれば、この年の名主は太右衛門と忠右衛門で、この忠右衛門は六十三才、付箋の断簡に「横丁北村川住□□□□」とあるので、この忠右衛門も河住忠右衛門の可能性が高い。家族は血縁家族六人に、非血縁の下男譜代七人・三年季奉公人二人、下女譜代七人・三年季奉公人一人の十七人である。家族全体は二十三人になる。今後は、この忠右衛門家の解明にも努めたい。

⑥ 元禄九年(一六九六)の雨宮家 延享三年(一七四六)の「(鯉沢村)差出明細帳写」(山梨県史資料叢書『村明細帳 巨摩郡編』三〇ページ)によれば、

【史料1】「一造酒高式拾六石六斗 与市左衛門 是ハ元禄九子年迄造酒仕候所、酒出来悪敷大分損失仕候ニ付、諸道具不残相払、丑年御改之節も御帳面ニハ載り不申候得共、造酒名代石高共今以所持仕罷有候、」

とあって、元禄九年(一六九六)までは雨宮与市左衛門家は酒造業にも携わっていたことが知れるが、あまり順調ではなかったようである。これ以外に雨宮家と酒造の関係を示す史料は今のところ発見されていないが、同年の村明細帳によると、翌元禄十年には同村が造酒をやめたようである。人口が多く、人の交通も顕著であるという条件はそろっていたと推察されるが、酒造業はあまり盛んにはならなかったようである。

それから十年後ではあるが、宝永三年(一七〇六)十月の文書(史料番号8)には、「鯉沢村」という記載はないが、同村のものと思われ、甲斐国内における信州産の米・酒の売買を禁止する法令とその請書と考えられる。久之丞・郷右衛門など名主・長百姓と思われる七人に対し、組頭と思われる六十五人が連印して請書を提出する形式をとっている。単純に五人組の五を掛けて、村役人の七を足すと、当時の鯉沢村の家数は、三二五十七〓三三二軒、三百軒を超える規模であったことが推定される。この内の「郷右衛門」がこの時の雨宮家

頭が、各戸の筆頭または兄弟として存在しているのとは異なっている。なお、宗門帳の筆頭者を仮に「戸主」とした。

この他は、下男あるいは下女と記される「譜代」(「普代」とも表記)の人々である。その内家族を形成するのは、権左衛門(四十七才)と女房(三十四才)、六右衛門(六十才)と女房(四十才)、三左衛門(六十一才)と女房(五十一才)、八右衛門(四十一才)と女房(三十九才)の四組であるが、いずれも子供の記載がない。ここでも、労働力として、他家に放出されたものであろうか。また、権左衛門の女房が「当村生之者」と記されるほかは、女房も譜代であり、権左衛門の女房も、譜代とみなされると思う。これら八人以外の下男・下女はいずれも単身で、下男二十四人・下女十七人である。これに夫婦者を加えると、下男二十八人・下女二十一人となる。譜代の下人が実に四十九人、五十人に迫ろうという人数である。先の抱屋男五人・女三人、門屋男一人を加えると、非血縁家族は男三十四人・女二十四人で合計五十八人。家族全体では、男三十八人・女三十二人、合計七十人の大家族である。これは同時代の鯉沢村の中でも際だって大人数であり、その労働力が田畑の耕作のみに投下されたとは思えず、その背景には諏訪藩の廻米問屋を営んでいたことが大きく影響していたものと考えられる。

これら抱屋・譜代・門屋を年代別にみると、男は十五才未満が四人・十五才〜六十才が三十二人・六十一才以上が二人。女は十五才未満が七人・十五才〜六十才が二十五人・六十一才以上が〇人である。年齢は様々であるが、全体として近世の夫役動員年齢である男十五才〜六十才の労働力年代が中心といえよう。特に女子の十五歳未満は与一左衛門と弟の弥五右衛門の家族及び与一左衛門の抱え屋六兵衛の家族に限られる。一方、六十一才以上は見られない。夫婦者の譜代女房五十一才が最高齢で、他は四十代の譜代下女が五人のみである。低年齢の者も何人が抱えているが、数年すれば労働年齢に達する。これは労働力における先行投資といえよう。

一方、雨宮与一左衛門家の持高については、元禄十六年(一七〇三)の鯉沢村名寄帳の「大高持書抜」(雨宮家文書12)に、「一五拾三石八斗三升壹合四夕与一左衛門 与一左衛門 内七畝弍拾九歩 御蔵屋敷」とあって、この「与一左衛門」が雨宮家だとすれば、雨宮家が鯉沢村第一の大高持であることになる。この史料の裏付けとなる同年の名寄帳は未発見であるが、雨宮家文書中の書抜が事実であるとすれば、当時の雨宮家の権勢を示すものといえようか。この背後の当主と思われる(先の歴代第十五代参照)。これは新たに甲斐国を拝領した柳沢家甲府藩が、信濃国からの米・酒の流入を防ぎ、自国内の酒造業を保護するとともに、米を中心とする物価安定を図るための施策であったと考えられる。その後、宝永七年(一七一〇)には柳沢家甲府藩から信州中馬の甲斐国内での商売を禁ずる法令も出されている。この法令は、後に信州中馬総代の訴訟と諏訪高嶋藩の働きかけによって解除されたという。

⑦ 天明四年(一七八四)の雨宮家―諏訪問屋の権勢― 先述のように、雨宮家には、諏訪高嶋藩の廻米記録が三冊残されている。その内、一冊目は寛延元年(一七四八)〜宝暦十一年(一七六一)、二冊目は宝暦十一年(一七六一)〜天明四年(一七八四)、三冊目は弘化四年(一八四七)〜明治三年(一八七〇)である。このうち、一冊目と二冊目はつながっており、三冊目は二冊目から六十年以上年離れている。この間の記録は作成されたにもかかわらず、現代に伝えられなかった可能性が高い。しかし、一方で、二冊目の「御用留」が何故、この年で区切られているのかを考えておく必要があると思われる。

このような諏訪高嶋藩廻米問屋雨宮家のその後を知るには、鯉沢村に残されている十七世紀の史料が極めて少ないため、同時代では難しい。私たちがその後の諏訪問屋の動向を知ることができるのは、天和二年(一六八二)から約百年後の天明四年(一七八四)のことである。その手掛かりは、鯉沢村の名主を勤めた、原田公房家(西酒屋)文書の中にあった(新『鯉沢町誌 資料編』史料番号94、九九ページ参照)。この文書については、原田正子さんのご許可を頂き、原典照合を行ったので、新『鯉沢町誌 資料編』で活字になっているものとは、少なからず異なっている。この文書を読んでみよう。

【史料2】(鯉沢村定問屋設置反対訴訟裁許請書) 差上申一札之事 (原田公房家文書)

差上申一札之事

鯉沢河岸問屋之儀、前々々長百姓四人ニ而壹人宛年番ニ勤来り、御廻米者問屋引請、売人荷物者船主共銘々勝手ニ引請運送仕来候処、病氣又者幼年等ニ而問屋可勤者無之ニ付、相对之上明和九辰年より去々寅年迄十郎右衛門江為相勤候処、冥加金百兩差出、定問屋いたし度旨、清太夫様御役所江同年願出候ニ付、長百姓并百姓共者御支配白井吉之丞様御役所ニ而御吟味有之候処、十郎右衛門定問屋ニ相成候而者、村方仕来りニ相違いたし、殊ニ同人問屋いたし候内、駿州岩淵宿江積送り候御廻米、鯉沢河岸之船不差出、同郡青柳・黒沢両河岸之船、去ル西

年五拾七艘、丑年式拾七艘相雇、河岸場運上并夫錢与唱、壹艘分甲銀五匁宛取立、十郎右衛門私欲いたし、其外同人義郷士之由申触、苗字を名乗、帯刀いたし村内相掠候間、定問屋ニハ難致、川下ヶ帳与岩瀬宿江十郎右衛門より遣候送り状突合相願、御札中、山村信濃守様并当御奉行所共両度迄駈込訴いたし候得共、御取上無之、尚又御支配御役所ニ而御吟味有之候処、十郎右衛門者慶長年中先祖三代之間定問屋いたし候由緒を以、冥加金差上、定問屋引請相願、尤問屋相勤候節、青柳・黒沢両河岸の船相雇候義無之、且苗字者先祖分名乗来り、諏訪伊勢守様御家来分ニ相成候間帯刀いたし候旨、十郎右衛門申争ひ候ニ付、御差出ニ相成、再応御吟味之上、左之通被 仰渡候、

一十郎右衛門儀、去ル丑年黒沢河岸の船相雇、九艘分運上夫錢取立、河岸場御運上夫錢江割入候段者無相違候得共、殘拾八艘并酉年五拾七艘之分運上夫錢不取立由申聞候得共、訴訟方得心致間敷迎、川下ヶ帳上書認替、又者船頭名前江書人等いたし、御支配御役所ニ而御吟味之節、黒沢河岸の船相雇候儀無之段、偽之義申張、其上先祖分名乗来り候迎、内々苗字を名乗、殊ニ百姓身分ニ而諏訪伊勢守様御家来分候杯与申立、伊勢守様廻米等用向之節者帯刀いたし候段、旁不届ニ付、江戸払被 仰付候、

但御構場所徘徊致間敷段、被 仰渡候、一訴訟方之もの共儀、御支配御役所ニ而御吟味中差越、御奉行所江度々駈込訴いたし候段、不埒ニ付、急度御叱り被置候、右被 仰渡之趣、一同承知奉畏候、若相背候ハ、重科可被 仰付候、仍御請証文差上申処、如件、

中井清太夫御代官所

甲州巨摩郡鰍沢村

名主六兵衛代兼

長百姓

天明四辰年十一月九日

訴訟方 政右衛門印

年番問屋

長 蔵印

百姓惣代

幸左衛門印

同 仙右衛門印

す有様で、到底「定問屋」とすることは出来ない、というのである。

実際のところ、この史料からは、十郎右衛門が何故鰍沢河岸の舟を利用しないのかという重要な理由は明らかでないが、青柳河岸と黒沢河岸を取って利用するという、鰍沢河岸にとつては由々しき事態であった。

このため、鰍沢村の者共は、山村信濃守（勘定奉行、安永七年〜天明四年）や勘定奉行所に二度までも駈け込み訴（村役人から代官所をへて勘定奉行に訴えるという通常の手続きではなく、奉行の駕籠先や奉行所の中に駆け込んで訴状を提出する訴訟形態）を取行、川下げ帳と十郎右衛門が岩瀬河岸に送った送り状との照合を願ったが、訴状は取りあげられず、再度支配代官所での審理が続くことになった。

その際、兩宮十郎右衛門は、慶長年中より先祖から三代は「定問屋」を務めた由緒を述べ、冥加金の上納による定問屋を願った。また、過去に問屋を務めた際、青柳河岸・黒沢河岸の船を雇ったことはないと言張、苗字も先祖以来のこと、諏訪伊勢守の家来分なので帯刀しているとした。

このため、勘定奉行所で再度審議がおこなわれ、以下の様な判決が下された。**【勘定奉行の裁許】** 1 青柳河岸・黒沢河岸の舟を雇い、運上や夫錢を取り立てた件、黒沢河岸の九艘分については、河岸場運上夫錢に割り入れたこととは確認されたが、それ以外の残り十八艘と五十八艘については、支配役所の吟味の際、黒澤河岸の船を雇ってはいない、と偽りを申し張った。
2 先祖より名乗ってきたとして、内々に苗字を名乗った。
3 百姓身分にもかかわらず、諏訪伊勢守様家来分などと称して、同家廻米の際など帯刀した。

4 これらの点は不埒であり、「江戸払い」を申し渡す。「御構い場所」（江戸市中か朱引きの内か）を徘徊してはならない。

5 一方、訴訟方の者も、御支配御役所（代官所）で吟味中、度々勘定奉行所へ駆け込み訴訴したのは不埒である。急度（きつと）叱りを申し付ける。以上の判決が下され、担当する勘定奉行久世丹後守（天明四年〜寛政九年）の留役服部十兵衛に対し、関係者から請証文が提出された。

この文書から、当時、兩宮家の当主十郎右衛門がいかに権勢を誇っていたかわかる。勘定奉行の判決では、諏訪藩の廻米問屋で家来分であるとして、苗字・帯刀していたことが問題とされている。これは、事実であると思われる。弘化四年（一八四七）に兩宮家が代替わりする際、家督を引き継ぐ兩宮虎五郎

同村

長百姓

相手方 十郎右衛門印

御奉行所

右御勘定御奉行

久世丹後守様御掛り

御留役

服部十兵衛様

【訴訟の背景】 鰍沢村では、これまで四人の長百姓が一人ずつ年番交代で河岸問屋をつとめてきた。年貢の廻米は問屋が引き受け、「売人荷物」（＝一般の商品、年貢米以外の商品のことか）は船主共が勝手に銘々引き受けてきた。ところが、近年、長百姓の家では当主が病氣や幼年のため、問屋役を引き受けることができず、話し合いで、十郎右衛門（兩宮家）が明和九年（一七七二）から去年寅年（天明二年＝一七八二）まで、十一年間問屋役を務めてきた。

このような経緯もあって、十郎右衛門は金百両の冥加金の献納と引き換えに「定問屋」となることを、同年（天明二年）（中井）清太夫様御役所へ、願い出たというのである。清太夫とは、「清太夫芋」（じゃがいも）で有名な代官中井清太夫である。彼の上飯田代官所の在任期間は安永三年（一七七四）〜六年（一七七七）で、その後甲府代官所に移って安永六年〜天明七年（一七八七）まで在任している。また、十郎右衛門とは、天明四年十二月二日に亡くなっている兩宮家第十七代の十郎右衛門遵義という人物に該当する。

こうした兩宮十郎右衛門の行動に対して、鰍沢村の長百姓や一般の百姓共は、安永九年から天明四年にかけて上飯田代官であった白井吉之丞の役所に吟味を願い出た。その内容は、①十郎右衛門を定問屋にしては、これまで年番でおこなってきた鰍沢村の間屋制度が壊れる。②十郎右衛門が問屋の時、三河岸のうち鰍沢河岸の舟を利用せず、青柳河岸・黒沢河岸の舟で駿州岩瀬河岸まで輸送した。酉年（安永六年「一七七七」）五十七艘、丑年（天明元年「一七八一」）は二十七艘で、私欲のため一艘から甲銀五匁を河岸場運上・夫錢と称して取り立てる有様であった。③さらに同人は「郷士」と称し苗字帯刀をして村内を威

に対し、これまでの式人扶持を三人扶持にすることが記録されている。また、諏訪藩では、一般の百姓・町人に「御扶持払」が行われていたことが確認できる（『新編 物語藩史 第四巻』新人物往来社、一九六ページ）。さらに、近世初頭においては士分であったような伝承を有する兩宮家において、苗字帯刀も事実と思われる。先の廻米御用留でも兩宮姓を名乗っている。しかし、それが藩の領域を超えて幕領である甲斐国において、あるいは、江戸の勘定奉行の法廷においては通用しなかったのである。

また、廻米を差配する上で、あえて黒沢河岸の舟を利用し、宝暦五年（一七五五）から税金がかけられていた運上金を大部分払わなかった。鰍沢河岸の舟を利用しなかったのは、この河岸場運上金を回避するためであった可能性がある。そして、本来年番制であった河岸問屋を自家に固定するため、金百両という大金をポンと差し出す経済力を有していたのである。これは鰍沢河岸のこれまでの慣行を覆すものであり、河岸の人々から訴えられた。このような兩宮家の経済力を示すものとして、先述のように、天明年間（一七八一〜八九）に藩主が伝奏（＝武家伝奏関連か）に補任された際、兩宮家は五百両を用立てているのである。

この事件は、鰍沢村の中の政治・経済の主導権をめぐる争いでもあったが、それが兩宮家にどのような影響を与えたのかは、他の関連文書がないので、今の所わからない。しかし、この判決が下されたのが天明四年十一月九日、兩宮十郎右衛門の命日は、同年十二月二日である。判決後、一か月たたないうちに亡くなっているのであり、この事件が全く無関係であったとも思えないのである。事実、翌年から以後の諏訪藩関係の御用留は兩宮家に残っていない。諏訪藩と廻米問屋としての兩宮家の関係は継続し、関係文書は幕末にも残されているが、この事件は兩宮家にとって大きな打撃となったのではないだろうか。

⑧ その後の兩宮家

天明四年十一月、幕府勘定奉行は兩宮十郎右衛門に江戸所払いの判決をくだしたが、それから一月もたたぬうちに当主十郎右衛門はなくなっている。兩宮家にとって二つの大きな衝撃であった。はたして、兩宮家はこのあと家を存続させることができたのだろうか。また、諏訪問屋の仕事を継続することができたのだろうか。これまで二冊続いていた廻米の記録「諏訪因幡守様御用留」は、この年で途絶え、これに続く御用留までは以後六十年の空白期間がある。また、同時代の兩宮家文書も存在しない。

このことを解明する唯一の手掛かりが、天保九年（一八三八）六月の「乍恐以書付奉願上候」（史料番号21）である。当時の当主「鯉沢河岸 問屋 雨宮 与一左衛門」が諏訪藩の御作事方に願出た文書中に、次の一節がある。「私儀、五拾余年奉蒙御重恩、御問屋相勤候二付」というのである。つまり、天保九年の雨宮家当主与一左衛門が、これまで五十余年間、（諏訪）問屋を勤めてきたというのである。この年から五十年前は一七八八年（天明八年）、与一左衛門は五十余年と言っている。先の十郎右衛門がなくなった天明四年もこの範囲内に入るだろう。つまり、天明四年十二月になくなった十郎右衛門の跡を与一左衛門が後継者となり、諏訪問屋の仕事も彼が受け継いで、天保九年まで五十余年勤めたというのである。諏訪問屋は生き延びたのである。

しかし、雨宮家の当主はこれ以降幕末まで、鯉沢村の村役人（名主・長百姓）を再び勤めることはなかった。

おわりに 富士川町郷土資料叢書も本誌で第十冊目となる。振り返ってみると、深く考えずに、ただ目の前の史料をまとめることに邁進した十年であった。それにしても、古文書所蔵者各位の御理解と、実に多くの方々のご協力・ご援助でこれらの報告書をまとめることができた。また、事業継続を許していただいた、富士川町教育委員会や富士川町当局にも感謝している。

雨宮利之家文書が初めて世に紹介されたのは、旧『鯉沢町誌』（一九五九年六月）中の青山靖「富士川水運史」と斉藤良一「富士川水運考」という二つの論考であった。両氏はいずれも諏訪問屋関係文書を樋口喜三郎家の史料としている。青山氏は直後にこの執筆部分を独立させて、『富士川水運史』（一九五九年七月）という単著を刊行しているが、その時の所蔵者名も同じであった。その理由は、推理するしかないが、当時の雨宮家の後見人であった樋口喜三郎氏（後に樋口藤平氏）の名前が、所蔵者として掲載され、雨宮家文書の管理も同氏に委ねられていたものと思われる。これは、その後の『長野県史』近世資料編第三巻南信編（一九七五年）においても、三年分の抄録として掲載された諏訪藩の廻米記録を除き、他はすべて樋口氏が所蔵者とされてしまった。このことは、雨宮利之氏にとって大変口惜しいことであったと思われる。雨宮家文書の中には、当時の長野県史南信編担当者樋口家の双方から提出された、当該文書は「雨宮利之家文書であることに間違いはない」旨の証文が二枚残されている。しかし、それだけでは、一般の人々に、これらの文書が本来雨宮利之家文書であったことは周知されない。本誌の印刷部数はわずかではあるが、旧『鯉

沢町誌』・『富士川水運史』と『長野県史』南信編に掲載された当該史料の所蔵者が、すべて鯉沢の雨宮利之氏であるという訂正が、少しでも世に広まることでできれば幸いである。なお、新『鯉沢町誌』資料編685ページでは、雨宮利之家文書史料番号48を「鯉沢町誌収集資料雨宮家文書」としているが、これも「雨宮利之家文書」で間違いはない。

本誌も多くの皆様のご援助を受けて、雨宮家文書の大部分を何とか活字として刊行することができた。本文書は諏訪藩の廻米を解明するためには不可欠の文書であり、先述の『長野県史』南信編にも、約十万点といわれる長野県諏訪地方の地元の古文書を差しおいて、県外の六名の雨宮家文書が掲載されているのである。それとともに、本史料は江戸から明治にかけて、甲斐国内における重要な役割を果たした富士川水運における鯉沢村と鯉沢河岸の役割を物語る重要史料でもある。筆者は、諏訪問屋雨宮家文書は、少なくとも山梨県の重要文化財となるべき価値をもつと考えるが、まずは富士川町の文化財として、大切に保存・継承されることを願うものである。

雨宮家文書や鯉沢河岸など富士川水運史について、筆者にはまだ多くの言及すべきことが残されているが、紙数に制約があるため、他日を期したい。

（菊池邦彦）

追記

雨宮利之さんと親交のあった秋山勝司さんから、雨宮利之さん作成の墓所の配置図（右ページ下図）を提供していただいた。墓碑はもと東を向いていたが、安政の大地震で墓石が倒れ、それを再建したものが現状であるという。図中の①②は墓碑の配置の順で、歴代の順ではない。

鯉沢町誌下巻635頁より640頁文化財記載より

安政大地震の際墓石倒れ、以後年代順で墓石群建立（往時）

以前長石位階厚床側（南）建立

重要祠

① 寶鏡所塔形墓石
 ② 切妻形墓石
 ③ 雨宮宗右衛門忠光
 ④ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑤ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑥ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑦ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑧ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑨ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑩ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑪ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑫ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑬ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑭ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑮ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑯ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑰ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑱ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑲ 雨宮宗右衛門忠光
 ⑳ 雨宮宗右衛門忠光
 ㉑ 雨宮宗右衛門忠光
 ㉒ 雨宮宗右衛門忠光

【史料3】天和二年(一六八二)の雨宮与一左衛門家族

小室村法華宗妙法寺旦那[㊟]

与一左衛門儀当村生之者^二而

御百姓かけ罷有候

右同宗同寺旦那[㊟]

同人家房義甲府青沼町忠左衛門娘

女房

右同宗同寺旦那[㊟]

同人子彦左衛門義親ニか、り罷有候

彦左衛門[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人娘おはつ義親ニか、り罷有候

おはつ

右同宗同寺旦那[㊟]

同人娘さん義親ニか、り罷有候

さん

右同宗同寺旦那[㊟]

同人娘おけさ義右同断

おけさ

右同宗同寺旦那[㊟]

同人弟弥五右衛門義兄ニか、り罷有候

弥五右衛門[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

弥五右衛門女房儀河内領飯富村弥次兵衛娘

女房

小室村法華宗妙法寺旦那[㊟]

弥五右衛門子三郎義親ニか、り罷有候

三郎[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人妹ひめ義兄ニ懸り罷有候

ひめ

右同宗同寺旦那[㊟]

同人妹おんぢやう義右同断

おんぢやう

右同宗同寺旦那[㊟]

同人妹まん義右同断

右同宗同寺旦那[㊟]

与一左衛門下男権左衛門義譜代

権左衛門女房当村生之者にて御座候

女房

右同宗同寺旦那[㊟]

与一左衛門下男七藏儀譜代

七藏[㊟]

同宗同寺旦那[㊟]

同人下男佐右衛門義普代

佐右衛門[㊟]

当村法華宗蓮久寺旦那[㊟]

与一左衛門下男六右衛門義普代

六右衛門[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

六右衛門女房義普代

女房

当村法花宗妙臺寺旦那[㊟]

与一左衛門抱屋六郎兵衛義

六郎兵衛[㊟]

当村生之者^二而御座候

六郎兵衛[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

六郎兵衛女房義当村藤兵衛娘

女房

右同宗同寺旦那[㊟]

同人子与左衛門儀親ニか、り罷有候

与左衛門[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人子六藏儀右同断

六藏[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人子庄之助儀右同断

庄之介[㊟]

まん

年十三才

権左衛門[㊟]

年四十七才

七藏[㊟]

年十二才

佐右衛門[㊟]

年十八才

六右衛門[㊟]

年六十才

女房

年四十才

六郎兵衛[㊟]

年四十八才

女房

年三十八才

与左衛門[㊟]

年廿七才

六藏[㊟]

年十六才

右同宗同寺旦那[㊟]

同人子庄之助儀右同断

庄之介[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人娘およ義親ニか、り罷有候

およ

当村法華宗妙大寺旦那[㊟]

六郎兵衛娘おんな義親ニか、り罷有候

おんな

右同宗同寺旦那[㊟]

同人子小藏義右同断

小藏[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

与一左衛門下男虎之助義普代

とら助[㊟]

当村法華宗経王寺旦那[㊟]

新五右衛門[㊟]

四十三才

当村法華宗妙大寺旦那[㊟]

同人下男三左衛門義普代

三左衛門[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

三左衛門女房義普代

女房

右同宗同寺旦那[㊟]

与一左衛門下女与五兵衛義普代

与五兵衛[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男角兵衛義右同断

角兵衛[㊟]

当村法華宗妙大寺旦那[㊟]

与一左衛門下男加右衛門義普代

加右衛門[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男茂左衛門義普代

茂左衛門[㊟]

法花宗当村蓮久寺旦那[㊟]

同人下男茂右衛門義右同断

茂右衛門[㊟]

年十二才

およ

年十五才

おんな

年十一才

小藏[㊟]

年五才

とら助[㊟]

年九才

新五右衛門[㊟]

四十三才

三左衛門[㊟]

年六十一才

女房

年五十一才

与五兵衛[㊟]

年三十五才

角兵衛[㊟]

年三十一才

加右衛門[㊟]

年廿七才

茂左衛門[㊟]

年三十一才

茂右衛門[㊟]

年三十一才

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男松右衛門義普代

松右衛門[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男加左衛門義譜代

加左衛門[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男傳左衛門儀普代

傳左衛門[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男三九郎義右同断

三九郎[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男新藏儀普代

新藏[㊟]

法華宗当村蓮花寺旦那[㊟]

与一左衛門下男崑右衛門義普代

崑右衛門[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男茂兵衛儀普代

茂兵衛[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男弥右衛門義右同断

弥右衛門[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男清兵衛儀普代

清兵衛[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男新五兵衛儀普代

新五兵衛[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男金十郎義右同断

金十郎[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男弥平義普代

弥平[㊟]

年五十八才

松右衛門[㊟]

年三十才

加左衛門[㊟]

年廿六才

傳左衛門[㊟]

年十八才

三九郎[㊟]

年廿四才

新藏[㊟]

年十六才

崑右衛門[㊟]

年六十三才

茂兵衛[㊟]

年三十三才

弥右衛門[㊟]

年廿六才

清兵衛[㊟]

年四十一才

新五兵衛[㊟]

年三十九才

金十郎[㊟]

年廿四才

弥平[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男八右衛門義右同断

八右衛門[㊟]

当村法花宗蓮花寺旦那[㊟]

八右衛門女房儀譜代

女房

右同宗同寺旦那[㊟]

与一左衛門下男市郎兵衛義普代

市郎兵衛[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男茂次右衛門義譜代

茂次右衛門[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下男与五左衛門義右同断

与五左衛門[㊟]

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下女おつ義右同断

おつ

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下女おさ義普代

おさ

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下女まんつる義右同断

まん鶴

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下女あぐり儀右同断

あぐり

当村法花宗蓮華寺旦那[㊟]

与一左衛門下女ちやくり義普代

ちやくり

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下女ひめ義普代

ひめ

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下女うめ義右同断

うめ

年十八才

八右衛門[㊟]

年四十一才

女房

年三十九才

市郎兵衛[㊟]

年六十七才

茂次右衛門[㊟]

年四十一才

与五左衛門[㊟]

年廿一才

おさ

年三十六才

おつ

年廿六才

まん鶴

年四十一才

あぐり

年三十四才

ちやくり

年廿九才

ひめ

年廿七才

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下女おな義右同断

おな

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下女おな義右同断

おな

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下女おな義右同断

おんな

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下女おる義右同断

おる

右同宗同寺旦那[㊟]

同人下女おま義右同断

おま

当村法華宗蓮華寺旦那[㊟]

与一左衛門下女おきい義普代

おきい

右同宗同寺旦那[㊟]

協力者

雨宮 良美

深澤 眞二

深澤 浩美

後藤 元子

原田 正子

内田五十鈴

秋山 勝司

諸角 和夫

深澤 悦夫

井上 國勝

富士川町立図書館

富士川町教育委員会

担当 深澤 五月

(本町山車保存会会長)

富士川町郷土資料叢書

10

富士川水運資料⑥

諏訪高嶋藩廻米問屋

雨宮利之家文書

二〇二六年(令和八年)三月三十日発行

〒四〇〇一〇五九二

富士川町天神中條一三三四

発行 富士川町教育委員会

印刷 株式会社サンニチ印刷